

参考資料 1　自由回答結果のとりまとめ

(1) 総合的な計画への集約（統合）あるいは個別計画へと細分化について、その方向性と理由について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

＜集約（統合）＞

「環境」の分野は非常に幅広いため、個別計画を集約することは難しいと考えている。

基本構想は、真に豊かで持続可能な地域社会をつくりあげていくための基本理念と、まちの将来像を示した上で、10年後に実現するまちの姿を明らかにしている。この基本構想の掲げる理念と「10年後に実現するまちの姿」を実現するための基本計画として10か年計画を策定している。この基本構想と10か年計画をさらに具体化していくものとして、環境基本計画などの個別計画を策定している。

2008年(平成20年)8月に設定された市の総合計画に掲げられた都市像を具体化するため、環境分野における計画として2014年に市の環境基本計画を策定しました。本計画に基づき、環境保全に関する各種計画・事業を行っています。

2016年から始まる第二次環境基本計画については、地球温暖化対策推進計画も抱合して、進行管理をしていく予定です。

まちづくり総合計画は、市の最上位計画であり、これまでの各計画の施策及び事業等を内包し、今後の市がひかり輝くまちとして継続できるよう、実行性のある活きた計画書として策定する。策定にあたっては、広く市民の意見を聞く工夫をこらし、市民と行政が一体となり策定を進める。

各種個別計画を総合的な計画として取りまとめたいと考えています。

理由としては、各種個別計画の間で類似する施策が存在するため(自然環境の保全のための森林整備と地球温暖化対策のための森林整備など)と、各種個別計画の改定作業が多くなり、計画の推進に影響が出ているためです。これらを統合することで、これまでと同じ内容を維持しながら、事務の効率化を図りたいと考えております。

環境・まちづくり分野で総合的なものとしては環境計画のほかにまちづくりマスターplanがあり、さらに上位には区全体の基本構想・長期計画・総合実施計画にも項目がある。また、環境の個別計画には地球温暖化対策地域推進計画・地球温暖化防止対策実行計画(第三次)がある。環境分野でも目的・対象等の違いがあるため、期間や目標を整理するとともに内容が整合するよう策定し運用していく。(内容の統合化を図る。)

環境に関する個別計画においても、環境基本計画、温暖化対策実行計画(事務事業編)、新エネルギー・一般廃棄物処理計画等、根拠法令や計画期間が異なることから複数の計画が存在しているが、整合性や重複記述を避けるため、可能な限り集約を行うことを検討している。

環境関連の条例等を統合・整理し、新たな事項を盛り込んだ条例を制定し、条例に盛り込まれた事項の総合的かつ計画的な推進を図るために環境総合計画を策定。

環境基本計画と次年度以降策定を計画している地球温暖化防止実行計画(区域施策編)について、その方向性や内容が重複する部分が多いことから、統合する予定です。
環境基本計画と地球温暖化対策実行計画は、位置づけられている施策の中に共通していく重複するものが多いことから、両計画をあわせて改定し、施策の進捗管理も一体的に行えるよう集約していく予定。
環境基本計画に基づき5年間の環境行動計画を策定し、目標に向けて取り組んでいる。
環境基本計画に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を統合
環境基本計画を策定し、すでに集約化している <方向性>今後も集約は継続する <理由>環境や持続可能な地域づくりに関する施策は、多様な分野に点在しており、それらを包括して進める必要があるため。
環境条例の基本理念の実現に向け策定した「環境基本計画」と関連性が深く、また、同時期に改訂する都市緑地法に基づく「みどりの基本計画」を整合させ、みどりと環境の保全等に関する事項を、総合的かつ計画的に推進するための方針や具体的な施策を示した「みどりと環境基本計画」として改訂し、一体的に施策のマネジメントを行っている。
環境計画の一部は以下の計画としても位置づけている。 ○「地球温暖化対策の推進に関する法律」第20条の3第3項に規定する地方公共団体実行計画 ○「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」第8条に規定する行動計画 ○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第5条の5に規定する廃棄物処理計画及び「第2次循環型社会形成推進基本計画(平成20年5月環境省)」第4章第4節に規定する地域における循環型社会形成推進のための基本計画 但し、含まれる各種計画については、今後、分散すべきとの意見もある。
環境分野の計画と温室効果ガス削減計画を統合していく
環境保全に関する施策に関する総合的な計画である「市環境基本計画」について、市民・事業者が市の環境施策を一体的に把握できるよう地球温暖化対策に関する実行計画を統合した。また、計画に記載した各分野の施策等として「生物多様性地域戦略」及び「環境教育等行動計画」に相当する計画として位置付けることとして現行の「市環境基本計画(第二次)」を改定作業中である。
現在、市の環境基本計画を策定中であるため、こちらの計画で記載する。
現在、総合計画と個別計画があり、その計画を集約することは考えていない。
個別計画の考え方を整理して総合計画に反映した。
個別計画の集約化などの検討は今後必要と考えるが、現状において具体的な予定はない。
市の環境基本計画(後期実施計画)の策定の際に、市の総合計画との事業の整合性を図り、集約を行った。
市の環境基本計画に区域施策編を盛り込み、一本化する予定。理由としては、地球温暖化対策を総合的に考えているため。
市の環境基本計画の下に市の温室効果ガスの排出抑制等の実行計画が作成されている。

市の環境基本計画を策定予定。環境保全に配慮した行動を、より推進するため。
市の環境基本条例に基づき、環境の保全等に関する目標及び施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定める総合的な計画として、市の環境基本計画及びその個別計画を策定している。
市の環境基本条例に基づき、環境基本計画(後期基本計画)を策定済。平成30年度からの次期計画作成時に地球温暖化防止計画(区域施策編)を盛り込むか検討中。
市の環境基本条例第10条に基づき、本市の環境保全に関する施策について総合的かつ計画的に推進するため、長期的な目標や施策の方向性を市の環境基本計画により定めています。また、総合計画及び環境基本計画の理念や地域特性を踏まえるとともに、市民・事業者・行政等のそれぞれの主体が一体となって地球温暖化対策に取り組むための指針として、市の地球温暖化対策実行計画を策定しています。
市の総合計画では、6つの施策の大綱の1つとして、「人と自然が調和するまちづくり」を掲げている。これは基本的な方向を示すもので、環境課題の解決に向け具体的にどんなことをやっていくかは、市の第2次環境基本計画に委ねられている。
市の総合計画で基本的なまちづくり及び環境分野についても方針を定めている。環境基本計画にて、環境分野における詳細な取り決めや、数値目標を設定し、環境保全活動を推進している。
市の総合計画のめざす都市像を環境面から実現するための分野別行動計画として、市の環境基本計画を策定しているため。
市総合計画において環境を含めた市全般の各計画を定め、その中で詳細な環境施策の計画について綾部市環境基本計画を策定している。今後、計画を集約する予定はない。
自然エネルギーに関する個別計画を総合的な計画集約予定。
集約については検討中。
総合計画において、「優れた自然環境・景観を誇るまちとして、環境との共生を重視した持続可能な街づくりを進める」ことを記述している。また、個別計画として、「地域新エネルギービジョン」を策定している。
総合計画について記載した内容について、その実行内容を個別計画に記載してあるので、今後もその方向性を維持する。
総合計画に環境に関する項目を掲げ、環境基本計画等の個別計画とは連動しており、いまのところ総合的な計画に集約する考えはない。
総合計画に集約することで進めたい。現環境基本計画でも、選択と集中を戦略に掲げているため。
第2次環境基本計画の策定作業中であるが、その将来像の案として「市民が豊かさを感じる循環共生型社会」と検討しており、その構成は低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチを参考に、現状課題について環境・経済・社会面から見て、市の環境政策全般から市民との共同の取り組みを進めることとしている。
地球温暖化対策地域推進計画を環境基本計画へ集約する。
地球温暖化防止計画(京都議定書に伴う)なければ補助事業を受けられないとのことであったため

作成した。総合的な計画に集約する気はない。今後、更新する予定もない。

町の地球温暖化対策実行計画がある。この計画は 1997 年に開催された「地球温暖化防止京都会議」における京都議定書を基に温室効果ガスの削減を目的として作成した地球温暖化対策の実行計画である。町の総合計画のみでは抽象的にしか目標を掲げておらず、具体的な課題・対策・施策等が定められていないため、町の環境をよりよいものにするために平成 27 年度までの計画を定めた地球温暖化計画を策定した。

複数課がそれぞれ計画・構想等を作成しているが、事業担当がまたがっているため、集約化が必要と考えている。

平成 19 年策定の地域新エネルギービジョンの計画期間が平成 28 年度末までのため、平成 27~28 年度に新規策定する環境基本計画の中に取り込む予定としている。

方向性: 平成 16 年に策定した市の環境基本計画と、平成 17 年に策定した市の環境保全行動計画を統合し、平成 26 年 3 月に市の環境基本計画及び環境保全行動計画を策定した。

理由: 環境に関する長期的な目標や施策の基本的な事項を定めた環境基本計画と、具体的な目標や市民・事業者の行動指針を定めた環境保全行動計画を統合することにより、その関連性をより分かりやすく伝えるため。

本県では環境基本条例において環境施策の基本方針を掲げており、その中で、環境の保全及び創造に関する施策の策定・実施に当たっては、以下に掲げる事項(①~④)の確保を旨として、各種施策の相互の連携を図りつつ総合的かつ計画的に行うこととしている。また、それらを実現するために環境総合計画を定めることとしている。①人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること。②生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること。③人と自然及び文化遺産との豊かな触れ合いが保たれること。④資源及びエネルギーの利用等における物質循環が促進されること。

本市では、マスターplanとしての「環境基本計画」、実行計画としての「地球温暖化対策実行計画【区域施策編】」、同じく、【事務事業編】を策定している。環境基本計画については、平成 19 年 3 月に策定し、計画期間 10 年で、平成 29 年 3 月の改定に向か、現在作業中。区域施策編については平成 30 年度、事務事業編については平成 29 年度に改定予定。計画期間や計画策定のために必要とする数値情報の集計時期にずれがあるため、集約は難しいと考える。

本市では、環境基本計画を策定しており、本市の総合計画における基本目標の 1 つを担っている。各個別計画を集約することで、他の行政計画を策定する際や事業・取組を行う際に、計画同士の整合性を図っている。

本市は自然環境都市宣言し、より積極的な環境保全の施策を計画的に進めるため、総合的な計画に集約することなく、今後も市の環境基本条例に基づき個別計画として策定していく方向である。

<細分化>

(方向性)総合計画を環境面から推進する分野別計画を策定し、また環境に関する個別計画を策定することにより細分化している。
(理由)本市における環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため。
快適で生活しやすいくらしづくり。環境対策の推進--自然環境・景観 自然環境の維持、景観の保全。リサイクルの推進--循環型社会の推進 廃棄物の適正処理の推進 環境対策の推進---エコの取組 公衆衛生の推進。
環境基本計画、環境モデル都市アクションプランに記載されている内容を細分化して、例えば業務部門の省エネについてのロードマップを作成している。
環境基本計画やみどりの基本計画の個別計画として、地球温暖化対策推進計画、廃棄物処理計画等を策定しており、今年度、4計画とも次期計画(計画期間:平成28年度～32年度)を策定した。
環境基本計画を市の総合計画における環境分野の政策を実現させるための計画として位置付け、一般廃棄物処理基本計画や地球温暖化防止実行計画等の個別計画と相互に連携させる内容に改訂中。
環境基本計画内の施策をより具体的に推進するため、温暖化対策実行計画や再生可能エネルギー導入推進計画を策定し細分化している。
既に環境基本計画として細分化されており、今後も継続予定。
既に細分化しており、個々の計画の中で実施することによって、よりきめ細かな取組みができる。
現在、第二次環境基本計画を策定中であり、内容、方法を検討中である。
既に細分化済み。
現在の総合計画と個別計画に体系づけることにより、各種施策を実行に移し、市民の満足度を高める必要があると考えられるため、今後も引き続き進めていきたい。
現時点では、総合的な計画である「市環境基本計画」と、個別計画である市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)及び市環境教育推進方針があり、更に現在市一般廃棄物処理基本計画を策定中。
個別計画について細分化を実施しています。 方向性は、町の総合計画を上位計画として協働のまちづくりを推進しており、本町がめざす将来に実現する環境面での姿を住民・事業者・行政が協働により創り上げる社会を目指しています。 理由は、本町の環境を守り、持続可能な社会の構築に貢献するためには、その担い手である住民・事業者・行政がそれぞれの役割と責任により環境保全と創造のために主体的・自発的に取組むことが必要であるため。
個別計画への細分化は考えていない。
国、県等関係団体の情勢や市民にとっての必要性に応じて細分化する。
今後も総合計画で方向性を示し、具体的な計画等については個別に計画を検討する方向性で検討。
細分化に関しては今後計画をしている。また、既にいくつか再分化しているものもある。既にあるもの、また今後計画していくものに関して、大まかではなく詳細な部分まで決定する必要がある為。
細分化を実施している。市の総合計画を定めているが、環境や持続可能な地域づくりに関して大枠

を決めているのみである。そのため、目標等について詳細な計画が必要であるため、環境基本計画を策定している。これは望ましい環境像を定め、それを実現するため基本目標・分野別目標・施策の方向性を定めている。また、この目標や施策の方向性に沿った具体的な取り組み等についてさらに詳細に定めるため、分野ごとに個別計画を定めているものもある。

市における事務及び事業の実施に伴う環境負荷の低減に向け、以下に示す5つの項目を基本方針として、職員一人ひとりが自覚を持ち積極的に推進し、二酸化炭素排出量を削減する。
I．財やサービスの購入に当たっての配慮(買うとき)
II．財やサービスの使用に当たっての配慮(使うとき)
III．廃棄に当たっての配慮(捨てる前、捨てるとき)
IV．公共事業等に当たっての配慮(設計・施工、維持管理、廃棄に際して)
V．職員の意識の向上(意識を高める)

市の環境施策に関する基本計画である「環境基本計画」を基づき、地球温暖化防止実行計画、ごみ処理基本計画などを個別に策定している。個別の計画はそれぞれの目標の達成に向け具体的な施策を定めるために必要である。

市総合基本計画の施策の大綱で「環境をつなぐ××(循環型社会の形成)」と定め、平成32年度までの施策の大きな方向性を示している。また整合を図り、環境面からこの総合基本計画を実現するため市の環境基本計画に位置づけ策定している。さらに各課題にたいする個別の計画とし地球温暖化対策実行計画(区域施策編)、地球温暖化対策実行計画、市の水と緑の基本計画、ごみ処理基本計画を定め細分化し対応している。

市総合計画を計画の根本に位置づけ、環境分野に関しては環境基本計画を個別に策定しています。環境基本計画は「生活環境」「自然環境」「地域環境」「地球環境」「啓発、環境保全活動」の5つの柱で構成しています。個別に目標を設定することで、市民にとってより具体的にイメージのしやすい計画にすることと、環境行政の多岐に渡る業務や、市が抱えている現状、展望を伝えるためにも個別の計画を策定しています。

施策テーマごとの行動計画として策定している。

次期計画の策定時、特に自然環境の保全・保護の観点から、細分化を検討している。

生活排水対策、地球温暖化対策、エネルギー問題等の重点的に取り組む事項について個別計画を策定し、より具体的な施策に取り組んでいる。

総合計画で「ごみの減量化と再資源化の推進」、「ごみ収集処理体制の整備」及び「環境保全対策の推進」の施策について記述しており、その中で特に一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画及び地球温暖化対策実行計画(事務事業編)については策定義務があることから既に細分化を実施している。

総合計画では、大まかな概要を記載している。環境基本計画では、より細かな施策やデータなどを記載している。

総合計画における「自然環境の保全と環境問題」に関する取り組みをより具体化し、細分化した中から「現状」「課題」「具体的な施策」を明らかにして近年、変動が著しい自然環境への対応を進めめる、個別計画を策定している。

総合計画については、総花的な記述になっており、環境等各分野に関しては、各分野にてある程度

専門的な記述が求められる状況があるため。
総合計画を環境政策面から推進するために環境基本計画を策定し、環境基本計画で定める施策を推進するために個別計画を策定している。
総合的な環境基本計画のほかに、法や条例に基づき地球温暖化対策、生物多様性保全、循環型社会形成推進、環境教育等の各分野において個別計画を策定済。
町の総合振興計画に基づき、環境基本計画を策定し、内容の細分化により環境づくりに取り組んでいる。
当市では、次期総合計画を次年度にかけて策定する。この計画には基本構想、基本的方向が示される。一方、総合計画を実現するための具体的な各個別計画については、各政策分野で策定する必要がある。このため当市では各種個別計画××環境プランを策定している。
当市においては、総合計画に記載している事項を各種個別計画において細分化しています。方向性については、3R活動や環境教育の推進、省資源・省エネルギーの意識啓発等により循環型社会の構築をさらに進めて、環境への負荷の少ないまちを目指しています。また、当市の各種個別計画での細分化については、総合計画で定めた目標を達成するために、より小さな視点での計画も立てています。
本市においては、全庁的に個別計画の見直し・整理を実施済み。計画体系の明瞭化、事務の効率化を図っている。
本市は市の総合計画に位置づけた基本政策に基づき環境基本計画を策定しています。また、環境基本計画を具体化するために必要に応じて個別計画を策定しています。

<集約（統合）・細分化>

「××の多様で繊細な自然、自然をベースとして長い歴史の中で育まれてきた文化や暮らし、産業、人、もてなしの心といった多彩な環境資源を保全・再生・創出するとともに観光や地域コミュニティ活動、教育等を通じて結びつけられたまち」づくりを推進するため、「1. まち全体を考え、全員参加による環境づくりを進める」、「2. 生存基盤としての自然を守り、活かす」「3. 環境と人にやさしい暮らし方、持続可能なまちづくりを進める」の3つを基本方針とした環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進をはかるための基本的な計画である「××環境プラン2004」を策定しているが、この計画を着実に推進するため、毎年度「実施計画」を策定し各施策に取り組んでいる。
細分化については、環境部門では環境基本計画の下に、温暖化対策、生物多様性、廃棄物処理の3実行計画を位置づけている。
すべての地域づくりの基本となる総合計画をもとに個別計画へと細分化している現状の方法が、当面は妥当な方法と考えています。
すべての分野にまたがる大きな方向性については長期総合計画で定め、細かな分野ごとの計画については各部で対応する。
基本計画に置いては5つの基本目標を設定し、その目標の具現化のために個別目標を設けて施策の展開を図る。

既に集約化しているため、細分化は考えていない。
現在の市の環境総合計画が平成32年度を終了年度としているため、平成33年度以降の計画については、集約化や細分化を含め、一から方向性を見直す予定である。
現在も、市の総合計画の下に、環境分野の基本となる計画として環境基本計画があり、その下にアクションプランとして、一般廃棄物処理基本計画、地球温暖化対策新実行計画を策定している。今後もこの体系を継続し、計画の進捗管理は、主に環境基本計画のレベルで実施していく予定である。
市の環境基本計画については、「××市〇〇〇水環境保全推進計画」「××市新エネルギー・ビジョン」「××市バイオマス活用推進計画」「××市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の4計画について集約化し、効果的な進行管理を図っている。各法令による策定義務等を含めた計画の取り扱いが異なる「××一般廃棄物処理基本計画」及び「××地球温暖化対策推進実行計画(市有施設からの温室効果ガス排出削減目標を定めたもの)」については、本計画に統合せず、相互に連携を図るものとしている。
上位に総合計画があり、下位に環境基本計画がある体制をとっている。
総合計画で位置づけられるまちづくりや各種施策のうち環境に関する事項については、環境基本計画にて推進している。
総合計画に示された将来像を環境面から実現するために環境基本計画を策定しており、環境に関する各種計画の策定や推進に当たっての指針としている。
総合計画は、環境分野におけるまちづくりの将来像に広くふれ、個別計画は総合計画の環境分野を補完するものとして、市民・事業者・行政が連携し、協働して環境におけるまちづくりを進めるため、環境への取り組みの在り方が盛り込まれている。
総合計画を最上位計画とし、各法令等に基づき策定された個別計画については、総合計画と整合性を図り実行している。
総合的な計画に集約することは、考えていない。長期総合計画は、市民に対して市の将来像とその実現に向けた方向性を示し、市民と共に認識を持ち、ともにまちづくりを進めていくための計画である。また、長期総合計画は、市の上位計画であり、各分野別計画の指針となるものであるため、細分化を実施し、環境基本計画を策定している。
町の総合計画を上位計画として、町における環境行政の根幹として各施設や各分野の個別計画と整合を図り、補完し、具体化していくための基本計画として位置付けている。
当町では、バイオマстаウン構想、地域省エネルギー・ビジョン、温暖化防止実行計画(事務事業編)、一般廃棄物処理計画などの個別計画の策定、その他環境関連の事業が実施されているが、町全体として特に環境関連の統一した方針や視点を定めた計画が策定されていない。今後、これらの計画や各事業を取りまとめ、統一的な方向性や目標等を定めた環境基本計画を策定していくことを考えている。
当町の環境基本計画を、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定している。環境施策については、町の計画すべてに關係することから、町の総合計画と整合性を図りながら策

定しており、進行管理についても整合性を図っている。
統合または細分化の方向性については未定。
統合化は考えていない。細分化として、環境基本計画を基に各部署で3年を期間とした実施計画を作成している。
平成23年3月に第4次長期総合計画(H23から32)が制定され、その中に循環型社会の構築として環境等が記載されており、担当課で毎年見直し等を行っている。
本市の場合、総合的な計画として環境基本計画を、その個別計画として地球温暖化対策実行計画や自動車公害防止計画など様々な部門別計画を策定しています。市の環境基本計画は、環境の保全・創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的目標及び施策の方向性を定めた計画であり、個別計画に施策の方向性を与えています。一方、個別計画は市の地球温暖化対策実行計画など法律で策定が定められている法定計画が多く、市の環境基本計画よりも詳細な施策内容を掲載することから、必然的に細分化が進んでいます。
本市環境基本計画の他に緑の基本計画等の個別計画が策定されており、環境基本計画については各種計画が総合的にまとまっている計画と考えているため、今後も同様に取り組んでいく予定。

<その他>

「××村自然エネルギーの導入及び省エネルギーの促進に関する実施計画」を策定し、自然エネルギーの利用や省エネルギー化についての目標や計画を定めている。
し尿処理施設、ごみ焼却施設の広域化を今後検討
各計画に基本理念を持って掲げている。
環境基本計画は、中長期的な環境施策を策定している。
現在、次期計画を検討中でまだ方向性は定まっていません。
現時点では、特に問題がないため現在の体系を変える予定はない。
市の環境基本計画は、本市の環境の保全と創造に関する総合的な施策を掲げており、環境面で最も基本となる計画であり、市の総合計画を環境面から具現化する計画です。
市の総合計画の将来の都市像及び基本目標を環境面から実現するため、市環境基本計画、一般廃棄物処理基本計画を策定している。
自然環境保護への取り組み、ごみの排出抑制・再資源化を行っていくことで資源・環境にやさしいまちづくりを行う。
総合計画としての位置づけである「××町まちづくり計画」との整合性を図るため、現在策定中の第2次まちづくり計画策定後、××町環境基本計画制定を予定している。
総合計画に資源循環型エコタウンプロジェクト構想を掲げ、環境基本計画を策定済み。
町の総合計画の重点戦略の1つとして、「循環型社会・低炭素社会の実現」を定め、低炭素社会実現に向けた実施計画書として、「××町スマートライフプラン」を策定している。また、××町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定している。
方向性と理由としては、良好な自然環境を保全し、次の世代に引き継ぐために住民一人ひとりが環

境に配慮したやさしい生活を意識して実践していく必要があるから。
廃棄物の3Rや教育等の推進計画を今年度策定中。
平成28年度以降、事業者、市民、行政が一体となった地球温暖化対策を図る目的として、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定を検討中である。
豊かで快適な環境の保全と創造を図ることを目的とし、平成27年3月に「××市環境基本条例」を制定。この条例に基づき、環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくため、平成27年度より2年計画で「××市環境基本計画」の策定に着手する。
本件調査対象の環境行動計画は、総合計画である「××基本計画2013」を上位計画とし、望ましい環境像「水辺や豊かな緑と共生し、みんなで環境をよくするまち ××」の実現に向け、各種施策を積極的に推進しており、個別計画として位置づけられている。
問II-2で言う「総合計画」と「各種個別計画」の指しているところが解りませんが、当町の長期総合計画の中で「美しい自然環境の保全と循環型社会の構築」の項に記述しています。
来年度総合計画見直し。環境基本計画の一つの柱として、持続可能な社会を実現する人づくりあるため、総合計画にも記述する。

(2) 「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の施策の記述内容について調査を行った。「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」の中で、生物多様性保全や化学物質管理等、他の分野にも関連する事項を記述している場合の施策の記述内容について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

生物多様性の保全(豊かな自然環境の保全、自然環境データ収集体制の構築、生態系ネットワークの形成)、森林整備の推進(森林整備の推進、県民参加の森林づくりの推進、県産木材の利用促進等)、循環型社会の構築(3Rの推進、循環型社会ビジネスの振興、再資源化技術の開発支援)、環境に配慮した国体などの推進。
省資源化と資源の循環利用、大気汚染物質の排出削減、化学物質等の適正管理、豊かな緑の創出、自然環境の保全、水循環の再生とういのある水辺環境の回復、等。
生物多様性保全では、野生生物の適正な保護管理や重要地域の保全など、化学物質対策では、環境調査の継続的実施や事業者の監視・指導体制の強化などを記述している。
「低炭素都市××の将来像」の実現及び温室効果ガス削減目標の達成に向けて、本市の現状と課題、地域特性等を踏まえ、4つの具体的な将来ビジョンを設定し、その実現に向けて取り組む地球温暖化対策の方向性や中長期の取組を“戦略”として定め、戦略ごとに中長期の取組を進める上での

<p>リーディング事業として、アクションプランを策定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「まちの森プロジェクト及び×××××緑の回廊創成事業」：「地球温暖化を防ぐ」「うるおいのある街をつくる」「都市の中の自然、自然の中の都市をつくる」「市民の環境意識の高まりを育てる」ことを目的に、自然の創生や自然とのふれあいの場の創出などを図るプロジェクト。なかでも、××××緑の回廊創成事業において、緑が少なく広大な空間が広がる埋立地に市民や企業の協力を得て、「緑の回廊づくり」と「緑の拠点づくり(ビオトープ)」を創生し、多様な自然環境・生態系を作り出す。 ○荒廃森林再生事業：荒廃した私有林の間伐や侵入竹の除去を行い、森林が保有する木材生産機能と水源のかん養や二酸化炭素吸収等公益的機能の発揮を高める事業。 ○放置竹林対策事業：森林の公益的機能の回復を図るために、放置竹林の拡大防止に取り組む事業。 ○水源地交流事業：水源地において実施される森林保全活動を中心とした「下草刈り」や「植樹」などに市民とともに参加する事業。 ○「わさび」の栽培・「やまめ」の飼育(××浄水場)：浄水所で「やまめ」の飼育及び「わさび」の栽培を行い、施設に訪れる小学生や市民に見学してもらうことで、水源や水質保全の大切さを再認識してもらう取組みを実施。など
田園・里潟・里山などの自然環境の保全、田園・里潟・里山の生物多様性の保全。
熱中症対策、豪雨対策、生物多様性に関するモニタリング。
「エコツーリズム・ジオツーリズム等の進展」 ウミガメの産卵地の保全やホタルの保護。当市にはウミガメの産卵場所があります。生態系の保全のため、これらの産卵地について保全していきます。また、ホタルの保護については、市独自の条例もありますが、市域の自然環境を守るために、引き続いだて保護に努めています。
「生物多様性を支える基盤の整備」として、①環境教育の推進、②場の整備や活動機会の創出、③協働による活動や調査、④環境情報整理と発信。「自然環境のつながりの保全と創出」として、①流域環境の保全や貴重動植物の保全、適正な土地利用等、②公園や建物の緑化、ビオトープの整備。「持続可能な自然環境の利用」として、①緑化指導や緑地協定の締結、②グリーンツーリズムの推進、③間伐材等の利用。
【地産池消の推進】市の「地産地消推進計画」を推進し、地元の農作物の地域内消費拡大に取組んでいる。
【良好な水環境と緑、多様な生物との共生】雨水や再生水等の有効利用や緑化などにより冷房負荷の軽減を図り、都市の熱環境を改善し、ヒートアイランド現象を緩和するとともに、身近な自然環境の保全により多様な生物との共生を目指す。(1)緑のカーテンの継続・拡充(2)屋上・壁面緑化の促進(3)再生水の利用促進(4)雨水・井戸水の利用の促進(5)身近な自然環境の保全
みどりが残るコア地域の優先的な保全・コア地域をつなぐみどりの保全、特別緑地保全地区指定の推進、まちのみどりの保全、市民等との協力による緑地の保全管理。
生物多様性地域戦略策定事業：これまで大規模開発や生物資源の乱獲などによって自然環境を破壊し、その結果、生態系の損失や種の絶滅、外来種の侵略など様々な問題が明らかになっていま

す。また、東日本大震災では地震による地盤沈下や津波により、沿岸部の市街地や集落、自然環境が一変しました。こうした自然環境の喪失を踏まえ、持続可能な人と自然との関係を整理し、自然の恵みを将来世代に引き継ぐことを目的として、「生物多様性地域戦略」策定を目指します。

大気汚染の係る環境基準達成状況、水質汚濁に係る環境目標達成状況、水生生物調査。

低公害車の導入～低公害車の計画的な導入、公共施設等の新エネ・省エネ機器の導入についての検討・実施～教育施設等の太陽光発電の設置、個人住宅への太陽光発電の設置補助、環境配慮型製品の購入～グリーン購入法の取り組み、森林の整備・保全の取り組み～森林の重視すべき機能に応じた森林整備。

緑あふれるまちづくりの推進、水・風・緑によるヒートアイランドの抑制、ごみ減量化の推進、再利用・資源化の推進。

路面電車等の公共交通機関、自転車の利用促進、除間伐等による森林の整備・育成、環境保全型農業の実施、など。

1. 「生物多様性の保全」につき具体的な施策として①動植物の生息・生物環境の保全②定期的なモニタリングの実施を記述している。
2. 「快適な都市空間の創造」につき①公園・緑地の整備②土地区画整理と住環境の整備③ユニバーサルデザインの実施を記述している。
3. 「美しい景観の保全」につき①美しい景観の保全と形成②環境美化活動の推進を記述している。
4. 「歴史・文化的環境の保全と活用」につき①地域の伝統文化と文化財の伝承③芸術文化活動の振興を記述している。

1. 再生可能エネルギーの利用促進:11項目、2. 市民・事業者の活動促進(1)エネルギーの消費を抑えた生活環境づくり:12項目、(2)温暖化防止活動のための環境教育・情報提供:15項目、(3)事業者の温暖化防止活動の推進:9項目、3. 地域環境の整備及び環境改善(1)土地利用・交通:18項目、(2)街区・地区単位の対策、エネルギーの面的利用:15項目、(3)緑地の保全及び緑化の推進、熱環境の改善:17項目、4. 循環型社会の構築(1)家庭系ごみの減量:8項目(2)事業系ごみの減量:7項目(3)ごみ減量の啓発推進:4項目(4)グリーン購入の推進:1項目、5. 吸收源対策(1)森林の整備・管理:5項目(2)森林の保全につながる取り組み:4項目(3)都市緑化の推進:9項目

みどりの保全・創出への取組み、みどりの拠点とネットワークづくり、身近な場所にみどりを育てる、学習・体験を通じてのみどりの普及啓発

A.みんなが緑と遊べるまち、B.豊かな水辺と水循環のまち、C.生き物にもすみやすいまち、D.水と緑を歴史でつなぐまち、E.低炭素でエネルギー効率のよいまち、F.資源循環を実践するまち、G.みんなが安心して暮らせるまち、H.人の暮らしと環境が調和するまち、I.みんなのおもいと行動でつなぐまち

化学物質に関する記載例:「大気汚染防止法」等の法令に基づく規制・基準を遵守するよう指導します。生物多様性に関する記載例:樹林地・河川・農地など市内に生息する生き物などの調査を実施し、本市の自然と生物への関心喚起のため、市民への情報提供を積極的に行います。

環境基本計画の改定に合わせ、同計画に地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)を組み込んでいる。

公用車への次世代自動車の導入の検討や、各種啓発活動。
山地の保全(二酸化炭素の吸收源保全、木質バイオマス活用の推進等) 平地の保全(環境保全型農業の推進、エコファーマーの育成等) ふれあい(環境学習の推進、体験型観光の推進等)。
自然環境調査の実施。
自動車利用の促進(自動車専用レーンの整備)、保水性舗装などを施した区道の整備等。
森林の二酸化炭素の吸収・固定機能に着目した森林保全策を記載しています。
森林の保全・活用、農地の保全。
生物多様性の保全、農地の保全と活用、地産地消・地販地消の促進、ごみの減量、社会活動・社会参加、交通政策、イノベーションのための企業支援。
生物多様性の保全と生態系の再生・創出。
庁舎内の電気量や公用車の燃料代削減に向け、昼休みの消灯や低燃費の公用車の購入などの取り組みを行う。
電気使用量の削減・車両使用燃料の削減・空調設備等使用燃料の削減・廃棄物の減量化と再資源化・環境に配慮した技術、資材の導入など。
電力使用量削減、A重油・灯油使用量削減、LPG使用量削減、公用車の燃料使用量削減、コピー使用枚数削減。
動植物の分布状況調査、希少生物の生息・生育環境の保全、外来種対策等。
二酸化炭素吸収源対策として、市有林の適正管理、林業基盤の整備、里山・里海の保全等。
農業の低炭素化と活性化の推進、漁業の低炭素化と活性化の推進、観光の低炭素化の促進。
当団体の環境基本計画は、「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)」及び、「生物多様性地域戦略」を兼ねています。具体的な施策としては、下記のとおりとなります。 【生物多様性】○みどりと水の保全・創出とつながりの確保○みどりと水の質の向上(生きものがすみ続けられるまちづくり)○生物多様性についての普及啓発など【ごみの減量と循環型社会】○リデュース・リユースの促進○質の高いリサイクルの推進○多様な主体の連携によるごみ減量など 【環境保全】○公害対策○化学物質の適正管理○放射線測定○環境美化に対する取組など

(3) 環境施策の基本となる条例及び計画の策定の際の住民等からの意見取入れについて、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

「××環境パートナーシップ××」などの関係団体との協議を定期的に実施
「××市第二次環境基本計画」の策定時、諮問機関である市の環境審議会の一環として、「環境に

「関する市民意見交換会」を開催し、環境審議会委員、市民、行政の意見交換及び市民や事業者、教育機関、大学生による活動発表を行った。
「県民の意見を聴く会」の実施
アンケートを市民向けの他、小中学生、事業者、農林業者向けに行ったことで幅広い意見を取り入れることができた。計画策定のための環境懇談会を地区別に実施することで各地区の課題抽出ができた。
委員任命式(一般公募及び職員)による策定委員会の設置、市民、事業所、小学生向けのアンケートの実施・まちづくり委員会に対しての意見募集。
各種イベントにてパブリックコメントの実施を周知。Twitterを活用し、パブリックコメントの実施を周知
県政世論調査に調査項目を加えることで、精度の高い県民意識を把握している。県政タウンミーティング制度を活用し、直接県民の声を聞く機会を設けている。
5年ごとの市民アンケート、環境市民会議(月1回)、策定時の市内全域アンケート。
6月の環境月間に来庁者に対してヒアリングを実施した。
NPO法人との意見交換。
アンケートの実施については、住民等の意見を取り入れやすく、有効な方法であると考える。
アンケートの実施により取り組むべき環境課題を整理できた。
アンケートの町内全戸配布、郵送での回答受付。
アンケート実施(住民、事業者、学生、市民活動団体、観光客、イベント参加者、婦人会、嘱託会、活動団体など。郵送、Web)
お出かけ講座の実施。
住民と事業所を対象にアンケートを実施したほか、区民・各種団体・事業所・学識経験者等で構成する策定懇談会を6回開催した。
住民公募委員を含む、環境審議会での審議。
住民参加型の会議における意見聴取。
シンポジウムにおけるパネルディスカッション。
タウンミーティングの開催。
チラシやHPで町民の意見を募集。
パブリックコメントの実施(インターネットを利用などもある)。
パブリックコメントの実施に当たり、市民説明会を行った。
フォーラムで意見収集
ふるさとづくり委員会を設置し、その中で意見を聞き計画に反映させている。
プロジェクトチームやワーキンググループの設置。
ランダムに抽出した町民1,000の方にアンケートをお願いし、集落担当制度を活用しながら、職員による回収を行い、968の方から回答をいただきました。事業所は102件お願いし、50件の回答があり、その意見を環境審議会に提出し、委員の方に意見を求め策定いたしました。

リーディングプロジェクト(重点的取組施策)の創設
ワークショップの開催。
一般用と児童用で内容を分け、児童用は町内の小中学校に配布した
各支所に意見箱を設置。
各種計画等の策定にあたり、市民公募委員の起用やWEB、紙媒体によるパブリックコメント、アンケートを実施し、民意を反映している。
各種団体の代表等で構成された町の「環境対策町民会議」で意見を聞く。
隔年で実施して市行政施策に関するアンケート「市民意識調査」
学識経験者、市民活動団体、企業、学生、公募の委員からなる市民検討会議の設置。
活動団体等からの聞き取り。
環境について意見交換をする場を毎月1回のペースで設けており、その場を利用して意見交換を行った。また、計画改定に向けたワークショップを開催し、現状、課題、目指すべき方向性について参加者と共有することができた。
環境に関するイベント等での意見交換・収集。
環境に関するテーマについてグループワークを行う「環境を考えるタペ」の実施。
環境委員の組織があり環境問題等についての意見交換の場を定期的に開催しています。
環境活動団体や高校生、事業者を対象とした意見交換会の開催。
環境基本計画策定委員会の開催。
環境基本計画推進委員会の委員16人のうち3人が公募委員。
環境基本計画推進協議会(市民・NPO・事業者などで構成)での意見聴取。
環境講演会後のワークショップでブレインストーミングを実施。
環境市民会議の設置。
環境審議会・環境基本計画推進市民委員会の委員に、ごみ焼却処理施設、埋立処分地施設、エコステーション等の施設を実際に視察していただき、専門的見地及び市民目線で環境行政に対する意見をいただいている。
環境審議会で、参考になる意見を多数いただいている。
環境審議会との合同による意見募集。
環境審議会の設置運営、環境基本計画達成のための実行部隊としての協議会の設置運営。
環境審議会の専門委員に、住民からの公募による委員を加えた。当該専門委員会で、住民から募集した意見発表者の意見を聴取した。インターネットでの意見募集(パブリックコメント、住民モニターを対象としたアンケート)も実施した。
環境審議会委員の自主活動による計画策定のための勉強会を開催。
環境審議会内に環境基本計画検討部会を設置し検討した。検討部会には、環境審議会公募委員のほか、計画策定のための公募委員を追加した。
環境保全団体に対し基本計画の素案を送付し、意見を募集した。

地域内の環境施設において計画策定・意見公募に係るパネル展示を行い、意見募集を実施した。
住民、事業者へのアンケートの実施において比較的高い回答率を得た。
計画の策定については、町民、事業者、行政の3者から委員を選出し、策定会議を選定するとともに策定会議の中に4部会を編成し、1人、1人の意見を出しやすい環境とした。
計画を策定する際の公募委員が中心となって環境市民会議を立ち上げ、その市民会議と市が協働で中間見直しを行った。
計画を推進する市民・市民団体で構成する組織に対して、意見や情報を取り入れ、必要ならば反映していく。
計画改定時、環境教育など新たに目標項目を計画に加えたときは、イベントとして講演会やパネルディスカッションにより取組状況や今後について説明し、市民と意見交換を行った。
計画策定に向けた基調講演会、公募市民による市民会議、市民意見公募の実施。市民アンケート、環境団体へのヒアリングの実施。
計画策定のために組織された市民策定委員会の3部会による市民参加型ワークショップ。
計画策定の材料となっているが、成功と言えるまでのものはないと思われる。
計画策定の早期の段階で市民対話を実施し、自由な意見交換の中で出されたアイデア等についても、骨子・素案の検討材料とした。(市内で環境活動を実施している方々を対象として開催) また、パブリックコメント時には、キックオフイベントとして広く一般に参加を募り、計画原案に対して自由に意見交換する場を設けた。(その場で、意見交換を踏まえた多数のパブコメ意見を得た。)
決め手はないため、市民会議やアンケート、パブリックコメントの実施など複数の手段で取り入れるよう配慮した。
県環境基本計画の改定に関連したパネルディスカッションを開催し、県環境基本計画の改定案について説明するとともに、会場から意見を聞いた。
県民説明会や大学の環境関連ゼミ等での説明会の実施。
現計画策定時にNPO法人等の代表の方に集まっていただき、市民懇談会という形で各団体の意見をお伺いした。
公募の市民、市内事業所従業員、市役所職員で構成する環境ワークショップを実施。
公募型(市民)委員を含む委員会での検討。
策定に際して広く市民を公募したグループワークや討論会等を行い、参加者の中の有志により環境保全団体が発足し、計画策定後もその推進へ向けて活動を実施している。
策定後は環境基本条例に基づき設置している「環境審議会」において、町内の知識を有する人から意見を徵取している。同審議会より答申した条例もある。
策定中は住民・事業者・行政で構成された環境住民会議を開催し、策定後には本会議が推進団体となるよう準備を進めている。
市の環境のまちづくり市民懇談会(委員は公募のほか識見を有する者のうちから市長が委嘱)を設置し、行政と市民が協同で作成した。

市の総合計画の策定にあたり、市民と市職員がワークショップを実施して意見を交換している。このワークショップにおいて環境施策に関する分野で交わされた意見を取り入れて環境基本計画を策定する。なお、市の総合計画と環境基本計画は計画年度は同じであり、総合計画の環境分野を推進する計画として位置づけている。
市環境基本計画の策定に関するワークショップの開催。市環境基本計画の策定に当たり、アンケート調査を実施したこと。
市環境基本計画策定時には、公募による市民会議を設置し、基本計画策定に関する提言を受けた。
環境審議会での審議において、学識者や地域住民など様々な方から意見を伺うようにしている。
環境審議会の開催。
市長との意見交換会
市民・事業者、市民団体、行政等で構成する環境活動組織に対し意見聴取を実施した。
市民・各種団体等で構成する懇話会の設置。
市民・事業者・教育機関アンケート、説明会、環境フェスタでのブース設置等。
市民・事業者・市によるメンバーにて、現状の課題を解決するための方向性議論した懇話会の開催。
市民・事業者で構成される環境市民会議の開催（ワークショップ形式により全5回の開催）。
市民・事業者の代表、行政および学識経験者による環境審議会を開催し、意見を取り入れた。
市民エコワーキンググループの開催。
市民の環境に対する意識の広がりを感じる。
市民や事業者を対象とする環境に関するアンケート調査の実施により、市民や事業者がどのような環境に関心を持っているか、市の環境施策をどの程度認知しているかなどを把握できました。
市民ワークショップにおける、現行の市環境基本計画の総括及び新計画の環境目標や市民の役割についての検討。
市民ワークショップを開催し、環境に関する意見を吸い上げた。
市民意識調査(全体)で環境施策に関する設問を設定することで回収率等が向上する。
市民意識調査の内容を計画の中で紹介している。
市民公募による「××エコプラン研究会」を設置し、「××市環境基本計画への提案」を提出（※10年以上前のこと、資料等から読み取る限りだが）。
市民公募委員、学識者、事業者により構成された環境審議会において調整・審議。
市民懇談会での意見聴取。
市民参加型の会議（市の環境パートナーシップ会議）にて市民・市民団体・事業所・市の取組内容について意見聴取。
市民参加型委員会（市民検討委員会、環境審議会）での議論、公開イベント（子ども環境ウォッチング、環境を考える市民シンポジウム、環境審議会答申案の市民説明会）での意見聴取。
市民説明会の実施。
市民団体「××市民環境会議」において、環境基本計画に関する意見を隨時聴取している。（事務

局:市環境課)また、××市民環境会議と市の協同により、市民・事業者の環境行動を促進するための啓発事業を実施している。
事業者へのヒアリングを実施。
失敗している取組は特にありません。なお、実施した取組は、市民環境会議(公募型市民会議)、市民向け説明会、市ホームページでのパブリックコメント、市施設(公民館、出張所)におけるパブリックコメント、市民アンケート(市民、事業者、小中学生)。
主婦目線のゴミ処理の環境保全策の提案など。
住民から公募して設置したワークショップでは、様々な意見が上げられ、その多くを計画書に反映した。
小学生を対象とした環境出前講座を開催。
小中学生の環境関係委員会の児童生徒に対し、聞き取り調査を実施。
審議会への諮詢
審議会委員に町民公募委員を入れ意見を反映させた。
村内の6つの地区自治会を順次訪問し、意見交換会を開催し、村民意見の聴取に努めた。
地域ごとの説明会や意見交換会。
中間案発表会の前後に関心を持ってくれた人たちの意見を加えることができた。
中間素案説明会。
町のイベント等町民が参加できる会場で環境関連を説明。
町のキャッチフレーズを募集。
町の地球温暖化防止対策地域協議会を平成23年から立ち上げています。
町内の催事の一つである「産業祭り」において環境衛生に関する啓発活動は実施しているので、今後は環境施策に関する意見を収集(募集)することについて検討してみたい。
電子会議室の実施。
幅広い分野から策定委員を確保すること
本市には環境活動を牽引するための組織である「環境市民会議」があります。市民・事業者・行政で設立した「環境市民会議」は身近な市民や事業者の声を反映し、本市へ環境関連施策等の改善提案を行います。
本町では、住民参加型の環境対策検討委員会を設置、運営しており、年5回程度会議を開催し、計画の策定において、本町の過去からの経緯や状況を認識した地域の声を基に実現性の高い内容の計画を策定できた。
毎年、市環境市民委員会との意見交換を経て環境基本計画実績報告書を作成する。次回改定時はこの際の議論も考慮して作業を行う考え。
無作為抽出の市民参加による市民懇談会を実施。

(4) 計画に基づく施策実施の際の住民等からの意見取入について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

環境モニター（市民の中から100名程度をボランティアとして募集）にアンケート（年1回）および環境問題に対する意見や、要望、体験例等を報告してもらっている。
「環境年次報告書」毎年発行。当団体の環境基本計画の実効性を担保するために、その進捗状況を点検・評価する位置づけとなる。環境政策課の窓口や図書館などの公共施設に配付するほか、ホームページで閲覧可能。巻末に意見や感想を記入するページを設けて、郵送、FAX、メール等により受け付ける。
「環境文化都市××創造会議」という団体を立ち上げ、行政、事業者、市民の三者で意見を交換し合い、実施に生かしていく。
環境基本条例で環境審議会の設置を義務付けており、市民である有識者、関係団体の代表者及び一般公募による者で構成される。審議会は年に複数回開催しており、その中で各計画の執行状況を報告し改善等の意見を聴取している。【環境関連の計画】1.××市環境基本計画、2.××市ごみ処理基本計画、3.××市生活排水処理基本計画
干渴自然観察センターで開催しているイベントでは、市民公募を行い実行委員会を設立しイベント開催を行っている。
環境保全審議会での審議。
生活環境保全審議会を設置しており、市民の代表者を委員にしている。
イベントを通じて、県民から直接意見を聴取。
計画の目標・成果・課題について、県民、事業者、行政が共通認識を持ちながら協働して計画の推進を図るため、地域の住民・事業者・民間団体等と意見等を交換する会を開催している。
県民公募委員の含まれている環境審議会において、毎年度の施策の取組状況の点検・評価について審議いただき、審議会の意見を今後の取組に活かしている。
幼稚園・保育園、小中学校を対象とした出前講座の実施に際して、希望するテーマや取扱いを希望する内容について調査するとともに、実施後に、テーマや講座についての内容、満足度、講座後の園や学校等の様子等についてアンケート調査を行い、事後の改善に生かしている。県の廃棄物処理計画を策定する際の基礎的調査となる産業廃棄物実態調査等において排出事業者及び処理事業者に対し、意識調査を実施している。水銀含有製品は、水銀が回収されずに焼却、埋立処分されると環境中に水銀が飛散・流出してしまうおそれがある。これを踏まえ、使用していない水銀含有製品を効率的に収集・廃棄する方法を検討するため、県内の小中高特別支援学校の水銀含有製品の保有量、廃棄予定量の調査を実施。

アンケート(対象は市民、事業者、子ども、来庁者。方法はインターネット、イベント時、ワークショップ時、白書作成時など。)
パブリックコメントの実施に当たり、市民説明会を行った。
アンケート調査の実施(「環境に関するアンケート調査」)、過去のアンケート調査結果の再集計・分析。 さまざまな環境施策について、市民、市民団体、事業者(おもに市民団体)と協働して実施することにより、市民等の意見を取り入れている。
住民委員による行政評価として、施策、事務事業の評価を実施。
それぞれの施策に個別の計画を策定しており、各計画の策定に当たっては、パブリックコメント等を通じて市民意見を募集している。。
まちづくり懇談会の開催
ワークショップ
各課で行われている事業に対して意見、評価していただいている。
各項目に関連する内容をアンケートに盛り込み毎年実施している。
各種イベントにおいて広く意見を聞いている。
学識経験者、事業者代表、市民代表により構成される市環境審議会において重点プロジェクトの検討・審議を行った。
学識経験者2名、関係団体の長が推薦した者6名、公募に応じた者2名の計10名で構成された市環境審議会からご意見をいただいている。
環境イベント「自然環境セミナー」において、参加者から意見聴取した。
環境についての活動している市民や団体、企業との連携を促進するため「環境パートナーシップ××」を立ち上げた。
環境パートナーシップ会議の開催。
環境フェア等の環境に関するイベントを通じて、環境に対する意識調査や環境保全等における普及・啓発方法のあり方についての意見聴取。
環境活動を展開しているNPOやボランティア団体、事業者、行政で××市地球温暖化対策地域協議会を結成し、様々な環境活動を実施している。
環境基本計画(第三次)の計画期間においては、毎年、施策毎に前年度の事業の実施状況や成果指標の達成状況を基に、総合評価を実施している。市の環境審議会へは単なる事業の報告ではなく、施策毎の評価結果を分野別にレーダーチャートで見える化するなど、達成状況を分かりやすく伝えることで、より具体的な意見・提言をいただくことができ、効率的な事業の見直し等につながっている。また、評価を含む施策の実施状況については、環境に関する年次報告書を作成し、市ホームページへの掲載、関連施設への配布等により広く周知を行っている。
環境基本計画の啓発と市民の意見を計画に盛り込むため、一人ひとりの自由な発言によるワークショップ形式での意見交換会を実施し、実施可能なものを計画に反映させた。
環境基本計画の見直しに伴う後期基本計画策定にあたり、町民を対象とした「町民会議」を設置し、

町民の方より意見等をいただき、施策の実施について、一部反映させている。
環境基本計画の実績等については公表し、住民意見を募集しているが、意見がないのが現状である。
環境基本計画の進捗状況を市民委員を含めた環境審議会で評価・共有し、進行管理を実施している。
環境基本計画の推進団体である××環境パートナーシップ会議において行動計画を策定し、施策を実施している。
環境基本計画を推進するため、市民、事業者、NPOの代表からなる環境基本計画推進委員会を設置し、お互いの意見や提案を交換しつつ、環境基本計画のビジョン実現のための具体的な事業について検討している。また、各分野で設定している目標値の分析と成果向上のための方針なども意見を交換しつつ作成しており、計画の推進と進行管理も市民、事業者、NPOと市の協働・共創により進めている。
環境基本計画を推進する団体の定例会(毎月)に行政からも出席して、意見交換を行っている。
環境基本条例に基づく計画の縦覧。
環境共生都市××の実現を目指し、市民、事業者、行政が協働で作成した協働プロジェクトを推進するための組織である××市環境まちづくり市民会議と協働して施策を実施している。
環境施策の進行管理に当たっては、市の総合計画の市民意識調査を行う際に、環境基本計画の要素別環境保全目標の進行管理票に掲げる設問を設定することで、財政的な負担の面にも配慮して取り組んでいる。
環境審議会(公募委員を含む)における進捗状況の報告及び意見の聴取。
環境審議会(住民委員を含む)を設置し、計画の策定(改定)について意見を聴取している。
環境審議会・環境基本計画推進市民委員会の委員に、ごみ焼却処理施設、埋立処分地施設、エコ・ステーション等の施設を実際に視察していただき、専門的見地及び市民目線で環境行政に対する意見をいただいている。
環境審議会において環境基本計画に基づく成果報告を行い、次年度の施策についての意見をいただき反映するよう努めている。
環境審議会にて目標値及び実績について報告し、加除・修正を行う。
環境審議会にワーキンググループを設け、市民委員が発言しやすい雰囲気の下、意見を聴取している。
環境推進団体である××環境推進協議会で、環境施策の実施について協働して行うほか、実施結果等についても報告を行い、市民意見を聴取しながら事業を展開している。
環境白書作成時に、市民1,000人を対象としたアンケートによる市民の意識調査を行っている。
環境保全を目的とした自発的な行動を行っている道民を「環境保全推進委員」として委嘱し、毎年、環境問題に関わる意向調査を実施し、環境施策に取り入れている。
関係行政機関の職員、学識経験者、市民団体の代表及び公募による市民によって組織された綾瀬市環境対策委員会において、審議をしました。
関係者へのヒアリング等。
企業や市民組織等で構成している「環境推進会議」を設置し、効果的な施策の実施について協議し

ている。
希望者が自由に参加できる「××市民環境会議」を設置しており、市民啓発や市の環境事業の進捗状況委管理を行っている。
景観条例上の規制地域の指定にあたり、関係地区の住民に対し説明会を開催し、質疑応答や意見交換を行っている／毎年、内水面漁協等に工事計画を説明する場を設け、意見を聴取している／地域住民におけるツバメについての意識調査も加え、児童が直接、地域住民に聞き取りした内容を調査結果に反映させている／工事区域内における生き物調査に地域住民が参加し、調査結果を通じてワークショップを行い環境配慮対策を検討している／田んぼの学校プロジェクト事業において全小学校に対しアンケートを実施
計画における重点プロジェクトでイベント等を実施した際、参加者にアンケート等を行い意見聴取している。
計画に基づく施策の企画・立案・実践にあたって、住民委員をメンバーとした協議会を設置している。
計画を推進するために市民、事業者、市が協働して取り組む事業等について提案していただき、実施を検討する制度を設定しており、実際に提案のあった事業を実施に繋げている。
県が実施する環境教育出前講座において、受講者に対してアンケートを行っている。
県民説明会や大学の環境関連ゼミ等での説明会の実施。
個別事業の推進において住民参加型の推進母体をつくって施策の実施にあたっている
公募の市民、学識経験者、市内事業者、市民団体、関係行政機関による審議会により実施
公募市民団体が発展して発足したNPO法人が市民向けの環境イベント(自然観察会・里山登山・子供向けの環境教室など)を主体的に実施している。
広く地域の方々から意見・提言を聞き、市政に反映させることを目的に、「市長と語ろう会」を開催している。
策定に携わった委員が、策定後に計画を実行するための組織を作り、計画の推進を行っている。
市が運営する登録制のアンケート制度を活用し、市民の意見を取り入れている。この制度は、電子メールで市から発信されたアンケートや情報を、モニターとして登録している方に、インターネットを活用し、パソコンや携帯電話で回答してもらう制度のことであり、市民の様々な意見を広く集めることができると期待できるため、各施策の実施・推進の際に活用されている。
市の環境大会として、市民・事業者を対象に環境に関するイベントを開催しており、市の環境管理計画について説明・意見交換を行っている。
市の環境保全対策支援事業を利用して太陽光発電施設等を設置された方に対しアンケートを行い、次年度以降の事業の参考にしている。
市環境基本計画三者協議会を設置し、市民、事業者、行政が同じテーブルで計画の推進に関する議論を行い、自由な意見交換による情報の共有を図りながら、環境施策を推進している。
市環境市民委員会において評価・検討
市環境審議会において、学識者や地域住民など幅広い層からの意見を取り入れている。

市設置による環境市民会議との共催、市民・事業者参加型の委員会による企画・運営でイベントを開催している。
市民、市民団体、事業者からの代表者により環境ネットワーク会議を設置し、環境施策への意見や情報共有を図っている。
市民、事業者、環境 NGO で構成される会議と連携し、各主体の環境配慮行動の実践に携わっている。
市民、事業者、市の協働組織である市環境委員会を設置し、環境基本計画に示す施策の進捗状況の確認や協働イベントの企画・運営を行っていただいております。
市民、事業者・民間団体、本市で構成する市環境基本計画推進会議において、計画の推進に関する事業の企画や実施に向けた実践的な行動に関することや、計画の進捗状況の点検をしている。
市民・各種団体で構成する懇話会の設置。
市民・事業者・行政の3者でグループワーキングを実施し、抽出した課題に対する施策の検討を行った。
市民・民間団体・事業者・行政で組織する「環境アクション協議会」を設置し市民の意見を取り入れながら活動している。(毎月1回の全体会議と各グループに分かれての班別会議)
市民が主体となった活動団体を立ち上げ、活動の企画・運営を行っている。
市民と事業所、行政が連携できるよう、任意団体である環境市民会議を設立し、各主体が連携して環境施策の実行に携わっている。同会議では「地球温暖化防止」「循環型社会の確立」「生物多様性の保全」それぞれのプロジェクトを実行している。
市民と事業所に環境行動についての取り組み状況自己チェックリストの提出を呼びかけたが、回収できなかった。
市民も委員として入っている環境審議会を設置し、その場で進捗状況の確認、事業への意見等をいただいている。
市民や市内事業所における環境に対する意識が図りやすい手法と考えている。
市民や住民団体、事業者等と行政が情報交換しながら、協働推進していくための組織を設置している。
市民委員会を設置し、市民と行政の協働・協調による計画を策定して市民の視点・感覚に合致するまちづくりを目指した。
市民講座を実施する中での意見聴取をしている。
市民主体の策定委員会と行政主体の策定部会の合同会議で施策の実施素案を策定した。
市民団体、企業、事業者団体、関係行政機関など、様々な分野の委員で構成される環境連絡会を開催し、広く各界各層から意見を聴取する。
施策の実施に当たっては、毎年市内各会場で開催している廃棄物行政地区説明会(ごみ懇談会)において内容を説明したうえで、住民との意見交換を行っている。
施策内容の充実を図ることを目的として、環境課で実施する事業において参加者との事業内容の意見交換会を開催し、事業内容や実施方法を検討。

事業者、公募市民、環境団体で委員会を設置している。
自然観察ガイドグループや公衆衛生組合連合会の代表等。
住宅用太陽光発電システム設置費補助金について、補助金の交付を受けた人を対象に事業効果追跡調査を実施したが、それに併せ市の地球温暖化対策施策に対する意見を承った。
住民の無作為抽出による実施。
住民及び各種経済団体の代表者で委員会を構成し策定した。
住民団体、事業者、環境団体等が参加するプロジェクトや市民会議を設置している。プロジェクトでは、湖の環境改善に関する取組、市民会議では、水環境およびごみ問題に関する取組の検討および実施をしている。
住民有志による「××環境評価の会」から住民による進行管理と評価の報告を受け、環境施策を進めている。
小学校教諭(各学年主任)への環境学習への取り組み
常設の環境活動推進会議で施策の実施状況を報告し、意見集約している。
地域の主要団体の長及び有識者による環境審議会を開催し、審議決定した。
地球温暖化対策地域協議会の設置。
地方公共団体として市民等から直接要望が寄せられる。それらに対し、あらゆる角度から検討している。
町環境協議会の部会として、環境教育部会(学校教育)、事業部会(事業者による環境活動)、住民運動部会(住民による環境保全活動)、広報部会(環境活動等の情報発信)を設置して住民や事業者、学校などがそれぞれ施策の実施に携わって展開していく形とした。
町内の2つの中学校、1つの高校の生徒さんから議員を選出し、若い視点から未来の町のまちづくりについての意見・提案を聞き、これから町施策に反映するという目的で行っています。未来を担う子どもたちが何を考え、将来のまちづくりに何を求めているのか、知ることのできるよい機会となっています。若い視点から生まれる柔軟な発想・意見は、これまでにも実際に町施策に反映されています。
町内全自治会に一人「環境推進員」を設置していただき、毎年環境推進員会を実施。町の環境に関する取り組み等の周知や意見交換等を行っている。
町民・事業者・行政から構成される、環境のまちづくり推進会議を設置し、その委員が4部会(自然環境部会・生活環境部会・資源エネルギー部会・環境学習部会)に分かれ、施策の検討を行っている。
当市の環境基本計画では、市民同士が議論し、その合意内容を「市民が自ら取り組む事項」として行政計画に盛り込まれている。計画を市民側から推進するための組織「市民推進委員会」を設置し、協働で実施している。
年2回、市の温暖化防止行動計画の策定などについて、委員会を開き、議論を行っている。
年次報告書を基に審議している。
年度毎に施策の実施結果を町民が座長とした委員会に報告し、意見をもらっている。

美化推進員の方々及び職員が環境美化に関する説明会を開催し、その際に住民等からの意見を取り入れる。
分野ごとの住民参加型の作業部会で検討しながら実施している。
平成26年に町の環境基本計画を策定している。その際、住民の意見を反映するため、アンケート調査を実施。また、策定中は住民・事業者・町で構成された環境住民会議を開催し、策定後には本会議が推進団体となるよう進め、平成27年に町の環境基本計画推進活動を行う組織を設立。現在は当団体と町で協力し、環境基本計画を推進している。
本市独自の環境マネジメントシステムにて市民監査を実施し、環境負荷低減に向けての意見交換の時間を設けている。
毎月開催している環境市民会議に提示して意見交換を行っている。実現可能なものは順じ具体化している。
有識者と一部公募による住民が構成員となっている環境審議会委員と共に、環境審議会を開催し、改定した計画の施策の実施について意見がある場合は、取り入れて施策を実施している。

(5) 環境施策の基本となる計画に策定時に国の環境基本計画のどのような部分を参考としたかについて、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

「環境教育・環境学習の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化」。
「持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向」の4項目、「優先的に取り組む重点分野」の9項目。
「第4次環境基本計画」における、めざすべき持続可能な社会として記載されている、「低炭素、循環、自然共生の各分野を統合的に達成することに加え、安全がその基盤として確保される社会」の部分を参考にしている。
「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野が、行政、企業、NPO、市民などの参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会を、めざすべき持続可能な社会の姿として掲げたことを受け、市の環境基本計画では、望ましい環境像を「××××」と定めた。
「目指すべき持続可能な社会の姿」 東日本大震災及び原子力発電所の事故によって生じた環境や社会経済への影響、市民の価値観や意識の変化を踏まえ、持続可能な社会を構築するため、「低炭素」、「循環」、「自然共生」、「安全」の各分野を総合的に達成すると定めた。
「目指すべき持続可能な社会の姿」の考え方を県計画の目指すべき将来像とし、計画本文も一部参考とさせていただいている。
環境と経済の関係性(グリーンイノベーションなど)、施策の体系。

環境分野の区分、施策概要と施策体系。
国「第四次環境基本計画」の策定において課題とされた事項やその解決のための取組方針。 「地球温暖化に対する取組」や「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」といった計画に定める9つの重点分野。
地球温暖化に関する取組、生物多様性の保全。
地球温暖化対策に代表される、環境に対する国際ルールの策定や、東日本大震災を契機としたエネルギー政策の見直しの動きなどの社会情勢、環境問題等の変化を反映。
低炭素社会・自然共生社会づくり、地域循環圏の形成。
国の第三次環境基本計画、県環境基本計画等との整合を図りながら策定している。 計画の目標年度と期間、計画の体系(基本施策)、地球温暖化対策及び低炭素社会づくり、エネルギー政策、循環型社会づくり。
現行の県計画:国第三次計画のうち、「環境的側面、経済的側面、社会的側面の統合的な向上」の部分。 現在改定作業中の県計画:国第四次計画のうち、「『安全』が確保されることを前提とした、『低炭素』・『循環』・『自然共生』が統合的に達成される社会」の部分
1.環境負荷の軽減 ・クリーン農業の実践、エコファーマー等の認証取得など 2.水環境の保全 ・生活排水の適正化、生活排水処理施設の適正利用 ・河川愛護、緑化推進、水辺の美化活動など 3.資源循環型社会の推進 ・ごみの減量推進、再生利用事業の推進、再生品利用の推進(グリーン購入)など 4.地球温暖化防止対策の推進 ・省エネ・省資源に資する消費行動の推進(例)節電、エコ家電・エコ製品の購入(買替時)、グリーン購入など
①持続可能な社会を実現するための地域づくり、人づくり、基盤整備の推進 ②多様生物の保全 ③循環型社会の構築 ④水・大気環境保全の取り組み
9つの優先的に取り組む重点分野の一部を計画に反映させている。
CO2削減の数字等を国根拠に合わせている。 p17「安心・安全」に係る部分、p128「3. 放射性物質による環境汚染対策についての検討について」。
エネルギー対策など。
グリーン・イノベーションや持続可能な社会の実現、災害に強い地域づくり、放射性物質の対応等、第四次環境基本計画においても重要視されていた内容を加味しながら、当市の計画の改訂作業等を行っている。
県の環境基本計画における「××県が目指す環境像」及び「基本目標」は、第四次環境基本計画(国の環境基本計画)の「今後の環境政策の方向」に沿ったものにしている。
めざすべき持続可能な社会の定義が、「人の健康や生態系に対するリスクが十分に低減され、『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加のもとで、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」とされている部分などを参考にした。
安全の確保を前提とした低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を統合的に実現することを掲げて

いること。
温室ガスの基準年比6%削減目標。
温室効果ガス排出量削減への取り組み。
課題の整理や今後の施策の方向性を検討する際に、第1部第1章第2節「今後の環境政策の課題と目指すべき持続可能な社会の姿」及び、第1部第2章「今後の環境政策の展開の方向」を参考とした。
概念。対象分野。方向性。※コンサルタントが整合性を持った施策を市に提案する形で取り入れた。
各基準となる数値等について。
各施策が国の計画に準じているか。
各施策における基本的方向性及び各主体の役割等。
環境に関する基本的な考え方。
環境に関する国の大動向や方針。
環境の現状と環境政策の展開の方向を参考とした。
環境への負荷の少ない持続的開発が可能な社会の形成、自然との共生
環境教育・環境学習等の推進。
環境施策における外郭、特に地球温暖化対策に関する事。
環境施策の最上位計画であるため、全般において地方自治体としての実施が見込まれる施策や計画等。
環境施策の展開方向を参考とした。
環境諸施策についての大きな流れを掴むため。
環境保全に関する施策の方向を示す長期目標のうち「循環」「共生」「参加」のキーワードを参考にしている。
基本計画で策定されている方向性等。
基本的な方針、特に低炭素社会の実現と、循環型社会の実現については、重きを置いて行動計画の策定を行った。
基本方針等が国の計画に異なるものとならないように参考とした。
基本目標の設定(循環型社会など)、計画策定に当たっての背景など
基本目標設定における各取組分野の方向性を同じくしている。
基本理念(持続可能な社会【循環型社会・自然共生型社会・低炭素社会】の形成)など。
具体的にではないが、全体の考え方について参考とした。
空間放射線量対策や自立・分散型エネルギー導入など、主に原子力災害からの復旧・復興に関する項目。
計画の基本目標の構成。
計画の策定にかかる方向性・計画の目的。
計画の策定に当たっては、国の方針との整合性を図った。

計画策定の背景として国等の動向をまとめている。
計画対象期間・目指すべき将来の姿・基本方針・基本目標・重点施策等
県計画の基本目標「健全で恵み豊かな環境の保全と創造」に、国計画の「目指すべき持続可能な社会の姿」を反映し、「安心・安全で持続可能な社会づくり」をサブタイトルとして、その考え方を明確にした。 見据えている方向性をとらえた。
見直し中の第2次 × × 市環境基本計画において、「低炭素・循環・自然共生」を基本として、資源循環型社会の構築、水環境保全及び地球温暖化対策を参考とした。
現在、環境基本計画は第2次計画として見直し策定中です。第2次計画では、第4次環境基本計画の目指すべき持続可能な社会の姿を参考に、当市の基本目標を検討しました。当市の基本目標は、「低炭素社会」「自然環境」「生活環境」「循環型社会」「環境教育」として検討しました。
現状と課題の認識、国が講じる施策。
個別の内容ではなく、基本的な考え方やテーマ、方向性など、普遍的な部分について関連性に配慮し、策定している。
国、県の環境基本計画の方向性を踏まえ、市の計画を検討。
国が重視している環境施策の方向性・考え方。
国が重視している分野や施策を参考とした。
国が目指すべき持続可能な社会の姿「低炭素・循環型社会・自然共生、その基盤として「安全」を確保」や県の環境基本計画の理念を参考にしつつ、本市が目指すべき環境像と基本目標を設定した。本市の環境施策における市民、事業者、市の取り組みについて、国の環境政策の具体的な展開のなかでの取組も参考にした。
国などの動向を注視する中で、第四次環境基本計画の9つの優先的に取り組む分野におもきをおきつつ、本市の特性や地域性をもとに策定した。
国における環境基本策定までの流れ、環境基本法制定の背景及び目標について。
国における環境政策の基本方針や目標の考え方を参考とした。
国の「9つの優先的に取り組む重点分野と取組」を参考に、本市の現状と課題から、取り組むべき施策を検討した。
国の環境基本計画で目指す社会像(低炭素社会、循環型社会、自然共生社会)の設定について、本県においても将来の社会像として同様に設定した。また、施策の進捗状況を総合的に管理する指標についても、国の状況を参考として作成している。
国の環境基本計画の概要を踏まえたうえで、市の環境基本計画策定の基本方針を策定している。
国の環境基本計画の内容全般を参考に、市として取り組むべき方向等を検討した。
国の環境基本計画を上位計画と位置づけ、整合性を確保しながらまちづくりの方向性とも連動するよう調整を図った。
国の環境施策の大綱を定める基本計画として、計画の位置づけや施策の方向性などを参考としている。

国の環境施策の方向性や盛り込むべき項目、記載の仕方など。
国の基本計画の重点分野を参考に、本県の計画で柱立ての検討を行った。
国の計画の中で課題とされる項目に係る本市の状況を確認し、必要に応じて市の計画に取り入れることに留意した。
国の重点分野の内容を参考に、地域の状況を考慮して計画の中の各分野の方針を定めた。
国の第四次環境基本計画で具体的に示されている、「経済・社会のグリーン化とグリーンイノベーションの推進」や「国際情勢に的確に対応した戦力的取組の推進」など優先的に取り組む9つの重点分野等を参考とし、糸島市の目指す環境の将来像及び基本方針を示し、これを実現するための目標、施策、計画の総合的な推進、進行管理の在り方を策定した。
国の第四次環境基本計画や平成23年3月に策定された当市を含む都道府県の新環境総合計画、市の総合計画等を踏まえて策定した。
国際情勢や国内の現況など。
国内情勢や目指すべき持続可能な社会の姿、重点分野など。
今後の政策の展開方向、重点分野、取組推進に向けた指標の設定内容など。
今年度改定を予定している計画の中で、「目指すべき持続可能な社会の姿」について引用している。
再生可能エネルギーの項目の拡充。
策定(改定)業務が平成19年度のため、詳細は不明だが、施策体系など基本的な考え方は参考にしている。
策定の背景、概要など骨子部分。
市の目指すべき持続可能な社会の姿として、安全が確保される社会を基本目標に掲げたこと。市の環境施策の方針について国の計画との整合性を図った。
市環境基計画は平成23年に策定。国の第3次環境基本計画の環境政策の具体的な展開の中で、地球温暖化問題に対する取組、物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組、都市における良好な大気環境の確保に関する取組、環境保全上健全な水循環の確保に向けた取組、化学物質の環境リスクの低減に向けた取組、生物多様性の保全のための取組、が掲げられており、これらの項目に歴史的環境の保全や、教育の充実、市民との協働等を加味しながら市環境基本計画を策定した。
市環境基本計画の中間見直しで、「第四次環境基本計画の重点分野」である「地球温暖化に関する取組」を参考にするなど施策の拡充をした。具体的には、地球温暖化適応策の検討・実施がある。
市環境基本計画第2次計画の一部改訂を行い、重点目標の見直しに併せて、地球温暖化防止実行計画「区域施策編」を策定した。その中で、温室効果ガス排出削減の目標値を設定する際に、第4次環境基本計画に明記された温室効果ガス排出削減の目標値を参考とした。
市民、企業など各主体へのメッセージを明確化している部分。
指標、施策等の見直しの際に、第四次環境基本計画で掲げる重点分野を参考にした。
施策の方向性(平成23年3月に発生した東日本大震災と原子力発電所事故等を契機に、「安全・安心」の観点から見直すことなど)※県の環境基本計画(平成23年策定)の策定時には、「第四次環

境基本計画策定に向けた考え方(計画策定に向けた中間とりまとめ)」が公表されていたため、その内容を参考にした。
施策の方向性や取組内容について整合性を確保している。
施策の方向性や目標指標の設定について。
施策体系、重点分野など。
施策体系や進捗管理の指標を検討するうえで、第四次環境基本計画の施策体系や総合的環境指標を参考とした。
持続可能な社会を実現するための地域づくり、人づくり、基盤整備の推進
持続可能な社会を目指すための取り組みを自治体として詳細に計画した。
持続可能な地域づくりのため、文化、人材、コミュニティを含む地域資源の活用を進め、地域づくりの担い手の育成と各主体間のネットワークの構築・強化を進める。
主に第1部、2章、今後の環境政策の展開の方向、第2部、今後の環境政策の具体的な展開、また放射性物質に係る記述。
取組・事業実施分野の設定等。
重点分野ごとの環境施策の展開の部分。
重点分野の「地球温暖化に関する取組」、「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」、「物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」、「水環境保全に関する取組」、「大気環境保全に関する取組」、「包括的な化学物質対策の確立と推進のための取組」部分。
上位計画である国の環境基本計画(第四次)、市基本構想・基本計画との整合を図るため、市環境基本計画では、「めざすまちの姿」として『豊かな自然と歴史に育まれ、未来へいのちつなぐまち』を掲げ、「循環」「温暖化対策(低炭素)」「自然共生」の重点3分野はそのまま受け継ぎ、黄砂・PM2.5等の越境大気汚染による健康被害、気候変動に伴う熱中症等の増加など、市民の安全・安心等に係る身近な課題への対応として、「快適で良好な生活環境のまちづくり」を加えた4つの分野別施策を柱に、分野横断型施策である「人・地域づくり」、「しきみづくり」、「広域(××)」を組み合わせて統合的に展開する計画体系としている。
新しく見直す市の環境基本計画の環境の目標に「低炭素」「循環」「自然共生」を掲げた部分。
新規策定する環境基本計画は平成28年発注を予定しており、詳細はこれからであるが、発注における委託仕様書中に「国の環境基本計画を参考とし、整合性を図ること」を求めていたため、反映がなされるものと思われる。
世界規模、全国規模の環境関連問題の概要の把握。それに伴う国の方針の確認。
成果を図る指標の設定項目など。
生物多様性に関する取組み。
持続可能な利用に関する取組み。
全体的に両計画の整合性がとれるよう配慮した。
全般的な構成と現況についての考え方。

全般的に取組み項目の事例等。
第1部第1章第1節 環境と社会経済の状況、第2部第1章 重点分野ごとの環境政策の展開。
第1部第1章第2節(2)目指すべき持続可能な社会の姿
第2部、第1章重点分野ごとの環境政策の展開のうち「第4節 地球温暖化に関する取組」を中心には参考とした。
第4章環境保全施策の体系第1節 環境問題の各分野に係る施策に掲げる施策の考え方や方針等。
第三次環境基本計画と整合が取れるようにし、進捗指標と数値目標による年次の点検をするようにしている。
第四次の目指すべき持続可能な社会の姿である「低炭素」、「循環」、「自然共生」とその基盤として「安全」を確保するといった視点を反映させ、本市の取組分野を設定した。
第四次環境基本計画で9つの重点分野の中で、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり・基盤整備の推進があり、町環境基本計画の中に環境教育・環境学習を推進し、環境意識の醸成と協働による環境づくりを項目にあげている。
第四次環境基本計画に掲げられた目指す社会の姿「自然共生社会」「循環型社会」「低炭素社会」を参考としました。
第四次環境基本計画の施策における優先的に取り組む重点分野を参考に、今後、行政が環境保全に取り組む分類や施策の方向性を検討してきた。
第四次環境基本計画の中で、持続可能な社会を実現するためには、「低炭素社会」、「循環型社会」、「自然共生社会」を構築することが必要であり、また、それぞれが独立した社会ではなく、相互に関係しているため、それらに向けた取組を総合的に展開していくことが不可欠であるとしている。県では、第二次×××環境基本計画を改定するにあたり、上記3つの社会の実現を目指すこと含む基本目標を設定した。また、目指すべき3つの社会を総合的に達成するために、あらゆる主体の環境意識を高め、行動に移していくことが重要であることから、持続可能なものとして次の世代へとつなないでいけるように、人づくり・しづみづくりに取り組むことも基本目標として設定した。
第四次環境基本計画の中では、目指すべき持続可能な社会を「低炭素」「循環」「自然共生」の各分野が統合的に達成されるとともに、「安全」がその基盤として確保される社会」している。その部分を基本目標等に反映させた。
第四次環境基本計画の目指すべき持続可能な社会である「低炭素・循環・自然共生」の各分野の統合的な達成や、その基盤としての「安全」の確保、また9つの優先的に取り組む重点分野などの方向性を参考とした。
地球温暖化対策については、市の公共施設で温室効果ガスの削減目標を定めて推進している。また、地域循環圏の形成については、バイオマстаウン構想を策定して総合的な企画及び調整を図っている。さらには、環境教育や環境学習の推進の面では、小中学校向けの環境教育と出前講座・環境教室や環境フェアを開催し推進している。
地球環境の保全分野の中の地球温暖化対策の取組みとして、CO2の排出量について2030年度に2013年度比26%減との草案を基に、一世帯当たりの電力年間消費量・都市ガス年間消費量の目標

値を設定している。
地球規模の環境問題(地球温暖化、酸性雨等)。
地方公共団体に求められる役割等。
中央環境審議会の意見具申。
町の計画は第4次環境基本計画および環境基本法との関連性に配慮して策定されている。
低炭素・循環・自然共生の柱と、記載されている7つの重点分野。
東日本大震災後における放射能問題やエネルギー問題などの社会情勢の変化。
当該計画第1部「環境の状況と環境政策の展開の方向」第2章の「今後の環境政策の展開」において、「政策領域の統合による持続可能な社会の構築」、「国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化」、「持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成」、「地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進」の4つの考え方を参考にしている。
当市では、放射性物質の影響で××等の販売が規制されているため、放射性物質からの環境汚染についての項目を参考とした。
当町の計画の策定時期が、「第四次環境基本計画」の策定より以前だったため、素案の内容を参考とした。町としては、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進により地域循環圏の形成と地球温暖化に関する取組を重点としている。
特に、改定作業中の市環境基本計画においては、基本目標として「低炭素社会づくり」「循環型社会づくり」「自然共生社会づくり」に、「原子力災害からの環境回復」を柱に加え、モニタリング、除染、汚染廃棄物の処理等の実施について施策を記述した。
物質循環の確保と循環型社会の構築。家庭から出るもえるごみ減量のため雑がみ回収を実施している。
法体系や計画の位置づけ。
法令の改正等に伴って変更された点や、方向性等を参考として策定した。
本県の環境総合計画の施策の柱立てを検討する際に、国の環境基本計画に掲げられている「目指すべき持続可能な社会の姿」を参考とした。
本市の環境将来像を実現するための基本目標の設定や取り組み施策の立案の際に、国の第四次環境基本計画との整合性を図ることに注意して検討しました。
目指すべき持続可能な社会の姿(低炭素社会、循環型社会、自然共生型社会、安全が確保される社会)及び持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向性等。
目指すべき持続可能な社会の姿、今後の環境政策の具体的な展開(地球温暖化に関する取組等)、地方公共団体の役割について参考とした。
目指すべき持続可能な社会の姿、優先的に取り組む重点分野等。
目指すべき持続可能な社会の姿「『安全』が確保されることを前提として、『低炭素』・『循環』・『自然共生』の各分野が、各主体の参加の下で、統合的に達成され、健全で恵み豊かな環境が地球規模から身近な地域にわたって保全される社会」を、市環境基本計画の体系を定める際の要素として取

り入れた。(改定作業中)
目指すべき持続可能な社会の姿で記載する文言を、本文中に取り入れている。「安全が確保されることを前提とした、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会の実現など、…」
目指すべき持続可能な社会の姿として、低炭素、循環型、自然共生の分野を統合的に達成し、その結果として暮らしの安全を確保する。
目指すべき持続可能な社会の姿について、個人や事業者の環境配慮行動の推進、水環境保全に関する地域の特性や生物多様性の保全を念頭に、良好な水環境の保全に取り組む部分を参考としました。
目指すべき持続可能な社会の姿の実現にあたり、各主体の参加の下で、統合的に達成されるという考え方。
目指すべき持続可能な社会の姿や、今後の環境施策の展開の方向等の基本的な事項。
目標指標の設定。
目標値等。

(6) 環境施策の基本となる計画に関する事業者・住民等への普及・啓発についてその状況とその際の工夫について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

県内で集客が見込めるイベントへのブース出展。
公開講座、出前講座、自然観察会、河川清掃、エコクッキング料理教室など様々な環境分野のイベントを開催している。
「県民の意見を聴く会」の開催。
××環境プランに基づき、関連する当市の事業によって普及・啓発活動を実施。
本計画の概要版を全戸配布し、周知を図った。また、さらなる計画の周知と市民協働に取り組むため、第2期計画における市民の役割について、チェックリストとしても使用可能な環境配慮指針等をチラシ化し、全戸配布を行った。市内の全小中学校（県立・私立を含む）で「学校版環境マネジメントシステム」を認定し、それぞれが取り組みを継続している。また、「こども環境教室」や「出前講座」を継続して開催している。区域施策編を受け、平成26年度より市内事業者の協賛を受け「省エネ××」を開催し、市民の環境保全意識の向上を図っている。
「エコ幼稚園、エコ保育園」の指定と指定園への支援。市内全小中学校を対象とした、市独自の「学校版ISO」認定と「子ども環境会議」の開催。市職員による、希望団体等への環境に関する「出前講座」の実施。××市民環境会議による、環境講座・講演会の実施。
一般廃棄物を多量に排出する事業者に対し、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を求め、排出抑制を図る。分別ステーションにおいて、委託契約により分別指導員を配置し、住民を直接指導。

河川環境保全の一環として住民参加による河川清掃の実施。住宅リフォームや浄化槽設置等に補助することによる河川への家庭雑排水流入の削減。ごみの分別やコンポスト化、リサイクル推進によるごみの減量化。自然散策及び水生生物調査への住民や児童生徒の参加。水質検査結果等の公表。
各種団体への計画書送付。実施計画策定時の市民ワークショップの開催
学校や地域住民、企業等への講師派遣による「出前講座」実施。計画の概要版や市の環境年次報告書概要版の無料頒布
環境美化ポスター・コンクール、3R促進ポスター募集を行い、小中学生の環境への興味・関心を高めた。子供自然観察隊を開催し、小学生に自然体験の場を提供した。
企画課の窓口で500円で販売。図書館及び公共施設5箇所で閲覧可能。
計画策定後、県下7地域で「ふるさと環境交流会」を開催し、地域毎の環境づくりについて、住民とともに意見交換を実施した。さらに、地域別交流会を踏まえ、若者を主体とした全県フォーラムを開催し、県の環境づくりのあり方について議論を深めた。
公共施設への掲出。市議会での説明。商工会議所総会での説明会。市内6工業団地での説明会。 ・広報やコミュニティFMを通じての普及。
市環境フェア等の開催により、市環境共生都市宣言などの普及を通じた普及啓発。広報の折り込み紙の発行による、実績報告などによる普及啓発。「××の環境」の発行。
事業者団体の会合に出席し、計画内容を説明。県民からの要望に応じて出張講座を実施、など。 ××エコライフフェア：環境関連イベントの中で最大規模。地球温暖化対策やエネルギー政策、生物多様性を視野に入れ、来場者の関心を高め、環境にやさしい行動を起こす契機となることを目的に年1回開催している。環境情報誌：年2回発行。「日常生活から地球環境を見直す」という視点に立ち、環境に配慮した暮らしや、それを実現する方法などをわかりやすく伝えることにより、住民のライフスタイルの転換を図ることを目的としている。
リーフレット（計画の概要版）の作成。
1. 環境基本計画策定前年の平成18年、町保健センターで環境フェアを開催し、資料の展示や廃油石鹼作りの実演等を行った。2. 2年に一回イベント（健康祭）開催時に、環境コーナーを設け、環境関連の展示等を行っている。
環境基本計画についての冊子を作成した。②計画で定めた取組の展開（目指す将来像を達成するためのもの）に則した市内の活動を紹介する冊子を作成した。③広報誌やホームページによる周知を実施した。
4R運動の推進チラシや広報、街頭でのキャンペーン等で啓発。
4つの分野ごとに基本計画にあるプロジェクトを推進し、啓発活動等を行っている。
5年に1回、計画の進捗状況や評価等をまとめた「環境白書」を発行すること。
H20. 環境フォーラム開催。市環境基本計画の説明。市民、事業者（商業・農業）、市によるパネルディスカッション。
HPでの公開の外、市議会議員、関係者、市民団体等へ製本したものを送付した。今後、概要版の

作成・配布の外、出前講座の実施や啓発紙の拠点配布、集会イベントを企画している。
WEBサイトに掲載する他、環境情報センターなどへの配布を行うとともに、市町村等関係団体との会議の際に計画の説明を行っている。
アンケートやエコドライブ講習会。
イベント時に環境基本計画の施策の内容を記載した看板を作成しPRを行った。
イベント等での概要版の配布。
イベント等において、計画の概要を示したパネルを展示する。
エコライフチェック事業、小中学校を対象とした環境作文コンクール。
クリーン作戦の会場において、環境市民会議の委員がリサイクルやごみ減量について啓発した。
ケーブルテレビでの啓発を行っている。市民が実行できる具体的な行動例を「××××」として啓発している。
ごみ・みどり・エネルギーに関するセミナーの実施。
シンポジウムを開催
テレビ、ラジオ等の報道機関を用いた活動を行った。
テレビドラマの作成。
当市では、市民の要望に応じてまちづくり出前講座を開催しています。その講座のメニューに、環境に関する講座を提示しており、要望に農事手開催しております。
パンフレットの作成、配付(イベント等)
フェイスブック、ツイッターへの掲載。
ホームページに掲載。
毎年度環境年次報告書を発行し、環境基本計画の進捗状況を公表している。
また、企業懇談会、市民モニターミーティング等で計画について説明している。
リーディングプロジェクトとして、「エコライフ宣言の地区」の活動推進をしたが宣言地区の応募は少なかった。
会議での説明。
回覧による啓発等。
改定時に広報掲載等により普及啓発活動を行っている。継続的な啓発活動が課題である。
街頭キャンペーン等。
各事業(市民節電所モニターモニター事業など)において説明会を実施し、市民に事業概要等を説明した。
各地域を担当者が説明に回った。
各地区への説明会や各地区環境衛生役員への学習機会の提供等。
各地区公民館への冊子及び概要版の設置。
学校や公民館等で出張講座を実施(ごみ減量等)。
学習会の開催。
刊行物の発刊。

環境イベントにて周知。
環境ドキュメンタリー映画の上演会を実施。
環境についての活動をしている市民や団体、企業と「環境パートナーシップ・××」を立ち上げ、普及・啓発活動を実施している。
環境に関するイベントでのPR。
環境に関する出前講座・環境教室や環境フェアの開催により、環境への取り組みについて普及・啓発している。
環境モデル都市フェスタといった啓発イベントや、市民講座、短期セミナーの実施。
環境活動を行う市民を募集し、その市民団体に市のイベントや学校等で啓発を行ってもらう。
環境活動を展開しているNPOやボランティア団体、事業者、行政で××市地球温暖化対策地域協議会を結成し、様々な環境活動を実施している。
環境関係の講演会などを開催した。
環境関連イベントでの説明・冊子の配布等
環境関連のイベントを通じて、市民に啓発活動を実施した。
環境基本計画(概要版)等各町内会等に配布、市ホームページに掲載等している。
環境基本計画の進捗状況について市ホームページで掲示している。
環境基本計画の進捗状況をまとめた年次報告書の概要版を作成し、市民向けに配布している。
環境基本計画をより実効性のある計画とするために、計画策定時に「××市民環境会議」と称する市民、団体、事業者からなる団体を発足させ、基本計画に定める「環境保全活動」を実施させていく。例としては、環境フェアや環境講演会の開催、自然環境、地球温暖化、バイオマスの利活用、ごみ減量などの分野別の部会活動、広報紙の発行による情報発信などがある。
環境基本計画書を関係者及び関係団体へ直接及び郵便での配布。
環境教育、環境学習講座、省エネ講演会、地球温暖化防止展などを開催した。
環境教育として、一般の方を対象とした参加型環境教育講座や、親子や子供を対象とした参加型環境教育講座などを実施している。事業者を主体とした活動としては、町営バスを利用しながらごみ拾いを行う「ごみ拾いゲーム」や、間伐材を利用した「マイ箸づくり教室」などを実施している。住民を主体とした環境保全活動としては、町内の希少野生動物の保全に係る草地整備など行っている。
環境啓発イベントとして、毎年1回、市環境フェスタを開催している。
環境講演会、環境ポスターコンクールの開催。
環境講演会や自然観察会などにより、普及啓発に取り組んだ。
環境審議会、環境市民会議等の委員、市内で活動している市民団体等に計画を紹介し、各団体や市民等に普及・啓発をしていただいている。
環境審議会で環境基本計画の進捗状況を確認(議事録をホームページにアップロード)
環境総合計画シンポジウム(基調講演、パネルディスカッション)を行った。また、全世帯に環境総合計画(概要版)を配布した。

環境団体主催の研修会での講演、各種会報への寄稿。
環境展の開催。
環境白書の作成。
環境分野における市政情報講座やホームページ、広報等で啓発
環境保全協働推進会議において、市民・事業者との意見交換を行い、チラシ等により計画の進捗状況の報告を行っている。
環境保全条例及び環境基本計画を冊子にし、各戸配布した。
環境保全推進員を通じた情報提供。
環境連絡会を開催し、各種施策の普及啓発について協力を依頼しました。
関連講座の開催時に、環境基本計画に基づく実施であることを周知するなど。
基本計画に定める施策など、さまざまな環境施策を啓発冊子にとりまとめ、学校や団体、イベント等で配布することにより、普及啓発に努めている。
基本計画の概要版を作成して自治会に回覧したりした。
計画に基づく市民の取組発表などを行うイベントを年2回程度実施している。 策定時は、計画の概要版を市内に全戸配布し、周知を行った。
計画の概要をまとめた小冊子を市内の学校、町内会、環境活動団体等へ配布している。また、出前講座というかたちで、小樽市の環境の現状と課題や取組などを計画に基づいて説明するメニューを設定している。
計画の概要版パンフレットを作成し、市窓口等で配布している。
計画の概要版を町内全戸に配布するとともに、町 HP に計画を掲載した。また、具体的に取り組んでいる内容を町 HP や広報に掲載するとともに、関係団体への会議に出席し説明を行っている。
計画の策定にあたり、環境審議会へ諮問したほか、計画を HP へ掲載することにより周知を図っている。
計画の策定時や改訂時には啓発品を作成し配布を行った。
計画の重点プロジェクト推進にあたって、府内、府外で本計画や重点プロジェクトの説明会を行っている。
計画の年度報告を町のホームページで公表し、町民が確認できるようにしている。町の広報誌に計画の年度報告の概要を掲載し、計画の進捗状況が把握できるようにしている。
計画策定の際に市民の代表として組織された委員会において、本市が産業のまちであることもあります、特に事業所の意見も取り入れるべく、委員の構成員のなかに、市民のみならず、事業者の代表者も構成員に入って頂いています。(全体18名のうち4名が事業所の代表者)
計画策定 당시에冊子を作成し配布したほか、市ホームページに掲載しています。また、前年度の実施状況の点検結果も環境白書及び市ホームページに掲載し、意見を募集しています。
計画自体をウェブサイトに公開するとともに、個別の地球温暖化対策事業を推進することにより普及・啓発を図っている。
計画推進団体(環境パートナーシップ会議)を通じた活動による普及・啓発
計画全体についての普及・啓発は難しいため、個別の方針や目標について(地球温暖化対策・リサ

イクルなど)、イベントや講座で浸透を図っている。
計画内容を冊子にまとめ、市内の各公共施設等で閲覧できるよう配架している。また、商工会議所に所属している全事業所に冊子を送付した。
計画本体の冊子と併せて概要版を作成し、できるだけ県民の目のつきやすいところに配置ができるようにした。併せて、説明会や研修会などでも積極的に利用した。
計画本文をわかりやすく記載した「計画普及版」及び「計画概要版」を作成し、印刷物を関係する部署に配架するとともに、県ホームページ上にアップロードした。県内全戸に配達される「××県政だより」の記事として、新しい環境基本計画の内容を記載する(予定)。本県の「ゆるキャラ」を活用し、若年層が親しみやすい配布物やホームページを作成している。
県HPへの掲載、策定時にラジオでの広報。
県民や事業者、行政が、相互に連携・協力して愛知県環境基本計画に沿った施策・取組の推進を図るため、様々な主体からなる協議会を設置しており、情報交換や交流を図りながら、協働して計画を推進している。
策定については市ホームページや広報誌への掲載により周知し、計画を端的にまとめた概要版を各地区に設置し、周知を図った。
冊子を作成し、庁内及び関係機関へ配布・閲覧を行った。
冊子を市内小中学校に配布のほか、課の窓口やホームページ、市内公共施設で閲覧できる。
冊子本編の他に概要版のリーフレットを作成し、共に町のホームページに掲載している。
子ども環境教室や省エネ講座を実施しました。また、市職員が出向き、市の仕事の内容を説明する出前講座において環境基本計画の概要について説明しました。
子ども版のリーフレットの作成および配布。
市・事業者・民間団体などのメンバーで構成される協議会を計画推進母体として立ち上げ、環境イベントの開催などをとおして、普及啓発を実施している。
環境基本計画概要版の戸別配布を実施した。
環境基本計画三者協議会を設置し、市民、事業者、行政が同じテーブルにつくことによって施策の普及に努めるとともに、ホームページ上でも公開している。
環境大会として、市民・事業者を対象に環境に関するイベントを開催しており、市環境管理計画について説明・意見交換を行っている。
市出前講座のプログラムに登録し、希望者へ出前講座を実施することにより、普及・啓発を行っている。また、市環境基本計画を子ども向けにわかりやすく説明した「××との環境」を作成し、市内の小学4年生に配付するとともにホームページに掲載している。
市第二次環境基本計画の冊子の他に概要版を作成し、市役所庁舎内の学習コーナーに配置したほか、ウェブサイトで公開し普及、啓発に努めた。
市内の小学校に出向き環境学習を実施している
市内小学生を対象に、市のごみの捨て方、処理状況、リサイクルなどについての冊子を作成し、配

布している。今後、それに併せて小学生を対象とした講座の実施を検討している。 市内小学生を対象に、「水辺教室」を実施し、水生生物の紹介と河川の水質保全についての啓発を行っている。
市内小中学校で、環境啓発に関する講座を実施。
市民、市民団体、地域住民代表等で構成されている、環境まちづくり委員会で普及、啓発している。
市民、事業者・民間団体、本市で構成する市環境基本計画推進会議において、計画の推進に関する事業を実施することにより、計画の普及・啓発につながるものと考える。
市民・事業者向けのリーフレットを配布。市報で啓発の記事を掲載。
市民アカデミー(生涯学習講座)において講座を実施。
市民に環境に配慮した行動(節電、節水、ゴミの減量、リサイクル)の実施について広報誌等で啓発。
市民の環境保全意識を高めるために、各施策に基づき「××××」「〇〇湖△△作戦」などの啓発事業や「環境に関する出前講座」「□□海岸観察会」「××観察会」などの環境学習会、「緑のカーテン事業」等の緑化事業を通じた体験型環境活動を実施しています。また、公募により市民が参加する活動として「環境推進員」が設置されており、地球温暖化対策や省エネ行動を広げる活動を行う「エコライフソポーター」、環境美化や4Rの普及活動に取り組む「クリーンソポーター」、犬や猫の正しい飼い方を広める活動を行う「動物愛護ソポーター」で構成されています。
市民公募委員で構成する環境基本計画を推進する組織環境みらい会議を設立し、環境イベントの開催等により普及啓発活動を実施している。
市民向け・事業者向けそれぞれの環境関連の講習会において、計画の概要やそれぞれの主体の役割について説明。
市民団体を中心に普及啓発に協力いただいている。また、自治会から選出された環境推進員に啓発し、地域住民に広げる取り組みを行っている。
事業者向けの、エコアクション21認証取得支援セミナーの開催。市民向けには、児童から高齢者までを対象に、ごみ問題や地球温暖化をテーマにした出前講座を実施したり、小学校に出向き、アースキッズチャレンジ事業を実施している。夏休みには、自然観察会や環境関連施設見学会を開催。その他、消費生活展や広報紙により啓発を図っている。
自治会での有線放送及び広報誌等への掲載により周知し、啓発を促した。
自治体の公式ホームページや広報誌、担当課で作成したパンフレットやポスターによる広報活動。
自然観察会等の自然保護行事の実施。地球温暖化防止対策として庁舎に緑のカーテンを設置。
自然分野においては山・川・湖・森等の各フィールドごとのイベントや講座等を実施し普及・啓発を図っている。また、ごみの減量やリサイクル等においても同様に講座等を実施している。
住民意見交換会の実施やイベントでの資料配布。
住民一斉清掃日の実施や環境啓発イベントの実施。
住民自治協議会、地区環境美化説明会において説明。
基本計画に掲げた重点的取組を具体化した実施計画を策定し、毎年実績の調査と内容の見直しをするとともに、計画に基づく施策の取組状況を年次報告書としてまとめ発行している。この実施計画

と年次報告書も、基本計画と同様に市ホームページへの掲載と各公共施設において市民閲覧用の冊子を用意している。
出前講座の実施(対象は市民、商工会議所、市民グループ、小学校の環境教育、自治会、高齢者大学、大学など)。
商工会議所、女性連盟等の団体へ配布。
条例、計画に掲げた諸施策を実現するため、施策毎に個々具体的な普及・啓発活動はしているが、条例、基本計画の全般の内容について市民に説明する啓発活動はしていない。
新エネルギー・再生可能エネルギー発電施設設備を地球温暖化問題と併せて説明する見学ツアーを実施。
進捗状況説明会の実施、環境白書の掲載。
進捗状況等の結果の公表を行っている。
図書館への冊子設置。
推進キャラクターによる普及・啓発。
推進協議会を設置し普及・啓発活動を実施した。
前回改定時(2012年)は、計画書のほか、概要版を作成し、公共施設等で配布した。現在改定中の計画については、改定後、市民への講座等で解説の機会も設けていくことを検討している。
全自治会に1名設置していただいている「環境推進員」へ毎年度周知。また毎年度、環境基本計画の施策の進捗状況について中間報告を作成し、町HP等で周知している。
全部の施策ではなく、部分的な事業について、広報とホームページを活用して普及・啓発を行っている。
全文・概要版・こども版をホームページ及び広報紙で公表した。また、こども版については市内小学校に配付した。
大学での講義。
地域ISOネットワーク・キッズISO等の事業を実施。
地元ケーブルテレビやラジオ等のメディアを用いた啓発。
地元新聞社を通じ周知している。
町内の住民や事業者を対象に環境美化・保全活動活動への参加を募ったり、小中学校に訪問し、学習会を行ったりして普及啓発活動に努めた。より普及啓発を行うために環境ポータルサイトを立ち上げることを検討している。
町内会長に説明。さまざまな説明の機会で環境基本計画にふれ、認知度を高める。
町内各地区でごみ資源化を啓発するために、住民による分別収集の実施。
市民ワークショップの実施。
展示会等を通じた情報提供。
当市と官学連携協定を締結している芸術大学のデザインを専攻する学生が計画を推進・啓発するためのポスターを制作した。今後、ポスターを活用した計画及び施策の啓発・周知を行う。
当市の生涯学習の一環である出前講座のメニューに環境基本計画の周知を目的に、地域へ出向い

て講座を行っている。講座では、概要版の配布の他、資料を作成し周知している。
当町が有するケーブルテレビを活用して啓発を行っている。具体的には環境問題、CO2削減についての基本的事項や、各種町の取り組みについて番組を作成。加入率95%を超えるケーブルテレビにて、放送を行っている。
独自に作成した広報誌にて、3R活動等に関するイベントや講座等の周知、年に1回の環境フェアを通じての環境保全活動や自然エネルギー等の活用方法等の普及・啓発活動を行った。
読みやすい計画の簡易版を作成したり、市施設内での展示による紹介、市の広報による周知等を実施している。
年に1度、計画中の指標について前年度までの実績値による評価を実施し、公表している。
年次報告書の作成および公表。
年度報告書の簡易版を学校に配布。
福祉館や公民館等への配付。
平成24年度から平成26年度までの3ヵ年計画で市内全域を対象とした、ごみ減量化推進講習会を実施した。また、平成25年度には市内各事業所を対象とした、ごみ減量化推進講習会を開催した。
平成27年度中の策定を予定している市環境基本計画について、計画案の公表およびパブリックコメントの実施や、審議会の議事内容の公表を実施している。
報道機関への資料提供、県ホームページや広報誌への掲載などを通じて普及・啓発活動を実施した。
報道機関を用いた活動や広報紙への掲載、パンフレット等の作成、環境イベントを通じた情報提供。
防災無線による周知や、町・地域・事業所従業員での清掃活動(年1回)による啓発活動の実施。また、不法焼却や不法投棄に対しては、現場での口頭注意や看板を設置するなどの対応を行った。
本市独自の環境マネジメントシステムにて、市民並びに事業者等にも参加を呼びかけ、庁内における環境配慮の取り組みを監査してもらい、庁外に広めようとしている。
毎年エコアクション21の取り組みとともに、進捗状況を確認し、環境レポートとしてもHPに掲載している。
毎年度、環境基本計画に沿った事業の状況や指標の達成状況等を白書にまとめ公表している。
役所の情報コーナーにて来庁者や事業者に対して閲覧を実施。
有害化学物質に関する情報提供や啓発活動の実施。

(7) 環境施策の基本となる計画の点検状況とその具体的な内容あるいは工夫の事例について調査を行った。以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

× × 環境プランに基づき関連する当市の事業について、事務事業進行管理制度によって実施している。
--

× × 環境プラン実施計画を作成し、年度ごとに事業の進捗管理を行い、環境基本条例に基づき設

置した環境審議会にて進捗内容等を報告している。また、審議会から報告した内容に対して意見をいただき、次年度以降の実施に反映させている。

× × 環境白書(市第二次環境基本計画の進行管理を担うもので、市の環境に関する事業の実績と環境関連のデータをとりまとめたもの)を作成する中で点検を行っている。

× × 川の水質(BOD)、市の豊かな自然環境が守られていると思う市民の割合(市民アンケート)、野鳥公園周辺に飛来する鳥の種類の維持、野鳥公園に来訪する入込み人数、下水道普及率接続率(水洗化率)、1人1日当たりのごみ排出量、不法投棄報告件数リサイクル率、食用油のBDF化量、× × らしい景観が形成されていると思う市民の割合(市民アンケート)、歴史・文化遺産が守られていると思う市民の割合(市民アンケート)、間伐材生産量、耕作放棄地面積、家庭で削減したCO₂量、公共交通機関が充実していると思う市民の割合(市民アンケート)、市内の年間電力使用量、学校給食における地場産物(県内産食材)を使用する割合

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画の後期基本計画(H28～H37)を策定した。

各局の長からなる「環境調整会議」に付議し、年次報告書の作成を行うとともに、環境審議会へも報告している。年次報告書として公表した後は、その内容について市民から意見募集を行い、その対応措置についてとりまとめ公表を行っている。また、年次報告書について、3年ごとに環境審議会へ諮問を行っている。

各所管に於ける取組状況についてチェックリスト・チェックシートを作成し、半年ごとに報告をもらっている。

環境審議会(市民委員を含む)による施策評価をいただいている。施策の取り組み結果をまとめた報告書に対し市民意見を募集している。公開方法は結果がわかりやすように5段階評価としている。計画の進行管理の中で年度末に報告書を作成し、その報告書を通じて施策の点検結果を公表している。環境審議会からの答申に施策の評価結果を付し、市ホームページで公表している。

・環境年次報告書の発行

・環境白書を作成し、各事業の進捗状況へを点検している。　・環境白書については、審議会等へ報告している。　・指標により目標達成を評価している。

・環境白書作成時に、環境基本計画に定める目標指標の進捗管理を実施。　・新たな県の環境基本計画の策定の審議において、現行計画の取組み状況や目標の進捗について検証。

環境目標の見直し、設定→基本計画の実施・評価、実施計画の施策推進のため毎年の具体的取組を定める。

計画で定量的な目標を設定し、目標の達成状況を評価している。環境白書に掲載し、一般向けに公表している。

計画に基づく施策の実施状況や本市の環境状況について、冊子を作成し、年に一度公表する。公表した結果に対して、環境審議会や市民、事業者から意見を募集し、次年度における計画の進行に反映する。計画策定から5年で中間見直しを行い、社会情勢や計画の進捗状況等を踏まえ、目標数值等について改定を行う。

県民のほか、県外在住者に対するアンケートを行っている。

県民公募委員も含めた環境審議会で点検・評価を行っている。定量的な目標値(重点目標)を設定し、約 120 項目からなる環境指標により環境の状況を把握している。結果がわかりやすいように、3 段階で評価し、点検・評価結果を記者発表している。
市の環境総合計画の計画期間の中間年(平成 27 年度)において、環境審議会・庁内検討会議を開催し、その中で計画の中間見直しを行っている。市の環境総合計画に掲げた重点協働プロジェクトの進捗状況を点検・評価するために、毎年、無作為に抽出した市民 3, 000 人に対してアンケート調査を行っている。
市民公募委員も含めた審議会で点検を行っている。定量的な目標を設置している。定量的な目標を設置していない項目は、指標を定めている。年次報告書の配布及びホームページで公開している。指標等を用いて点検を行っている。可能な限り定量的な目標を設定している。点検結果を環境白書に掲載し、HPでも公表している。
施策の自主点検及び数値項目について点検を実施点検結果については、環境審議会及び庁内の幹部会議にて審議している。
施策の進捗状況について、各所管に半年単位で調査を実施。定量的な目標を設定し、達成度を評価。わかりやすいように、達成度を顔のマーク(ニコニコ、悲しい等)のわかりやすい表示方法で 4 段階で評価。各所管のコメントをついている。
数値目標に対して、4段階で評価した。
担当部署ごとに進捗状況の自己評価を行い、年次報告書を作成している。結果が分かりやすいよう、段階評価(4段階)をしている。
庁内で選出した内部環境監査員による内部環境監査の実施による点検。庁内実施体制での報告及び外部評価として草加市環境審議会への報告及び点検を受けている。
庁内会議、環境審議会での進捗状況報告。「県民の意見を聴く会」の開催。行政評価。
町民監査員や外部専門家を招き点検を行っている。数値目標を定め毎年点検を行っている。
定量目標の達成状況や施策の実施状況等について、毎年度、環境審議会への報告・審議を行うとともに、内容を環境年次報告書で市民に公表している。また、計画期間が 10 年に及ぶため、計画期間半ばに市民意識調査などを実施のうえ中間評価を行っている。
点検方法は5年毎に見直しをかけている。目標数値を設定している。
点検方法を環境審議会に報告し、審議会の意見を取り入れて点検を実施。指標により目標達成度を7段階で評価。点検評価結果の概要版をホームページで公開
・燃料(電気)使用量、車両走行距離、ごみ搬出量を各部署から年 2 回報告させ、集計し、傾向や対策についてまとめ、全部署に報告している。
半期に一度、施策担当課への進捗状況調査を実施している。また、重点施策の所属長で構成された委員会を定期的に開催し、計画全体の点検を行っている。
毎年、市民アンケートを実施している。施策の実施状況を付属機関(有識者会議)に報告し、評価を受けている。できる限り定量的な目標を設定している。
毎年、数値目標の達成状況の確認による点検を行っている。5年に1度、施策の取組み項目を見直

し、点検を行っている。
毎年度、各施策の担当課へ照会。
環境の状態等を測る指標を設定し、毎年度把握。指標の状況は、毎年度発行する環境白書に掲載。
①市の関係機関に対し、進捗状況を照会した。②市民・事業者に対し、聴き取りなどにより活動状況等の調査を行った。③とりまとめた進捗や活動の状況を公表し、パブリックコメントを実施した。④上記3点について市の環境審議会に報告し、意見聴取を行った。
1年に1回、施策ごとに各担当課に進捗状況を照会し、回答してもらい、当課で点検している。
3年ごとに環境目標達成プランを再作成し、その到達状況を審議会で確認、次の達成プランにつなげている。
3年に一度発行している環境白書で進捗状況を記載しており、発行は3年に一度だが随時(毎年)進捗状況の調査は実施している。
5つの施策をさらに細分化した計画一覧の内容をそれぞれの担当課において点検・評価している。
5年間ごとに計画の実施状況を点検し、計画の内容の見直しに反映している。
5年更新の計画であり、時期計画時に評価見直しを行う。
CO2排出量については、関係施設での燃料使用量等について、報告することとしている。
HPや冊子により施策の実施状況を公表している。
ISO14001を自己適合宣言し、マネジメントシステムの中で進捗管理すると共に、内部監査、市民監査を実施している。
PDCAサイクルを用いた評価をおこなっている。内容としては学識経験者、町議会議員、関係機関団体などで構成された環境審議会において、環境基本計画の進捗状況を報告し、審議・評価している。
イベントや講座等の市民・事業者等参加型の施策は実施回数や参加人数等の集計を継続して行っている。
ごみの削減や自然エネルギーの普及率など、目標値を定め、その達成度から課題等を検証している。
これまで環境保全審議会に計画の進捗状況を報告し、意見を頂いていた。今後は、市の行政経営システムと連動させ、達成度を点検し、その結果を審議会に報告する予定。
住民委員や学識経験者、事業者代表等を委員とした環境審議会を設置し、第三者機関として毎年計画の進捗状況の評価を行っている。
それぞれの個別具体的な施策について、所管部署と毎年、実施状況を確認し、進捗結果を公表している。
当団体の環境基本計画の策定及び見直し時に、庁内の会議体で実施状況の点検を行っている。また、環境基本計画の実効性を担保するために、環境年次報告書を毎年発行することにより、その進捗状況を点検・評価するとともに、区民への施策の実施状況の周知を図っている。
リーディングプロジェクトとして進捗管理を年1回実施。
委員会での協議による点検。
温暖化防止行動に関して、市役所各課の電気や燃料等の消費量の報告を受け、庁舎内の二酸化

炭素排出量を年度毎に算出している。
下記1～3について、各事業担当課が進捗点検調査票を作成することにより実施 1:各事業に関しての現状認識・事業内容・事業実績・課題・今後の方針 2:事業評価(事業の必要性・貢献度・成果指標の傾向・事業の手法効率性の4区分による自己評価 3:環境の状態・環境への負荷・行政施策を表す各指標・関連データの推移
改訂時に確認。指標により目標達成度を評価する。
各課に委員を設置し、各課ごとのとりまとめなど、温暖化防止に向けた取組を集約、チェックを行い、改善が進んでいるかの確認を行っている。
各課の進捗状況をまとめ、環境審議会に報告。審議会の意見を添えて、ホームページに掲載。
各課ヒアリングを実施し、作成した実施報告書を審議会で諮っている
各課及び管理施設へ、本市の取組事項に取り組んでいるか調査し、取り組んだ内容等を集計し点検を行った。
各個別計画における代表的な指標をとりまとめ、定量的な目標である環境指標を設定し、点検・評価している。毎年度の点検結果を県環境保全審議会へ報告するとともに、ホームページで公表するなど、広く県民・事業者等に公表している。
各指標について数値目標を設定し、毎年、年次状況報告書の中で進捗状況を示している。また、年次状況はホームページ上に掲載し、希望者には紙ベースのものを配布している。
各指標を点検し、環境レポートで公表している。
各施策で掲げる課題の解決手段となる取組の定性・定量的な目標値を設定し、施策効果を検証する指標を用いて点検・評価する。(3段階評価)また、結果については住民意見の募集を実施している。
各施策に関わる担当課に取組状況及び今後の取組の方向性を確認し、計画が予定通り遂行できているか明確にした。
各施策の事務事業により評価している。
各施策の担当部署が、毎年度実施計画に掲げた内容について成果をまとめ、全体的な進捗状況を把握している。
各取り組み内容の担当課より、前年度の実施状況を進捗状況表に記入してもらう。
各担当ごとに実施した施策を取りまとめ、点検・評価を実施している。
各担当課に取組実績について報告を依頼し、取組状況について府内メンバーで構成される環境基本計画推進委員会へ諮り点検・評価を行っている。
各担当課へのヒアリングを実施した。
各担当者で確認をしており、調査書には計画時から目標値までのデータを記入してあるため、年間スケジュール等も見直せるようにしている。
各年度ごとの取り組みをまとめた「年次報告書」を作成し、学識経験者や、事業所の代表、環境団体推薦者や市民公募の委員から構成される環境審議会にて、評価していただいている。
各部局が所管する環境基本計画関連施策(事業)の予算額、事業概要及び成果等について照会

し、結果を取りまとめ進捗状況について点検。
各部局により構成される環境管理推進委員会において計画の進捗管理を行っている。また、県総合5か年計画政策評価制度に基づく評価を行っている。
各部署にヒアリングを実施し、結果を審議会に諮っている。
各部署に対し、該当項目の進捗状況調査を実施。それを取りまとめ、環境審議会へ諮問・答申、その後市議会へ報告。次期計画策定に際し、新エネルギー補助申請対象者を対象にアンケートを実施。環境審議会で点検。
各部署を対象に実施状況調査を実施した。
各分野個別計画での定量的な目標を活用している。
各目標に対し取組指標を設け、その進捗度を1年に一度評価している。また、各目標に関連した施策の実施状況について、各部局からの報告をまとめ、年1回とりまとめている。そして、これらに対し、市民・有識者等により構成する審議会において意見を求めている。
学識経験者、行政機関、市民団体等で構成する環境審議会で点検を行った。
学識経験者、市民団体、事業者団体、行政機関が参加する意見交換会を実施
学識経験者で構成された委員会で評価・審議を行なっている。年次報告書を作成して市民に公表しているが、同時に「見やすさ・分かりやすさ」に配慮した概要版も作成している。
学識経験者や市民委員等で構成された審議会で点検を実施。数値目標を設定している項目について、グラフを使用した資料を作成し、見やすくしている。
活動等に関する報告書の提出をしていただいている。
環境に関する取り組みについては、環境マネジメントシステムにより進捗管理を行うとともに内部環境監査を実施している。また、その進捗について環境審議会で評価するとともにレポートとして報告している。
環境の状況や施策毎の事業の実施状況や成果指標の達成状況、それに基づく評価結果などを市環境審議会に報告し、そこでの意見や提言等を踏まえ、今後の取組みや目標について適切な見直し・改善を行っている。また、点検結果を含む施策の実施状況については、環境に関する年次報告書を作成し、市ホームページへの掲載、関連施設への配布等により広く周知を行っている。
環境パートナーシップ会議で点検を実施。
環境への町の取り組みを分かり易くするため、町の重点ブロックに絞って、事業の進捗状況を報告することとし、どのような取り組みを行ったか、また、数値で表示できるものは数値を掲載するようにしている。進捗状況報告は、町環境審議会に諮り、審議委員の意見を聴くかたちで点検を行っている。
環境マネジメントシステムにより、各部署における実施状況について集計し、点検している。
環境レポートを作成。町長が設置した環境審議会に諮っている。
環境汚染の監視状況や環境保全対策の実績等を環境審議会へ報告している。
環境監査委員により、実施状況の確認・点検を行っている。
環境関連施策・事業の実施状況等の点検・公表、見直し・改善に努め、県議会や県環境審議会に対し、

実施状況等の報告を行っている。環境指標に係る数値目標を設定し、進捗状況を毎年点検している。
環境基本計画における施策の進捗状況を点検するため、環境政策審議会を設置している。また、毎年度年次報告書を作成し、審議会への報告を行っている。
環境基本計画に基づいて関係部署からあがってきた報告（指標と目標値、現状値、内容・評価等）を取りまとめた「環境レポート」を毎年作成している。本レポートを、市職員で構成する「環境アクション委員会」で点検し、市長の諮問機関である「環境審議会」の中で審議した後、市のホームページで公表している。
環境基本計画に基づき実施したことを年度別に一覧表にして環境審議会にて審議した。今後環境白書としてとりまとめる予定。
環境基本計画に基づく、取組内容及び指標について年度ごとに確認し、ホームページで公表している。
環境基本計画の事業ごとに点検・評価シートを作成し、関係課毎に点検・評価をし進捗率（達成率）等を確認している。
環境基本計画の実施計画を作成し、環境マネジメントシステムの住民監査で実施計画の点検を行う。
環境基本計画の主要施策の進捗状況を把握するため、年度末に事業ごとに実績、実施効果、問題点と次年度の計画を取りまとめている。また、取りまとめたものを環境審議会に提出し、意見をいたしている。
環境基本計画の重点プロジェクト事業として8つの施策を掲げ、それぞれに定量的な目標を設定しており、環境マネジメントシステムにより年度毎に点検している。
環境基本計画の進行管理を環境マネジメントシステムで実施しており、半期と期末の進捗状況について、庁内の課長等で組織する会議と市長をはじめとする部長級のメンバーで組織する会議において点検している。
環境基本計画の進捗管理の手法として、環境マネジメントシステムを活用している。当システムを利用し、前年度の事業実績を管理し、翌年度の環境指針を策定している。また、内部監査の実施により、他部署から見た点検も行っている。
環境基本計画の推進と進行管理として、要素別環境保全目標の達成や、基本方針に沿った施策の実現のため、計画期間中に環境施策の進行管理を行っている。なお、施策の実施状況については、年度報告として取りまとめを行い、環境基本計画推進会議で管理すると共に、環境審議会に諮り市民に公表している。
環境基本計画策定委員会を立ち上げ、現行計画の実施状況や現況調査を行った。
環境基本計画審議会の中でこれまでの実績をグラフ化した資料を作成
環境基本計画推進委員会を定期的に実施し、実施事業について報告し委員の意見を聴取する。
環境基本計画推進会議や環境審議会でPDCAマネジメントサイクルの手法を用いて点検等を行った。
環境基本計画評価兼実施計画シートを関係各課で作成し、主担当課において事業の実施状況および指標の推移をとりまとめ、市民委員を含めた環境審議会において点検を実施し、環境報告書としてとりまとめ、ホームページ上で公表している。

環境基本条例に基づき設置してある「環境審議会」で点検を行っている。審議会開催時に町内の環境問題(不法投棄や放飼い、野焼き)などの状況報告を行い。審議員との意見交換を行う形で対策案などを模索していく中から、計画への追加事項の確認や修正を行っている。
環境計画の推進体制として推進管理を行う「環境計画評価会議」を設置し、環境施策の点検を行っている。点検にあたっては、書類監査を踏まえ現場監査を実施し、現場監査では、施策の担当課長と直接質疑応答を行うことで、より具体的な施策の提案を行っている。
環境指標の目標値に対する進捗状況(実績値)を毎年算定し、市環境審議会の評価・助言を受けている。
環境指標の目標値に対する進捗状況について、市民委員も含めた委員会で点検を行っている。内容については、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境/循環型社会、人づくりの観点から定量的な目標を設定している。
環境指標を設定し点検している。指標により目標達成度を4段階で評価し、環境白書にて公表している。
環境指標を用いて点検を行っている。また、それを環境報告書として冊子及び市ホームページで公表している。
環境審議会において、各課の環境に対する取り組み状況の調査結果を報告し、評価を行っている。
環境審議会において、数値目標があるものについて進捗状況を提示し、評価検討している
環境審議会を設置し、環境の保全と創造に関する基本的事項・重要事項などについて調査審議するとともに、計画の進捗状況について評価し、見直し方針等を検討。
環境審議会環境総合計画部会での点検評価、環境審議会への報告、議会への報告、府民等が参加する会議での意見聴取を通じ、毎年度のPDCAサイクルにより個別の施策・事業の点検・評価を実施するとともに、複数年度毎(3~4年)のPDCAサイクルにより計画に掲げた施策の方向や主要施策の実施効果の検証を行う。複数年度毎のサイクルにおいては、一般府民からの意見募集(パブリックコメント)を実施する。
環境審議会内に環境基本計画評価部会を設置し、評価部会で施策の実施状況の点検を行ったうえで、環境基本計画年次報告書として環境白書を作成している。
環境推進会議(市民・事業者・市の代表により構成される計画推進のための組織)において、計画の進捗状況の把握、取組状況の取りまとめ実施している。
環境年次報告書として、環境基本計画の毎年度事業等の進捗状況を管理し、公表している。
環境白書にとりまとめWEB上で公表しています。
環境白書を作成し、環境審議会に報告。
関係課には、年度当初に当該年度の取組予定・目標を提出してもらい、半年ごとに進捗状況を報告してもらっている。
関係課に対して主要施策実施状況報告を年1回求めて、進捗状況を確認している。
関係各課で構成する庁内環境会議や市民が委員となっている環境づくり推進市民会議を開催し環境基本計画実施計画を策定して個別目標ごとに達成状況を毎年点検している。
関係各課による自己評価。

関係各課より実績報告してもらい、環境審議会にて報告している。住民に報告書の周知はしていない。
基本となる計画を実施するためのアクションプランを策定し、個別指標の達成状況を点検している。
基本計画において設定された数値目標を、毎年度発行の環境白書において数値目標の状況を公表している。
基本計画に掲げた重点的取組を具体化し、計画推進の指標で設定した目標を年度別に示した実施計画を策定した。この実施計画について、年度ごとに実績の調査と内容の見直しを行い、基本計画の実施状況等を把握することで点検・評価を行っている。
基本計画に定めた環境指標について、「年次報告書」として整理し、その達成状況を点検・評価し、広報、ホームページなどで公表するとともに、取り組みの見直しに反映させている。
基本目標に対し施策を設定し、その施策に応じた事業を展開するようにしています。事業ごとに取り組み状況を点検しています。
区がどのような取組(活動)を行ったのかがわかるような指標を記載した。数字で経年変化を見られるようにした。
区長の諮問機関である当団体の環境審議会において、点検評価を行うこととしている。ただし、点検は平成28年度から開始するため、平成27年度時点では未実施。
具体的な数値目標を掲げ評価している。結果を諮問機関に報告し、意見を集約している。
具体的な施策ごとに該当事業を抽出し、事業状況を検証した。また、市民アンケートの結果や成果指標の達成状況により点検をしている。
計画で「重点プロジェクト」と位置づけられている各項目について、数値目標の達成状況、または実施の有無を毎年度点検している。また、これらについては、グラフ化するなどにより、視覚的にわかりやすいものとしている。
計画で設定した指標により、実施状況を把握している。
計画に記載されている施策の実施状況を府内各課に照会・集約し、知事を本部長とする会議で報告また、環境審議会に結果を報告後、記者クラブに資料提供、HPに掲載するなど、情報公開に努めている。
計画に記載されている事業の実施状況について、別の環境白書を作成し、環境審議会での案件としている。
計画に記載している実施項目について、担当部署にアンケートを行い、進捗状況を確認している。
計画に記述しているすべての施策について、担当課ごとに点検し章ごとに総括した。第2期計画の策定にあたっては基本的な方向ごとに進行管理指標を設定し、毎年点検の上住民及び事業者への公表を予定している。また、指標以外の取組についても毎年点検する予定である。
計画に定めた指標ごとの進捗状況について、市民委員も含めた審議会で点検を行っている。
計画に定めている施策に関する事業や取組の実施状況および指標値の達成状況を確認した。
計画の行動目標を設定した担当課室への進捗状況の確認／環境審議会等での報告／環境白書等による進捗状況の公表／環境マネジメントシステム(ISO14001)の活用(EMSの環境目的・目標を、

計画の行動目標とリンク)。
計画の重点的な取組の数値目標の進捗状況を環境委員会で点検し、実施状況や見直し等について評価を行い、計画全体の効果検証を行った。
計画の進行管理として、市民委員を含めた環境推進会議において評価し、環境白書で公表している。
計画の推進や進行管理については、PDCAの考え方のもと、市民・市民団体・事業者・市が連携をしている。
計画の中で市が行う取組みについて評価検討するため、事業の実施状況を関係各課に依頼し、事業の点検を行っている。指標・目標値のあるものに関しては、年度に対する目標の達成を評価するとともに、指標・目標値のない事業においても課題等を整理し、PDCAによる翌年度以降の更なる施策の実施に向けた検討を行っている。さらに、評価後には本市の環境の現状とあわせて年次報告書とし、毎年ホームページに掲載している。
計画の中で推進体制を明記し、環境審議会等で進捗状況について確認等を行った。
計画策定に協力した環境市民委員会が計画の進行管理についても提言、協力をしている。
計画策定後に環境推進市民会議を発足し、その中で基本計画に基づく毎年の事業内容確認や助言等をいただいている。
計画中に個別具体的に挙げている数値目標の達成状況を確認するようにしている。
県の環境管理システムである「環境管理のしくみ」に基づき、各所属で点検し、取りまとめを行っている。結果については、必要に応じて環境政策推進本部(知事筆頭の庁内組織)及び環境審議会に報告することとしている。さらに、県民向けには毎年環境白書を作成し、ホームページに掲載している。
県の環境審議会及び庁内の環境管理委員会で、計画の進行管理状況を報告している。指標を設定し、達成度を評価している。環境審議会で報告した資料(計画の進行管理状況)をホームページで公表している。
県全体の政策評価として行っている。
県民、事業者、NPO、行政の代表者等で構成する協議会において、結果の説明を行っている。
個別事業の事務事業について、振り返りを行っている。
公募委員も含めた審議会で点検を行っている。指標により目標達成度を評価している。環境保全に関する施策に係る年次報告書で公開している。
公募委員を含む審議会で、計画に基づく施策の実施状況の評価を実施している。
公募委員を含めた環境審議会で進捗状況を確認している。
環境基本計画が、2003～2022年と長期のため、2012年に見直しを行なった。
行政、市民、事業者、関係団体などから意見を集約した上で、エコアクション21で総合的に点検し、市環境審議会、市環境保全計画推進会議を中心に、「環境マネジメントシステム手法」による進行管理を実施している。
行政の取組みについて、担当所属で当該年度の目標設定と次年度にこの達成評価を行う。これを実績報告書取りまとめ、庁内会議及び諮問機関の環境審議会にかける。その後ホームページに掲載

し市民に公表する。
行動計画にある12の施策について、それぞれの進捗状況を確認、課題や成果の確認を行った。
行動計画を策定し、市各課の取り組むを調査している。
項目(施策)について、該当の関係部署ごとに点検
国の第四次環境基本計画の点検方法を参考にし、県計画で掲げる各基本目標に対する現況や課題、今後の取組を整理し、点検・評価を行っている。
今年度、民間のコンサル会社をいれて、町環境審議会での議論、住民アンケート等を実施し、中間見直しを行っている段階である。
今年度より市民委員も含めた委員会で点検を実施予定。
市が行っている取組や事業を取りまとめ環境白書として発行している。なお、発行にあたっては、環境審議会から適宜、助言等を受けることとしており、必要に応じて次年度以降の取組や事業に活かしている。
市が実施した主な施策について取組結果を取りまとめ、併せて数値目標の進捗状況について点検・評価を行うとともに、今後の課題を抽出した。
市が実施している施策について、進捗状況を調査し、審議会に報告した。
市で実施しているEMS(環境マネジメントシステム)プログラムに盛り込み、進行管理する中で点検を行っています。
市のみどりと環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するうえで、必要な事項を調査審議するため、市長の附属機関としてみどりと環境審議会を設置している。計画の適切な進行管理に向け、PDCAサイクルを活用した継続的改善のしくみの一つとして、市内部で自ら点検・評価したものを、審議会において、市による内部評価の妥当性を確認する外部評価の手法を取り入れている。
市の各部局に施策実施状況の照会をかけ、各部局長から構成される府内推進会議で報告し、年次報告書として取りまとめている。その後、市環境審議会へ年次報告書の内容を報告し、委員から意見を聴取している。
市の環境マネジメントシステム(EMS)において、各課所で実施する環境に配慮した取り組みを帳票に記録することでPDCAサイクルを回している。
市の環境マネジメントシステムの目標として掲げ、年度ごとに実施状況を点検している。
市の環境審議会で意見聴取。計画の進行状況の点検や、推進策について検討。
市の施策について、関係各課へ照会を行っている。市民意識調査(市政全般)で環境部門の調査を行っている。各項目に応じ定量的、環境基準、前回より増などと目標を設定している。取組の年次報告をホームページで公開している。
市の取組内容について、環境市民会議による点検を行ったことがある。
市の総合計画の後期基本計画の策定や各年度ごとの事務事業評価の実績の中で成果目標の一部について検証を行った
市の内部組織の「環境推進会議」において事業評価を行い、市民有志による市民環境会議において

て外部評価を行っている。結果については、環境白書として公表している。
市環境マネジメントシステムにおいて関係部署による進捗報告を収集するとともに、報告内容を基に計画全体についての年次報告書を作成し、環境保全審議会、環境基本計画推進委員会と、推進をチェックする2つの機関に対し報告の上、意見を伺っている。
市環境基本計画の5本の柱(重点分野)について、「市民・家庭」、「事業者・事業所」、「行政・市」の3つの主体が各自の立場で実施する取り組みごとに、庁内の関係課から実績を収集。また、取り組みによっては、県やNPOが実施する事業実績なども加え、市域全体での取り組み状況の把握に努めた。
市環境基本計画は、「農業」、「水・水環境」、「ごみ」、「地球温暖化」、「共有空間」、「環境教育」の6つのキーワードに基づき策定されており、それぞれの分野において、「市民」、「事業者」、「市」に課せられた責務がある。環境審議会での状況報告に合わせ、各関係所管に実施状況の報告を求めている。
市環境基本計画個別施策の実施状況を中間・年度末の2回、各担当課より報告を受け、翌年の環境基本計画推進庁内会議及び幹事会において協議を行い、市環境審議会に報告する。審議会の承認を経た後に、市HPに前年度実施状況を掲載する。
市環境基本計画三者協議会を設置し、市民、事業者、行政が同じテーブルにつくことによって施策の点検を実施し、ホームページでも公開している。
市環境審議会に環境施策の実施状況を公表し、進捗状況に対する評価を受け、今後の環境施策について意見を交わしている。また、環境施策の実施状況を年次報告書として取りまとめ、公表している。
市環境審議会条例に基づき、毎年度2回環境審議会を招集し、計画の実施内容及び目標指標・実績値の点検や確認を行っている。
市環境総合計画に定めた方針を達成するための施策に関して、行政に求められる具体的な施策や行動を示す市環境行動計画を策定した。また、それに基づく施策の実施状況について取りまとめ、その内容を公表する市環境行動レポートを毎年作成している。
市環境保全審議会にて、市環境基本計画(改定版)の進捗について説明し、審議いただいている。
市全体の事業について、外部委員により構成される評価会議で事業評価を行った。
市総合計画・基本計画と併せて、行政経営計画における実施計画を策定するなかで点検を実施する。
市地球温暖化対策実行計画推進状況報告書の作成
市独自のEMS運用の中で、環境基本計画に基づく取組の管理を行っている。 基本施策毎に、その達成状況を把握するのに適した項目、その施策で代表的な取組に関する項目、可能な限り毎年の把握が可能である、という視点で定量的な目標を設定している。
市独自の環境システムにて実績を把握し、専門知識を有する市民、事業者による外部監査を受けている。
市民、学識経験者による環境計画進行管理委員会を開き、年1回の進捗管理を行っている。
市民、市民団体、行政機関、有識者からなる環境審議会で点検している。
市民、事業者、学識者で構成された委員会において点検を実施。

市民、事業者、行政等からなる市環境基本計画推進会議を設置し、施策の実施状況の点検、評価を行い、公表している。
市民・事業者を含めた委員会で点検を行っており、定量的な目標を設定している。また結果がわかりやすいように4段階評価にしている。
市民アンケートの実施及び、有識者及び一般公募を含む環境審議会へ報告している。結果について市環境キャラクターの顔を使った3段階評価としている。現況値が基準値と目標値を結んだ直線より上にある場合、目標値に順調に近づいているとしてっこりした顔、現況値が基準値より上にあるが現況値と目標値を結んだ直線より下にある場合、計画策定時より良好になっているとして普通の顔、現況値が基準値より下にある場合、目標値から遠ざかっているとして泣いている顔のを掲載しわかりやすく示している。なお、指標として「事業ごみの年間排出量」など値が小さくなるほど目標値に近づくものについては前述のイメージと上下逆になる。
市民が直接監査を実施する環境マネジメントシステムを用いた点検を行っている。
市民で構成された推進委員会において、計画に基づく各施策の進捗状況の把握を行うことに加え、進捗状況の管理を行うために設定した指標の数値目標の達成状況から評価を行い、その結果に基づき、各施策の改善・見直しや目標の見直し、新規事業の検討等を行っている(PDCAサイクルの採用)。
市民委員を含む審議会において、点検を行っている。指標により、目標達成度を評価している。また、年次報告書を作成し、「基本目標」ごとに評価を記載し、公表をしている。なお、補足として、本市環境基本計画では、5つの「基本目標」を設定している。そして、基本目標ごとに複数の指標を設定している。それら指標の実施・達成状況から、基本目標ごとに進捗状況を評価し、年次報告書に記載している。
市民協働により事業の点検と評価を行い年次報告書を作成、環境審議会等の意見を頂いたのちに施策ごとの成果を公表している。
市役所の担当各課が目標達成度を評価し、点検を行っている。
市役所関係各課に紹介し、目標達成に向けた進捗状況や課題を報告を求めている。
市役所内の施策を所管する担当課の実施状況を調査した。
指標として設定した目標数値の進捗状況、各施策の取組み状況を年度ごとに報告書にまとめ公表している。
指標と目標を設定し、市民会議で定期的に方向をすると同時に、市ホームページで情報を公開している。
指標などを設け、市長以下、各部長職で構成する環境施策推進本部への報告や、市民・事業者・学校・学識・市で構成する環境審議会への報告などを行い、進捗状況や方向性などについてご意見をいただいている。
指標の達成状況により点検をおこなう。点検結果を市のホームページで公表している。
指標や数値目標を設定し、施策の進捗状況の評価を行うとともに、市民1,000人を対象としたアンケート調査を併せて行っている。また、それらの評価や環境の現況を取りまとめた年次報告書である環境白

書を作成・公表しており、公表前には環境審議会へ報告し、意見・提言を受けることとしている。
指標及び数値目標を設定しており、進捗状況の管理をしている。
施策ごとに進捗状況の目安となる成果指標を設定し、都城市環境基本計画推進委員会による点検・評価を行っている。
施策ごとに設定した達成指標ごとの達成状況を年次報告で取りまとめ。
施策ごと一覧表にして、毎年進捗管理している。
施策については毎年年間の取り組み予定と取り組みの成果をまとめ、町環境審議会を通じて町長に報告している。計画については5年おきに改訂しており、改訂の折に担当課に照会をかけ点検している。
施策には、市、事業者、市民それぞれに具体的な行動があり、その内、市の行動のみ点検を実施している。計画の進行管理にはPDCAサイクルを用いているが、策定した計画を実行した後、計画の進捗状況や目標達成状況を評価、その評価結果を反映した見直しを行うことで計画を推進している。計画の短期サイクル(毎年)では、条例に基づき設置されている環境審議会、及び市民、事業者・民間団体、本市で構成されている市環境基本計画推進会議にて、市の行動について市役所関係部署からの報告を受け、点検を実施している。
施策の実施主体である関係課に対して、毎年の達成度を報告させるようにしている。
施策の実施状況をとりまとめ、年次報告として公表しています。
施策の実施状況を担当者にヒアリング。
施策の取り組み状況等については、環境基本計画の具体的な施策を担当している課に施策の進捗状況を照会し確認する。環境基本計画は、環境の状況(東日本大震災の発生)、社会経済状況の変化に対応するために、見直しを検討している。
施策の取組み状況について、市独自の環境マネジメントシステムにより毎年度報告を行うようにしている。また、結果については市公式ホームページにて公開している。
施策の進捗状況について、数値化できるものを指標として経年変化を確認し、年次報告書を作成して有識者で構成される環境審議会から意見を聴取している。
施策の方針ごとに設けた目標値の達成度を検証している。
施策を実施している課に調査票を送付し、回答を取りまとめてホームページで公表している。達成状況を3段階で評価している。
施策を担当している担当課において、該当年度の数値目標等の進捗状況及び課題と対策を提出してもらい、とりまとめたものを庁内の関係部署で構成する、環境建設施策推進会議と計画推進の外部機関である、環境委員会へ報告を行っている。
施策実施状況及び目標達成状況をまとめた年次報告書「環境白書」を作成し、有識者や公募市民で構成する審議会から意見をもらうことにより進捗管理をしている。
施策実施担当課への調査により点検。
事業ごとに目標達成度を評価し見直しを行っている。

事業の進捗状況についての年次報告書を作成。
事業実施課より進捗状況を調査。
自然再生について環境市民会議にて検証している。
実行計画に基づいて進捗状況を確認。
実施計画に基づき、市民委員も含めた審議会で点検を行っている。定量・定性的な目標を設定し、指標ごとに目標達成度を評価している。見る人に目標結果がわかりやすいように4段階評価を行うとともに、それぞれの目標について説明を記載した報告書を作成している。その報告書については、ホームページで公表している。
実施状況については、毎年報告書を作成し、環境審議会に提出して意見を求めている。審議会からの意見については、担当部署が対処し、施策の進捗に努めている。
取り組み状況等を報告書として整理し、市環境審議会に報告している。
重点的に取り組む施策を定め、その進捗を確認することで、点検を実施。
省エネ法に係る定期報告等の結果をホームページにて公表
常設の環境活動推進会議で施策の実施状況を報告し、意見集約している。
情報収集が可能なデータ(電気使用量、都市ガス使用量、ごみ排出量、リサイクル率)などを各年ごとに集計し、環境白書という年次報告書を作成しています。
条例に基づき設置された市民、学識経験者、市民団体の代表、事業者の代表、関係行政機関の職員から構成されている市環境審議会と計画の進捗管理にあたり市の関係部局で構成された市環境保全対策会議幹事会、市環境保全対策会議で点検作業を行います。関係各課での取組について進捗状況の報告を受け、「対策会議幹事会」、「対策会議」、「環境審議会」の順に評価・意見を経て、「××市の環境」の発行、市HP等で公表しています。
審議会で点検、進言を聴取し、次年度の計画推進に生かしている。現行の計画では、進捗状況に応じて毎年度市民からの意見を公募する予定。
進行管理のための環境報告書を作成し、環境審議会において意見をいただいた。
進捗状況を環境審議会で審議し、町への意見をとりまとめる。審議会からの意見に対し、担当課が対応方法について環境審議会へ報告し、翌年度以降の施策につなげる。
進捗状況報告書を作成の上、外部委託による自主点検と、県民説明会、意見募集を通じた県民による点検、これらの結果を総合した環境審議会による点検を実施。
推進委員会により毎年、実施状況の点検、評価を実施している。
水質汚濁は、工場排水や生活排水によって、河川などの水質が汚染されることから中小河川の水質調査を業務委託しており、測定値を県に報告している。また、騒音・振動は自動車騒音を業務委託しており、測定値を国・県に報告している。
数値目標(環境指標)を用いた環境達成度を監査し、評価している。
数値目標に対し、達成状況を市環境審議会に報告し、環境レポートとして発行している。
政策分野ごとに環境、環境保全活動の現状を表すモニタリング指標を設定するとともに、目標値を

設定し、毎年度作成する環境白書において各指標の現状を公表している。
先述の環境みらい会議において、環境基本計画を推進するためのアクションプラン（環境実行計画）の達成・進捗状況について点検を行った。
専門家、各種団体、住民等で構成する審議会で毎年実施状況を検証。
全施策の進捗状況を担当課から半年単位で報告してもらっている。あわせて、目標値の達成状況も確認している。
全庁横断的な推進本部を設置し、年度ごとの取組について点検を行っている。
全庁的な組織で計画の総合的な進行管理を行い、毎年8月に実施状況についての報告をしている。
全庁的に計画項目の進捗状況の把握。
総合振興計画実施計画書に個別計画の内容を記載している。
第1次実施計画（平成17年～10年間）の中で重要施策だった、不法投棄対策、ごみの減量、美化活動について検証を行った。これらは、第2次実施計画（平成28年度～10年間）の中でも重要施策として位置づけている。目標数値は、中間見直しの平成32年までに不法投棄数は現状の1／2、ごみ量は現状の105t減、美化活動数は現状の7回増としている。これらを推進するためには、町民、事業者、各種団体、行政の積極的な参加、協力が必要であり、それぞれの役割のもとに情報を共有していくかなければならない。また、計画の進行にあたって時代の変化に伴い社会情勢や町民意識の変化に対応し、必要に応じて計画の見直しが必要である。
第2次計画について、計画期間中における二酸化炭素換算排出量の削減状況及び取組状況を確認。
第3者機関の環境基本計画等進捗管理委員会を設け施策の実施状況について毎年度点検している。
第4次総合計画の中間年にあたる平成23年度において、計画に掲載されている「ともにめざす目標指標」の達成状況や課題を把握し、今後の取り組みを検証しました。
第一次環境基本計画が10年計画であり、5年で見直しを行った。第二次についても同様に行う予定。
担当所管に、その施策に関する実施状況を記載してもらう。
中間年度と最終年度に各施策の目標と実績を一覧にして比較し点検を行った。
庁内での評価を実施した後に、外部委員会にて評価を行う。評価結果はホームページにて公開している。
庁内に環境管理委員会を設置し、施策の進捗状況を点検している。また学識経験者や各種団体で構成する環境審議会に進捗状況を報告している。
庁内に進捗管理を行う委員会を設けて、四半期に一度のスパンで点検を実施しています。
庁内の「環境マネジメントシステム」に併せて、全庁的に施策を確認し、4半期毎の点検評価を実施している。実績報告として毎年度「××市の環境」発行し、市ウェブサイトでも公表している。
庁内の会議や外部組織にて計画の進捗状況を報告している
庁内の事務事業評価。EA21のマネジメントシステムの活用。指標により目標達成度を評価。
庁内会議を開催し、進捗状況を確認している。
庁内会議及び市附属機関において点検・評価を実施している。

府内関係課で、毎年、施策の進行管理を行い、その結果を審議会に報告している。
府内関係部署による委員会を設置し、毎年度、目標値の達成状況等を白書にまとめ公表している。
府内組織、府外組織の両面において、実績及び今後の計画について報告・意見収集することにより、点検・見直しを図っている。
府内担当部署に進捗状況や目標数値について照会している。毎年、『環境報告書』を作成し、公開している。当該報告書には、イラストやチャートを取り入れ、親しみのあるレイアウトに努めている。
町の総合計画に伴い、目標数値等の変更を行う。
町民を含めた委員会で情報、意見の交換を行っている。
定期的に数値目標の達成状況を報告している。
定量的な目標を設定して点検、点検結果は環境白書において公表。
点検については、実施政策担当部課から、実施状況、成果、今後の計画等の報告をもらっている。わかりやすくするために、担当部課や実施事業内容等の分かれる部分は環境政策所管課で記載している。
点検は、施策の実施状況、環境指標の達成状況を把握するとともに、指標の達成状況が十分でない項目については、その理由や改善策について確認することなどにより、実施しました。
当計画は10年計画であり、中間年で市民や有識者を含めた審議委員会を開催し、修正等をしている。
独自のマネジメントシステムである環境マネジメントシステムにより、点検を実施した。
独自の環境マネジメントシステムの中で進行管理しており、定量的な目標を設定し、数値目標の設定項目については、市民監査委員による監査の対象としている。また、点検結果についても、環境報告書として印刷・配布し、ホームページでも公表している。
内部での行政評価による位置づけとして点検している。
内部組織の環境政策推進委員会や、市民委員を含めた環境審議会で実施している。
年1回環境モニターに対するアンケートを行い、市内の環境の変化などについて確認している。
年2回施策の実施状況をとりまとめ目標の達成状況を整理し、目標達成度を評価している。
年に1度、計画中の指標について前年度までの実績値による評価を実施している。
年に1度環境活動団体の代表者に集まつてもらい、進歩状況の点検、確認、評価をしてもらう。
年に一度、個別目標を担当する主管部所から計画の進捗状況の報告を受け、住民・事業者・環境団体から構成される会議の意見を聴き、内部での検証・評価を経て、環境審議会へ報告し、意見等をいただき、次年度事業へ反映させている。
年に一度府内各課に依頼し、施策の進捗状況の確認を行っている。また、結果を町民に公表し、パブリックコメントの募集を行っている。
年次報告書「環境白書」を作成。市の施策については、より公正な評価を行うため外部評価を実施し年次報告書へ掲載している。
年次報告書の作成にあわせて、府内で点検。
年次報告書を作成し、計画に基づく施策の実施状況や計画の進捗を点検することとしている指標

(目標)の達成状況等をとりまとめ、府内での協議や府外有識者組織(計画等について調査審議を行う組織)に報告し、公表している。
年次報告書を作成し、市環境審議会の委員による答申を受け、計画の進捗や数値目標等の点検を行っていただいている。
年次報告書を作成し、市民環境会議及び市環境審議会で点検を実施した。
年次報告書を作成し、審議会・市民懇談会・推進会議において点検を実施している。
年次報告書を作成しており、イベント等で展示し、住民へ点検結果を公開している。
年度ごとに基本計画において記載した環境指標の結果と、実施した事業内容を報告書として作成した。
年度ごとに実行計画を作成しているため、次年度の計画を策定する際に、今まで実施した事業の検証を行っている。
年度ごとに担当部署に進捗状況を報告してもらい、年次報告書に掲載している。
年度報告書を作り、事業の進捗状況等をとりまとめ、審議会等に報告し、その後市民に公表している。
半年に一度の進捗調査
評価基準(実施評価4段階、状況評価4段階)を設定している。また市ホームページにて進捗状況を公開している。
平成27年度に市民アンケートを実施、目標達成状況を点検。
本県では、環境基本計画に関連付けられる各環境分野の個別計画を策定している。個別計画において、計画の進捗状況を管理するための指標と数値目標を設定し、毎年度、施策の進捗状況を点検評価することとしており、「目標値に対する指標の現況値」と「前年度実績値との比較」により評価を行っている。環境基本計画の進捗状況は、各個別計画の進捗状況を総合的に勘案して管理することとしている。なお、点検評価結果は本県の環境審議会に報告するとともに公表し、いただいた意見から施策の改善、見直し等を行うこととしている。
本県の環境総合計画に掲げている環境指標の目標値への達成状況や施策の進捗状況を「環境白書」としてとりまとめ、公表している。
本市の環境マネジメントシステムにおいて、環境基本計画における事業の(PDCAサイクルによる)進行管理を実施している。
毎年、環境基本計画年次報告書(環境白書)を作成し、環境審議会に報告した後、市のホームページで公表している。
毎年、環境審議会において、重点施策の進捗状況を提示し検証している。また、計画中期において後期基本計画として、見直しを図っている。
毎年、計画の進行状況や市民の意見を審議会に報告し提言を求め、この提言をもとに必要に応じて計画の見直しを行っている。
毎年、県庁内関係課で構成する会議を開催し、進捗状況を報告している。また、環境基本計画策定専門委員会(外部委員で構成)を毎年開催し、進捗状況を報告するとともに、各施策の進め方について意見をもらっている。各施策の実施結果は、毎年作成する環境白書において公表している。

毎年、指標による達成度の評価を行っている。
毎年、指標等の達成状況や取り組み結果等について、市民や有識者等で組織される塩尻市環境審議会へ報告するとともに、一般向けに「環境白書」として公表している。
毎年、年次報告書を作成し、委員会等で報告し意見を聴いている。
毎年、年次報告書を作成して、環境基本計画推進市民委員会、環境審議会にて目標数値に対する進捗状況を確認し、意見等を徴取している。
毎年開催している環境保全審議会で、年度ごとの環境状況の調査結果の報告と環境基本計画で定めた目標について、進捗状況等の審議を行っている。
毎年環境白書を作成し、指標の進捗を点検している。
毎年基本計画の進捗等をとりまとめた年次報告書を作成・発行している。基本計画の内容について、5年に1度見直し・改定をしている。
毎年小学4、5年生の保護者を対象にアンケートを実施し、市民満足度として数値化して比較している。
毎年度、51の定量目標(目標値あり)と47の点検・評価指標(目標値なし)について、原則過去5年間の数値の変動を「達成」「未達成」「改善」「後退」「現状維持」「増減」のいずれかで評価しています。また、工夫している点は、5年間の数値変動が一目で分かるよう、目標または指標ごとにグラフを掲載していることです。
毎年度、各課から取組実績と取組計画を提出。
毎年度、各課に施策の進捗状況を報告してもらい、その内容を市民・事業者・市の協働組織である環境委員会にて確認します。確認結果は、施策進捗状況一覧として、環境白書に掲載しています。
毎年度、環境の状況及び環境の保全・回復に関して講じた施策の状況を環境白書として公表している。また、環境白書は、県環境審議会に報告している。
毎年度、環境基本計画の施策の進捗状況について中間報告を作成し、町HP等で周知している。
毎年度、環境年次報告書を作成し、計画に基づいて実施された施策の状況について取りまとめる。環境基本計画では、施策による成果を客観的に数値で把握できるよう「注目指標」が設定されており、その推移を観察している。また、環境審議会にて施策の実施状況をチェックしている。
毎年度、環境白書の作成時に、取り組み状況の点検や指標による目標達成度の評価を行っている。
毎年度、環境報告書を作成し、目標に対しての各施策の実施状況(結果)などを報告している。
毎年度、具体的な施策実施所属あて進捗状況を確認し、計画全体の進捗管理をしている。
毎年度、計画に基づく施策の実施状況について関係課に調査を行い、目標や指標と照らし合わせた点検評価の結果を環境白書として公表している。また、中間年には市民意向調査(アンケート)を実施した。
毎年度、計画に基づく施策の実施状況の点検や目標値の達成状況を確認し、環境審議会へ諮問している。計画の期間は10年間であるが、中間に目標値の達成状況を確認し、環境に関する基礎的条件や社会情勢の変化に対応するため、数値や内容の見直しや修正を行った。
毎年度、市環境基本計画年次報告書(環境白書)を作成し、計画の進捗状況を市環境審議会(公募

委員も含まれている)に報告している。
毎年度、実績と今後の予定について調査を行っている。調査の実施にあたっては、年度末の3月に依頼し、回答期限を4月とすることで、担当者の人事異動があっても実績をもれなく把握できるようにしている。
毎年度、取り組み状況や実績を取りまとめ、庁内の推進会議及び民間団体推薦者や関係行政機関等(公募含む)で構成する審議会に報告し、意見をいただく。
毎年度PDCAサイクルに沿って、計画で挙げている戦略プロジェクトの点検・評価を行っている。
毎年度の内部における計画進行管理・点検、5年に1回の環境白書とりまとめ、計画中間年の見直しを実施。折々に審議会からの意見聴取、住民アンケート実施による外部チェックを経て、施策実行・展開に反映させている。
毎年発行する市環境報告書において、第2次××市環境基本計画に記載している施策について進捗を確認し、点検を行っている。また、具体的な施策内容について書かれた実施計画書(5年間を1期として定め、前期分を作成済み)を作成しており、環境報告書においても、実施計画書を基に施策内容を整理しているため、進捗の確認や点検が行いやすくなっている。
目標とすべき数値を設定した指標を60項目設け、3段階評価をするとともにその結果を県議会、環境審議会、県民会議で報告し、より多くの方に点検・審議していただく。また、県のホームページでも公表する。
目標に係る進行管理指標に基づき評価した。グラフや写真を多用し、わかりやすい年次報告書の作成に努めた。
目標指標、目標年度を定め、年度毎に進捗率を点検。
目標指標があるものについては、指標に定量評価。目標指標がないものについては、担当者による自己点検、住民意識者へのアンケートを行った。
目標数値を設定し、委員会の中で、その達成度を確認している。
役場各課から1名ずつ選ばれた環境基本計画推進委員が、1年間に実施した施策のとりまとめを行っています。とりまとめ結果は各種団体・行政機関の代表からなる環境審議会にて報告をしています。
有識者等で構成する環境保全審議会において、実施状況について審議している。また、計画の中間年度には市民アンケートを実施し、調査結果を基に目標の達成度合いを確認し、計画の見直しを行っている。

(8) 各主体との連携・協働に関して地域性が出ていると考えられる取組や、組織として特に注力した取組について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え(「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など)を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

【a. 地球環境の保全(地球温暖化対策、オゾン層保護対策)】学校や団体、事業者等と連携し、夏場に省エネ節電項目を中心に取り組む「省エネ・節電アクションプラン」を実施／夏場に家のエアコンを消して商業施設等に出かける「××クールシェア」を実施／事業者や団体等と連携し、環境施策等を広く県民に普及する環境フェアを開催／水資源が豊富という当県の強みを活かした小水力発電のモデル事業の実施 【b. 生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組】里山利用保全に取り組む学校や団体、事業者の取組を「××里山づくりISO」として認証／企業等の里山づくりへの参画促進に向けたセミナーを開催／地域の自然園において、里山保全・再生活動を自主的に行う4団体と協定を締結し、間伐・除伐・下刈り、自然体験活動・環境教育、野菜・キノコ等の栽培等を実施している／地域の生態系サービス等に関する評価研究活動／県内全ての公立小学校の6年生によるツバメ調査の実施／里山里海の地域資源を活用した生業の創出支援等／××を育む里山づくりについての××市との農業者・子ども交流等／県と地域の企業、県森林組合連合会との林業に関する包括連携協定に基づく森林・林業の活性化 【c. 物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組】県内企業と共同で新技術を開発し、メタン発酵槽の小型化に成功。これにより、小規模な下水処理場で進まなかったメタンガスの有効活用が図られる 【d. 水環境、土壤環境、地盤環境の保全に関する取組】発電取水により生じている河川の無水・減水区間において、発電事業者の理解と協力を得て、河川維持流量を増量した／落差工の施工や、河道掘削時などに、漁協関係者の立ち会いの下、工事を行った／水辺植生による水質浄化に着目し、多様な主体が緩傾斜護岸における水辺植生の保全管理や植生の阻害要因である外来種の除去活動などへ参加することにより、住民の水環境保全への関心を高めるとともに××の水質浄化を図る 【e. 地域づくり・人づくりの推進】景観条例上の規制地域の指定にあたり、屋外広告物事業者等の関係事業者との協議・意見交換を行っている／専門家の意見を聴取するための県・市町・地元・専門家合同の環境対策に関する検討会 【f. 経済・社会のグリーン化の推進】中小企業による再生可能エネルギー発電設備等の導入を支援するための融資制度の実施／当県発の優れた製品・サービスを表彰する「××エコデザイン賞」を実施

〔住民・住民団体〕市町村が委嘱する不法投棄監視員の委嘱費用や住民監視活動団体の監視活動費用に対し、補助を実施した。地域の湖沼の一斉清掃や環境調査など××沼・××沼の水環境保全のための活動を実施した。〔民間団体〕保護管理の担い手の育成を図るため、県獣友会と協力して実施した。〔他の地方公共団体〕近隣都道府県と市区町村で連携し、「夏季のVOC対策」や「冬季の大気汚染対策」に取り組んでいる。

県内全市町村、民間団体、事業者等からなる県民会議を発足し、地球温暖化対策や環境活動を行っている。サンゴ礁のモニタリングやのオニヒトデの駆除を地域のNPOやダイビング組合などへ支援、サンゴ礁の保全再生活動、オニヒトデ駆除に関する広域連携のためのワーキンググループへの参加等。

(a)産業や運輸、教育部門、地域活動団体、行政機関等の全県的な団体・機関等で構成する温暖化防止の県民会議を中心とした省エネルギーの取組の推進。また、児童による家庭でのエコチェック(地球温暖化を防ごう隊)の実施など、環境学習を通じて学んだことを家庭における省エネルギーの

実践に活かす取組を推進。(c)3Rの推進に向けて、環境に配慮した事業活動を行う者に対する補助制度を実施しているほか、NPOと協働しながら、ごみの減量化に取り組む小売店を「エコショップ」として認定する制度を運用している。また、本県独自の3R推進キャラクター(着ぐるみ)を活用して、幼稚園・保育園や各種イベントにおける普及啓発を実施している。(e)、(h)全国環境研協議会において、全国自治体の試験研究機関との情報交換などの他に、一部自治体と独自にPM2.5の成分分析等に関して協働で研究するなどの取組を行っている。

××緑の県民税を利用し、地域住民やNPO・ボランティア団体が、自ら地域の里山・平地林を整備する必要経費に対して補助を行っている。○○の保全対策については、△△県、□□県とも協働して取り組んでいる。県及び環境ボランティア団体である県環境アドバイザー連絡協議会との共催によるごみ減量についてのフォーラムを毎年度開催し、県民、市町村の廃棄物行政所管課、地域でごみの減量やリサイクルに取り組む団体等が参加している。フォーラムでは、講演会、県内の市民団体によるごみ減量等の取組の事例発表のほか、パネルディスカッション及び参加者相互の意見交換を行っている。参加者には、フォーラムで得た成果を活動している地元に持ち帰ってもらい、活動を一層促進してもらうものである。

××の生息環境保全のための活動支援(資材貸与) ○○調査、探鳥会への協力依頼(調査委託、講師依頼) 閉鎖性水域等の水質改善のため、汚水処理施設の普及拡大に努めているが、住民の理解が得られず汚水処理施設の普及・施設への未接続者があり、施設の効果が出ていないところがあるので、住民も巻き込んで考えてもらうため、NPOと協働で汚水処理施設の普及のための啓発協働事業として、市民参加型演劇公演を行うこととした。(H27~29)

運輸部門の温室効果ガス削減の観点から、県内事業所において自動車・バイクから「自転車」を利用する通勤スタイルへの転換を促すため、スポーツサイクルでの通勤モニター事業を実施し、自転車利用のメリットを体感してもらうとともに、モニター前後に血液検査や体力測定を実施し、自転車利用の環境と健康に対する効果を数値的に見える化し広く県民に周知することで、地球温暖化問題やCO₂排出量削減への意識向上を図る。内なる生物多様性発掘事業(地域住民が中心となってありふれた暮らしの中に内包された生物多様性の仕組みについて学ぶワークショップ等の開催) ××の情報収集及び生息調査(関係市町、学識経験者、動物園等)

市と周辺10市町村は、水道水源のほぼ100%を地下水で賄うなど、清冽な地下水が豊富な地域であるが、一方では、地下水の水量及び水質に関する課題も生じていることから、行政、企業、団体、住民等による地下水保全対策の推進組織として公益財団法人を設置し、地下水涵養事業をはじめとする様々な地下水保全に係る行政と民間の協働の取組みをつなぐ役割を果たしている。公共関与産業廃棄物管理型最終処分場の設置、運営。平成25年10月に「水銀に関する水俣条約外交会議」において、条約が採択されたことを踏まえ、国内外における水銀フリー社会の実現に向けた各種取組を実施している。中でも、国外における水銀専門家の育成支援のため、研究所や県立大学で学ぶ××研究留学生に対する奨学金制度を創設し、現在アジア各国からの4名の留学生への支援を行っている。

県独自の湖沼環境指標を用いて、住民参加型の調査を実施。市町村が行う各種イベントに出展

し、委託したNPO団体が3Rの普及啓発を実施。 ××グリーン製品の認定に係る支援。 CO2 ダイエット作戦。

省エネ・エコポイントキャンペーン等四季を通じたキャンペーンの実施などのCO2削減県民運動。各主体で構成される会議と連携・協働したCO2削減県民運動の取組。 レジ袋削減(マイバッグ持参運動)、食品ロス削減の取組 ・産学公連携による資源循環型産業の育成支援。 日韓海峡の団体(都道府県、市区町村)によるPM2.5広域分布調査の実施。

水環境に係る環境学習やセミナー等の取組をNPO等と企画の段階から連携し実施した。 レジ袋削減に取り組むことをきっかけとして、ごみの減量や二酸化炭素削減など「環境にやさしい生活」への転換を図るため、県民・事業者と連携・協働した××レジ袋削減県民運動として実施している。 レジ袋削減に取り組む意思表示をするため約3万人、52 事業者、126 団体、全市町村が県民運動への参加を「宣言」。また、県等は、レジ袋の無料配布取り止めに取り組む 11 事業者と「協定」を締結した。 メーカー、関係団体、行政などからなる協議会を設立し、関係者が連携して省エネ家電の普及を図った。

地域特性を活かした地域主導の再生可能エネルギーをの導入を促進するため、自治会、NPO 法人が行う再生可能エネルギーの導入事業に対し、無利子貸付を平成 26 年度から実施している。 安定した発電量や収益が見込め、地域活性化につながる小水力発電の導入に向けた取組等を実施する地域団体等への支援等として、立ち上げ時の取組支援(補助対象:勉強会・ポテンシャル調査・先進地視察等、補助限度額:30 万円(定額))と基本調査・概略設計等補助を実施している。 エネルギー使用量年間 1,500kL(原油換算)以上の事業所に、温室効果ガスの排出抑制計画及び結果報告の提出を義務付けるとともに、計画・報告の概要を事業者ごとに県ホームページで公表している。 事業者、消費者関係団体、行政等で構成するレジ袋削減推進会議において、レジ袋の削減に取り組んでいる。 環境ビジネス関連企業や自治体等を会員とするエコタウン推進会議において産学官の協力・連携によるリサイクル調査・研究を進めている。 事業者、地方公共団体、住民団体等で構成する環境保全連絡会(会員数:約5百)と連携し、環境保全の取組みを進めている。

捕獲した××を活用した安全・安心な××肉の普及。

本県の恵み豊かな天然自然を守り、次世代へ伝えていくために県民・事業者・行政が連携して実施してきた「ごみゼロ××作戦」を13年目を迎える今年度、さらにステップアップさせ、「××作戦」として地域活性化型の県民運動を展開している。 平成21年度から取り組むレジ袋無料配布中止の推進に伴うレジ袋有料化の取組については、県下全域で事業者、消費者協力のもと、マイバック持参率が85%で推移している。 近隣各県と連携した越境汚染影響調査。

①住民・住民団体:「不法投棄等撲滅啓発リーダー制度」(通報による不法投棄の早期発見・拡大防止) ②民間団体(NGO・NPO 等):県産業廃棄物協会と連携して不法投棄監視事業や××道周辺の一斎清掃を実施 ③事業者:「不法投棄通報協定」の締結 ④他の地方公共団体:市町村と連携して××道周辺の一斎清掃を実施 ⑤その他:監視カメラを活用した不法投棄多発箇所における集中監視の実施及び①②③共通「不法投棄通報専用フリーダイヤル」の設置(県民からの情報収集)

a の「地球環境の保全(地球温暖化対策)」については、地球温暖化防止活動推進センター(NPO法

人を指定)、「ストップ温暖化」県民運動推進会議(県、市町、事業者団体、消費者団体、各種団体、組合、教育関係者等で構成)などと連携して取り組んでいる。

b: 県の所管施設の指定管理者である「××環境保全財団」及び特定非営利活動法人と連携して、生物多様性タウンミーティングを実施し、一般県民に対して生物多様性保全について普及啓発を行った。 c: 住民団体、NPO、市町村とレジ袋を中心とした容器包装削減全般に係る意見交換を目的として容器包装削減推進会議を開催している。 d: 水環境: 関係機関及び活動団体を構成員とした流域水循環計画推進会議において、計画の進行管理や関係団体との意見交換、先進的な取組みを行う団体・専門家を講師に招いての基調講演等の実施。 流域水循環計画に基づく施策の実施状況について、取りまとめを行い県HPにて公表。 流域で活動する団体等に、流域における健全な水循環を保全するための活動を推進するため、当該活動に必要な用品の支給及び貸与。 e: 大気環境保全に関する取組。 ××エコドライブ実践プロジェクト2015。

I: 國際的取組に係る施策 本県は、海外のある市及びある国において、××方式による廃棄物処分場の整備に係る技術支援を行っている。事業実施に当たっては、当該技術が現地で根付き、相手国が自ら同方式の処分場を整備できるようにするために、技術指導について専門的知見を有するNPOや事業者と連携している。また、相手国政府等の関係機関との協議・調整は、各政府と人的ネットワークを有する当団体が主体となって取り組むことで事業全体が円滑に進むようにしている。 a: エコファミリー応援事業 環境家計簿等を活用して省エネルギーや節電に取り組む家庭を「○○」として登録している。登録世帯には、協賛店での特典を付与するほか、優秀な取組みを行った世帯に対しては、表彰を行っている。 a: エコ事業所応援事業 事業所における省エネルギーの取組みを促進するため、電気や自動車燃料使用量の削減等に取り組む事業所を「△△」として登録している。優秀な取組みを行った事業所に対しては、表彰を行っている。 a: 省エネルギー推進会議 中小規模の事業所における省エネルギーの取組みを促進することを目的に、民間企業、事業者団体及び行政機関等の25団体で構成される省エネルギー推進会議を設置している。この会議では、事業所向けの相談窓口を開設する「省エネルギー相談事業」や省エネ手法の解説を行う講座を開催する「省エネルギー人材育成事業」、優良な省エネ機器の展示会を行う「省エネルギー情報発信事業」を実施している。 d: 有害汚染物質への対策 周辺各県及び政令市等との連絡体制を強化し、緊急時対策の迅速化を実施している。 c: これまで、本県を会長とする複数県による広域調整協議会によりPCB廃棄物の早期適正処理に向けた調整を行ってきたところであったが、△△の対象エリアの拡大により、平成28年1月に××エリア以西の2県や市で構成される○○広域調整協議会に改組され、その枠組みにより早期適正処理に向けた調整を行うこととなった。 b: 絶滅のおそれのある種の保存。 地元の有識者や保全団体と連携して絶滅危惧植物の植生調査を行うとともに、植生保護のための防護柵の維持管理を協働で実施している。 d: ×××水もり自慢。

××(地域特産食品)の残渣を使ってバイオマス発電を行っている『××』を教材に、環境学習を行っている。また、県内の子供たちに自然環境への興味・関心を抱かせ、必要な研究技術や情報を継承・発展させていくため、そのきっかけとなる場を提供する次世代研究者育成事業をNPO法人との共催で開催した。哺乳類・昆虫類・陸産貝類・植物などの専門家が講師として参加し、野外での調査

<p>の方法や顕微鏡の使い方などを子供たちに教えた。</p>
<p>環境先進企業、地域住民、市町村、県とが協働して森林整備を進める取組を県下全域で行っている。</p>
<p>環境分野でのクラウドファンディング普及。豊かな環境 × × (都道府県) 民会議。</p>
<p>県民、団体、事業者、行政が相互に連携・協働して、環境にやさしい地域づくり進めることを目的に「× × × 地球環境フォーラム」を設立し、各種イベント等を実施。</p>
<p>県民団体、経済団体、行政の三者による「× × × 地球環境保全推進会議」において、地球温暖化防止をはじめとする地球環境保全に取り組むための行動指針「× × ×」を推進している。</p>
<p>× × エコタウンプロジェクトでは、太陽光発電等による創エネと徹底した省エネによるエネルギーの地産地消モデルの構築を目指している。既存住宅を対象に、そこに住む住民及び地元企業との協働で、地域活性化にも繋がる取組として進めている。また、ハウスメーカー等の民間事業者と協働することにより、その事業者が過去に開発等に携わった小規模な住宅街区を対象として、民間の知恵と技術を活かして太陽光発電の設置や省エネ改修等を推進している。これにより、民間事業者による既存住宅街区における省エネリフォーム等のビジネスモデルを構築する。</p>
<p>事業者、消費者、行政等が相互に連携し、レジ袋の削減を推進することを目的に平成 19 年に県の「レジ袋削減推進協議会」が設立され、種々議論が重ねられた結果、平成 20 年から全国初となる県内全域でのレジ袋無料配布廃止が実施された。レジ袋無料配布廃止から 5 年が経過した平成 24 年度には、マイバッグ持参率が 94% と全国トップの高い水準を維持するとともに、実施店舗数も当初から 2 倍以上に拡大し、こうした本県の取組みは、県内だけでなく、全国にも大きく広がった。こうした取組みをさらに一步進め、エコライフの一層の定着・拡大を図るため、「× × エコ・ストア制度」を創設。この制度の推進母体である連絡協議会が平成 25 年に発足し、この協議会を中心として、事業者、県民団体、行政機関等の連携・協力のもと、この制度が定着し、レジ袋削減、資源物の店頭回収などのエコな活動が県民総参加の取組みとなり、県民の皆さんへエコライフが拡大するよう取り組んでいる。</p>
<p>昭和 60 年に湖沼水質保全特別措置法の指定湖沼に指定された湖では、流域の環境保全を図るために、関係機関等と連携して、各種施策を総合的に実施している。(1)環境保全推進行事の実施: 県、国、流域市町、民間団体による湖流域環境保全対策推進協議会を組織して各種事業を実施し、環境保全意識の高揚及び実践活動の推進を図っている。ア) 湖流域 10 箇所で一斉清掃活動を行う湖流域清掃大作戦の実施。イ) 小中学生の意識を高めるためのポスター・コンクールの実施及び作品の展示会の開催。ウ) 湖のふれあい環境フェアにおける環境保全啓発キャンペーンの実施(2) × × 原の管理: 高校生による × × の刈取り体験や小学生による × × の工作体験を通じ、湖の水質保全の役割を担うヨシ群落保全についての普及啓発を行う。(3) 農業用水の再利用の実施: 湖の水質浄化を図るため、× 川及び × 川から各農業用水路を通じ清水を導入するために、関係団体等で構成する清水導入協議会を開催して導入量の設定を行う。(4) アダプト推進事業の実施: 清掃活動を行う地域住民や企業等をアダプト活動団体として認定し、活動費用を助成する。(5) 調査研究の実施: 官学連携による検討会を開催し、汚濁メカニズムの解明等の調査研究を行う。</p>
<p>大学生向けの人づくりプログラムでは、地域の将来を担う大学生 20 名が研究員となり、県内の先進</p>

的な環境に関する取組を行っている企業5社の課題に対して、4名1チームで約3ヶ月に渡って検討し、若者の視点での新しい発想で、学生ならではの意欲的な提案が示された。企業からは、「提案の実現に取り組みたい」などの高い評価を得た。

本県におけるエネルギー起源二酸化炭素排出量を部門別にみると、家庭部門からの排出量が最も多くなっている。また、排出割合でみてみると、全国に比べて家庭部門の割合が高くなっている。このことから、家庭内での省エネ・節電が促進されるよう意識醸成を図るため、ストップ温暖化推進員や××県環境県民フォーラム等の活動を通じた普及啓発に取り組んでいる。

(d)水環境ネットワークにおいて、毎年視察研修会や講習会を行うことで、各団体間の連携や協働を図っている。(e)自動車公害対策として、×都県市で連携し、ディーゼル車規制など大気環境改善に向けて取り組んでいる。(h)大気中の浮遊粒子状物質対策として、××地方大気環境対策推進連絡会浮遊粒子状物質合同調査会議を地域の自治体等が協同し、本地域の大気エアロゾルの実態解明等、行政施策の効果の検証などを目的とし、広域的な調査や解析など行っている。(j)市内の環境施設や事業者等が連携してネットワークを構築し、それぞれが実施している施設見学や出前授業などの情報を一元化して分かりやすく発信する「〇〇」に取り組んでいる。平成28年1月時点で、市有施設10施設、市内事業者8施設の合計18施設によるネットワークとなっている。

「低炭素都市××戦略実行計画」の重点施策に掲げる「低炭素モデル地区事業」について、今年2月に2事業を認定した。このうち役所に隣接する施設においては、総合エネルギー効率の高いガスコーチェネレーションを中心に、外部からのグリーン電力購入、大型蓄電池(NAS電池)、太陽光発電、運河水熱利用などを組み合わせ、電気・熱・情報のネットワークを備えた地域エネルギー管理システムを構築する予定がされている。大規模地震時などの際は、ガスコーチェネレーション・太陽光発電・大型蓄電池などの活用、災害に強い中圧導管によるガス供給により、エリア内で最低限必要なエネルギー供給を継続し、隣接する区役所・防災センターへも非常用電力を供給する。今後は低炭素モデル地区事業で導入される先進的な技術等の啓発に努めていきたい。

地球環境の保全;地域コミュニティに着目して、環境にやさしいライフスタイルへの転換や省エネ等、地域ぐるみで主体的なエコ活動を推進する関連事業を実施している。地球温暖化対策条例について、××と共に目標設定、二重行政の解消等を図り、共同条例化している。生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組:祭りや文化を支えてきた生きものの保全・再生のための取組を認定し、必要に応じて技術的な支援のための専門家を派遣するプロジェクト認定制度を平成26年9月に創設し、××ならではの自然環境や伝統文化を後世に受け継ぐための取組を推進している。物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組:ごみを減らし、環境を大切にしたまちと暮らしを実現するために、市民やNPO、事業者、行政のパートナーシップに基づき、減量推進会議が設立されている。会員である市民団体及び地域団体、企業及び事業者団体、学識経験者などのマンパワー・やネットワークを活用し、ごみ減量活動を促進し、環境意識を向上させるため、環境教育の促進を図る等の活動を行っている。

微小粒子物質(PM2.5)の注意喚起について、県内統一した基準により対応を図っている。資源循環社会を構築するための「環境保全政策」と「産業振興政策」を統合した××エコタウン事業を民間

事業者と連携して推進している。具体的には、小型電子機器・太陽光発電パネル・古着など、これまでリサイクルが十分取り組まれていない分野(素材)について、行政と市内民間事業者が連携して回収システム構築し、新たなリサイクル事業を展開している。 × × エコタウンは、中核施設である「× × エコタウンセンター」における事業紹介に加え、民間事業者と連携し、工場見学などを含めた魅力的な見学コースを設定することにより、国内外から年間約 10 万人の視察者を受け入れている。 古着の分別・リサイクル事業 古着の回収からリサイクルまで、民間事業者が実施し、市は回収体制の構築や周知、啓発等の支援を実施。 環境産業と自動車産業が集積する本市の特性をいかし、市内事業者がリサイクル纖維に加工後、近隣都市で自動車内装材として主要自動車メーカーに供給する、本市を中心とした高度な地域循環圏を構築。 回収事業に、近隣自治体が参加。

ボランティア清掃を行う市民・団体等への清掃用具の提供及びごみの回収を実施。 継続的に清掃活動をする企業・団体を参加団体として登録、その後、掃除用具の提供、ごみの回収等を実施。 市民及び企業・団体等と連携・協働し、地域の一斉清掃及びポイ捨て防止の啓発活動を実施。 河川流域市町の連携による水質保全活動等。 河川流域の自治体等が実行委員会を構成し、他団体、住民と協力し、河川の一斉清掃を実施。 漁業事業者を水質監視員に任命し、水域の巡回を実施。 住民団体と共同して、市内の子どもを対象に自然観察会を実施。 NPO に委託し、環境に関する普及啓発の中核を担う人材を育成。 × × 市地球温暖化対策地域協議会と共同で、地球温暖化に関する出前講座を実施。

平成 20 年 12 月に開催した循環型のまちづくりシンポジウムをきっかけに、各主体からなるレジ袋削減推進協議会を設置。社会実験の実施に先立ち、社会実験参加団体に対し、社会実験参加登録証の交付や PR グッズの提供等を行い、社会実験への協力に対し感謝の意を表するとともに、社会実験の成功に向けた気運を高めることを目的として、ミーティングを開催した。「× × 湖地域における特定外来生物等による生態系等に係る被害の防止に関する条例(平成 26 年 10 月 7 日制定)」に基づき、市民等と共に指定外来魚の増殖を抑制している。また国や県等と協力し〇〇川に生育する × × の除去作業を実施するなど、外来種対策を実施している。市域に残された貴重な名木や老樹を保護し、次の世代に引き継ぐため、保存樹木として指定し、所有者と一体となり保全に努めている。 c「水銀フリー(使用削減・適正処理)社会」の実現を目指して、平成 26 年 10 月から家庭から排出される一般廃棄物の水銀含有製品の分別回収を開始。回収した水銀については一般に流通しないよう本市で引き取り、処理方法が確立するまで厳重に保管している。 d 恵まれた地下水を守り伝えるため、県や関係 11 市町村で地下水財団を設立し、賛助会員として、住民・事業者・行政が一体となり広域的な地下水保全に取り組んでいる。

震災におけるエネルギー途絶の経験を踏まえ、大学生有志、NPO、事業者、行政団体などで「× × 実行委員会」を組織し、「省エネ」「創エネ」「蓄エネ」の 3E の啓発に取り組んでいる。快適な都市環境とごみ減量・リサイクルの推進などを目的に、昭和 63 年に市民団体・企業・行政の 3 者により「〇〇 実行委員会」を組織し、エコイベント・講演会・フォーラムなどの各種行事を開催している。

多様な生態系が残る × × の自然を保全するため、土地所有者と市が × × 等保全地区として協定を締結している。さらにその区域内で × × 等の自然の保全活動を行う団体(NPO 等)と土地所有者及

び市の3者が活動協定を締結し、市は、活動団体に対して講習会の実施や資機材の提供などの支援を行っている。生ごみの排出抑制を推進するため、高校生を対象とした料理講習会を実施しているが、今後、エコレシピを普及させるため、家庭科の教諭を対象とした料理指導者講習会の実施を予定している。また、資源物について多様な排出機会を設け、市民のリサイクル意識の向上と回収量の増加を図るため、「資源物の持ち込み回収」を民間事業者と協働で実施しており、今後、品目を拡充し、継続的に実施する予定である。各交流センターの運営管理を地元住民団体に委託することにより農業(収穫)体験や市民農園での農業体験、直売所利用等が図られ、地域の活性化が推進されている。

地域における大規模なエネルギー・マネジメントシステムの導入。環境・地球温暖化問題に関する講座等の開催。小学校等を対象とした環境教育出前講座の実施。樹林地の保全活動・生物多様性自治体ネットワークでの情報発信。地元の農産物を使った商品の開発・PR。

低炭素社会構築につながるものづくり等を応援するため認証制度を実施。自動車に係る環境問題の解決に向けた協議会としての活動。環境技術を通じた環境に関する国際貢献の取組。××都県市首脳会議などの周辺自治体などとの連携した取組。

市の環境教育推進ネットワークにより、意見交換会や教員を対象とした環境学習プログラム体験ツアーや、市民向けイベント等を開催している。地域人材を環境学習指導者として登録し、学校や地域の環境学習会(講座)に派遣している。一般市民と企業からなる省エネネットワークを組織し、相互の情報発信に努めている。民間団体を地球温暖化防止活動推進センターとして指定し、温暖化対策の普及啓発を実施している。リサイクルの集団回収や回収拠点事業を自治会や民間施設と協働で実施している。不法投棄がなされた地点を地主だけでなく、地域の住民、公益社団法人×××産業廃棄物協会会員とともに原状回復作業を行っている。地主だけでなく、地域の住民等と協働で原状回復を行うことにより、不法投棄の再発を地域の目で監視していることをPRしている。

c.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組:一許可業者による事業系古紙の回収ー古紙の保管場所がなく、やむをえずごみとして排出していた中小事業者に対し、古紙リサイクルを推進する取組として、事業系ごみを出す際に一緒に分別した古紙を出すことができる事業を実施している。j.地域づくり・人づくりの推進:環境について学べる啓発イベントを開催した。また、環境教育・学習に関する施策の検討を行う協議会を設置した。

里地里山保全等促進事業においては、市の里地里山保全等促進条例にもとづき、本市と保全活動団体が「里地里山保全等促進包括協定」を締結し、保全事業を推進している。また、毎年市内事業者のCSR活動を受け入れており、保全活動団体と事業者を市が仲立ちし、共同で草刈り作業を行っている。

(1)絶滅危惧種の淡水魚の遡上・産卵期における「見守り」活動(2)可燃ごみの固形燃料化処理。

【水質協議会】水道水源である川の定期巡視及び水質調査を共同で実施している。

「a.地球環境の保全(地球温暖化対策、オゾン層保護対策)」…希望のあった事業者と市において協定を締結し、協定書に定める事項の実施状況について、1年に1回、市への報告を依頼しています。
「b.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」…市民から調査希望者を募り、市内の動

植物生息状況の調査結果について、1カ月に1回程度、市への報告を依頼しています。
「b.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組」アライグマ防除の実施については、被害が甚大な自治会毎に、集中的な捕獲を、地元の方々と連携し、実施している。
「c.物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組」において実施している、市全域での買い物時のマイバック持参運動や、市内スーパー及び百貨店が実施する食品トレー等の店頭回収に力を入れた結果、家庭ごみの排出量は横ばいであり、増加していない。
「アースデイ××」やリユースマーケットなどのイベントで住民・住民団体と連携。
地域の「環境パートナーシップ会議」を立ち上げ、市民・企業と協働で環境問題に取り組むと同時に、地域の環境保全に取り組んでいる。
「リサイクルまつり」というイベントを市民団体や事業者と連携して年1回開催し、ごみの減量化及びリサイクルに関する普及啓発等を行っている。
「住民・住民団体」、「民間団体(NGO・NPO等)」及び「事業者」で連携・協働した取組(地球温暖化対策や自然環境保全等を推進する事業の企画及び実行をする委員活動)を実施。
「新しい里海創生によるまちづくり」を推進するため、市民・事業者・民間団体・行政等の多様な主体が参画する市の「里海創生推進協議会」を組織し、まちづくりの方向性の検討や情報共有を行っている。
「××川クリーン作戦」 ××川流域の3町村が合同で、町村民、各種団体、事業体へボランティアを募り、川の清掃活動を年1回実施
各世帯へ薪ストーブ利用の促進を行い、薪購入に係る補助を実施するなど、森林組合と連携した町内の未間伐材の有効活用に取り組んでいる。また、町営の自治体病院の立替に伴い、施設内部は可能な限り県産木材を使用し、暖房設備にはチップボイラーを導入して森林組合からチップの購入をするなど、循環資源の地域内での積極的な活用に取り組んでいる。
春・秋一斉清掃:春と秋に2週間程度期間を設けて、住民が地区周辺の清掃を行う。
農業従事者に対して生き物について意識啓発を行い、生物多様性の保全に理解を求めるなど、農業分野における生物多様性の保全に注力して取り組んでいる。
「××の森」を〇〇市、△△市に開設し森林整備を行うとともに森を利用した環境体験学習を協働で実施している。また、平時から各自治体との連携を密にし、新宿で実施する環境イベントなどに参加してもらっている。
ごみ屋敷対策として、町会・自治会・NPOの協力による片付けや、医療・福祉など機関と連携した生活再建支援など。
ペットボトルキャップを回収、売却益を慈善団体へ寄付している。棚田の管理団体NPOが、地域間で調整役を担い、様々な事業を展開している。
・××(動物)対策:行政、事業者、研究機関、NPOなどからなる協議会を立上げ、協働で防除調査や外来種問題について啓発を行っている。今後は地域団体(水利組合)や近隣自治体とも連携を取り、対策を推進していく。
××モデル固定認証制度:一定規模以上の建築を行う建築主に、国産木材の使用を推進する制

度。この制度では、当団体と協定を締結した自治体から算出される協定木材等の使用を推奨している。 × × 環境にやさしい事業者会議：当団体内の事業者が区民や区と連携し、環境啓発活動に取り組むために設立された組織。

一般廃棄物処理施設から排出される二酸化炭素を分離回収して活用する事業の推進に際し、藻類の培養技術を有する事業者との連携を進めている。市民への環境教育に際し、国立大学法人 × × 大学と連携し、「× × 環境コラボ」を設立し、活動の一環として、交流会や環境フェスティバルを開催している。

沿岸部の高潮対策として、市民団体や事業者と協働による防潮林を整備した。都市部に残された自然である × × × を市民団体とともに保全及び活用している。

化学合成肥料の低減のために用いるたい肥・油粕、緑肥、市のエコエネルギーセンターの液肥等の有機質肥料等資材の購入を支援し、環境低負荷型農業・環境保全型農業を支援している。平成 22 年度から一般家庭の生ごみの分別回収・資源化に取り組んでおり、現在対象範囲を拡大中。市内小中学校で、エコエネルギーセンターの液肥を利用して栽培した米を給食食材として提供するなど地域内の資源循環を進めている。また、生ごみ分別協力地域には自由に使える液肥タンクを設置し、地域で肥料として活用いただくことで地域内の資源循環を実現している。また、液肥利用農家で構成する液肥利用者協議会と連携し、液肥を使用して栽培した作物をブランド化し、販路拡大を推進している。企業と連携し、社員食堂の残渣をエコエネルギーセンターで再資源化し、液肥を使用して栽培した米を社員食堂で提供している。自治体と専門家、環境首都創造ネットワークに加入するNGOで組織するネットワークに参加し、セクターや地域の壁を越えたパートナーシップ型ネットワークによる課題解決に取り組んでいる。

環境パートナーシップ協議会が主催する環境啓発イベントでは、環境や自然、文化など多くの主体が協働し、日々の取組みを発信している。地域において人と自然が共生できるような里地里山の自然再生と、それを通じて絶滅危惧種であるニッポンバラタナゴの保護をはじめとした生物多様性保全を推進するために、多様な人々の協働を方針づける自然再生協議会が発足している。

環境リーダー、住民、小学生の参加にて調査し、植物・野鳥・昆虫・小動物のガイドブックを自治体にて作製。一般大学との協定による講座の実施。

丘陵に残る里山を市主催の講座からの立ち上がった市民団体とともに、保全に取り組んでいる。小学校の授業の一環として取り入れていただき、希少生物である × × × の保護を市とともに取り組んでいる。小学校及び保護者の協力をいただいて、ホタルの飼育をしている。

研究学園都市という特性をいかして、公的研究機関に対して、各種委員会等に参画いただき、その知見を環境政策に活用しています。湖沼の水質浄化を目的として、× × × (地域) 啓発活動や水質調査、河川清掃等を企画、実践しています。

県市一体で、エネルギーの地産地消に取り組むエコタウンプロジェクトの実施。再生可能エネルギーを進める市民団体とのイベントの実施。市民団体による里山保全活動の推進。試合事業者

による市道の清掃作業。
広く市民に環境への興味・関心を深めていただぐためのイベントにおいて、市民、事業者、行政の各主体が委員となる会議体を設置し、イベントの企画・運営を行っている。里山環境に精通している市民団体の方に協力を得て、親子で自然に触れ合う環境学習事業なども展開している。
再生可能エネルギーの普及を図るため、市内事業者と「自然エネルギー活用研究会」を立ち上げ、セミナー等を実施し、理解を深めている。
住宅用太陽光発電システム設置費補助制度を導入している。町内の公衆の用に供する場所に散乱する空き缶等を回収した団体に一定の補助を行っている。各自治体から推薦された1~2名のごみゼロ推進員が、地域のリーダーとして、ごみの減量化、資源化に取り組んでいる。生ごみ処理機を購入した住民に一定の補助を行っている。NPO法人に、環境セミナーや環境フェティバルで、牛乳パックやペットボトル等を使用したおもちゃ作りの指導を依頼している。川流域自治体及び府等で、川流域水循環再生協議会として、××川流域の水環境保全の活動をしている。
森林資源に恵まれている地域性があるため。
水と緑に恵まれた市で、北部を流れる川での水質及び生物調査、南東部を流れる川での水質及び生物調査、植栽活動を行い、今年度より中央部を流れる川での水質及び外来生物調査を加え、平成19年に市に開園した国営のフラワーパークで生物調査を行う4プログラムの環境学習会を地元の自然環境への関心が高まるよう、未来を担う地域の子供たちを軸に実施した。また、東日本大震災を受けて、電力のあり方が見直されるなか、未来を担う地域の子供たちに、電気の大切さに理解を深めてもらうため、火力発電所などの施設見学会を実施した。
水辺の水護り(みまもり)制度：水路や河川の保全活動を行う市民や事業者を支援。流域連携：流域自治体(1市)と河川や源流域、市街地などにおける取組で連携。市民や事業者と連携し地球温暖化対策を推進するため、平成23年3月に市の温暖化防止センターを設置。平成27年4月に中核市へ移行したことにより、平成28年4月に「地域地球温暖化防止活動推進センター」を指定し、これまで以上に各主体と連携を図りながら地球温暖化対策を推進していく。 ・「大学リユース事業」：本事業は、卒業する学生が不要となる使用可能な家具等を無償で新入生に提供するイベントを開催するというもので、市内にある大学と協働で実施した。学生が卒業に伴って廃棄する家具等の粗大ごみは、学園都市である本市の課題であり、今後は市内の他大学へも取り組みを拡大していくと考えている。
太陽光発電施設を設置した住民に補助金。地域NPO、シルバー人材センターと協働でオオキンケイギク、オオハンゴウソウの駆除を行っている。
地球環境の保全については、温室効果ガスの排出削減のための総合的かつ計画的な施策の策定が行われている。物質循環の確保と循環型社会の構築のための取組については、民間の事業者による木質バイオマスの利用が活発に行われている。
地元自治会を協働し、月に一度資源化物の拠点収集を行っている。また、集められた資源化物は、前期(4月～9月)、後期(10月～3月)で売却業者を選定し、売り上げを一部経費を除き、各自治会へ還付している。

木質バイオマス燃料の活用(里山保全)。全市的な省エネ、創エネへの推進。ごみ減量化、リサイクルの推進。

「グリーン××」再生プロジェクト実行委員会を設置し、住民、地域活動団体、企業等と連携により、植樹、緑のカーテンづくり等を通じて環境保全意識を高め、緑豊かな環境先進都市の実現を目指すものです。主な取組として、21年度より小中学校、施設、公園で約5万7千本の植樹を行った。27年度からは、子供が生まれた家庭に誕生記念樹として植樹の苗木を贈る事業を開始。定期的に森の状況調査を行い、これまで作られた森を地域住民とともに見守り、維持するための活動を進める。

1)市の地球温暖化対策協議会・市民、事業者及び行政機関等の協働により、市域における総合的な地球温暖化対策の推進を図ることで、地球温暖化の防止に寄与する。 2) ××川水系環境保全推進協議会・××川水系に流域を持つ4市3町の自治体で構成され、環境保全対策を連携して推進し、水辺環境の回復を図っています。

1、地球温暖化対策:居宅でのスマートエネルギー設備の設置推進 2、里地里山の保全活用:住民及び住民団体による里山保全イベントへの参加。民間団体による里山の保全活動の実施 3、外来種対策の強化:事業者による外来種の捕獲・処分に関する協力

①固定価格買取制度を利用し、民設民営により消化ガス発電設備を設置している。②自然資源の保全にむけて、農業者、農業団体を対象とした補助金の交付要件として「生態系に配慮した取組」を定め、農作業と環境保全の両立について考える機会を与えていた。③里地里山林の保全活用において、地元の管理運営団体を組織し、継続整備を行っている。④環境教育、環境学習等を推進しており、××内の友好都市自治体と交流事業を実施している。地元の事業者や住民団体の参加、協力により植林や間伐体験等を取り入れている。⑤環境学習指導者養成コース修了者で構成される団体に、同コースの指導を依頼している。

①生ごみ処理機の購入補助 ②小型家電の拠点収集

4市3町から構成する協議会にて、ラムサール条約の認証を受けた湿地地帯での清掃活動やイベントを通して、水辺の環境保全の大切さについて学ぶ活動を実施。

5.6月を環境Weeksとし町内のボランティア団体の活動を取材し、町民に広く紹介している。

a.に関して、市の地球温暖化対策地域協議会と協働での取組。学校への出前講座やイベントを開催している。緑のカーテン設置を促進するキャンペーンを実施している。小学生を対象とした植樹祭を開催し、水源かん養林を整備している。

a.もつたない運動:省エネ・省資源・ごみ減量などに取り組むことを通じ、地球温暖化の防止や循環型社会づくりに貢献する、区民・事業者・行政の誰もが参加できる運動。

a.公共施設の屋根1箇所を一般社団法人へ優先提供し、市民の出資による太陽光発電所が供用を開始。 a.市は保有する土地や建物の屋根等を太陽光発電事業者へ提供し、太陽光発電施設の供用を開始。 a.「××エコライフ・フェスタ」、「××エコライフ・ウイーク」及び「××エコネット」の3つの取組みを実施。 b.j.地元自治会と協働で希少動植物の観察会などの親子環境教室を開催。 c.生ごみ減量を推進するため、生ごみ堆肥化や土作りの普及活動を行っている市民団体に生ごみ堆肥化の指導を委託し、活動を支援。

a.公共施設電力の地産地消:地域のメガソーラーで発電した電力を公共施設で使用しているとみなす取組を行っている。 j.里地里山の保全活動:棚田整備や稻作体験など、地域住民、市民、企業等多様な主体の協働により、里地里山の保全等活動を行っている。
a.地球環境の保全: × × (10市町村、一部事務組合)でレジ袋削減推進協議会を設立し、地球温暖化防止やごみ処理施設の延命化等を目的として、レジ袋削減のためにマイバッグ持参運動を実施している。
a. 地球環境の保全:冬期間の積雪を活用した雪室による農作物等の管理。 j. 地域づくり・人づくりの推進:地元の農家を宿泊先とした民泊を活用し、都市部の子供たちを対象とした自然体験型の交流・学習の実施。
a-1:・自治会町会と連携した「イベント時の環境負荷低減の取り組み」の実施。 企業の社会貢献事業を活用した「出前授業」の実施 b-8:・住民との連携…設置した箱わなについての見回りや餌の交換を住民が行う等、日常的な箱わなの管理について連携協力を依頼している。他の地方自治体との連携 …都情報交換会等への参加、情報提供等、都との連携事業実施、隣接自治体への情報提供及び情報の共有化。
b環境レポーター事業:平成5年度より市民がレポーターとなり、調査対象40種類の生物について生息状況を調査し毎年結果をまとめている。自然環境の推移と環境保全活動の一環として行っている。
b) × × エコパーク登録に向けて、3県の10市町の共同連携により活動を展開していることから、今後も共同連携して活動を実施していく。
b.生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組:市民、事業者、市の連携によって水田や雑木林などの手入れを継続的に行うことで、里山的な環境や風景を残し、人々が身近な自然とふれあう体験の場として活用することを目的としている。そして、身近な自然環境や景観の保全と再生、人々と自然がふれあう場や環境教育・環境学習の場としての活用および生物多様性(生物とその生息環境)の保全を行う。
bについて:長年放置された里山・谷津田を保全し、次世代に豊かな自然を残すと共に、復元した自然環境を子どもたちの学習の場として活用している。
C(クリーン作戦):毎年、町内会、自治会で代表される「環境美化推進委員」「自治会長」が率先し、町内の清掃活動に全員で協力をして取り組む。
d. 町が民間団体と連携し、地元産の木炭を河川に設置することで、水質浄化活動を行っている
e.大気環境保全に関する取組:大規模畜産事業所が複数あるため、毎年臭気測定を実施。また、周辺地域の方に日々の臭気の状況を数値化してもらい監視。
EMの会～EM菌を活用した生ごみの堆肥化。町の自然エネルギー研究所～再生可能エネルギー(小水力発電等)と地域活性化の模索とIUターンのしきみづくり。 × × × クリーンエネルギー推進協議会～農村の自然を生かした資源と人材を利用した環境学習により「環境地域づくり」と薪ストーブの推進等。
f(事業者)環境コミュニケーション:企業の事業内容、環境に配慮した設備や取り組みについて、近隣住民、行政と情報共有、交換を行う。 , e, m(他の地方公共団体)県東部地域事務研究会:公

害規制防止事業の推進を図るため、東部地域、県内各市町村と事例研究や先進施設、地域において研修を行う。 j(住民、住民団体)環境保全リーダー養成講座:市の環境行政についての講義、施設見学、エコクッキング、自然散策などを通じて幅広い知識を習得することで地域の環境保全リーダーとして活躍できる人材の育成を行う。
h)技術開発、調査研究、監視・観測等の充実等:地域でのパトロールについて、自家用車に監視パトロール中という啓発用マグネットを貼付し走行したり、コミュニティ所有の自動車に青色回転灯を設置してパトロールを自主的に行っている。また、コミュニティ関係者は青色回転灯付きの車を運転するための警察での講習会を受講している。
i) × × (研究関連機関)との連携による生物多様性の保全 m) 不法投棄対策として、市内各地区より推薦された廃棄物対策推進員を市とのパイプ役として不法投棄の通報体制を構築。他に、警察、建設業協会、町会連合会、廃棄物業界、郵便局、運送業、タクシー業等と不法投棄に関する情報提供を委託し「不法投棄防止ネットワーク」を展開。また、周辺自治体と連携し越境パトロールを実施。
j. 地域づくり・人づくりの推進:当市のごみ処理施設である環境プラザにて、地元のガス会社と共に親子の環境学習教室を実施。ガス会社からの講師によるエネルギーと地球環境に関する話と実験の後に、当施設の廃棄物発電の施設や当施設前にあるメガソーラー発電システムの見学を実施した。
JICAの支援事業も活用しながら、行政と民間企業が一体となって、× × 国〇〇県における電力不足や農業衰退などの課題を解決するため、本市の地域特性を活かした「農業用水を活用した小水力発電」及び「農業(稻作)関連技術」を用いた「農村活性化モデル」の国際展開を推進している。
LED電灯の価格低下に伴い「補助金を受けることで従来の電灯交換とほぼ変わりない負担で長寿命化が図られ経済的」と自治会から爆発的に受け入れられた。
NPOと協働し、環境サポーターの養成をしている。
NPOと連携した環境微生物を利用した生ごみ収集の導入・水質浄化や、廃食油収集とBDFの製造など。
PCB廃棄物処理事業の市民への情報共有を目的として、× × と連携で監視円卓会議を設置している。また、低炭素化に向けた環境産業への寄与を目的とする産学官民の研究会を設置している。
アレチウリ駆除研修会:地元と市。まちをきれいにする月間(自治会内一斉清掃):地元と市。ごみ拾い、不法投棄回収、草刈。水生生物調査:高校生と市。市内河川における指標生物を調べる。
学校での環境学習会:小学校の全校集会で環境市民会議が講師をする。保育園でのごみ講座:保育園でごみ減量アドバイザーがリサイクルの指導をする。
× × (特別天然記念物)の保全対策をNPO法人と連携し夜間パトロール等を行っている。
ウミガメ保護監視員を設置したこと、上陸・産卵等の状況・実態が把握でき、卵の冠水や流出の防止が図られた。
エコアクションの推進に向けての支援講座を近隣市と協力して実施している。
エコポイントの発行メニューの一つとして家庭での省エネを推進するグリーンカーテンコンテストを実施している。
グリーンカーテンプロジェクトでは、NPO団体と企業と行政が一丸となって、取り組んでいる。エコカ

一ニバルというイベントを実施し、各団体の環境にまつわる取組みを発表してもらっている。
ごみのポイ捨て防止活動を市民に広げ、環境美化のより一層の推進のため、民間団体と協働で、駅周辺清掃を兼ねたポイ捨てごみ量の調査(ポイ捨てウォッチング)を実施している。
ごみの発生抑制のため、市・市民団体・事業者で協定を締結し、市内の全スーパーマーケットでレジ袋の無料配布を中止することができた。また、マイバッグ持参推進キャンペーンを継続的に行って啓発しており、マイバッグ持参率調査では、スーパーマーケットの買い物客のうち8割がマイバッグを持参するなど成果が上がっている。
ごみ減量・資源化の主役である市民・事業者自らがごみ減量に取り組む機運を高め、行動されるよう市民運動を展開した。ごみ減量対策推進協議会に「市民運動部会」を設置し、地域・家庭・事業所で日常的に取り組むことができる具体的な活動等について検討した。
ごみ減量について協議するゼロ・ウェイスト円卓会議。
ごみ処理市民委員会が主体となった住民自らの取組による分別啓発、リサイクルの促進のほか、一斉ごみゼロ運動による地域一体となつた取組の実施。
ごみ破碎残渣を地元のセメント工場でセメント原料化している。
環境まつりの開催、メガソーラー発電所の誘致。
シルバー人材センターに委託し、町内全域の不法投棄および屋外焼却の環境パトロールを実施している。
××再生事業　　国内木材価格の低迷等により、荒れてしまった山林里地を住民たちの力で再生させようとするプロジェクト。
バイオマス推進事業の一環としてひまわりを栽培し、種から採取した油を燃料などに利活用。栽培は町内の地域団体・住民に委託。開花時には地域でひまわりをメインにしたイベントが催され、地域の活性化に寄与している。また、油は地域の行事や町内保育所の給食に使用され、そこから出た廃食油はバイオディーゼル燃料に利活用されている。
××環境パートナーシップ21と協働で環境保全の取り組みに当たっている。
フェリーの時間待ち車両のアイドリングストップの促進、啓発を行っている。
フロン類の適切な回収にあたり、地元回収業者、家電等取扱い業者、収集業者と連携を図り、行程管理を実施。
ペレットボイラーの導入及び地域資財の活用。
ホタルの保全活動を実施している団体と協働し、イベントを開催するなど、水環境の保全に関する啓発活動を行っている。
ホテル、旅館、コンビニ等の事業者が紙資源の回収を実施し、再生紙業者が引き取り、トイレットペーパーに引き換え、利用する循環型の取組の実施。
ボランティアによるオオハンゴンソウの駆除を実施している。
マイバッグキャンペーン。
マラソン大会などの各イベントによる各主団体等で地域性の取組み協力が旺盛である。

ミュージカル劇団の協力により、環境ミュージカルの出前講座を行っている。
もえるごみの広域処理を平成27年10月から開始した。
湿原を流れる××川と町の水道水源である〇〇川の水環境を保全するために組織された流域環境保全協議会との活動で、特産物である牡蠣の殻を利用した水質浄化施設を庁内に設置し、水質の浄化を試みている。
リサイクルステーションの管理。
リサイクルまつり：2年に1度、町民から不要になったものを集め、即売会をする。
レジ袋の無料配布中止については、町内の各スーパーマーケットの理解・協力をいただき、取組が進められている。
レッドデータブックの作成、環境フェアの開催。
悪臭対策（畜産臭気対策）については××大学と共同研究を実施し、臭いの軽減につとめている。
火力発電所が付近に立地するという地域の実情を鑑み、電力会社と協定を結び大気測定を実施。
一部取組について、住民主体とした町環境協議会を組織し、その中で実施している。
自然と親しむ会との連携による自然観察会の開催、野鳥保護活動の実施。
町の地球温暖化防止対策地域協議会の平成27年度事業では、緑の吸収源対策の一環として、し森林活動サポートセンターの制度を利用して、森林施業を行ったボランティア団体に企業が寄付することで、支え合う地域づくりを図った。
××低炭素社会地域づくり協議会。世界自然遺産を有し、自然と共生し、環境に配慮した取り組みを行っていることや、使用されている電力のほぼすべてを水力発電でまかなっていることなどから低炭素社会づくりのモデル地域として、事業者・住民・行政が一体となって、化石燃料に頼らないCO2フリーの地域づくりに関する取り組みの情報発信を行っている。
家庭から出される廃食用油を、月2回の資源物回収日に回収専用のポリ容器を設置し、回収している。資源物の収集場所は住まいの近隣にあること、収集方法（油の回収方法を含む）のカレンダーを作成し、市民へ配布していることからスムーズに取り組みが行われている。
家庭等から排出される生ごみを資源として効果的に再利用することにより、生ごみの発生抑制・減量化・環境美化の推進・環境保全意識の向上を図るため生ごみたい肥化に取り組んでおり、装置については福祉施設に製作を依頼し、取り組み希望者には講習後無償で提供している。
河川が、市町境であり県境でもあるので、隣接する市と共同でパトロールを実施している。
河川の生物調査を通して、水質汚濁を防止する
河川の定期清掃を年に2回、住民団体や事業者等と連携して行っている。
河川や海での環境保全活動（自然観察会や清掃活動等）
河川を持つ町内会は、川を綺麗にしたいという思いが強いと感じる。
過去から先駆的に市民・市民団体・事業者・市など、協働による環境事業に取り組んでいる。
湖沼流入河川流域自治体として、湖沼の環境や歴史を知るための活動を地元女性団体が中心となり行っている。また、市内を流れる川流域自治体と頻繁に協議を行い、健全な河川環境の保全を目

指している。
海ごみ対策は、中山間地域の不法投棄抑制から始まるとの考え方から、住民団体等と協働で、河川の清掃活動を行っている。
海や川の一斉清掃(年2回)の実施。
海岸漂着物に関して、地域住民と連携し処理を図っている。
町の焼却施設では可燃ごみを焼却した後、その灰を更に溶かしてスラグにして、建築材料として活用している。
外来生物対策では、目撃情報の提供とわな設置の協力を市民へ協力いただいている。
各種省エネ運動、リサイクル事業。
各地域毎に不法投棄防止パトロールを行うとともに啓蒙活動を行っている。
環境ISOの理念の普及を図るため、未就学児のいる家庭を対象に、環境保全に関する目標を設定し、期間を決めてそれに取り組み、評価するという「家庭版環境ISO事業」を実施している。
環境アドバイザー制度により、環境学習を実施できる人材を育成している。××市にとって水源地である〇〇県△△村と交流を行い、水源の涵養に対する意識の向上を図っている。
環境イベントとして、住民団体が主として町と協働で行っている。
環境エネルギー展を事業者、NPO法人等に出展協力をいただいて実施している
環境についての活動している市民や団体、企業との連携を促進するため「環境パートナーシップ・××」を立ち上げ進めている。
環境のイベントの開催にあたり、企画段階から運営まで市民団体やNPO、事業者等と協働して行っている。
環境モデル都市としてのネットワークを活かし、人材交流等の環境教育に取り組んでいる。
環境学習施設において、施設ボランティアを募り、イベント開催時に連携するとともに、施設の運営についての意見を聴取している。
環境基本計画策定作業に協力いただいた市の環境市民委員会は計画進行管理への作業協力、提言、各主体による啓発イベントの主催者となるなど多様な活動を行っている。
環境共育(共に育つ)推進事業において、住民以外にも環境NPOやまちづくり協議会等と協働により地域づくり・人づくりの推進を実施していること。
環境省の地球温暖化対策技術開発・実証研究事業により、海岸の「××」をヒントに、世界初の方式となる岩盤掘削による自然共生型ブローホール波力発電システムの実証研究を〇〇大学研究センターが始め、実証事業が終了し、発電装置を町が譲り受け、一社が維持管理を行い、実用化に向けた実証研究を継続して進めている。
環境美化推進委員による地域巡回。自治会によるごみの資源回収。
環境保護推進員による市内自然環境調査。
環境保全活動を実践するグループがネットワーク化し、取り組んでいる。
間伐材を利用したバイオマス事業。

市の市の中心部を流れる川は、市のシンボル的存在であり、市民にとってふるさとを意識する大きな要素となっている。この川の水辺環境の復元や整備面などハード面に加え、自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した地域づくりや市民参加の充実などソフト面も併せた今後の川の整備の指針として、「××川自然再生整備等基本計画」を策定している。本計画は実行委員会形式にて策定したが、識見者、行政関係者に加え、市民団体等も委員となっていた。

××市との森林整備協定締結によるカーボン・オフセット、姉妹都市の〇〇村と連携し植樹ツアーや実施している。また、△△産業デザイン支援センターと連携し、姉妹都市の□□町の建具職人による組子細工を使った天然杉のトロフィーを表彰式で活用している。

希少植物の保全にあたっては、県外の大学、地元住民と協力し実施している。

××川清流化推進協議会を設立し、住民や事業者などによる清掃活動等を通じて××川流域の保全活動に取り組んでいる。

川の流域市町の共同宣言により、すべての流域市町が同じ河川の浄化に関する条例を制定している。

沼の保全において、民間団体である「××沼の会」が環境学習活動を行うとともに、周辺農家による「××沼プロジェクトチーム」が農業祭の開催や農村景観と農産物を活用したフトパスなどを実施している。

近隣の2市と協働で、川の水質と水生生物について調査を行い、河川状況の監視に取り組んでいる。

近隣自治体や市民と連携し、市民出資による太陽光発電施設を設置している。

××都市圏協議会「環境分野」:レジ袋の有料化、削減、マイバック推進。 熊本地域地下水保全対策会議:地下水の保全(硝酸性窒素対策等)。

××川流域の自治会を中心として設立された「××川浄化活動推進実行委員会」による、河川一斉清掃や浄化活動イベントの開催。 市内を流れる河川の水質調査、大気環境調査を専門業者に依頼して行っている。

××企業いきもの応援団による生物多様性調査。

市の地球温暖化対策地域協議会は、市民・行政・事業者が連携して、様々な事業を行っている。毎年数千人が来場する体験型環境学習イベントをはじめ、自然観察会、出前環境講座、ニュースレターやの発行などを実施している。

地域生物多様性協議会。

公園改修等地元説明会を複数開催することで、地元の意向を把握することができた。

公害防止協定に基づき、大気汚染、水質汚濁、騒音に関する報告書を毎月提出してもらっている。

江戸時代には「××」と詠まれたほどの名所で、〇〇のふるさとの原風景でもある「△△」の再生に向けて、多くのサポーター、市民活動団体、生協、企業等の多様な主体が、サクラソウの株分けや植え付け、外来植物の除草、お花見イベントなどに日常的に関わり、人と自然、人と人とのふれあい場を育んでいる。

××自然再生協議会への参画および〇〇川・△△沼ビオトープを活用した環境教育

行政、漁業者、農業者で構成する団体を設置し、3者で連携し水環境の改善・保全に努めている。

国、県、流域市町で協議会を立ち上げており、河川流域一斉清掃など××の清流保全への取組を行っている。
国の天然記念物××の保護保全活動、外来魚駆除活動等を行った。
当団体では「ほたる保護条例」を制定し、県および地域団体と連携し、「人と人」、「人と自然」が共生する「ほたるの里」として誇れる、心豊かなまちづくりを推進しています。
再エネによる持続可能な地域づくりに関して、市の「再生可能エネルギーの導入による持続可能な地域づくりに関する条例」によって、市民主導の再エネ事業を創出し、持続可能な地域づくりに取り組んでいる。
県のエコタウンプロジェクトとして、県と市が協力し、重点実施街区として当団体の地区を設定し、重点実施街区の省エネ・創エネ・畜エネを進めている。
三者協働で環境まちづくりを進める「環境まちづくりパートナーシップ会議」が主体となり、様々な環境イベントを開催した。
産官学連携事業として事業者から寄附を受け、大学生に協力いただき小学生を対象に環境学習を実施。××山の水資源について体験を通じたイベントを開催。水の循環や原理について体験を通じて学び、地球温暖化防止について考える機会となるよう取り組んでいる。
残土に関する話が多くある為、県の出先部署と連携し、町のパトロールを行っている。そのことから連携も密になっているため、対応も迅速になっている。
市自然公園条例に基づき設置されている「里山公園××」の管理・運営をよりよくしていくために、市内の環境保全団体等を構成員とした協議会を発足させ、様々な意見をいただいている。また、協議会を中心とした魅力ある発信(公園の図鑑作成、里山塾の開催など)を計画している。
市庁舎のバイオマスボイラによるCO2排出削減量を××社と観光連盟にクレジットとして売却し、売却益を森づくりへ還元している。森づくり実施体制は、地域住民、事業者、市の協働により、年4回の「××の森づくり」に加え、都市部住民の森づくり体験受入や自然観察など、山間部と都市部の交流活性化に寄与している。
市内にあるごみ処理場を管理している一部事務組合と、大気環境保全の取組を連携実施している。
市内に湿地が2箇所あり、自然環境保護団体の活動も大変盛んである。それぞれの団体が個別に自然環境保護の活動に取り組む一方で、市の関係部局が事務局となり「××生きものクラブ」という事業を立ち上げて、前述の自然環境保護団体が毎回代わる代わる講師となり児童・生徒を対象とした環境学習に取り組む活動を展開している。
市内の各種団体、事業者、関係行政機関などで構成され、公害防止・環境保全などの推進を通じて快適な環境づくりに取り組んでいる
市内の環境団体に委託し、環境学習教室を実施している。体験を主とした講座で毎年ほぼ全ての小学校で講座を行っている。
市内の小学3年生の全児童を対象に、環境出前講座を開催しており、講師はNPO法人や、××市地域協議会のスタッフを学校に派遣している。
市内の大学と包括協定を締結し、大学と市の連携による、市民向けの環境講座を開講している。ま

た、市の地球温暖化対策推進協議会との共催で、環境フェアを開催している。地球温暖化問題及び公共用水域の水質の汚濁問題についての啓発や教材作成などを環境活動推進員と市が協働で行っている。

市内全小学校の4年生全員に「××」を委嘱し、××として友人や家族など周りの人に省エネ等エコ活動の推進を呼びかけてもらい、学校や地域だけでなく、市民全体の「環境問題への意識の高揚」を図ることにより、環境にやさしい循環型社会の実現を目指す。

市内約1,300ヶ所の資源・不燃物ステーションについて、住民自らが登録団体を作り、ステーションの管理及び分別排出を行う取組があり、市民の協力のもと、ごみの減量及び資源化に大きな成果を収めている。

市民、市民団体、事業者、行政で構成される協働組織である市環境連絡協議会により、①温暖化対策②ごみ減量化③緑の保全④観光⑤環境教育のテーマの部会に分けて具体的な取組を推進しているところである。

市民・事業者・行政との協働によりステップアップ・チャレンジ会議を立ち上げ、「××環境検定」を実施し、市民が市の環境に興味・関心を持ち、環境に配慮した行動を取り組むことを目指しています。また省エネナビモニター事業を実施し、電力の「見える化」により省エネに取り組み、その取り組みを市民に広めています。

市民・事業者・市で構成される、環境活動推進会議を設置し、協働で事業に取り組んでいる。

市民・事業所・行政が協働してエネルギー利用効率化を中心としたエコ活動を行い、地球温暖化緩和に取り組むことを目的に「××エコパートナー」事業を実施している。

市民・団体・事業者・行政により構成する環境保全団体があり、市が事務局として支援しながら連携し取り組んでいる。

市民からの要望により実施、外来種防除。

市民と事業者による環境パートナーシップ組織と市が連携して、環境施策にとりくんでいる。

市民と民間団体が参加する野鳥観察会を開催している。

市民による湖沼一斉清掃大作戦。

市民に省エネ方法等を紹介する冊子として、市内にある高校の美術部員が描いたマンガを取り入れた冊子を制作し、広く配布した。

市民の活動団体と学識者と協働で、市内の湿地における希少な動植物の保全活動を行っている。

市民や事業者からなる環境市民会議を定期的(隔月程度)に開催し、情報交換や環境基本計画の進捗管理、市民向けの環境情報の発信等を行った。

市民向け環境学習の実施において、当市の環境市民団体の拠点である××川観察館を核とすることで、市内で活動する環境団体のほぼ全てと連携・協力しながら進めている。

市民団体、大学、事業者で構成するエコネットワーク連絡会と連携し、取り組みを進めている。

市民団体と協働して、一般家庭、企業、学校、職員に対し、日常の中でできる温暖化対策を推進する取組を実施した。家庭から出される廃食油を市の水道協働協同組合と委託契約を結び、廃食油の回収及びBDFの精製及びボイラー燃料の代替燃料として利用している。

市民団体と協働で事業の開催や貴重な植物の保全活動を行った。
資源リサイクルの推進を図るため、町内会などの住民団体が資源集団回収に取り組み、有価物をリサイクル事業者へ引き渡す場合に奨励金を交付している。
事業者との公害防止協定・細目協定の締結をしている。
事業者のCSR活動との連携に注力している。
事業者や地元住民等と協働で冬期湛水事業を行い、地下水涵養を進めている。
市域の6割を占める森林について、林業を取り巻く社会情勢の変化などから、森林の荒廃が懸念される状況を鑑み、森林の持つ多面的機能に着目し、地域住民とともに、森林整備(道づくりや景観整備)を進めるものです。
持続可能な社会の担い手を育成するため、「××」をキヤッチフレーズとして、全小・中学校で学校と地域、市、市民団体等が連携・交流をしながらESDに取組み、また、全小・中学校がユネスコスクールに加盟し、国内で930校超、世界では約180国・10,000校のネットワークを活かしながら、環境教育を推進している。
自然公園用地内において、昭和30年代の環境を復元するために、耕作や管理放棄された田や山林の保全管理作業等を市民協働により実施している。
××市・〇〇町児童環境学習活動実行委員会が主催する、児童環境学習活動発表会の実施。市町の小学校15校が各校毎に決めたテーマに基づく環境活動を実施、壁新聞の作成、パワーポイント等での発表会を実施。H27年度で7回目の開催となっている
市総合環境センター内の最終処分場跡地(未利用地)において実施しているメガソーラー事業について、地球温暖化対策の一環として、施設の設計・施工から、運営・維持管理までを一括して民間事業者へ発注し、××がその施設を20年間のリース契約により借り受けて売電事業を行っている。自然環境資源等が豊富とされる〇〇県において、再生可能エネルギーをはじめとして次世代のエネルギーに、実際に国民が見て触れる機会を増やすことを通じて、地球環境と調和した将来のエネルギーの在り方に関する理解の増進を図る次世代エネルギーパークを運営している。
住民：町内全域の各地区町内会が参加して、沿道等の美化清掃を実施している。 事業者：町内全域で実施する沿道等の美化清掃による、ごみの回収、運搬作業に協力している。
住民、事業者、行政の三者で「××」という環境に関するネットワークを組織し、啓発イベント等の取り組みを行っている。
住民・事業者・行政が一体となり、町内の美化活動に取り組んでいる。行政が調整し、住民が自治会ごとに地域を清掃し、集められた草や汚泥を事業者が収集・運搬し、町内全体が協働して環境美化活動に取り組むことができている。
住民の協力の下、アライグマの駆除を積極的に行っている。
住民の方々も参加して美しい街づくりも目的に町全体での町内一斉清掃活動を年内に数回定期的に実施している。
住民団体、民間団体と協働で、市民向けESD講座を企画実施している。
循環型社会の構築のための取組のなかで、家庭で不用となった食器をリユース及びリサイクルする

事業を市民団体と協働で行っており、それぞれの特長を活かしながら事業を行っている。生物多様性の保全の取組のなかで、生物多様性地域戦略策定のために住民や民間団体の協力を得て、生物の実地調査を実施。また、アレチウリ等の特定外来生物の駆除や、啓発パンフレットの作成を住民団体と協力して実施。
小学校4~6年生を対象とした「××こどもエコクラブ」を開催し、自然体験や社会体験をとおして、子どもたちの環境に対する能力や考え方を身につける活動を行っている。
小学校4年生を対象に、環境出前講座を実施している。地球温暖化防止活動推進員と県産業廃棄物協会の協力を得て、ごみの分別やリサイクル体験を子供たちにもらっている。
小型家電の分別収集の実施
市の環境衛生自治推進協会が実施する不燃・可燃ごみ等の収集場所監視指導や、不法投棄監視パトロール、春期河川・側溝一斉清掃などに対し、補助金の交付と人的支援を行うことにより、地域のごみ減量化と資源化を図っている。
川の流域の一市二町の負担金により協議会を設立し、河川水質及び流域の環境保全に努めている。また、地元大学との共同研究により河川、大気、生活環境などについて調査を実施し総合的な環境評価を行っている。
食品廃棄物の減量を目的として、民公協働の「生ごみ減容リサイクル事業」に、力を入れて取り組んでいます。住民は生ごみリサイクルの参加者、収集員、生ごみリサイクル推進委員として事業に関わっています。生ごみの収集運搬処理は民間事業者に委託しており、行政は事務等を行い、事業の下支えをしています。また、町所有の施設で減容処理された生ごみは、民間業者により堆肥化され、良質な堆肥となって住民に還元されており、循環型社会形成推進にも寄与しています。
新エネルギー対策事業として住宅用太陽光発電システム補助事業を行っている。
新環境計画の中で地域に根ざした環境まちづくりの推進を図るため、各種団体が協働して自主的に取り組みを進める組織としてエココミュニティ会議の設置を推進している。環境を切り口に、様々な地域課題について話し合い、その解決に向けて取り組むことを目指している。
新市誕生(市町村合併)の日に合わせて、自治委員会連合会等との連携による市内クリーンアップ大作戦の実施。
森林組合、林業事業者、民間事業者及び町で協議会を立ち上げ、バイオマスによる地域循環型社会の形成を目指し、検討を行った。
森林組合と協力し、伐採した竹を粉末状にし、段ボールコンポスト(生ごみをたい肥化)基材として利用している。
森林内の未利用資源である林地残材を利用した新エネルギー(木質バイオマス)の取組について、官民一体となって行っている。
市の環境衛生協会が主体で取り組んでいる事業(会員:市内全域の町内会加盟世帯)。ごみの減量推進⇒フリーマーケット、古着回収、小型家電回収などのイベント開催。環境美化運動⇒環境美化への意識向上のため、全町内会から実践地区を指定(6年で市内全域を一巡)し、各々の町内会における環境美化・環境衛生に努めている。環境保全研修⇒市民(会員等)を対象に年1回、環境に

関する研修会を開催している。ポイ捨て啓蒙・啓発⇒市主催・共催などの各種イベントに参加し、来場者へ啓蒙・啓発グッズを配布しポイ捨てや犬のウンチ被害などの抑止に努めている。
× × 県と境を接しているため、河川の監視や排出者への指導などで連携を図っている。
人口減少の克服と雇用の創出。
水環境の保全:近隣2市と目標年度。数値目標などを共通化した生活排水対策推進計画を定めて対策を行っている。 大気環境保全:大気の測定結果は、県のテレメータシステムに接続することで、リアルタイムで見られるようにした。 環境犯罪対策:市民の中から委嘱した不法投棄監視員によるパトロールを実施している。
水環境の保全に関する取組として、下水道認可区域外の地区において、一般市民を生活排水対策指導員として委嘱し、水質汚濁の原因となっている生活排水対策の啓発活動の中核として地域で活動していただいている
水環境の保全分野においては町内河川の水質検査の費用を水産資源の保護の観点から漁業協同組合に1/2の費用負担を頂いている。検査結果は共有してデータの積み上げを行っている。環境教育の分野においては施設見学の際はゴミ収集業務等を委託している業者の職員に講師をお願いしており、課題の解決にむけて「家庭で出来る対策」を子どもたちに指導している。
水環境保全について、自治会、市民団体、NPO 法人、市などの関係機関を挙げて、河川の水量増加の取組を以前から行っている。また、上流域の自治体とともに、清流活動に向け連携している。
水源保全に関して、市内に水道保護地域を定め、地域内にある事業場の排水等について独自の基準を設けて規制するとともに、水道水源保護審議会及び水環境整備懇談会を設置し水源保護についての調査・審議や地下水利用の在り方について調査・研究を行っている。 市環境基本計画の推進団体として設置した環境みらいネットワークによる、環境フェア等のイベントの毎年開催を通じて、環境情報の提供、意識啓発に取り組んでいる。
水質保全連絡協議会への参加。地域のごみ拾いの実施、不法投棄防止の啓発。
生ごみモニター回収処理事業を自治会単位で取り組んでいただき、地域と連携して生ごみの焼却量の減量を目指している。
生ごみをたい肥化するプランに取組んでいる。
市の環境基本計画推進会議エネルギー部会のメンバーが中心となり、一般社団法人を設立。県内で初めて全額市民出資による太陽光市民共同発電所1号機が順調に稼働中であり、今年度中に新たな発電設備が完成予定である。
生物多様性の保全について、NPOに調査を委託し市民ボランティアと協働で調査を実施している。また、その他複合分野において、森林整備の促進を図るため、木質バイオマス発電に向け、近隣市町等との検討会を実施している。
生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組について:当市だけでなく、周辺7市区町村と協力して、自然環境調査や生物多様性をテーマとした環境フェアを実施した。
生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組について、①希少生物の保護、外来種の移入防止、駆除対策など貴重な生態系の維持に向け、必要な啓発活動に努める。②野生動植物の生

生態系の維持のため、大気・土壤・水質の保全に努める。③公共事業を行うときは、多様な野生生物の保護を図るため、自然環境の保全に十分注意する。
生物多様性保全等の多面的機能を持つ市内に残る谷津・里山の保全を市民・土地所有者・事業者・学校・行政等で連携・協働して行っている。
製紙工場の排水処理施設への整備補助を実施し、排水による河川水質負荷の軽減を図る。
川の流域連絡協議会における取組み。
絶滅危惧種・指定文化財である××の保護・再生に関して、住民と協力して清掃活動を実施したり、県の機関や公益財団の支援を受けている。その結果、再生に成功している。
市の地球高温化防止活動推進センターの指定。
村の海岸に漂着したゴミを、事業者の指導のもと地域住民が回収・分析を行う。分析をおこなった漂着ゴミについて事業者及びNPO法人が小学校において環境教育を実施している。
他の部局や団体と一緒に、××湾環境チャレンジ海の環境学習を実施し、小学生に海に親しむ機会を提供している。
大規模太陽光発電の収益の一部を、住民公募債および住宅用太陽光発電システム等補助金など住民の新エネルギー・省エネルギー機器設置の普及促進事業に充当し分配した。
湾における水質及び環境保全を図り、湾をきれいにすることを目的に「①住民・住民団体、②民間団体(NGO・NPO 等)、③事業者、④他の地方公共団体」と連携・協働した取組みを実施している。
第1次の実行計画区域施策編策定と同時に、協働で実施していく市民団体を立ち上げ、連携した取り組みを実施している。
市の環境基本計画において、すべての主体がパートナーシップのもと、連携・協働し取り組むこととしている。中でも、温暖化対策では、平成19年3月に市の地球温暖化対策地域協議会を設立し取り組んでいる。
団体や事業者を通じクールビズや省エネの取組に関する広報活動を行った。
地域づくり・人づくりの推進として、幼稚園・保育園・小学校等で環境学習を行った。
地域づくり・人づくりの推進として、地域の自然環境の特性を生かして、自生している花に関するイベントやウォーキングの開催、登山やトレッキングの開催など自然とふれあうような機会を多く設けている。
地域づくり・人づくりの推進において、市内の企業やNPO法人など複数の団体がそれぞれの特性及び能力を活かすことができるよう、市が仲介することで、環境学習を始めさまざまな事業を連携・協力、枠を超えて協働している。
地域の各団体から参加を募って、エコ意識啓発のために毎年5月にエコフェスティバルを開催し、2万人以上を動員している。
地域の環境保全活動を行っている団体等の積極的な環境に関するイベントへの参加により、環境保全の普及・啓発を図っている。
地域の繋がり、自治会組織が強固である地域性を活かし、各地域に「地域エコリーダー」を設置し、

様々な市施策や環境啓発の促進に努めもらっている。
地域の住民や建設業者、育成会やロータリークラブ等の民間団体と連携して一斉河川清掃や一斉ゴミ拾い、花火大会のごみ袋配布などを行っている。
地域の大学と連携した環境教育事業を実施している。
地域固有種である××の育成講座等を実施。
地域住民・事業者・行政が一体となって事業を推進するための母体として推進委員会を設立。多くの団体と協働し、環境について考えるイベントを実施するなどしている。
地域住民に呼びかけを行い、年1回ボランティアで環境美化活動を行っている。(空き缶拾い、河川清掃)。
地域団体(NPO等)と協働で中山間地域での生態系保全や環境学習の推進を図っている。
地球温暖化に対して地域からの取組を推進するため、環境啓発講座を受講した区民からなる任意団体と区が協力して温暖化対策の啓発事業を行っている。
地球温暖化学習テキストを定住自立圏での連携自治体で作成し、活用。
地球温暖化対策:環境家計簿の普及により市域での温暖化防止活動に取り組んでいる。自然再生:地域主体の清掃活動を実施している。 地域循環圏の形成:①資源の分別収集により、ごみの減量化を進めている。②地域説明会の実施③集団回収の実施
地球温暖化対策では、エコライフチェックの実施、当団体の地球温暖化対策地域協議会への支援。また、××エコアドバイザー(区が行う啓発事業や地域での保全活動の助言・協力などを行う)への支援。
地球温暖化対策として、再生エネルギー(太陽光)の補助を行っている。
地球温暖化対策について、専門家の意見を取り入れて事業者へPRを行い、市内で協同して地球温暖化対策がとれるように努めている。 生物多様性の保全活動について、市民活動団体と協働して取り組んでいる。
地球温暖化対策に関連する施策として、市のグリーンカーテンについての事業を実施しており、一般市民向け及び学校向けに事業を展開している。一般市民向けの事業参加者の中から、一定の基準を満たした参加者を“××”として認定し、学校向けの授業の際に講師として活用している。学校での授業の前には、認定者向けに地球温暖化に関する学習会を開催したり、講座の練習会を開催したりと、授業内容の充実や講師の育成にも力を入れており、地球温暖化対策だけでなく環境教育の一環としても事業を推進している。
地球温暖化対策実行計画(区域施策編)に基づき、地域協議会(市内自治会等の団体、商工会等)を設立している
地元の重要な自然資源である干潟の保全を目的として、平成26年度より、地元住民、小・中学校、NPOなどと協働で学習会や現地での生き物調査、美化活動を行う干潟保全のプロジェクトを実施している。第三セクターを核として、市遊休地への太陽光発電を通じた産学官連携や市民ファンドによる設置を行っている。
地元自治会と協働による草刈作業の実施及び地元小学校(PTA)と連携し、有識者を招いた自然観

察会を実施している。
地元住民・県・市で組織する「××保全協議会」で、〇〇川の草刈り、清掃、河床の整備等を行い、△△の生育に適した環境保全活動を行った。また、△△が自生する黄金川の大切さを知らせる広報誌を作成し、地元住民、市内小中学校、関係機関への配布を行った。
地元出身者と島外からの移住者が協力し、島の魅力の紹介や農業の担い手の発掘、技術指導、耕作放棄地の解消などに取り組んでいる。
地熱と木質バイオマス等の再生可能エネルギーを活用した取組。
市の地球温暖化対策実行計画(区域施策編)において、目標としている二酸化炭素削減量を達成するために行政、市民、事業者の省エネルギーの取組の実施や新エネルギーの導入を推進していること。
畜産施設(埋肥舎等)から発生する悪臭対策について、県やJA等関係機関と対策協議会を組織し対応している。
町が定める年間計画により町内一斉清掃活動を各行政区単位で実行している。
町内イベント等におけるリユース食器の導入促進。
町内に××緑のトラスト保全第5号地があり、その保全に取り組むボランティア団体やホタルの自生等に取り組む団体とともに、保全活動、PR活動を実施している。
町内の業者に委託し、町内の生ごみを回収後、堆肥化している。
町内一斉清掃活動における広報の回覧及びごみ袋の配布。
町民清掃の日を決め年1回全町民で河川・道路周辺のごみ拾いをしている。
町のグリーンツーリズム。
天然記念物(動物)の保護活動に加え、博物館で飼育・繁殖させている幼生を自然環境に放流する際も、市民参加型で行うことで、ふれあう機会をつくるとともに、自然保護意識の啓発に努めている。
地元の川において、3市区町村と連携した河川水質の観測体制をとっている。
3町と関係機関、NPO、地域住民が連携して自然保護対策に取り組んでいる。
当市の特色でもある豊富で清涼な地下水の有効な利活用の手法として、地中熱ヒートポンプを推進しており、県・他市町・事業者・学識で構成されている地中熱利用研究会にも参画している。
当市はNPO法人が実施している未利用材を活用した木質バイオマス事業の支援を行っている。このプロジェクトは、市の豊富な森林資源を活用し、森の中の未利用材を運びだし、それを市のフィールドで古くて新しい「薪割り」を行うことで、薪という木質バイオマスエネルギーを産出している。このプロジェクトの中心を担っているのが、近隣の大学生や社会人である若者のボランティアスタッフであるため、地域の資源および××に隣接しているという市の位置的な特徴を活用しているため、地域性が現れていると思う。
当町の一部に生息する××を保護するために、地元住民と連携し、保護活動を行い、着実に個体数を増やしている。地元そばを定着させるために、県民局と協同で、スタンプラリーを開催し、地産地消に取り組んでいる。
当町マスタープランに記載している「人と自然に優しく、快適で安心安全に暮らせる町」の目標に係

る取組として自治会が毎年「××」を実施している。地域の道路沿いに花を植えることで生物多様性、環境美化、環境保全につながると感じている。
導水のある町内の公園にてホタルの育成をおこなう民間団体への支援。
特定外来生物であるアライグマの駆除を市民と協働で行っている。
特定外来生物である××××の対策については、市民、環境団体、事業者、漁業関係者、学生ボランティア等と連携した取組を実施している。
特定非営利活動法人××ストップ温暖化の会と行政が共同で町のイベントにおいて、地域住民に地球温暖化防止の啓発を行っている。
××自然を考える会、地元、県等関係機関と共に〇〇自生地の保全作業、×××湿原の保全作業を実施している。また、△△についても、本年度防護柵を助成し、保全作業に協力していく予定である。
二酸化炭素削減を図る植樹活動の実施や森林レクリエーションでの利用推進を図り、都市住民との交流を推進している。年に1回事業所と町が協賛で町内・町外の親子参画により苗木の植樹を実施している。
××大学工学部との「再生可能エネルギー技術の研究開発に関する協定」に基づき、廃校となった小学校を地中熱利用の実証実験場として提供し、産学官の連携による再生可能エネルギーの普及に努めている。
閉鎖性湖沼の水質保全は、流域市町村が協力して取り組まねばならない課題である。協議会には流域21市町村が参加しており、河川ごとに4つのブロックに分かれて清掃活動や環境学習等を行っている。
年2回住民一斉清掃を実施している。河川の部と地域の部によって町域全体で清掃活動を行っている。
年に1回開催している環境フェスティバルでは、50近くの環境保全団体(市民団体・NPO、企業等)に出展・協力をいただいている。
廃棄物の減量と資源の循環をより推進していくため、これまで廃棄物として処理をしていた品目の資源化を進めている。資源化にあたり、住民協力のもとで試行・検証を行い、より効果的でスムーズな実施方法の検討を行う。本格実施の際には各行政区に職員が出向き、分別説明会の開催や分別収集会場での指導を行うことにより、分別の徹底を図った。
廃食油を収集、精製しBDFとしてごみ収集車に利用している。
××の崩落の影響かどうかは不明であるが、地区の地下水の低下が見受けられた。各種団体などの協力のもと、冬季灌水実験などを行い、水位の状況を確認した。
市の地球温暖化対策地域推進協議会の主催で、歴史的建造物を対象にLED照明を活用したライトアップ検証事業を実施したほか、××環境財団との共催で観光施設等のライトアップのLED化に関するシンポジウムを開催する等「光の街××」の地域特性を活かした取り組みを行っている。
湖に係る湖沼水質保全計画に基づき、県及び関係市町村が連携のもと下水道の普及率向上や農地の濁水流入防止などの水質・環境保全対策を推進するとともに、湖クリーンアップ作戦(湖岸・流入河川等のクリーンアップ)などを実施し、関係市町村の住民・各種団体の協力を得ながら水質改善に努めている。

伐跡への植林、リサイクル・ごみ抑制の推進、太陽光発電。
× × 国立公園に属する連峰について、それぞれ環境省、関係自治体や山岳愛好会等と連携し、登山道周辺の荒廃防止、希少動植物の保護、環境情報の発信等に取り組んでいる。
湖の固有種× × が市内の河川を遡上し産卵できる環境づくりを推進し、河川環境の整備と保全の取り組みを進めている。
美しい海を保全するために、海岸清掃活動を市民と協働で実施。
川の流域での清掃活動及びじみの放流。
県指定の天然記念物である× × を保護するため、県の自然保護指導員と協力し他の植物の除去等、生育環境の改善を定期的に行っている。
× × 川流域の豊かな水と森づくりのために、森・川・里・海に関わる流域住民と団体が手を組んで活動している。
平成16年から食品トレーリサイクルシステムとして、環境と福祉に優しい取組みとなる先駆的な取組みを進めてきたが、今後は近隣町村と連携した地域循環を一層進めていく。
平成21年度より、環境マネジメントシステムにおけるPDCAサイクルを取り入れた市独自の学校版環境ISO認定制度を創設し、環境にやさしい学校・人づくりを推進している。認定を受けた学校においては、校内の点検、呼びかけによる省エネ活動や家庭のISOアンケート調査等に取組み、児童・教職員のみならず、保護者や地域住民を巻き込んだ学校の伝統として地域に定着しており、市全体の環境活動推進に寄与している。
平成26年9月より小型家電リサイクルを実施している。回収ボックスを設置して拠点回収方式をとっているが、回収ボックスに入らない家電の回収も年2回実施している。従前、ごみとして処分されてきた小型家電をリサイクルへ転換することによって、ごみ減量効果とともに分別を徹底する住民啓発にもつながる。
平成27年に県からの補助金を活用し、キャンドルナイトのイベントを開催した。
平成27年8月より小型家電のリサイクルを開始。
市の再生可能エネルギー推進協議会では、豊富な里地里山の森林資源を生かし、市民や民間が主体的に取り組み事業を推進しており、行政はフォローする体制をとるようにしている。
市を代表する企業と協定を結び、協議会を設立している。協議会活動の一環として、法令順守の支援事業などの取組を行っている。
3市区町村で構成している× × 川水系環境保全対策協議会の取組として、× × 川愛護月間を定め、× × 川の河川敷の清掃活動等各種取組を実施している。
当町は川に囲まれた× × 型の地形であり、〇〇栽培で全国的にも活躍されている方もいらっしゃることから、つる性の〇〇を活かして緑のカーテンの普及に取り組んでいる。
本市では、「環境まちづくりガイドライン【開発・建築版】」を策定・運用し、一定規模以上の開発を行う事業者に対して、構想段階で検討すべき環境への取組事項を示し、誘導を図っている。
本市にある公園では、多くの生き物が生育・生息する豊かな環境を目指す「× × 川創生基本構想」に基づき、自然再生エリアとして整備された。この公園では、自然再生に向けた取組みを市民参加

<p>のもとで推進し、整備前は河川区域内にあるグラウンドとして利用されていた場所が、今では様々な生き物の生育・生息場所となっている。</p>
<p>本市の環境の保全と再生のため、市内で環境問題に取り組む市民活動団体の連携、相互支援組織として「××環境ネット」を設立し、平成27年3月末現在14団体が加盟している。活動内容は各団体との協働で、「環境フォーラム××」等の環境啓発活動を実施している。</p>
<p>本市は××県との県境に位置し、××・○○の両県にまたがる2級河川を有することから、圏域を越えた自治体連携による水質保全啓発事業を推進している。</p>
<p>毎年、事業者、民間団体等及び市により「環境フェスティバル実行委員会」を組織し、協働で「環境フェスタ」を開催している。平成25年度からは部会制を開始し、様々な事業改善が行われるなど、「環境フェスタ」開催に向け、部会が主体的に検討や活動を行っている。</p>
<p>民間団体、事業者と行政が協働で環境フェアを開催し(年1回)、住民への啓もうを図った。</p>
<p>民間団体から代表者に参加してもらい、環境問題に包括的に取り組む委員会を設置している。</p>
<p>民間団体と連携し、緑のカーテン設置を推進している。</p>
<p>名水百選「××」の住民による維持管理。</p>
<p>市の自然環境や社会環境の維持及び地域経済の活性化に貢献し、地域に受け入れられる再生可能エネルギーの導入促進を図るため、自然保護団体や地域での再生可能エネルギー発電事業者である一般社団法人等とともに再生可能エネルギー導入計画の策定に取り組んでいる。</p>
<p>当団体の地区の公園の一つである××公園の斜面林は、地元の川の崖線林として江戸時代から明治以降現在に至るまでよく保全が図られ、希少な生物の生息する一大緑地となっている。当団体は平成25年度に、生物多様性地域戦略を策定したが、この中で同公園一帯を生物多様性確保のための核となる緑地と位置付け、地域住民とともに既存樹林の保全と生物多様性の確保に取り組むこととした。特に、郷土種(在来植物種)を育成し、エコロジカルネットワークを通して他地域からの生き物の導入を図ることに重点的に取組んでいる。この活動は、主に同公園を本拠に活動するNPO法人が中心になって行っているが、本事業は当団体を含む都道府県の生物多様性回復事業に選定されており、当団体との密接な連携・協働のもとに事業を進めています。特徴的な活動としては、ドングリからの森づくりを目指す活動を基本として、里山としての公園づくりと、生物多様性の普及啓発を行っている。雑木林の萌芽更新や、キノコづくり、専門家を招いての林の中での自然観察教室など、年間を通して活発な活動が行われており、区内の他の公園では見られない特色となっている。こうした活動への参加者は子どもから高齢者まで幅広い世代に渡っており、こうした活動を通して、生物多様性保全のための人づくり、組織づくりの役割も果たしている。このように、××公園での事業は、当団体における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する取組の象徴的な実施例ともなっている。</p>
<p>優良農地の保全のため有害鳥獣対策の防護柵等の設置を行っている。</p>
<p>友好都市協定を締結している××県○○町と環境保全協定を締結し、連携し環境保全に努めている。</p>
<p>川の源流域の森林の整備や、××県との県境に広がる国有林での生物多様性の復元と持続的な地域づくりを進める取り組み。</p>
<p>里山保全活動について、市民、事業者、NPO団体、地権者の協力による維持管理や環境調査、観</p>

察会など、市民参加型活動を積極的に支援し、市民の関心を高め、人材や団体の育成に取組んでいる。

里地・里山の保全活動は、人口減少や高齢化等により地域住民だけでは難しくなってきているので、市民ボランティアに情報提供して活動に参加してもらうような仕組み(自然ファンクラブ)をつくった。

林地残材等を主原料として木質チップを製造。

町の清掃の日「一斉清掃」。毎年×月第〇土曜日を町の清掃の日とし、全町一斉に地域清掃することを呼びかけた。また、その際に発生する大量のごみを収集するために、一般廃棄物処理業許可業者の協力をいただき、即日回収することができた。

(9) 環境情報の整備や提供、広報の充実に関する取組についての特徴的な内容について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

「c-3」では、「ごみの減量」をテーマとして、紙資源の分別ちらしを作成するとともに広報誌に特集記事を掲載した。また、「j-4」では、地元河川、湖沼のビオトープについて、子育て世代向けのパンフレットを市民団体と協力して作成した。

「ごみ減量化ニュース」と題した情報を広報誌への掲載、チラシ形式での配布、自治会内回覧など状況に応じて、形式を変え関連情報の提供を行っている。

「のぼり」による啓発。

「環境フォーラム」において、講演会や展示・体験等を通じて、環境に関する幅広い情報を提供している。

「新しい里海創生によるまちづくり」を推進するため、里海創生に関する情報を集めた専用ポータルサイトを作成している。

××ネットに加盟し、××ネット環境学習スタンプラリーで、環境学習会開催の周知を図った。11月に実施された市の環境フェスタ、11月に開催された県のイベントでの環境学習会と施設見学会の取り組み状況を、市民、県民の次世代の子供たちに伝えていくため、パネル展示を行った。

エコライフデー：12月の第一日曜日をエコライフデーとし、市民へチェックシート配布し、環境にやさしい生活の実践を呼び掛け、日頃の生活を見直す機会としている。 打ち水大作戦：8月の1か月を打ち水推進期間とし、町内会や市立小・中学校にお風呂の残り湯等を利用した打ち水の実施を呼び掛け、エアコン等に頼らずに夏の涼を感じ、水を再利用することで資源の大切さや環境について学ぶ機会としている。 エコ・ショッピング：リサイクルマーケットの来場者に対し、買物用のビニール袋や包装紙の利用の削減を目的としてマイバッグの持参を呼び掛け、資源の大切さや環境について学ぶ機会としている。

ホームページへの施策情報とともにイベント広報も掲載。
広報に定期的(偶数月)に環境だよりを掲載。広報で環境関係の特集あり。
種の保護条例及び同条例に基づき指定した特定県内希少野生動植物種の周知を目的に、著名人を招いて特別講演会を実施した。
10月を市民環境月間と設定し、市民への意識啓発や活動の情報提供を充実することにより、誰もが参加しやすく、子どもから大人まで地域が一体となって取り組む「環のまちづくり」を推進している。
11月に行われる、市民祭りの「環境フェア」にて、日頃から環境活動をなさっている市民団体、事業者が、その活動成果を発表したり、環境啓発を行ったりしている。また、市も緑のカーテンコンテストの作品展示など環境啓発を行っている。
2016年3月に当市で「カーボン・オフセット商品開発セミナーin××」と題したJ-VERおよび環境貢献型商品についての説明会がある企業と共に開催する。その中で、それらに関する事業者向けのセミナーを行うほか、落語家を呼び、環境を題材とした寄席を行うことで、身近な環境貢献に関する市民向けへのセミナーも同時に試みるという類を見ない取組を実施予定である。
3R運動の推進を促す内容。3Rとは何なのか、小型家電の収集場所の情報。
6月5日を村の「環境の日」と定め、村の小学校5年生を対象に環境行政職員による環境授業を実施している。また、環境の日記念イベントを平成24年度から毎年6月に実施している。
bc: 市HPや市政だよりにおいて、生物多様性地域戦略(素案)についてパブリックコメントを実施した。 e: 環境総合センターが開催した「体感フェア」において、外来魚対策のPRを実施した。
CATVを利用しての住民への周知
CO2排出量の現状や、市や市と市民団体の協働で取り組んでいる事業等について、掲載している。
EM講演会。
SNSを利用し、環境のイベントや行事、環境に関する制度などの情報発信を実施している。
イベントでゴミ箱は設置せず、ゴミ分別ステーションを作り分別意識の向上を目指している。
イベントなどにおいて、ごみの分別回収所「クリーンステーション」を市民団体等と協働して運営することで、ごみの分別体験によるリサイクル意識の醸成に取り組んでいる。
イベントを開催したり、ブース出展したりすることで、直接市民の方へ本市の取組を周知している。
イベント会場の一角において地球温暖化防止コーナーを設け、推進員によるエコ診断やエコバッグ製作を行っている。コーナーにはリサイクル推進のパネルを展示するなど、温暖化防止への意識づけを行っている。
エココミュニティ情報掲示板の作成。環境について学んだり、地域のエコ活動に参加したり、お店で環境にやさしい商品を購入すると、学校、地域、お店の方からスタンプがもらえるエコカード・エコスタンプシステムの活動ポイントを「見える化」し、市内の環境イベント・講座・講演会の情報、市内の環境学習フィールドなどの情報を入手することができる、環境学習活動に特化したホームページ。
エコについてのプランの一環として、毎年10月に環境フェスタと題したイベントを開催。各団体が日々の活動を紹介するとともに、エコバック作りや環境に関するクイズラリーなど、参加者が楽しみ

ながら環境について理解を深められるようなイベントを目指している。
エコプロダクトのブースの一部にパネル出展をし、環境施策のPRを行った。
エコレポート(市の環境白書)の作成。
グリーンカーテンの生育状況掲載。
グリーンカーテンプロジェクトの一環で行われるゴーヤを使ったレシピコンテストに出品された作品のレシピ集を作成し、配布、WEB上で公開。
クリーン作戦において、環境市民会議主体による啓発活動をしている。
国際的なイベントや会議を通じて根付いてきた県民の環境意識を、日常生活の中で行う地球にやさしい身近な環境配慮行動『エコアクション』へとつなげるため、気軽に楽しくエコアクションを実践していただくためのウェブサイトを開設。このウェブサイトでは、エコアクションに関する学習機能などを有するとともに、NPOなどによる様々な環境に関する活動をより多くの県民に広げていくための情報発信や交流を深めることができる。
ごみの減量や再資源化にかかる取り組みの一環として、平成26年10月から、ごみの出し方・分け方などの情報を容易に検索できるスマートフォン対応ごみ分別アプリの運用を開始した。
ごみの減量化・リサイクルの推進など町民と関わりが深い環境に関する情報を積極的に提供するため、町広報配布時に併せて、年に数回「かわら版」を発行している。
ごみの出し方(可燃ごみ、不燃ごみ、リサイクル、粗大ごみの分別)及び収集場所が分かるチラシ、収集計画カレンダーの作成。
ごみパンフレットを「日本語版」、「英語版」の2種類作成している。
地元湖沼のビジターセンターを管理運営しその活動について広報誌を作成し自治会回覧を行い、またホームページを作成し公開している。
地元の植物について、種子増殖のための栽培を行っており、開花時期に市内公共施設で特別展示を行っている。
地元の自然、希少動物の情報等について、広報へ毎月掲載。
地元の川の自然観察やウォーキングマップを作成しイベント等で活用している。
地元の川浄化活動推進実行委員会による、浄化活動イベントを通じて市民に河川の浄化について関心を持ってもらう。
地元の遊水地の自然について、出前講座等様々なイベントで正しい利用方法を周知している。
地域の海鳥の保護増殖活動・研究・普及啓発などを行っている、地域の海鳥センターのホームページで情報を発信している。
地域交流センターの情報をウェブサイトへ掲載する際に、情報を1ページに集約し各種募集、イベント案内等の情報提供を行っている。「都市農業交流センター関連ニュース」。
地下水についての資料、硝酸性窒素対策の取組みについての資料の作成
当市では毎年環境白書を作成し、その年の環境状況の公表だけではなく、当市環境基本計画に掲げた各事業の進捗状況についてもあわせて公表しています。

フェイスブックやツイッターでの情報提供。
フォーラムを開催し、体験と問題点を市民と共有するし、これからの自然再生について考える場とした。
ホタルの飼育について、環境部局主催のイベントにブースを設けて、市民に取り組みをPRしている。
ボランティアスタッフと職員で原稿の作成・編集をしている「-市民が作る市民のための地域環境情報誌-××」を、5月と10月の年2回、広報に挟み込みで配布している。地域で行われている環境活動をボランティアスタッフが取材し原稿を作成しているため、市民目線の環境情報誌になっている。
メールマガジンの発行。
リユース食器を扱っている民間団体と連携し、環境に関するイベントを行っていて、普及・啓発を行っている。
一昨年度までは福祉・環境フェアと題して福祉部門と共同で啓発イベントを行っていた(昨年度は雨天中止)が、同フェアが廃止になったため、本年度は市が関係している一般のイベントで環境部門単独の啓発活動を行った。
温室効果ガスの排出を削減するための取組をまとめたパンフレットを、一般家庭向け・事業者向けにそれぞれ作成し、普及・啓発を行っている。
温暖化のストップを目指した県民運動推進会議(県、市町、事業者団体、消費者団体、各種団体、組合、教育関係者等で構成:事務局県環境課内)では、専用ホームページを作成している。
可燃ごみの減量化を図るために、地区公民館で可燃ごみ袋の実態調査見学会を開催し、紙類やプラスチック類等のリサイクルできるごみの分別啓発を行っている。
過去に町のイベントに啓発を行っていた。リサイクルの推進(紙パックの利用)及び啓発を行っていた。平成25年度実施。リサイクルの促進(紙パック等)の啓発は平成26年度は未実施。平成26年度は「地球温暖化防止」ブースに変更。
各家庭への回覧として、環境新聞を作成。
各事業に応じたチラシの作成。
環境イベント(農林漁業まつりなど)において、展示・PRを実施／シンポジウムを地域で開催し、取組や研究結果を発表することで理解を深めてもらっている／ツバメ調査の結果について、NPO法人のホームページでも情報発信している／当県版「多自然川づくりの手引き」(H17)を作成／景観条例上の規制地域の指定を行った際は、指定地区ごとのパンフレットを作成し、景観形成の理念や地域の良好な景観資源を分かりやすく伝えるよう努めている。
環境イベント参加者に対して、今後のイベント予定や省エネ等に関する情報をメールマガジンで定期的に配信している。
環境に関する行政回覧文書を毎月1～2回発行している。
環境の日のイベントや環境フェスティバルを開催し、市や参加団体、参加企業の活動等を通じて市民の環境意識の向上を図っている。今後もイベント内容を充実させ、環境保全に関する啓発を行っていく。
環境フェアを開催し、環境情報の提供をしている。また、環境団体の活動報告、情報交換の場の提供に努めている。

環境フェアを年に一度開催している。
環境フェスティバルを実施し、その中で大学教授による地球温暖化対策の講演会を行った。また、他にもリユースバザーやリユース体験コーナー等も実施し、幅広い環境学習の場としている。
環境ボランティアへの積極的な呼びかけを広報誌にて行っている。
環境課で年2回発行しているかんきょう通信にて、外来生物の目撃情報の提供依頼を掲載している。
環境課独自の「環境新聞」を作成・配布して環境情報等を周知している。また、××環境まちづくりサポートーズ制度を平成27年度より実施しており、その会員に月1回メールニュースを配信している。
環境学館××で開催のイベントの際に、再生可能エネルギーの啓発を行い、住宅用太陽光発電システム設置費補助金についてPRしている。
環境学習の一環として、毎年小学校4年生向けに小冊子を作成し配布している。
環境関連の情報の掲載を目的とした環境ポータルサイトを作成している。
環境基本計画、ごみ処理施設、有害鳥獣、希少な鳥の野生復帰、オフセットクレジット、緑化事業など各種環境施策の情報を提供している。
環境基本計画で定めた取り組みの進捗状況を毎年とりまとめている。
環境基本計画に係る施策の事業を毎年まとめ、年次報告書を作成している。
環境基本計画の進捗状況を説明し、県民からの意見を募るための県民説明会を毎年実施。
環境省による環境月間に、広報誌を利用して、公害防止や3R、ごみ分別など環境保全に関する普及啓発を行っている。
環境情報を発信したり、環境学習の場となる環境学習センターを設置している。
環境専門のサイトを利用して、啓発活動に努めている。
環境測定結果等を公表する「環境白書」とは別に、地域で行われている環境活動を収集し、取りまとめ冊子にしている(年1回発行)。
環境大使によるエコ教室の開催や、廃棄物処分場やごみ中間処理施設への見学学習会(エコバスツアー)を実施し、幅広い年代へ環境情報の提供、意識啓発を図っている。
環境白書については、NPO法人にもデータを提供してもらい市民団体の活動も掲載し、わかりやすい表現で作成するよう心掛けている。
環境白書を毎年発行し、関係者の配布している。
環境犯罪対策として自然の「番人宣言」に賛同いただいた団体・事業所の活動事例の紹介等を周知。
環境美化推進委員会において説明。
環境分野でのクラウドファンディング普及に関する連携協定のもと、環境活動や普及啓発イベントの実施に取組む企業・NPO等が「クラウドファンディング」をうまく活用して資金調達と活動PRが行えるよう普及啓発を行う。
環境分野にかかる年次報告書について、市民意見の募集を行っている。
環境問題について、環境アニメ紙芝居を行う劇団による、演劇を利用した啓発を行っている。
季節に応じた地球温暖化対策の取組を市広報で紹介している。

教育委員会と町内小学校と連携し、環境学習の支援をしている。学習成果(壁新聞など)を公民館で掲示している。
近隣市町村との地域定住自立圏の形成に関する協定書の産業振興部門の今後の方向性として、再生可能エネルギーの普及と啓発を推進している。
金融機関と連携したセミナー・PRの実施(地球温暖化対策)。
啓発チラシの市内全戸への配布を実施している。
月一回、市広報誌にて、環境啓発メッセージを掲載。
県で運営するウェブサイトに、地球温暖化対策関連の情報を掲載している。県ホームページに、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の適正な処理についてのページを開設し、PCB廃棄物の処理等の情報を一元的に掲載。
県内プロスポーツ球団(サッカー、バスケットボール)と連携し、地球温暖化の現状の周知やエコグッズ作成などを通して省エネ活動に繋がるきっかけづくりを行った。
光化学スモッグ情報に係るメールサービスの活用を広く周知している。
広報に不要になった小型家電回収の記事を掲載。
行政と町内会でのリサイクル事業を町広報等により町民に広く周知し各種リサイクルの拡大に努めている。
山岳愛好会が中心となって、登山情報と環境保全活動の情報を組み合わせた総合的な情報発信を行っている。
産業まつり等のイベントに展示ブースの設置。
子どもがトンボを通して自然について学ぶ機会としての「トンボ教室」、市民や学生が様々な環境問題に関する正しい知識を得る機会としての環境フォーラムなど、市民のライフステージに合わせて環境について学ぶ機会を創出している。
子ども向けに、閲覧しながら学べる環境学習サイトの運用。県民向けに、Web版エコ診断による節電の啓発を実施。
子供向けの環境副読本を作成し、環境教育を行っている。
市が管理運営する小水力発電事業の取組の紹介及び月ごとの発電量等の情報を掲載、隨時更新している。
市が発行する広報誌に4コマ漫画を取り入れ、市民に分かりやすく廃棄物の発生抑制やリサイクルを説明している。
市で取得しているエコアクション21の取り組みについて、環境活動レポートとして公表周知しています。
市のHPとは別に、環境専門のwebサイトを作り、環境に関する情報を提供・発信している。
市のウェブサイトに、環境基本計画のパンフレットを電子化したものを掲載している。
市のホームページに古布回収の試行について、掲載した。
市の衛生自治会での事例発表など。
市の環境資料を毎年度作成【主な内容】市内の環境測定の結果、環境関連の各種計画の主な進捗

管理。
市の環境衛生協議会主催で、市民団体等もブース出展を行う環境イベントを毎年行っている。クイズラリー、抽選会、ビデオや紙芝居の上映などの催しと共に、パネル展示、エコバックやチラシの配布などで、環境に関する情報提供などを行っている。
市の環境教育推進ネットワークにより、平成25年5月からfacebookを開設し、環境教育や環境保全活動に関する情報発信を行っている。各種団体が主催する小学生対象の産業廃棄物処理施設の見学バスツアーに帯同し、クイズなどにより参加者に不法投棄の問題を紹介する。
市の地球温暖化アクションプログラムを策定し、市民・事業者への啓発ツールとして活用している。
市ホームページ上に環境学習支援サイトを立ち上げ、環境教育に関する情報を一括して提供している。
市内で実施されている環境講座等のメニューを集約し、市民向け環境学習等の場において積極的に情報を提供している。
市内の環境データおよび環境基準値を載せた冊子を毎年ホームページに掲載している。
市内在住の有識者から情報をもらい、広報紙に隔月で環境特集ページを掲載している。地球温暖化対策に関するものや、市の廃棄物の排出状況、環境保全活動の手法など、市民向けの環境学習を推進している。
市内事業所で環境保全に取組む事業者や団体を「エコライフ認定事業所」として認定し、環境情報の提供を行っている。
市報へ「エコライフ」と題して家庭で取り組むことができる身近な環境情報を中心に年12回掲載している。
市民、団体、事業者、行政で構成する環境保全団体と連携、支援しながら情報提供・広報を進めている。
市民・事業者・市が協働で開催する環境イベントの実施。
市民・団体、事業者、教育機関、行政の環境パートナーシップ協議会で、環境情報マガジンを毎月発刊している。
市民が集うイベントに環境啓発のブースを出店。
市民の環境配慮行動を促進するため、「××エコポイントナビ」という専用のサイトを立ち上げ情報提供している。
市民や学校、幼稚園等から要望があれば環境出前講座を実施している。
市民環境会議の主催による、環境講座・講演会を実施しているほか、市民健康福祉まつりの中で、環境コーナーを設け、PRしている。
市民協働で環境に関する講座を開催し、環境問題を身近にとらえる契機としている。
市民憲章制定記念日に無料開放する市立水族館で環境美化や省エネに関する資料を配布している。
市民向けの太陽光発電パネル設置に係る相談型セミナーの実施。
市民参加の環境ひろばと協働して、毎月1回、環境に関する広報紙を発行している。
市民団体(市の環境保健自治団体連合会)が発行する広報誌(環境だより)を全戸配布し、情報を提

供している。
市民団体の活動を通じた環境教育・環境学習等の推進と各主体をつなぐネットワークの構築・強化において、エコポイント制度を活用した啓発活動により、環境情報の提供や広報の充実を図っている。
市民団体等の環境活動や取組みについて内容や写真を記載したパネルを作成し、講座やセミナー等で掲示し周知を図っている。
資源ごみリサイクル事業の助成金について掲載しており、各団体で積極的にリサイクルに取組むようしている。
事業実施状況(写真含む)を広報誌に掲載している。
自然・環境活動情報サイトを立ち上げている。掲載されている自然に関する情報や保全活動・イベントの情報は、市民や環境保全活動団体からの投稿によって収集している。
自然環境保全等を目的とした連載などで、情報提供と啓発活動を継続している。
自然観察会にて、××を中心とした絶滅危惧種に関する説明やチラシの配布を行っている。
自然情報サイトとしてHPを作成するとともに、町HPに「××町の自然環境」としてバナーを設け情報発信をしている。
実践的な省エネルギー及び再生可能エネルギーの活用方法の講演会の実施。
斜面林を市が借り上げて一部開放している「ふれあいの森」について、パンフレットを作成し、広く配布している。
主に市内の企業や市民団体が、環境について発表できる場として、環境イベントを開催している。
住宅用太陽光発電システムの導入支援のパンフレットを作成。
住民が参加するごみ減量の取組みを進める組織により編集された、情報誌の発行。
出前トーク、出前授業、エコ料理教室、風呂敷活用講座の開催など、ごみ減量による環境負荷の軽減の重要性についてを、あらゆる階層に重要性が届くよう幅広い啓発を続けている。
浄化槽の設置補助金制度についての案内を行っている。
新庁舎を自治体住民への環境啓発・教育の場と位置づけ、来庁者に新庁舎の持つ様々な環境配慮技術の効果をわかりやすく伝えるとともに環境負荷低減のための情報提供を行う。具体的には、かつて当団体内にあった環境を再現した新庁舎屋上庭園を活用した自治体住民向け環境講座を実施するほか、デジタルサイネージや、まるごとミュージアムを活用し、環境対策の普及・啓発を推進する。また、新庁舎の太陽光発電の発電状況を3階に設置したモニターに表示する。
水質汚濁、ダイオキシンについて村のホームページに掲載をしている。また、重要事項等がある場合は、広報紙へ掲載をしている。
生ごみを回収し、作られた堆肥を地域住民へ無料配布していることを周知するため、イベントにおいて実際に堆肥を来場者へ配布した。
生物多様性フォーラムを開催し、「××市生物多様性ホットスポット」の啓発を行っている。
赤土等の流出防止を図るため、事業者や施工業者の意識及び技術の向上を目的とした講習会や交流集会のほか、小学生を対象とした出前講座や一般県民を対象としたイベントを通じて、啓発活

動を実施している。
総合的なウェブサイト内に、環境分野の情報に特化した専用ページを開設しています。
村が主催するお祭りの際に、家庭から発生した生ごみや廃食油を再利用し製造した堆肥を配布したりバイオディーゼル燃料を利用したゴーカートの試乗する機会をつくっている。
村のホームページに下水道への接続や役場の地球温暖化対策実行計画を掲載している。
村内 27 地区での「ごみの現状と減量化の推進」について説明会を行った。
村内 4 つの河川について水質調査を行い、その結果を広報誌に掲載している。
村文化祭での啓発活動
多言語による「ごみの分別アプリ」を開設し、登録者に個別に収集日をお知らせしたり、分別法を検索できるようにしている。
太陽光発電設置費補助金制度の周知をウェブサイトにて図っている。
地域 FM 局で毎週10分間の放送枠を活用し、環境に関する情報提供および広報を行っている。
地域におけるミニ出前講座の開催を募り、参加者に「えがおポイント」を交付している。
地域の各団体から参加を募って、エコ意識啓発のために毎年 5 月に「× × エコフェスティバル」を開催し、2 万人以上を動員している。
地球温暖化防止月間でのイベントにおいて、温暖化防止に関するパネルの展示やリーフレットの配布を行うとともに、地元自然環境についても周知を行った。
地球温暖化防止月間に市民を対象としたイベントを開催し、以下のような事業を行っている。 地球温暖化防止に関する講演会、おもちゃ交換会、地球温暖化防止イラストコンクール作品展示及び表彰、エコドライブ体験・エコカー展示、地球温暖化に関する情報のパネル展示
地元コミュニティFMに環境市民会議の会員が交代で週 1 回出演し、環境情報の広報を行っている。
庁舎内にかんきょう学習コーナーを設置し、地球温暖化対策等の情報提供を行っている。
庁内向けに環境セミナーを実施している。
町の広報誌に「環境通信」というコーナーを設け、町の環境基本計画の結果報告や特定外来生物についての記事を掲載している。
町の広報誌に環境対策の掲示板を連載して住民の意識啓発に努めるよう検討している。
町の産業まつり会場にて、広く町民に対し合併処理浄化槽を普及するため、地元の浄化槽製造メーカーに依頼し合併処理浄化槽のカットモデルを展示している。また、一般社団法人の協力により浄化槽法定検査受検率向上のための啓発を併せて実施している。
町の地球温暖化防止対策地域協議会では、毎年、対策テーマを変えて、町H.Pに作成したチラシを掲載し啓発を図っている。平成 27 年度は、緑の吸收源対策でチラシ作製し町H.Pにアップした。
町の豊かな自然環境を体の五感全てを使って楽しんでいただく事業を中心に、環境保全の大切さを PR している。
町庁舎の環境への配慮、取り組みをパンフレットとして住民・来庁者へアピールしている。
町立小学校5校の4年生に、授業で環境セミナーを実施している。

長期観光イベントのメニューで絶滅危惧種等を取り上げている。県獣のふるさとの環境を学ぶ。
通常の環境白書とは別に、小学生向けの環境副読本と廃棄物副読本を作成し、市内の小学生に配布している。
電気自動車の普及について啓発するため、公用車に電気自動車を導入し、導入効果や市で解放している電気自動車用急速充電器の利用についてウェブサイトで情報提供を行っている。
登録された市民ボランティアや環境推進会議の会員にメール等で地域の環境活動情報を提供している。
当市で開催しているまつりにて、緑のカーテンの啓発とゴーヤ苗の無料配布を行い、緑のカーテン普及をはかった。
当団体内の花や樹木の見所散策に活用できるよう、「水とみどりのふれあいマップ」を作成し、無償で配布している。
当団体のホームページに、当団体が行っている大気・水質・騒音・振動の環境調査について、情報提供を行っている。
当団体の住民や事業者が参加して策定した環境行動方針に掲げられた提案プロジェクトを推進するグループによって、平成17年4月に結成された組織で広報紙を発行。環境問題に取り組む個人や団体を紹介している。
独自のブログを立ち上げて、施設でのイベント情報や自然体験活動等の活動状況を掲載してPRを行っている。
独自の環境教育用の資料を作成し、全国的なことだけでなく、町内のリサイクル状況等に合わせた内容のものを小学4年生の児童に出前授業にて配布を行っている。
内閣府環境未来都市構想のホームページにおいて町の環境モデル都市としての環境施策について情報提供を行っている。
年1回2日間開催の環境啓発イベント「××環境フェスティバル」において、様々な環境問題についてのパネル展示を行うとともに、クイズやゲームなど、楽しみながら環境について学ぶ機会を提供している。
年1回の頻度で環境新聞を発行している。特に平成26年度より環境部内の記事を広く紹介している。
年2回、市民や事業者等を対象に海岸清掃を行っている。
年3回、各町内会の環境美化推進事業の普及等を担う環境衛生推進員を召集し、会議を実施している。今年度は、9月の会議で県内の焼却施設の見学を行った。
年5回、環境に関する情報を掲載したチラシを市民へ全戸配布している。
年に1回、町主催のイベントで地球温暖化防止推進委員の方々と環境に関する情報提供を行っている。
年に1回環境フェスタと題し、住民・事業者・行政が連携し環境情報の提供や啓発等を行っている。
年に3回、町内の環境活動等についてA4用紙にまとめたものを環境ニュースとして町内全戸配布。また町HPにも掲載している。
年に一度「ごみ減量化フォーラム」を開催。(×××地球温暖化防止活動推進員制度を活用)

年次報告書を「環境報告書」として作成し、市民が自由に閲覧できるよう、公共施設やウェブサイトで公表している。
年次報告書を作成し、年度末に各行政センター等に配架し市民が閲覧できるようにするとともに、ホームページにおいても公表をしている。
廃棄物の減量や資源化への推進。
不定期ではあるが、「××ECO××情報」として環境に関するさまざまな情報を発信している。
不法投棄、野焼き、ゴミの分別方法等多岐にわたり、毎月発行される広報誌には必ず記事を掲載している。
不法投棄禁止の啓発に関する記事を掲載している。
不法投棄等の防止、ごみに关心を持つよう広報誌で毎月環境美化メッセージを掲載している。(町内の小学生・不法投棄監視員)
平成19年度から、子どもの頃からごみに関する問題に興味を持ってもらうことを目的に、職員が、保育園や地域の行事等に出向き、「親子で楽しく体験して学べる」寸劇や分別ゲーム、ごみ収集車の実演や体験乗車などを取り入れた啓発活動(親子環境学習会)を行なっている。
平成24年に環境村民会議(村民の任意団体)を立ち上げ、環境基本計画に位置づけられた 各種施策を実施している。平成27年度から独自のホームページを立ち上げ、活動情報やイベント告知を中心に情報提供を行っている。
平成26年度から、再生可能についてのエネルギーポータルサイトにより、支援情報や関係法令窓口などの情報発信を実施。また、再生可能エネルギーに関するポテンシャル情報等、事業化検討時の参考となる情報を県の「再生可能エネルギー導入支援マップ」として公開。
平成27年よりごみ分別アプリの配信を開始し、ごみ分別意識の向上を図るとともに、市内の環境イベントの開催情報も提供している。また、アプリの一部機能は市のホームページと連動させており、スマートフォンを所有していない市民にも利用できるように工夫している。
平成9年度より総合環境教育イベントとして「環境リサイクルフェア」を年に1回実施している。例年、約8,000人の来場がある中で、環境に関するさまざまな情報を提供している。
変わり絵パンフレットの作成。当団体では、年間を通して、地元の川や、公園の林、池などで親子などを対象とした自然観察教室を実施しているが、こうした場所の他、自治体内にある大学のキャンパスでの自然観察教室も開催し、同大の専門の先生に講師をお願いするなど、生物多様性の普及啓発に関し大学との連携・協働を図っている。また自治体の身近な自然や生きものについての観察例を自治体に情報提供してもらう住民を登録し(およそ1,100世帯が登録済)、登録していただいた人には定期的に、たより郵送している。通信員便りではこうした自然観察例の情報を共有するとともに、生物多様性保全の推進や、普及啓発などに関し積極的なPRを行っている。
豊富に湧き出る地下水が××川扇状地という特有の地形構造によって育まれる様子や「おいしい」とされる水の成分を図やグラフ等により分かりやすく紹介した。
本県では、水銀が含まれる製品をできる限り使わない、使用済みの製品を適正に廃棄する「水銀フリー社会」の実現に向け、全国に先駆けて取り組んでいる。県民全体が水銀フリーの取組を理解し、行動

していくことが不可欠であるため、地元新聞に県の取組等に関する広告を2年連続で掲載している。
本県における「水素社会の実現」に向けた道筋を県民の方々へお示しするため、燃料電池自動車や水素ステーションの普及目標、目標達成に向けた施策展開、2030 年の水素社会を展望したロードマップを盛り込んだ水素グリッド構想を策定し、普及セミナーやイベント、県ホームページ等で情報提供を行っている。
本市の環境情報を集結したポータルサイトで、市民、NPO、企業、大学、行政まで、幅広い情報提供者により、環境に関する情報をわかりやすく発信。
本市の水辺環境のシンボルであるホタルに関するパンフレットを、環境団体(市民)により作成している。
本町の広報誌は毎月発行しているので、マイバッグ持参運動のロゴを毎月掲載したり、不法投棄に関する罰則規定など啓発等の誌面を掲載し環境に関する情報発信として活用している。
毎月、広報誌に環境に関するミニコラムを掲載している。
毎月、町広報誌へ町のごみ排出量を記載している。
毎月の広報誌で環境コーナーを設け、町の環境への取り組みについて周知を図った。
毎月の資源ごみの回収量を町広報紙に掲載して、住民の更なる再資源化の意識の高揚を推進している。
毎月広報紙で「エコのすすめ」を連載し、廃棄物や省エネ等に関する情報を連載。
毎月発行の広報紙において、一般廃棄物の排出量や環境情報等を掲載している。
毎週水曜日、町独自で空間放射線量の測定をしており、結果についてHPで公開している。
毎年、環境イベントを開催し、市民に環境問題への啓発を図っている。
毎年、環境審議会において達成状況を審議するとともに、ホームページに掲載している。
毎年、事業者、民間団体等及び市と協働で「環境フェスタ」を開催しており、環境保全に取り組む市民団体等の取り組みの発表の場となっているほか、「学校版環境マネジメントシステム」登録校(全小中学校)による環境新聞の掲示など、広く環境情報の提供を行っている。
毎年1回、フリーマーケット会場を利用して環境啓発事業を開催している。 事業内容:環境に関するパネル展示、小型家電の回収、放射線測定の実演、飼い主のいない猫の里親募集。
毎年の環境に関する取組について冊子を作成し、広く公表している。また、同じ内容を市のホームページでも閲覧できるよう掲載している。
毎年行われる市民祭りにおいて、ごみの減量化推進のためエコバッグを配布している。
毎年度、6月の環境月間にあわせて、地球温暖化対策、ごみの発生・削減、リサイクルの推進、水環境の保全等を啓発するために環境イベントを開催している。
毎年度、広報紙において環境基本計画に基づく市の具体的な取組内容を周知。
木質バイオマスの取組みをPRするためのシンポジウムの開催や、薪を利用した木質バイオマスである村の取組みを『薪フェス』といった体験型イベントを開催してPRする。
要望等があれば、各種団体等へ職員が出向き町の環境に関する施策及び情報等の提供を行っている(町出前講座)。

(10) 国際に関連した環境活動について特徴的な内容について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

開発途上国からの研修員の受け入れ」によって培った人的ネットワークをもとに、当該国・地域に対して技術支援事業を行っている。具体的には当県内の××方式廃棄物処分場の導入支援(タイ・ベトナム)や、本県と中国・××省による大気汚染防止のための技術交流等を行っている。
高濃度のPM2.5が問題となっている中国について、友好関係にある中国のある省との間で大気汚染対策等の技術交流・協力を促進するため、人材交流や共同調査研究などの取組を実施している。平成27年9月8日～17日に、中国の省の環境保護庁職員等6名を本県に招き、県の大気汚染対策、PM2.5測定・発生源解析、県内企業の先進事例等について研修を行った。
ESD先進国であるドイツにおいて実施されている先進的な学生向けの「人づくり」の取組を調査し、次年度の施策に反映させている。
アジアの2カ国及び当県にて、ある鳥の調査を実施している子どもたちによる現地交流を通じて、あらためて自国の環境に目を向け、理解を深める活動を実施している／当県・中国××省・韓国××地域の3者で環境課題に関する意見交換会を実施／国連食糧農業機構からの要請を受け、世界農業遺産の認定を目指す開発途上国からの研修生を受入れ。
国際協力機構(JICA)と連携した研修生の受け入れ。
水ビジネスの海外展開支援(大阪府内の中小企業が扱う水関連技術を収集し、日本語版と英語版の技術集(ウェブ版)をそれぞれ作成)。
中国の××省との間で継続(10年以上)して職員の相互派遣を行っている。
東アジア酸性雨モニタリングネットワーク(EANET)のネットワークセンターであるアジア大気汚染研究センターの活動支援、人員派遣。
日韓海峡沿岸環境技術交流事業の一環として、共同研究や共同モニタリングを実施している。
日韓海峡海岸漂着ごみ一斉清掃活動の実施
本県と友好県省に関する議定書を取り交わしている中国の××省に対し、平成15年度から砂漠化防止植林事業を実施しており、毎年技術者を派遣し、植栽の実施、植栽の生育状況調査、技術指導を行っている。
本県の先進的な水環境保全技術やノウハウ等の途上国等への展開を図るため、官民連携により水環境ビジネスを進めている。
本県は、北東アジア地域の自治体が参加する「北東アジア地域自治体連合(NEAR)環境分科委員会」のコーディネート自治体を務めており、会議の運営や共同事業の調整を行っているほか、青少年向けの環境教育事業「北東アジア地域環境体験プログラム」を開催し、北東アジア地域の次代を

担う環境保全リーダーを育成している。
本自治体の研究機関において、有機フッ素化合物の分析技術を活用・発展させ、アジアの国に対して供与・指導することにより東アジア地域の環境保全に貢献するとともに、並行して当該応用分野に係る共同研究を実施している。また、当該地域の大学と連携して国際会議の開催・参加を行っている。
アジア・スマートシティ会議を開催し、アジア新興国の市長や国際機関などを招いて再生可能エネルギーや低炭素化のまちづくりなどのスマートシティの技術や知見について意見交換を行っている。
JICA 青年研修議場への参加。
マレーシアの開発地域において、市で実施中の環境学習プログラムを参考にしたマレーシア版の環境学習プログラムが、市の協力により平成 25 年度から開始され、平成 27 年度は同地域の全小学校において実施された。
× × × 首脳会議環境問題対策委員会幹事会で、国際協力機構(JICA)による途上国の行政員の環境行政に関する研修生を受け入れている。
× × × 首脳会議環境問題対策委員会幹事会においてJICAが企画する研修事業に参画し、開発途上国からの研修員を受け入れている。× × × の各自治体で環境施設等の見学を実施し、水環境保全対策や廃棄物対策、環境教育の推進などの取組について紹介している。
生物多様性についての国際会議の開催。持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議の開催。
地球温暖化対策における世界最大規模の都市間連携に参加している。
長年継続して実施しているビジネスフォーラムなどの国際会議を通じて醸成された当市との友好な都市間連携の中から、環境省等の JCM 事業を活用した低炭素都市形成支援事業をマレーシア国のある州及びインドネシア共和国のある市において実施している。
当市は、市内大学と共同開発した廃棄物埋立技術を中心に、本市が持つ優れた環境技術やノウハウを活用し、国連ハビタットや JICA などを通じた国際貢献・国際協力を実施している。
当市では、アジア地域の低炭素化を通じて地域経済の活性化を図るため、平成 22 年 6 月にセンターを開設した。センターでは、アジア諸都市とのネットワークや国等が公募する補助事業を活用しながら、地元企業の環境に資する多様な技術や社会システム等の海外展開を支援している。これまでにアジアの 50 以上の都市で、110 件を超えるプロジェクトを実施してきた。
本市は、友好協力都市である蔚山広域市を含む日、中、韓で構成される東アジア経済交流推進機構へ平成 26 年 11 月に加入した。平成 27 年 10 月には、当機構の環境部会に参加し、「水処理対策」をテーマに各都市の行政及び企業との情報共有等を通じて、ビジネスチャンスの拡大と相互交流の活発化を図った。平成 28 年度には、「土壤汚染対策」をテーマに交流を深める予定。
エコプラザにおいて大使館と連携し、各国の環境に関する取組を紹介。
2013年に、PEMSEA参加国の地方自治体で組織されたネットワーク会議を当市において開催した。
国際会議を開催したり、各国で開かれる国際会議に参加している。
JCM案件形成可能性調査事業に参加。

JICA の「草の根運動」を NPO と連携しながら実施している。ベトナムの市に対して、リサイクル運動市民の会(NPO 団体)とともに、ごみ問題に対処してきた経験を活かし、草の根技術協力という形態の国際協力をを行っている。廃棄物処理計画をより確実に促進させていくために、家庭用排出元であるベトナムの市の市民の参画と市民のリーダーとなる人物を育て、「市民とともに実施するごみ減量計画」の策定を目指している。
JICAを通じて、中国に廃棄物に関する指導を行った。
JICA研修を複数受け入れている。
JICA 水産部門の研修で数コースの海外漁業研修生の受入れ。
JICA草の根技術協力事業(地域経済活性化特別枠)実施。
イクレイ(持続可能性をめざす自治体協議会)主催の国際会議への参加。
市の子どもが姉妹都市である市を訪問し、将来のまちづくりについての共同宣言フォーラムを開催。その中で身近にある美しい自然や四季の情景を守り続けるとの旨の文言が盛り込まれた宣言書の調印が行われた。
地元の湿地を保全する団体との協働や湿地保全団体の受入等を行っている。
下水道発展途上国官民研究者の下水道施設の視察受け入れ。
海岸清掃の実施(韓国の大学の学生)。
環境に特化した活動ではないが、青年海外協力隊員をネパールに派遣している。また市民の会等による交流や支援を行っている。
環境先進都市であるドイツの都市を視察し、本市の環境施策に活かしている。
姉妹都市からの研修についても、環境部の施設で見学等の受入れを行なっている。
湿原の保全とワיזユースを目的とした姉妹湿地提携等の国際交流。
人材育成のための研修生の受入および民間レベルの国際協力に関する支援において、姉妹都市交換学生7名に対して、××(リサイクルプラザ)の視察等、環境をテーマとした研修を実施した。
世界農業遺産国際会議。
清掃一部事務組合・他区と連携し、マレーシアへ自治体の清掃事業に関する技術・ノウハウの提供を実施している。
大洋州における焼却炉なしでゴミ減量化を図るための支援活動。
地域の団体で、環境を良くするための活動(学校へ手作り石鹼講習、EM 菌ぼかし作りなど)について支援している。
中国の××省の友好都市を締結し、毎年環境部局職員を研修生として受け入れ、本市やわが国の公害克服の歴史や技術などについて研修を行っている。
当町にある樹木と中国の××省の××市に××樹木の友好姉妹樹の提携を結び、お互いの交流を深め合うことを約束した。
年1回行っている、全町一齊清掃のボランティアとして、町に隣接する基地住民の参加を受け入れている。

平成24年度に開催した水環境講演会を契機にJICA主催によるアフリカからの水環境の研修を毎年受け入れている。
平成26年から国際環境についての会議を開催している。プレナリー「環境と科学と文化」。オープニングパーティー「××」鑑賞。スピーチ、セッション、テーブルディスカッション。市民向け講演会。
平成26年度 環境交付金(市町村提案型)を活用し、本市の主要産業である農業分野における生物多様性の維持・向上をテーマとし、その実現に向けて、農業分野での推進・導入を行うべき環境負荷低減農業技術や低炭素・循環型エネルギーの導入等、自然と共生する総合的な取り組みを市民(県民)及び国内外の関係者を交え、情報交流及び取り組みの普及を行うため、農業についての国際会議を開催した。
市が企業とともに実証しているスマートグリッドに関するモデル地区に、これまで100カ国を超す国・地域からの視察を受入れている。
11市を組織する東アジア経済交流推進機構環境部会を年1回会員都市の持ち回りで開催し、情報交換を行っている。
本市では、オーストラリアの××州の市と渡り鳥の保護と湿地の保全について協定を締結しており様々な情報交換や相互訪問等を行い交流を図っている。
毎年度開催される「環境未来都市国際フォーラム」へ環境モデル都市として参加するとともに、環境施策のパネルを展示(日本語版・英語版)している。

(11) 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の具体的な内容について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

「市民・事業者・行政」が一体となって地下水の環境保全を推進し、市民生活に必要な水の確保と、市民の健康で文化的な生活に寄与することを目指して、地下水保全に係る施策をまとめたものです。
「人がふれあい、生き物をはぐくむ豊かで清らかな水辺の継承」を目的に、水循環、水環境に関わる4つの視点(水量、水質、生態系、水辺)から現状や課題を整理し取り組む。
地元の川の整備基本計画・地元の川の上水整備基本計画。下水道総合計画。
環境基本計画に、健全な水循環の確保を目的に具体的施策を盛り込んでいる。
主要河川BOD値の改善について(市内7河川の測定地点のうち目標基準(1.0 mg/l)を満たしている地点の割合)。大腸菌群数の環境基準を満たす測定地点の箇所数を増やす。
水との共生についてのプラン推進事業 健全な水循環を未来に継承するために策定した水との共生についてのプランの推進に向け、出前講座等を実施するとともに、地元の川流域におけるモデル的な取組の成果の他流域への普及、推進を図る。出前講座 県内の川や湖の環境保全活動などに

取組んでいる団体等を支援するため、学習したい内容などの要望に応じて集会や研修会に講師を派遣する。
水環境の保全:河川のBOD値・大腸菌群数等の環境基準の達成、公共下水道水洗化率・合併処理浄化槽普及率等の増加。
生活排水処理計画(H16策定、H27改定)。市の環境基本計画〔2.『水・水環境』〕(H20.11)。地元の川の水系の河川整備計画(H19.9)。地元の川の水系の雨竜川河川整備計画(H19.5)。
水循環型社会の構築:地下水採取による地盤沈下が生じている、並びに生ずるおそれがある地域として、地下水採取を規制する地域に指定されている。近年著しい地盤沈下は認められないが、引き続き測定を行い、変動量を把握していく。また、雨水排水は原則として敷地内処理とし浸透枠や雨水貯留施設の設置を指導している。
市の環境基本計画、市の環境プランによる。河川美化の持続可能な仕組づくりの施策。環境汚染の防止の施策。自然とのふれあいと環境学習の推進の施策
市の環境基本計画において水質汚濁について記載しており、具体的な施策としては河川や工場排水の水質測定調査を行っている。
市の基本計画において、8つの環境目標を定めており(うち「良好な環境」が該当)具体的な取り組みを明記している。
市の水環境保全計画
市の水循環基本計画
地元湖沼の流域水循環健全化会議(事務局:県)における地元湖沼流域水循環健全化計画。「水循環」をキーワードとして、地元湖沼に関わるすべての関係者が、様々な取り組みを協働して行うための計画。地元の湖沼の水質改善、自然環境の保全・再生とともに、地域の活性化を目指している。 期間は、2009(H21)年度から2030(H42)年度
地元の川の水系の水環境改善緊急行動計画。
地元の川の流域ルネッサンス協議会事業方針。
地元の湖沼の流域水循環健全化計画(策定主体:地元の湖沼についての流域水循環健全化会議 地元の湖沼の水循環回復行動計画(策定主体:県)※市単独の計画はありません。
地元の川の水環境改善計画。
地元の川の水系河川整備基本計画。市の生活排水対策総合基本計画。
地元の川の清流保全基本計画(地元の川についての清流保全条例第7条に基づく)※現在改訂作業中。
地元の川水系水質汚濁防止連絡協議会において関係市町村と協力し水質改善に取り組む。
地元の地域の循環型社会形成推進地域計画。
地元の湾の持つ豊かな自然環境の保全・再生および創造を推進することを目的とし、湾の将来像を物が生まれ育つ湾と設定して施策を推進している。(平成20年策定)
町の生活排水対策総合基本計画。

下水道、浄化槽に係る生活排水処理計画。
下水道整備の推進、水源地や湧水などの環境保全、河川の環境改善への取組みと定期的な水質調査の実施。
河川、地下水、海域等の水環境を一体として捉えるとともに、水環境を構成する水量・水質・水生生物・水辺地等を総合的に捉えた計画。
河川・地下水の水質保全(水質浄化施設の設置・維持、事業系排水の監視・観測等) 河川愛護、河川環境保全(河川環境の保全意識の普及啓発等)。事業者の取組(下水道、浄化槽の利活用による水質保全対策等)。
河川整備計画。
環境総合計画において、①健全な水循環の保持、②良好で安全な水質の保全、③水辺環境の保全として、流域全体として捉えた水環境の保全の取組を推進している。
計画:市の生活排水処理基本計画、目的:生活排水の現状把握並びに将来予測に基づいて、総合的な観点から適正な処理を行うための計画、内容:特に生活雑排水対策としての合併浄化槽の普及等を予測すると同時に、下水道事業計画との整合性を考慮して、目標年次における生活排水の種類別及び処理主体別に生活排水処理体系の調整を図り、長期的展望に立って処理方法及び処理施設の選択等の政策を総合的に定める。
健全な水循環の保全に関する総合的かつ長期的な目標、施策の大綱等を定めた「水循環保全基本計画」を策定しているほか、計画的な用水の活用による水循環への負荷の軽減や、豊富な生物が生息できる環境の確保などを推進するため、水循環保全基本計画に基づき5つの流域毎の「流域水循環計画」を策定することとしている。
健全な水循環系の構築と水を活かした地域振興を図るための指針として水政策のビジョンを策定した。具体的には、①水に関する施策や事業の総合的な指針となるもの、②水に係る個別計画の基本的な方向を示すもの、③様々な主体が健全な水環境の確保に取り組む際の指針となるもの、である。
県では、平成17年度に、水循環再生基本構想を策定。人と水との豊かなかかわりの回復・創造を目標に、流域を中心とした一連の水の流れの過程において人間社会の営みと水循環の持つ「水質の浄化」、「水量の確保」、「多様な生態系の維持」、「水辺の保全」の4つの機能が適切なバランスのもとに共に確保されている健全な水循環の再生に取り組んでいる。
県内の川の流域基本計画を策定し、流域保全を図っている。
県の森と川と海の保全及び創造に関する条例に基づき、地元の特定地域の川水系に係る健全な水循環に関する基本的な計画を策定。
県内において各河川流域の上流から下流まで一体となって、県民、事業者、民間団体、行政による連携・協働した継続的な取組を行うため、水循環再生基本構想が策定され、この構想に基づき設立され、本市も構成員となる地域協議会において、地域課題、地域目標、重点取組、水循環再生指標を用いたモニタリング等を内容とする地域の実情に応じた行動計画を策定している。
公共下水道について、地元下水道組合において、公共下水道全体計画(基本計画)を定めて整備を進めています。公共下水道未整備地区においては合併処理浄化槽の設置を推進しています。

市の海域と海域に影響を与える陸域全域を一体の沿岸域として捉え、総合的に管理していくための市の「里海創生基本計画」を策定した。同計画は沿岸域総合管理計画としても位置付けている。
市の環境基本計画内の重点プロジェクトとして“水”プロジェクトを設定している。
市の水環境プラン。水環境への負荷を低減するとともに、豊かで安定した水量を確保し、生物の生息空間としての水辺環境の再生を図るため、市民、事業者、行政の役割を明確にし、本市の水環境に対する施策の方向性を示している。
市の水環境基本計画。5つの基本方針を定めるとともに、市域を8つのブロックに分け、ブロックごとの特色を活かした施策を展開している。
市の水洗化計画、一般廃棄物処理基本計画。
市の生活排水対策推進計画(H18.3)を策定し、市内河川の流域別の水質、生物相、BOD排出負荷量などを明らかにし、計画期間に取り組むべき各種のハード事業及びソフト事業を整理し、将来の流域別のBOD排出負荷量の削減量を推計している。
市の中心部を流れる川は、市のシンボル的存在であり、市民にとってふるさとを意識する大きな要素となっている。この川の水辺環境の復元や整備面などハード面に加え、自然生態系の保全を図り、生物多様性に配慮した地域づくりや市民参加の充実などソフト面も併せた今後の川の整備の指針として、川についての「自然再生整備等基本計画」を策定している。本計画は実行委員会形式にて策定したが、識見者、行政関係者に加え、市民団体等も委員となっていた。
市内中心部を流れる川は、人口の急激な増加に伴う生活排水等の流入増により、環境基準を達成できない状況が続いている。そのため、水質悪化の原因となる生活排水の改善を目的とした「生活排水対策推進計画」を策定し、計画に基づいた合併浄化槽の普及促進や環境教育等による啓発活動を実施している。
主に雨水の貯留浸透施設を効率的に導入することで、かつての水循環系を再生するとともに、近年の集中豪雨による浸水被害リスクを軽減したり、水資源を有効に活用して地下水の保全や日常生活での有効利用につなげることを目的としている。
森と川と海の保全及び創造に関する条例に基づく流域計画。
水とみどりの基本計画・行動計画で、みどりも含めて、区民・事業者・関係団体で保全等の取組を行っていく。
水ビジョン(平成16年5月)。
水環境について、「水量」、「水質」、「災害(洪水・渇水)」、「水辺環境」、「水との関わり」の項目別について基本方針を設定し、将来のあるべき姿とその実現に向けた取り組みの方向性をとりまとめた市の「水環境創造プラン」を策定している。
水環境の構築に関して、環境負荷の低減をはかるとともに資源の循環利用について検討し、また、未利用エネルギーの活用等について検討していくもの。
水環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めるため、「水環境保全基本方針」を策定している。
水環境を保全・創出するための基本的方向と総合的な施策の推進方策を示した計画です。

流域での環境保全上健全な水循環の構築に主眼を置いた計画ではないため、流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策等を規定していませんが、基本方針で「水環境の価値を(中略)流域全体や地球環境の中での水の動きを動的に捉えた『循環』の視点から多面的に把握・評価する。」としています。
水資源保全のため、町の一部を保全地域に設定し、当該地域における地下水採取に関する許可条件等を定めている。
水循環・資源循環についての構想。
水循環の機能の回復と、これを生かした魅力的なまちづくりを、多くの人の協力により行うための計画
生活排水処理施設整備構想。
生活排水対策推進計画。
生態系への影響や自然環境との調和、防災対策を踏まえた河川の整備、森林の適切な保全管理による、良好な水環境の保全推進。
総合計画である市の環境管理計画を平成27年に策定している。また、関連計画として、水と緑の基本計画を平成19年に策定している。
地域再生計画(市の「清流のふるさと」再生計画)=事業の概要=汚水処理施設の整備を促進し、河川をはじめとする公共用水域の水質の向上と快適な生活環境の創出、市民協働による河川環境保全活動のさらなる推進に努め、水環境に対する市民の意識高揚を図り、市民だけでなく下流域の人々も水の恵みを安心して享受できる潤い豊かな「清流のふるさと」である市の継続的な再生を目指す。
地下水の保全に関する部分について、本市の貴重な資源である地下水の質・量を、将来世代にわたりて適正かつ持続的に維持していくことを目的として保全対策に取り組むことを掲げている市の「地下水保全管理計画」を策定している。
地下水依存度の高い地域においては、地下水の水量と水質の保全を図るため、平成8年の第一次計画に引き続き、平成20年度に第二次となる地域の地下水総合保全管理計画(平成21~36年度)」を策定し、広域的な連携のもと地下水保全対策を推進している。現在、当該計画に基づく「第2期行動計画」(平成26~30年度)を策定し、行政、事業者、各種団体、大学等が連携・協力して具体的な事業等に取り組んでいるところである。
地下水保全プラン(H26~30年)「地下水及び公共用水域の水質保全」「地下水量保全対策」「広域連携協働」「水ブランドの推進(普及・啓発)」を柱に総合的な地下水保全対策を実施。
町の生活排水処理基本計画。生活排水処理にかかる基本的な事項を定め周辺流域の環境を保全することを目的とし、住民の安全で安心な暮らしを守ることはもとより、地域の環境を保全しながら持続的発展させていくための計画。
土地の保水能力を確保するために、平地林や農地の保全を推進しているなどの施策。
当団体内の地域広域行政事務組合で生活排水処理基本計画を策定している。
平成26年度の市の生活排水対策総合基本計画。流域別生活排水処理施設整備計画に基づく集合処理区の検討、汚水処理整備計画の策定等。
流域の市町村や関係機関で構成された協議会で河川の保全や監視を実施。

流域別下水道整備総合計画。

緑と水の総合計画 都市緑地法第4条に規定される「緑の基本計画」として策定した計画で、緑と水の配置方針や目標を掲げ、必要な施策をとりまとめたもの。

(12) 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策の具体的な内容について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

(1) 河川・湖沼など水辺の自然保全 ①河川や湖沼の水質浄化機能を維持するため、生態系に配慮した水辺環境の保全と創出を図る。②森林の適正な管理により水源かん養機能を保全し、適正な水の循環機能の維持と向上に努める。③市街地の公園や緑地などの適正な配置と保全に努め、街路の植栽帯を作り、緑の確保とあわせた水の循環機能と向上に努める。(2) 水質汚濁の防止 ①工場や事業所からの排水は、水質汚濁防止や河川法などの法律に基づく排出基準を遵守する。②効率的な下水道の整備、合併浄化槽の普及・促進に努める。③農薬や肥料の使用、家畜ふん尿の処理について適正な指導を行い、農地などにおける適切な排水対策を推進する。

(1) 本町の河川環境の保全と河川の健全利用を目的とした町の河川環境の保全に関する条例を制定していること(2) 上水道水源について、条例に基づく水資源保全地域に指定していること。

(上下水道局下水道施設課)水処理施設耐震補強工事。

地元の湖沼の水環境の監視・調査並びに公共下水道等の接続を推進する。生活排水による水質汚濁防止の普及・啓発。

「生活排水処理基本計画」市街地区において、公共下水道の処理施設で処理し、将来的にも公共下水道の困難な地域については、合併処理浄化槽による処理を推進します。

健全な水環境機能維持・回復…舗装工事等で透水性舗装や平板ブロック舗装を行い、雨水を地下浸透させる。上水道全配水量の26%を地元の川の伏流水及び深井戸から取水する。過池(伏流水、深井戸から取水した水を浄化する池)の洗浄水の再利用を行う。水環境の監視等の体制の整備…不燃物埋立場から出る雨水等の浸出水分析やダイオキシン類分析を実施する。また、処理施設の性能劣化について点検修繕を行う。

市行造林・市行育林事業(水源涵養機能等の高い地域の放置森林を対象に、市が土地所有者に代わって造林・育林を行い、木材を売却した時の収益を、市と土地所有者が一定の割合で分け合う事業。下水道事業による雨水幹線の整備。水源涵養モデル事業(川の源流域に森林を取得し、水源涵養機能の高いモデル水源林として整備する事業)。流域の他の自治体と連携した保全の取組。

主要河川における、環境基準に基づく水質検査の実施。公害発生時等、主要3河川における流域的なネットワークによる情報共有。

地元の複数の河川についての整備計画、水生生物の保全に係る環境基準に関する類型指定に向けた水質調査・水生生物調査の実施、公共用水域や地下水の水質汚濁状況の監視、工場・事業場への立入検査や改善指導等、生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配付及び小中学生対象の水辺教室の実施並びに水辺環境保全、活動指導者の養成を目的とした水生生物講座の実施など。
地元の川の水利用に関する水利権更新にかかる協議。濁水対策の協議など。
地元の湾の保全。干潟の保全。河川の保全。
地元の湾及びそれに流入する川の水質検査を行った。浄化槽設置にかかる補助を行っている。下水道への接続を推進する。
ほたるが舞う環境を取り戻そうと活動中の市民グループと協働し、ほたるの育成及びほたるが生息できる環境を整備。市内の建設業者と協働し、河道内に繁茂した樹木の伐木、ごみ拾い。一部公共施設のトイレで雨水を利用。
雨水幹線整備を行っている。雨水浸透ますを設置した場合に費用の一部を助成している。
雨水浸透施設の設置促進。古川の水質、水環境の向上。運河の水質、水環境の向上。湧水に関する調査。
汚染度の高い地元の2川の水質改善について、流域の国・都・県・市・町と協議会等を組織し、連絡調整を行うとともに、共同して水質改善を進めている。
河川の水質検査を定期的に実施している。河川清掃を実施している団体に補助を行っている。条例で地下水利用の規制を設けている。
河川水質の改善。河川における生物多様性の保全。小河川、水路の整備管理。
関係機関及び活動団体を構成員とした流域水循環推進会議において、計画の進行管理や関係団体との意見交換、先進的な取組みを行う団体・専門家を講師に招いての基調講演等の実施。流域水循環計画に基づく施策の実施状況について、取りまとめを行い県HPにて公表。流域で活動する団体等に、流域における健全な水循環を保全するための活動を推進するため、当該活動に必要な用品の支給及び貸与。流域水循環計画に基づき、山間部の水道水源地域のうち、特に重要と認められる区域を「水道水源特定保全地域」に指定し、開発行為に対し事前届出を義務づけ、適切な指導を行うことで良好な水循環の保全を図る。
公園・広場など緑被率の向上。道路・歩道などにおける透水性舗装の整備。閉鎖性水域に流入する下水道の処理水について通常より高度な処理が可能な排水処理施設を整備。下水流入雨水の滯水池設置。
公共下水道の整備、合併処理浄化槽の普及促進、雨水の地下浸透など。
公共用水域(河川・海域・ため池・地下水等)水質汚濁状況の常時監視。漏水対策防止(老朽管等布設替及び漏水調査)。下水道の合流改善及び高度処理の推進。生活排水対策の啓発。
市内70河川の水質測定。水生生物観察会。
市民の意見を盛り込むため、「水の懇談会」を発足し、平成19年に市民調査と提案という「××水循環市民プラン」を作成した。次世代を担う子供たちに水環境の大切さを伝えるため、小学生を対象

<p>に、学校のプールに生息するヤゴをプール開き前に救出する「作戦」を市内 8 つの小学校で行った。さらに、市内にある湧き水を調べるあるいは地元の川に親しむため「探検隊」も行った。</p>
<p>市民や事業者との連携によって水質浄化事業の拡充、植生の配置や浄化促進に適した材質、形状を用いた水路の整備等による河川水質浄化能力の向上を図るとともに、汚濁源を減らす 取り組みを進めている。市民活動団体との協働により、川の水質調査や河川生物相調査、自然観察会等、川の自然と人とのふれあい促進に関する事業を実施するとともに、××地区〇〇川をきれいにする協議会等の河川環境保全に関する活動を行う市民活動団体への支援を実施することで、積極的な市民参加を図っている。</p>
<p>自然災害による流域の被害が最小になるような防災の取り組み。節水の啓発。水質改善(公共下水道の整備(接続)、合併浄化槽の設置(維持管理)、啓発)。</p>
<p>主要河川の水質検査(10 河川:年2回実施)。小型合併処理浄化槽の普及推進。環境浄化微生物の普及推進。</p>
<p>住民等による河川の水生生物の観察を通じた水質調査。総量削減計画に基づく、事業場等への指導。</p>
<p>浄化槽の普及と適正な維持管理の徹底の周知。水質調査の実施。</p>
<p>浄化槽の補助金の交付。小規模雨水利用設備設置費等補助金の交付。市民、市民団体、他市町村との河川清掃。河川水質調査の実施。</p>
<p>森林の適正な保全による水源涵養機能の維持・増進。利水施設の適正な維持管理、節水の励行、雨水や中水道の利用の推進。</p>
<p>水源のかん養や汚染の防止等水についてのビジョンに掲げられている施策。</p>
<p>水源涵養林の整備・管理。河川・湖沼の水質測定。雨水滞水池の維持、管理。特定施設を設置している工場、事業場への立入検査。</p>
<p>水資源保全の取組(県下全域の水資源実態調査の実施、土地取引の事前届出制の実施)。水環境保全総合計画の策定。污水処理施設の未普及地域の解消。</p>
<p>水質のモニタリング。緑地の保全、緑化の推進。雨水浸透施設の整備、親水性舗装の促進。</p>
<p>水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川、地下水)の常時監視及び市内河川の水質調査。水質汚濁防止法、公害防止協定に基づく事業場排水の監視、指導。</p>
<p>水循環の再生。多自然川づくりの推進。水環境の保全。</p>
<p>生活排水処理率の向上:(公共下水道の整備と接続率の向上、合併処理浄化槽の設置・管理の徹底)。</p>
<p>生物多様性に配慮した河川改修工事。民有地、公有地における雨水浸透の推進。</p>
<p>多自然川づくりのための護岸道路整備。河床地形の変化の創出、水際植生の回復のための低水路高水敷工事。在来種の保護・育成と外来種の対策推進のためのカメの調査及び外来種の駆除。</p>
<p>地域水源林保全・再生事業:地元の山や川の近郊緑地特別保全地区のうち、川の沿岸樹林地において計画的に除間伐等の整備を実施し、水源涵養効果を高め、健全な樹林地として保全・再生を図っている。地元の川についての流域協議会:県の水源環境保全課などが事務局を務める流域協議会の代表幹事を務めている。</p>

地表面被覆の改善や雨水の地下浸透を進める設備の普及促進、地下水揚水量の把握や地下水位の変動の監視など。
町民や小学生が参加しての水源涵養林への植樹活動。地下水や河川、用水路等の水質検査の実施。水の郷シンポジウムの開催。
定期河川調査。水生生物調査。
年2回市内7河川(11 地点)において定期的な水質調査を実施し、河川の水質状況の把握を行っている。上記河川のBOD値、大腸菌群数の環境基準を満たす地点数の目標値を設定し、水環境基準の達成・維持に努めている。
農業団体、漁業団体、行政による××川美しくする協議会。冬季における水田の湛水。
保水・遊水機能をもつ農地の保全。雨水の地下浸透の推進。雨水の再利用の促進。
揚水施設の届出制による地下水使用量の把握。地下水の観測・分析(市内 14 力所)。雨水浸透ます設置費補助金の交付制度。
流域環境、水質保全協議会運営費負担事業。生活環境保全林整備事業。みどりの環境促進事業。多面的機能支払交付金事業。
11 市町村と県による協議会にて、広域的な地下水調査を実施。今後は広域的なルールづくりと各市町村による条例化を検討中。
①d-1-1: 流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する計画の策定。市の生活排水処理計画→下水道 3 事業(公共下水道・農業集落排水・個別排水)。②d-1-2: ①以外の水環境の保全に係る取組。市の環境基本計画。
①雨水浸透施策の推進。源流域の保全による湧水や河川水量の確保 ②市民と協働した水質・水量・水生生物等水辺地のモニタリングの実施 ③自然に配慮した水辺づくりなどによる生物多様性の保全と親水性の向上 ④水辺の環境保全活動への支援や情報発信 ⑤雨水利用の推進 ⑥河川水量確保に向け、流域で連携した取組の展開 ⑦公共下水道単独処理区の流域下水道への編入による水質の向上。
1級河川の水質調査。
①公共下水道の整備②合併浄化槽の普及促進③広報や環境学習等による啓発
2 市と地元の川流域生活排水対策実施計画を定め、対策を実施している。
2 年に 1 回地盤沈下の隆起・沈降量について調査している。
5つの基本方針を達成するために重点施策を設定し、実施している。「水量」…森林の間伐推進、農地の保全等。「水質」…下水道の整備、浄化槽の普及、適正管理等。「災害(洪水・渇水)」…遊水地の整備、雨水貯留浸透施設設置の補助等。「水辺環境」…リバーフロント地区整備、魚の遡上を阻害する構造物の改修等。「水との関わり」…地元の川についてのサミット開催、環境美化・保全団体への活動支援等。
NPO 等と連携した河川の清掃、水質保全等。
川の「水質改善強化月間」と称し、毎年2月に国・県と連携して川の水質改善に向けた啓発活動を実施している。

ごみの撤去。
市の「生活排水処理基本計画」に基づき、公共下水道等生活排水処理施設の整備や維持管理、市民への啓発等を実施している。
地元の2級河川の水質・環境保全のため、周辺の3市1町による川についての水系水質保全対策協議会を設立し、広域的な水環境の保全に努めている。
地元の河川の流域水環境再生地域協議会による水環境の総合的な改善
地元の川は下水道幹線であり上流部は暗渠となっているが、河口近くでは悪臭の苦情もあり、水質改善のため、ある事業者からトンネルの地下湧水を受けて放流するとともに、高濃度酸素溶解水発生装置を設置している。 雨水について、貯留施設を整備しているほか、区民に浸透施設や利用タンクの設置助成を行っている。
××渕流域2市2町で、××渕流域についての水質浄化連絡協議会を設置し、水質浄化意識の普及啓発事業を実施している。(主に生活排水対策に関すること)
地元の湖の水物質循環モデルを構築、改良し、水質や生態系の保全による××湖流域での健全な物質循環の評価を試みている。
地元の港内及び市街地河川の水質測定
地元の山周辺森林整備：放置竹林から広葉樹混交林への転換を図る。
地元の山脈から湖まで一つの水系を所管する当市として、川の再生などをテーマにした勉強会などを開催している。
地元の川など市内各河川の水質保全を図ることを目的とした××川等水質保全対策協議会への補助。
地元の川の上流流域関連公共下水道事業、農業集落排水事業及び合併浄化槽事業の実施　山間部に水源涵養のコナラ、クヌギなどの広葉樹の植林
地元の川の水環境改善活動連絡会。
地元の川の水質対策連絡協議会による情報共有及び水質事故訓練等。地元の川の上流WGによる清流保全条例に関する協議。水環境の保全等に関する住民アンケートの実施。
地元の川の水質調査・水生生物調査事業等。
地元の川の清流を守るための目安となる「清流基準」に関する調査。
地元の川の流域が生活排水対策重点地域に指定されており、地元の川の流域についての生活排水対策推進計画」を策定し、汚濁負荷量の削減に取り組んでいる。また、河川や海域、地下水などの水質を測定し、環境基準と比較している。
地元の川をきれいにするための協議会、川を守る会に加盟し、河川の水質と環境を保全し、汚染防止を図るために必要な対策を協議すると共に、住民の意識高揚を図っている。
地元の川上流域での水環境保全の施策(啓発)など、過去にも行っている。(下流域の住民を招いての植林活動など)
地元の川流域の市町と流域環境ネットワーク協議会を設立し、環境学習の推進、支援、環境保全活

動の啓発などを実施している。
地元の流域関連する公共下水道事業計画の策定、公共下水道事業計画の策定、合併処理浄化槽設置費補助金(転換のみ)の交付、河川等の水質検査の継続的実施、農業集落排水設備の維持管理、雨水貯留槽設置補助(新設タンク設置型及び既設浄化槽転用型)、
地元の湾流域の自治体等で環境再生推進協議会を組織し、啓発活動をはじめ、国等へ協力要請等を実施している。さらに、湾へ注ぐ主要3河川流域ごとに流域部会を組織し活動している。
たとえば、地元の川流域においては協議会を設立し、環境保全等に関する単年ごとに実施計画を協議し取り組んでいる。(油流失時の関係者への伝達訓練や事故発生時における拡大防止対策訓練など)
ホタテ焼成貝を利用した水ろ過設備の設置。河川上流の河畔林の植樹。
ボランティア団体と連携した河川清掃及び有用微生物群(EM)による河川浄化対策。水質調査の実施。
マングローブの植林等を実施。
一般家庭に合併浄化槽の普及を推進しています。
××県生活環境の保全等に関する条例・水濁法にのっとり特定施設の指導等をしている。
雨水タンクの補助制度。
雨水の流出抑制や水資源の有効活用などを目的として市内の公共下水道計画区域内に雨水貯留タンクを設置しようとする市民や事業者に対して助成金を交付している。
雨水浸透ます、貯留槽の設置補助事業を実施している。
雨水浸透施設の設置、透水性アスファルト舗装による歩道整備、地下水取水規制や地下水位の観測、森林の整備等を実施している。
雨水浸透施設設置推進、地下水位測定、地下水採取量報告など。
雨水浸透対策、生活排水対策、湧水と谷津里山の保全・再生、ごみ清掃等
雨水貯留槽購入費補助制度を実施。雨水調整池の整備
雨水有効利用の啓発、河川を活用した学習会の開催、河川水質調査、外来水生植物の駆除支援など。
運動等による村民参加のゴミ拾い。県不法投棄監視連絡員との連携によるゴミ拾い
汚水処理施設の整備促進、河川・水路の浄化、清掃活動、啓発活動
汚水処理施設整備交付金を活用し、公共下水道事業、浄化槽設置整備事業(個人設置型)の2つの汚水処理施設整備事業を一体的に展開する。また、市内の各地域が「地域別環境配慮行動計画」により、河川の清掃活動や生活排水に対する啓発活動等、河川の美化、水環境保全のための活動のさらなる推進に努める。
下水道の普及推進。
下水道への加入及び合併処理浄化槽設置への取り組み。
下水道や農業集落排水施設の設置が当面見込めない地域において、単独浄化槽やくみ取り便槽から高度処理型浄化槽へ転換する設置者への補助を実施。
下水道区域外である浄化槽区域に合併浄化槽を設置する者に対し補助金を交付している。

下水道区域外における浄化槽設置費の補助。
下水道事業の推進により生活排水の河川への流入をなくし、水質検査データの報告等を関係町と行っている。
下水道推進による汚濁水流出の抑制、河川水質などの定期的な監視と調査の実施、水源地や湧水などの水辺環境の保全
下水道接続工事利子補給金制度。雨水貯留槽設置補助金。地下水源保全の為のさく井の規制。河川水生生物調査。地元と協働の河川パトロール。廃食用油の拠点回収。公園・ホタル水路の活用。
下水道設備が無い地域のため、合併浄化槽への転換を推奨している。
下水道未接続世帯を訪問し、接続の案内、浄化槽の適正管理指導等を行い、流域への生活排水の流入を防止している。
下流域の住民や企業等と環境問題に関するイベントを実施している。
河川、ため池などへの不法投棄防止対策を講じ、投棄があった場合には水質保全対策を講じる。 河川に油などが流出した場合にはオイルフェンスなどの水質保全対策を講じる。市内主要事業所と「公害防止協定」を締結し、水質保全対策を要請する。
河川、湖沼、海域の水質の定期的な測定及び、休廃止鉱山の坑水処理事業を行っている。
河川・海域・地下水の常時監視、事業所への立入検査、指導及び生活排水対策を実施している。
河川・海域の計 15 地点で生物化学的酸素要求量(BOD)等の水質を定期的に測定して、水質汚濁状況を監視している等。
河川・海岸の美化活動等を行う市民団体等との連携。河川敷における花畠等の整備による適正管理。
河川の水源保全活動等。
河川の水質汚濁防止のため、浄化槽設置整備事業を推進している。また、河川の水質検査を実施し、広報にて結果を公表している。
河川の水質保全を図るため、水質調査の定点観測を実施している。 水環境の保全のため里山から地元の湖に繋がる河川の生態調査を実施している。
河川の水辺を生き物が生息しやすいように整備したり、生き物とふれあえる空間を整備したりしている。また、市民と協働して河川の維持管理に取り組んでいる。
河川の清掃活動や、生活排水対策に関する看板の設置、水環境に対する普及啓発等を実施している。
河川の定期的な水質検査及び単独処理浄化槽または汲取り便槽から合併処理浄化槽への転換設置に対する補助事業を実施している。
河川パトロール。クリーンキャンペーン。河川美化ポスター展。
河川やため池、工業団地内排水施設などの水質検査の実施
河川や海域の水質測定や、水門開閉の管理などを実施している。
河川や海域等の公共用水域や地下水の水質測定による水質汚濁防止対策や、単独処理浄化槽等から合併処理浄化槽への転換を促進すること等による生活排水対策の推進などの実施。
河川や水路の清掃を行う個人や団体への支援。

河川や地下水の水質調査を定期的に実施している。
河川愛護デーでの河川清掃や上流域の水源涵養のための植樹。
河川環境の把握・維持改善に向けた水質事故を未然に防止する取組みとして、事業者に対する確認・指導、市民へは市ホームページを活用しながら、啓発活動を行っているほか、水質調査で得られた測定データの解析を公的試験研究機関に依頼し得られた結果から、具体的な汚染の傾向が確認でき、さらなる追跡調査につなげている。また、市民・市教育委員会、国等で構成する市民団体との協働で、水辺での体験活動を通して自然のすばらしさを感じられるイベントを実施している。さらには、河川流域の自治体等で構成する懇談会に参画するなど、市域を越えた水循環の保全に向か、周辺自治体等との広域連携を図っている。
河川及び事業所排水の水質検査。
河川上流域の森林整備。
河川水及び地下水、湧水の定期的な水質の測定・分析を行っている。
河川水質調査(委託・5河川1運河)及び水生生物調査(委託・5年毎)を実施している。
河川清掃。
河川流域・集水域の樹林地の適正な保全を実施しており、倒木の除去などを行っている。
河川流域の自治体や地域団体等で構成する協議会を設置し、当該河川の水質及び環境の保全を目的とした以下の活動を行っている。 ①水質汚濁防止意識の啓発 ②河川をきれいにする運動の推進 ③水質汚濁の情報収集 ④水質汚濁防止対策の促進
河川流域利用者が環境保全に向けた共通の認識をもって、美しい河川環境を創造していくため、1市2町で基本的な考え方を示す統一条例として制定した。
改修に伴う下水道への接続に対して補助を出し、合併処理浄化槽の設置に補助を出している。
町内NPOと協力し環境浄化微生物××AI-1の無料配布を行っている。
海の生物調査(海辺教室)、川の生物調査(川辺教室)、河川・海域水質モニタリング調査、事業場排水立入調査など
外来種の防除事業の実施、農産物の地産地消、環境学習の推進、など。
各家庭における小型合併浄化槽への転換に対する補助事業。
環境基本計画において、河川の水質の保全・向上に努めることが基本方針として定められている。
環境教育、外来種防除、廃棄物の発生抑制など。
環境啓発:ラブアースクリーンアップや源流の森での下草刈り等。水辺環境の清掃と保全の啓発。
環境教育:児童のポスターセッションを中心としたシンポジウムの開催。児童を対象として、××川の水環境改善や生活排水対策を目的とした、××川流域ルネッサンスの開催。
環境調査の継続により経年変化を監視し、生活環境の保全を図っている。
環境保全推進員を設置し、地域住民への生活排水対策等の普及啓発を実施。
環境保全団体への支援。
管内河川の水質検査(年2回)の実施。

関係機関・団体で構成する流域協議会への参加、水生生物調査への協力など。
既存の民間住宅に対する雨水浸透ますの設置助成の実施。住宅等の開発時における浸透施設の設置の指導。
休耕田に水を張る、地下水涵養事業を実施している。
近隣の2市と合同で、年4回水質調査を行い、調査報告書と要望書を作成して、都や関連部署に要望書を提出している。
近隣の市町村と連携し、各地域の実態に即し役割を分担し、共通の理解に立ちながら流域一帯で河川環境の保全を推進している。
近隣市と合同で、年1回小学生を対象とした水辺の生物観察会を実施することで、自然へ親しみながら、環境意識の向上を図っている。
区内8河川における水質を定期的に調査している。
具体的には以下の事業を実施している。公共下水道の整備の推進。合併処理浄化槽の整備促進。環境配慮型、親水型の水辺空間の整備推進。生活排水対策をテーマとする各種の環境講座の実施。地域清掃活動の支援、水質測定機材等の貸し出し。流域ごとの生物相調査。広報紙による啓発や環境イベントなどによる啓発。二県にまたがる2市1町で連携した啓発イベントの実施。
健全な水循環を確保するための地下水のかん養や雨水利用の促進。浄化槽に係る補助。
健全な水循環を持続するため、上流域の自然環境の保全と水源かん養機能の向上を図る。
建設、上下水道、環境部局等で構成する「共生プラン推進会議」において、流域での環境保全上健全な水循環の構築に関する施策を実施している。
建物の敷地内において、透水性舗装を整備している。緑化地域制度により、建築敷地での一定規模の緑化を義務付けている。
県が作成する公共用水域水質測定計画にのっとり、河川水質を分析調査している。水質汚濁防止法にのっとり、対象となる事業場へ立ち入り、排出水を分析調査している。
県のふるさとの水辺サポート制度。
県の水源涵養地域保全条例を制定し、水源涵養地域を保全している。
県や市等の近隣市町で湖の流域環境保全対策関係機関連絡会議を設立し、ポスタークール、湖に係る水質保全計画の策定作業、流域清掃大作戦等を通じ、流域の環境保全の推進を行っている。
県及び関係市町村の地域住民・各種団体の協力のもと、湖のクリーンアップ作戦などを実施し、水質改善に努めている。
県内を3地域に分け、それぞれの地域ごとに、県民、事業者、民間団体、行政で構成する「水循環再生地域協議会」を平成18年度に設立。各地域協議会において、地域の実情に沿った具体的な目標、取組等を平成20年3月に「水循環再生地域行動計画」として作成。この計画では、各地域を3から4の流域に細分化して、流域別目標も併せて設定。現在は、平成24年2月に「水循環再生行動計画(第2次)」に基づき、目標達成のための取組を進めている。
源流の×××村環境保全条例の策定。

個人用住宅において合併浄化槽を設置する際、予算の範囲内において設置者に補助金を交付している。(××流域に含まれる地域において合併浄化槽を設置する際には、高度処理型合併浄化槽を設置している。)
個別マッチングや交流会の開催等により、各地域で取り組んでいる環境保全活動等に活性化とネットワーク化を進めている。
公共下水や浄化槽の普及・設置。
公共下水道・農業集落排水事業・合併処理浄化槽等の普及促進など。
公共下水道事業、合併処理浄化槽設置事業、流入河川の水質調査、環境にやさしい農業の啓発など
公共下水道処理区域においては、し尿の計画収集及びその適正処理の確保並びに浄化槽の適正な維持管理の徹底を図りつつ水洗化の普及促進に努める。公共下水道許可区域外においても同様に、し尿の計画収集及びその適正処理の確保並びに浄化槽の適正な維持管理の徹底を図ると共に合併浄化槽の普及促進に努める。
公共下水道未接続箇所の早期切り替えの促進(広報誌で啓発、接続調査を含めた各戸訪問) 事業所に対して公害防止協定締結(協定書締結 7 事業所、覚え書き取り交わし 48 事業所) 河川の水質測定(公共用水域水質分析調査 12 回/年)
公共用水域、工場排水に係る水質測定を定期的に実施している。
公共用水域に係る水質常時監視。
公共用水域の汚濁状況の常時監視:市内にある公共用水域の水質状況を把握するため、河川の水質について定期調査を行う。生活排水対策の啓発:川と水について環境学習を行う。環境月間意識啓発キャンペーンにおける台所対策グッズの配布。浄化槽の維持管理に関する記事を市報に掲載。
公共用水域の水質検査、市民による河川清掃の実施、広報等による啓発
公共用水域及び地下水の水質汚濁に係る調査。
公共用水域水質測定を実施(年4回)。
公共用水域水質測定事業、地下水水質測定事業、水道法に係る許認可業務及び指導監督業務、基幹河川改修事業、統合一級河川整備事業、広域連携改修事業、河川維持修繕事業、河川美化事業など。
公共用水域水質調査の実施。
工場排水および河川の水質調査を実施している。
講習会の開催、パンフレットの配布等流域住民への啓発。
合併処理浄化槽設置費補助金を交付している。
合併浄化槽の高度処理の推進。
合併浄化槽の設置に補助金の交付を行って設置を推進。
合併浄化槽の普及促進、地元の区域の活用、市民団体を中心とした協働の取組支援等。
合併浄化槽設置整備補助事業を実施している。
産業排出、その他各種有害物の排出により発生する河川・湖沼・港湾・海岸等の水質汚濁を防止す

るために、現地の実情を調査して水質の保全を図っている。
市では宅地開発の際に雨水浸透施設の設置を推進しているが、河川の水量不足が解消されるまでには至っていないため、更なる水源の確保や河川水の河床浸透防止に向けた対策の実施の検討。
市と事業者で締結している公害防止協定に従い、定期的な水質検査を行っている。
市の循環型社会形成推進地域計画により生活排水処理率の向上に取り組んでいる。
市や関係機関で水質検査を行い、水質の管理を行うと共に、不法投棄等の監視にも努め河川のみならず周辺の環境美化にも努めている。
市域内の主要な河川水質の常時監視。
市中心部を流れる川について、流域自治体や関係行政機関と連携し、河川愛護意識の啓発や水質検査など、河川浄化活動に取組んでいる。
市独自の水資源保全のため、基礎調査を実施中。
市内42地点の水質検査を定期的に実施している。
市内にある各井戸等において、地下水の一斉測水を実施し、地下水等高線図及び貯存量の現状把握を調査した。
市内への水道供給のため、取水源となる釧路堂川をはじめとする河川(13河川22地点)の水質調査を年7回実施。
市内を地形や地質等を考慮し5つに区分し、区域ごとに重点的に推進する施策の方向を設定し、4つの構成要素(水量・水質・水生生物・水辺地)ごとに地域特性に配慮した施策を展開している。
市内一部河川の水質調査を実施している。
市内河川の定期的なごみ清掃等。
市民生活の快適な環境を守るため、工場、ゴルフ場、河川、地下水の水質検査を行っている。
市有施設に設置した太陽光による発電状況のホームページへの掲載。
事業所排水調査や河川水質調査、水生生物調査等を実施している。また、下水道整備により河川の保全に努めている。
事業名:森林環境創造事業 環境林(奥山)の人工林を針広混合樹林帯に誘導し、森林の持つ多面的機能(水源涵養機能、生物多様性の保全等)を高めている。
自治体のネットワークによる情報の交換と共有化を進め、地域を越えた水資源の保全に取り組む「水資源保全全国自治体連絡会」の運営を行っている。また、昨年閣議決定された「水循環基本計画」に謳われている流域連携の推進に向け、市としても連絡会としても国に対し協力していく。
住民、事業者、民間団体と協力して一斉河川清掃を行っている。工場排水検査を行い指導を行っている。
住民と水生生物調査を実施している。
住民参加で河川の清掃や啓発を行っている。
住民参加によるフォーラムの開催。
循環型社会形成推進における浄化槽設置整備事業や市街地での下水道布設を行っている。

小学校を対象とした環境教育や啓発パンフレットの発行など。
小学生を対象とした水環境の教育。
小中学生を対象にした水生生物調査。
浄化槽の設置費補助事業や、河川清掃等の保全活動を行う市民団体への支援を行っている。
浄化槽の適正管理の啓発・合併浄化槽への転換設置補助金。
植林活動。
食用廃油回収、湖岸清掃、ボランティア清掃活動へのゴミ袋支給。
新設した市役所新館に、雨水浸透升を設置している。
森づくりによる森林の水源涵養機能の向上など
森林の水源涵養機能、生物多様性保全機能を維持、向上させるよう、その保全、育成や適切な管理を推進している。
森林の水源涵養機能の高度化を図っている。
森林の保水力向上、河川の流量、地下水の水質安定を図るため、森林保全活動等を行っている。
森林整備、農業の利用集積。
浸水被害の軽減を図るため、雨水貯留施設の建設を進めている。
人口密集地である市街地は下水道整備による集合処理を行い、下水道整備区域外については合併浄化槽設置整備補助により積極的に浄化槽処理を進めている。
水の循環利用の促進として、雨水貯留施設の設置を促進している。
水源かん養機能等の高い森づくりの推進のため、水源林植樹やクリーン作戦などのイベントを開催している。さらに市内を流れる河川の水質汚濁防止に対策を講じている。
水源の森整備事業：地元の川上流部(当町)に係る民有林の整備放棄林を買い取り、町有林として整備することにより流域水資源の保全を図る
水源の森林づくり事業の推進、地元の山の保全・再生対策、渓畔林整備事業、間伐材の搬出促進、地域水源林整備の支援、河川・水路における自然浄化対策の推進、地下水保全対策の推進、県内ダム集水域における公共下水道の整備促進、県内ダム集水域における合併処理浄化槽の整備促進、地元の川の水系上流域対策の推進、水環境モニタリングの実施、県民参加による水源環境保全・再生のための仕組みづくり。
水源近くの土地の売買に自治体への報告を義務付ける水資源の保全に関する条例を活用し、市内の一部地域を報告義務の必要な地域に指定している。
水源地として水源林保全対策の実施。
水源地における分収育林事業、水資源自治体との交流事業等水源涵養に関する施策。 多自然川づくりや雨水貯留施設の整備等貯留浸透に関する施策。
水源地付近への廃棄物投棄の監視や地域美化活動を通じた水源の維持および管理、河川の水質の監視、調査による水質の保全
水質の維持に向けた、監視や指導。

水質の監視による状況の把握や生活排水対策の推進
水質の保全と、これに伴う水生生物の保全。排水による水質汚染を防ぐための、生活排水処理施設（合併浄化槽）の推進。
水質汚濁に関する調査を実施。
水質汚濁の防止や水環境の保全についての意識啓発。下水道・合併処理浄化槽の機能維持の推進と、生活雑排水等による水質汚染の防止。産業排水対策の推進。河川・地下水の定期的な水質検査の実施。地下水への影響が懸念される除草剤・農薬等の使用・排出の指導。森林・農地の適正な維持管理を図り、その水源涵養機能を向上させ、良質な水の安定供給を図る。
水質汚濁を防ぐため、下水道加入推進や合併浄化槽の設置に対し、補助金を交付し推進している。
水質調査 (1)河川及び下水道 (2)地元の川合同採水 (3)地下水 (4)工場排水 (5)雨水管湧水水質調査
水質調査、汚水処理施設の整備等。
水質保全と地盤新化防止のための地下水採取施設設置の届出制。
水生生物を指標とした水質調査の実施と調査への支援。流域モニタリング一斉調査の支援。公共下水道の整備及び合併処理浄化槽設置の促進。主要河川水質調査の実施及び流域での情報共有。
水生生物調査による水質調査。夏休みには、一部河川において、住民参加による調査(親子水生生物観察教室)を実施している。
水洗化施設及び生活排水処理施設の整備、水洗化率の向上。
水道水源となっている錦川の上流域に水源かん養林を整備している。
水道水源に関する近隣町村の事業所と協定を結んでおり、年に最多4回の事業所視察を行ない排水状況の確認を行なっている。また、事業所ら協定による水質検査結果の報告を受け監視に努めている。
水道水源保護条例と地下水保全条例によって水源地と地下水の保全に取り組んでいる。
水辺のフレッシュアップ事業:河川愛護団体(町内会など)に対し、軍手、草刈機の替刃など活動用具を現物支給／河川アドプト制度:地域のボランティア団体が実施する河川美化活動に対し、地元企業等と県・市町が支援(活動団体(地域住民)…除草・清掃・花植え、地元企業(サポーター)…活動の資金・物資の支援、県…アドプトサインの設置・活動のPR、市町…ごみ袋の支給、ごみ処理／中山間地域等直接支払制度により、農地保全による水源涵養の維持・向上／農業用水路やため池など農業水利施設の整備にあたり、生き物調査などの環境調査を行った上で、既存の生態系に配慮した整備を推進している／ほ場整備実施地区での水路において、よどみ、深見、這い上りスロープを設置／手入れ不足人工林の解消に向けた森林の整備／保安林制度や林地開発許可制度の適切な運用による森林の保全／治山事業の推進
水辺の生き物の保全、親しみのもてる水辺の創出、水量の確保、水質の保全を基本方針として、多自然川づくりの推進、川辺の市民利用の推進、水辺の自然観察会の実施、田の保全、生活排水対策の実施等の各種事業を行っている。
水辺の美化活動の推進など。

水辺環境の保全、湧き水の保全及び生活排水処理の対策を促進する。
水辺環境調査:水質調査とともに、河川や海域などの区内水辺環境に生息・分布する動植物の調査を実施。
水辺遊びの支援など。
水保全についての条例の改正など。
水保全条例制定。
清掃活動及び住民を対象としたいきもの観察会等。
清流保全条例(仮称)の制定に向け、本市及び地元の川上流域の自治体住民に対し、アンケート調査を実施している。
生活雑排水の流入する河川に繋がる排水路に浄化材を設置しており、定期的な清掃業務を委託して行っている。
生活雑排水等で汚濁が進んでいる河川や水路の水質調査を実施するとともに、身近な水路においてEMを活用した水質浄化に取り組んでいる。
生活排水による公共用水域の水質汚染を防止することを目的とし、高度処理型合併浄化槽の設置に要する経費について補助金を交付し、当該設備の普及促進を図っています。
生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽の設置及び維持管理に係る費用の一部補助を実施。
生活排水の水洗化(下水道への接続、合併浄化槽の設置の推進)。
生活排水の適正処理について、公共下水道の整備及び合併処理浄化槽の整備をすすめています。
生活排水学習会として、市内老人クラブを対象に、生活排水について施設見学を行っている。
生活排水処理については、人口減少等社会構造の変化を勘案し、より効果的に行うことができるよう既存施設の更新や再構築を進めている。 災害時でも最低限必要な水循環を確保するため、地元電力会社と水循環の方策について連携することとしている。 定期的に水辺等を含む流域の生態系のモニタリング調査を実施している。
生活排水処理の適正処理。
生活排水処理基本計画を定め、生活排水処理率向上のため、既存の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換補助、公共下水道への接続促進などを実施している。
生活排水処理施設の整備等。
生活排水処理率の向上のため、合併処理浄化槽の設置に費用の一部を助成している。
生活排水対策。使用済食用油の回収活動 ごみ対策(清掃活動)など。
生活排水対策として、合併処理浄化槽の普及促進を実施しているとともに、し尿処理施設の適切な整備が必須であるため、老朽化した施設の長寿命化計画を実施している。
生活排水対策として、小型合併処理浄化槽設置に係る補助事業に取り組んでいる。
生活排水対策の普及・啓発。
生活排水等を処理できる合併処理浄化槽の設置を推進することにより、公共水域の水質汚濁を防

止し、生活環境の保全を図るために、合併処理浄化槽を設置する(下水道認可区域、事業所を除く)市民に補助金を交付している。
赤土流出防止対策を推進するため、赤土流出パトロールの実施、対策協議会の開催等。
川についての分科会の一員として課題に取り組んでいる。
川の清流化推進協議会の会報などにおいて、川の水質の状況を公表し、生活雑排水対策に関する啓発を行うなどして、水質の悪化を防止している。
川の統一清掃、水質調査の実施。
全戸協力(各1名)による地域の河川清掃 毎年3月第1日曜日に実施
造林事業、水質の監視等
村内主要河川の水質検査を年2回実施。
村民の合併処理浄化槽設置助成。
他市と流域水質保全協議会を組織し、地域住民による河川の清掃活動等を支援している。
堆肥センターの建設。
単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換の促進
単独処理浄化槽やくみとり便所から合併処理浄化槽への転換に補助金をつけ、合併処理浄化槽への転換を推進している。
地域住民・関連行政機関等と連携した河川清掃。
地域住民が一体となった流域づくり(源流域の森林整備、河川清掃、藻場・干潟の再生活動、動植物の生育調査など)を県内3流域で実施しており、今後、他流域でも、地域の実情に応じた取組を進めいくこととしている。
地域的特性により合併処理浄化槽の普及啓発。 処理槽設置者への適正な管理の啓発活動。
地下水かん養効果の高い地域において、関係市町村と協定を締結し水源かん養林整備や転作田を活用した湛水事業を実施している。 また、地下水財団を設立し、広域的な地下水保全対策を実施している。
地下水に関して、水文・水質・地質等の調査を行っており、地下水保全条例の改正や、地下水保全管理計画の策定を進めている。
地下水や温泉等の汲み上げについては県又は市への届出を指導したり、水質調査の定期的な実施、さらには関係機関と連携して湖の取水調査等を行っている。
地下水位について、モニタリング井戸での水位モニタリングの他、地区地下水利用対策協議会加入事業所から地下水揚水量の定期報告を受けている。
地下水採取の条例による規制。
地下水質調査、地盤沈下の監視など。
地下水涵養の大切さを知らせるため、町に市民の森を開設し、市民と共に維持管理している。
地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を平成24年4月に策定した。なお、平成28年度に国に準じて改定を予定している。地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を平成27年度に策定中である。

市の鳥獣被害防止計画を平成 26 年 4 月に策定した。
地区住民による清掃活動。
地盤沈下の防止のため、県の条例に基づき、揚水施設の設置(もしくは同施設による地下水採取)の届出または許可にかかる事務を行っている。地下水利用状況等の報告義務を果たすよう指導している。
町、地元漁協、近隣農協等から構成される協議会で、油流出事故の防止、事故発生時の対応を行っている。また、当町、近隣の町、地元漁協、各農業組合から構成される協議会では、牛ふん尿流出防止に努める注意喚起や厚岸町の特産物である牡蠣の殻を用いた水質浄化施設の設置を行っている。
町の合併処理浄化槽設置整備事業により、町内の住宅施設で公共下水道及び農業集落排水処理区域外の地域において、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置しようとする者に対して設置に要する費用の70パーセント以内の額を補助している。ただし人数に応じた上限を設けている。
町の水道水源保護条例により、水源地域の保護を実施。また、ふるさと水と土保全対策基金条例により、土地改良施設の機能強化を図るための保全整備等に対する支援を実施。
町内の小学生を対象に、河川に生息する水生生物調査を行い、水質保全の普及啓発を図ったり、全戸に水質保全啓発用パンフレットの配布を行っている。
町内企業に対し、水質汚濁防止対策を図り、環境保全協定を締結している。
町内主要河川の水質測定を定期的に行っている。
定期的に川の水質調査の実施や、ゴルフ場排水の水質検査報告の義務付けなどにより水質の浄化に努めている
定期的に町全体で河川や地域の清掃を実施することにより、住民の環境に対する意識の向上をしている。
定期的に湧水口の消毒・水質検査を実施している。
適正な生活排水の処理を進めるため、合併処理浄化槽を推進し、そのために合併処理浄化槽設置者には補助金を交付している。
転作田湛水。
都委託の海岸漂着物対策事業による海岸清掃。
冬期涵養事業及び森林による水源涵養事業。
当該事業方針は、流域市町により組織されている協議会が策定しているもので、市町の連携により実施が可能になるものや、高い効果が期待できるものについて定めたものである。
当団体内では数少ない海水浴場を有するため、河川水質調査や事業所からの排水に対する行政水質検査の実施等により、公共用水域の水質保全を図っている。
透水性舗装や緑地の整備、雨水貯留施設の設置奨励、防災マップの活用など。 市HPで毎年度の事業実施状況を掲載している。
透水性舗装道路の整備、汚水処理事業の推進。

年3回、定期的に河川の水質検査を行っている。公害防止協定に基づき、特定工場から定期的に水質検査結果を提出してもらっている。

農政部局において環境配慮型農業の推進、家畜排せつ物の適正管理に係る巡回指導などを実施している。

農地や樹林地の保全(市民緑地の指定など)。

廃棄物最終処分場や下水道浄化施設で処理される排出水の検査を行い、適正な水質基準を維持している。

漂着ごみや不法投棄されたごみの清掃。

不法投監視パトロール・水質検査による情報収集と公開。

富栄養化したため池の水をかいぼり(池干し)を利用し、水路、河川を通して海に流すことによって、海苔の色落ち問題や海の栄養分補給へ役立てる試験を実施。

平成27年度において、閉鎖性水域の湖沼において水循環を促すため、国、県等関係機関と連携し、排水機場を活用した水質浄化実験を試みている。

本県では、県民みんなで本県の水と緑を守り育てる取組を行うことにより、ふるさとの豊かな森、川、海を次の世代に引き継ぐことを目指し、県の森と川と海の保全及び創造に関する条例を平成15年に公布し、同日から施行している。その中で、県では流域を一体的に捉える「循環の視点」に立った施策を展開するため、各流域において流域基本計画を策定し、地域住民が主体となった森林の保全活動や環境学習、河川清掃等の取組を展開している。

本市の主要河川である地元の川流域では、昭和30年代以降の市街化の進行に伴い、湧水の枯渇、浸水被害の多発、河川水質の低下等の問題が生じるようになりました。これら流域の水循環に関わる様々な問題に対し、行政、流域住民、事業者が相互に役割分担し、それぞれの対策に取り組むため、平成21年4月に流域水循環系再生行動計画を策定しました。地元の川流域水循環系再生行動計画において、「①自然環境の保全」、「②きれいできるおいある流れの創出」、「③水資源の有効利用」、「④浸水被害の軽減」が適切なバランスをとつて共に確保されている状態を目標として、再生に向けて計画を進めています。これらの目標を達成するための取組みとして、「①自然環境の保全」については、緑地の保全・回復、都市公園等の整備を行い、「②きれいできるおいある流れの創出」への取組みは、雨水浸透施設の普及、家庭等での汚濁負荷削減、河川・水路の直接浄化、下水道の建設、下水道管への接続、合併処理浄化槽を普及し、「③水資源の有効利用」への取組みは、雨水利用施設の普及、家庭・事業所・公共施設等で節水し、「④浸水被害の軽減」への取組みは、雨水貯留施設の普及、水辺の自然の保全・再生、河道改修、調節池の建設を行っています。ただし、いずれも川流域で県や周辺の市が一体となって実施している施策です。

本町の主要海域及び主要河川の水質を確認するため、水質調査を行っている。

毎年、町内河川(6箇所)と、飲用地下水の水質検査を実施している。住民参加の河川清掃活動をおこない、水環境保全の意識づけを図っている。

民間資金を活用し、地域の環境保全団体が取り組む流域ネットワークづくりなどの活動を支援。

民間団体と連携した定期的な清掃活動の実施。

問Ⅲ－10で回答した地域の「水総合保全管理計画・第2期行動計画」に基づき、「地下水涵養対策」「節水対策」「地下水質保全対策」「地下水保全の普及・啓発」「地下水の活用」の5つの施策により、具体的な目標値や取組内容を掲げて、当該地域の総合的な保全対策に取り組んでいる。
湧水ポイントを把握とともに、有効な保全策を検討している。雨水貯留槽、雨水浸透枠等の設置の普及を進めている。工場・事業場などからの排水に対する指導を行っている。地下水の適切な利用について、意識啓発・指導を行っている。歩道の新設・改良工事の際は、透水性舗装等の環境に配慮した整備を推進している。
湧水施設への階段及び手摺を等を設置し、利用しやすい環境整備を行っている。
湧水等保全条例を制定し、指定した地域における特定の事業活動について町の許可制としている。
流域での植樹。森林整備による水源涵養。
流域の市町村で「流域同盟」を結成し、共同で環境イベントや河川の水質検査を毎年実施している。
流域市町においてクリーン作戦などの清掃活動や環境保全団体による環境教育活動を実施している。
流域市町の水質に関する情報の交換、収集、公開。下水道事業等の排水処理施設整備事業の推進(合併浄化槽の設置に対する補助金交付、下水道処理施設の高度処理化の推進)。広報などによる排水対策の啓発。
流域市町村が地元の川の流域協議会を結成し、連携して啓発活動等により流域の豊かな水環境の保全や創出に努めている。(講演会や学習会の開催)
流域市町村で協議会を立ち上げ、植樹活動や講演会を開催している。
流域自治体と共に生活排水対策に係る啓発活動や環境学習等実施している。
流域自治体と組織した連絡協議会に参画し、対策を実施している。また、雨水浸透ます・雨水貯留タンク等の設置、透水性舗装の整備により雨水流出を抑制している。
流域全体の保水力を向上させる取り組みとして、森林地域では定期的な間伐等による適切な森林整備を実施するとともに、都市・農村地域においては、ため池の多面的活用や浸水被害軽減に寄与する流域対策を実施している。また、水質の維持・改善の取り組みとして、地元の川の清流復活ネットワークによる総合的な水質改善対策や下水道の整備・合併浄化槽の設置促進を実施している。
流域連携協議会の事務局と協力し、再生活動の支援を行なっている。

(13) 「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方（理念）を具体化するための施策の内容について、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

当団体固有の「作戦」の推進 低炭素社会、循環型社会、自然共生社会の構築に向け、地球温暖化対策、廃棄物・リサイクル対策、生物多様性の保全などを総合的に推進する施策を分野横断的に

実施している。また、学識経験者や環境団体、事業所等の役員及び公募委員で構成する県民会議を開催し、当団体のあらゆる声を取り込み「作戦」を推進することにより県民総参加の取組として推進している。

当団体の環境基本計画(平成23年10月策定)では、低炭素、循環型、自然共生社会の基盤としての安全・安心な環境を確保するとともに、環境の視点から暮らしの豊かさを実現するために、10年程度先を展望した佐賀県の目指す姿を設定し、施策の展開方向を整理している。施策の内容は以下の通り。
第1節 地球環境保全・再生可能エネルギー等の推進
第2節 安全・安心で快適な生活環境の保全
第3節 循環型社会の実現
第4節 多様な自然環境の保全・活用
第5節 豊かな自然資産・文化的資産を活用した地域活性化
第6節 環境を考えて行動する人づくり
第7節 環境にやさしい風土を活かした地域づくり
第8節 環境負荷の少ない社会を支えるしくみづくり。

市町等のごみ焼却施設の更新時における高効率ごみ発電の導入促進・エコタウン推進会議によるバイオディーゼル燃料の利用拡大の推進。

当団体の環境ビジョンに基づき、総合的に施策を実施している。

ライフステージに応じた環境保全意識醸成のための環境教育を推進しており、そのなかで、低炭素、循環、自然共生などについて総合的に教育する場面を設けている。

環境と経済が好循環する仕組みづくりを目指して、先進的なりサイクル施設等の整備や新たなりサイクル技術の開発等の支援を行っている。また、県内で生産されるリサイクル製品等をエコ製品に認定し、積極的な利用を進めるとともに、県内におけるグリーン購入の普及拡大に努めている。

環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築をめざして、県民、事業者、行政等が相互に連携し、低炭素社会や循環型社会の形成、自然との共生などの実践活動及び普及啓発活動を積極的に推進することを目的とする会議を設置し、地球温暖化対策、省資源・省エネルギーの推進、大気・水質の保全、廃棄物の減量化・再生利用の促進、自然との共生等に関する協議を行い、参加団体による実践活動等の推進を図っている。

環境教育において、再生可能エネルギー、循環型社会、自然体験の3つのメニューのプログラムを準備し、段階的に実施することで主体的に環境保全に取り組む人材を育成している。

県内の市町等が可燃性一般廃棄物から製造したRDFを利用して、発電及び焼却灰の溶融スラグ化を行っている。

県民、事業者などあらゆる主体の環境意識を、省エネルギー・省資源といった環境への負荷を減らす身近な環境配慮行動の実践へつなげる、持続可能な未来の××の担い手を育成する「人づくり」を推めている。具体的には、①身近な環境配慮行動を「エコアクション」と名付けて県民生活の様々な場面での実践を促す県民運動の展開、②環境学習施設のネットワークの充実・強化、③環境問題や自然環境への知識や理解を深め、実践行動へつなげるための学習機会の提供などに取り組んでいる。

食物連鎖を通じた物質循環を進め、健全な生態系を回復する施策構築に向けた研究を実施中である。

当団体の環境総合計画に掲げる各分野の取組に加え、分野横断的な取組を推進しているところ。

<p>当団体の環境基本計画の目標を達成するため、木質バイオマス利活用促進事業や燃料電池関連産業販路開拓支援事業などの低炭素に係る施策、多量排出事業者抑制推進事業や農業用廃プラスチック処理対策などの循環に係る施策、環境保全対策や新たなユネスコエコパーク登録の推進などの自然共生に係る施策など、環境の保全と創造に関する施策を総合的、計画的に推進している。</p>
<p>林業振興により、森林の二酸化炭素吸収機能の維持増進、地域に賦存する再生可能エネルギーの活用、循環資源の利用、適切な森林管理による生物多様性の保全を図っている。</p>
<p>「低炭素・資源循環・自然共生」の三本を柱に、持続可能な社会の構築に向けてキヤッチフレーズを用いて、各種の媒体を通じ環境配慮行動を広く市民に呼びかけている。</p>
<p>当団体の低炭素都市づくり戦略計画→Ⅱ-7と同様。生物多様性地域戦略(仮称)を策定し、生物多様性の保全並びに持続可能な利用の実現を目指して、横断的に施策を整理している。</p>
<p>環境基本計画において、「環境教育と協働の推進」「低炭素社会の創造」「循環型社会の創造」「生物多様性の保全」「快適な生活環境の創造」を施策として定めており、「低炭素社会の創造」「循環型社会の創造」、「生物多様性の保全」においては、個別に行政計画を定めて取組みを推進している。</p>
<p>多様で広範な環境問題への的確に対応していくため、本市では、総合的な3つの視点「人・地域社会」「経済」「まちづくり」を踏まえるとともに、「地球温暖化対策」「生物多様性」を柱とした、環境側面から6つの基本施策(地球温暖化対策、生物多様性、水とみどり、食と農、資源循環、生活環境)を展開しています。本市の環境基本計画および本市の関連計画、中期計画などと連携しながら、全体として、低炭素・循環・自然共生の統合的な達成を目指すために着実に推進している。</p>
<p>低炭素…水素タウン促進事業 循環…もったいない運動 自然共生…ユネスコエコパーク管理運営計画推進事業</p>
<p>平成27年度中に改定を行う当団体の環境基本計画において、低炭素・循環・自然共生の分野を横断する長期的目標を掲げ、環境教育・学習を通じた理解と行動の促進及び人材育成、広範な主体の協働による環境保全活動の促進等の施策を総合的に推進することとしている。</p>
<p>(1)住宅用再生可能エネルギー等利用システム設置補助金交付 (2)私有地の貸し出しによる太陽光発電の取組 (3)ごみ減量化の推進(優良事業所の認定、集団回収運動奨励金交付など) (4)リサイクルの推進(使用済携帯電話回収、家庭不用品交換など) (5)自然環境の現状把握や調査、監視を行う推進員の設置</p>
<p>(1)太陽光発電システム補助事業の実施(2)3R促進事業の実施 など</p>
<p>「グリーンプラン・パートナーシップ(GPP)事業」に取り組む大学と協働・連携し、市民、事業者等を対象としたキャンパスエコツアーやエコセミナー等を実施しています。</p>
<p>当団体のライフプラン (1)地球温暖化防止に係る施策 (2)循環型社会に係る施策 (3)新エネルギーに係る施策 (4)環境教育及び意識啓発に係る施策 (5)森林資源等を活用した交流・定住に係る施策</p>
<p>里海創生による「まちづくり」の理念には、「低炭素・循環・自然共生の統合的な達成」の考え方が含まれており、施策の内容は問Ⅲ-1で回答した施策のとおりである。</p>
<p>当団体の環境基本計画をもとに施策を実施している。</p>

「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プランモデル地域に応募し、選定され、プラン策定中。
「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業の実施。
「低炭素まちづくり計画」として、構想策定し、環境まちづくりを進めている。
当団体の「地球温暖化対策実行計画」(区域政策編)を2015年(平成27年)3月に策定し、施策を開発している。
当団体の環境基本計画は、正にこの三つについて総合的に推進していくものであり、この視点で取り組む事業を実施していくことにより、達成されていくと考える。市民や事業者のクールビズやウォームビズなどに代表される省エネ運動の実施。リサイクル活動等によるごみの減量の推進。生態系や周辺の環境に配慮した公共工事の実施。
【低炭素】再生可能エネルギーの普及促進、環境啓発事業の実施。【循環】ごみ発生抑制、資源回収と再資源化。【自然共生】森林、農地を含む自然環境の保全。
CO2排出の少ないライフスタイルへの転換、再生可能エネルギー活用の推進、環境に配慮した交通の推進、森林・緑地の保全・育成・整備、生物多様性の保全の推進、鳥獣被害の防止と適正管理の推進、里山里海の保全の推進、環境学習と自然とのふれあい活動の推進等。
し尿と生活雑排水を処理する合併浄化槽の設置助成。ソーラーパネルの設置助成。
ペレットストーブ設置費補助事業。太陽光発電設置費補助事業。カーボンオフセット事業。
家庭等から出る廃食用油を回収し、バイオディーゼル燃料として再生することにより、廃棄物焼却量の削減と車両に使用する化石燃料の削減を図っている。農地から排出される麦わら・稻わらの焼却を抑制するため、すき込みや畜産農家との連携による飼料・敷きわら等としての利用を促進することを図っている。
公共施設等の照明のLED化。太陽光発電の設置に係る補助事業。バイオマス(ペレットボイラー)の購入等補助事業。
再生可能エネルギーの利用促進、環境にやさしい移動手段(エコ・モビリティ)の推進、農地の保全と地産地消の推進など。
市民による自然環境調査の実施。3Rの協働による推進。健全な森づくりに向けた取組。
住宅用太陽光発電システム設置費補助金。環境美化ポスター、3R推進ポスターコンクール、子ども自然観察隊の実施。エコ通勤、クールシェア、ウォームシェアの推進。
住民に住宅用環境配慮型機器購入費の助成を行い、CO2削減への意識を普及させる。ごみの分別収集、小型家電の回収、フリーマーケットの開催やNO(ノー)レジ袋・マイバッグ運動による3Rの啓発。生態系を守り、町の自然を保護するため、外来生物、外来植物の駆除と在来生物の保全に努める。町を挙げての一斉清掃や、町と町内会・自治会による公園や河川の監視・管理、環境パトロールによるポイ捨て看板の撤去等により、環境の悪化抑制を推進する。
水力発電所の稼動。太陽光、太陽熱、ペレットストーブ、電気自動車購入補助金。公共施設への太陽光、ペレットストーブの設置。
地域木質バイオマスの利用推進。間伐材等の搬出や燃料化に係る支援や公共交通施設等への需要施設整備を行い、木質バイオマス利用を推進する。薪等は、中山間地域を中心に燃料生産、その

近隣の需要先の確保を支援する。連携する市町村毎または連携してモデル事業を構築し、その共有を図り圏域内に複数の事業を展開する。また、原材料供給の補完や、需要先の相互利用などを図る。木質ペレットは、圏内全域で燃料の生産・利活用を推進し、スケールメリットを活かした流通環境の向上を図る。

J-VER クレジットに関連する事業: 市が所有する 200ha の市有林において、間伐を実施し整備することによって、健全な森林育成を図るとともに、市有林での CO₂ 吸収量を維持し、J-VER の創出を行っている。J-VER の創出は Co₂ の自主的な排出削減・吸収の取り組み促進となり、低炭素社会形成を促す原動力となる。

1. 環境ボランティア: ①月に数回、地域を見回り、条例に違反する行為を市に報告。②市が行う路上喫煙禁止区域などの啓発活動に参加。③春と秋のごみ散乱防止市民行動の日に参加。2. 温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン)の排出を抑制。ア. 住宅用太陽光発電システム設置費補助事業。イ. 家庭用燃料電池システム設置費補助事業。ウ. 燃料電池自動車普及促進補助事業。3. 処理槽設置事業補助事業: 汚水取りや単独処理槽から合併処理槽に以降する場合の補助。4. 環境学習会: 野鳥、昆虫、植物、水生生物を観察し、自然に親しみ、人と自然が共生できる社会について考える。対象は、小学生とその保護者。

①マイバック利用推進事業: マイバック作り方講習会、マイバック推進キャンペーンの実施②生ごみ減量化推進事業: 生ごみリサイクルの啓発、電動式生ごみ処理機購入費の一部補助、堆肥化容器の無償貸与③包装容器回収事業: 協力店舗にプラスチック製容器包装類の回収ボックスを設置し、市民からの資源物回収を図る

3Rの普及促進を図るため、施設見学会(親子向け・一般向け)を実施している。間伐材の有効利用を図るため、公園のベンチ等に活用している。

BRT(Bus Rapid Transit)の導入等。

H25 年度より、これまでの2分別であったごみ収集を 17 分別に変更実施。プラ製容器包装やペットボトルの再資源化を実施。収集車両もアイドリングストップ機構を有するもの、電動式を導入し、CO₂ 排出抑制に努める。生ごみの処理にはコンポスト導入の補助金を設け、「燃やさない」「たい肥化」を推進中。H27 年度より間伐材の利活用としてチップ原料としての集積所を設け、薪ストーブの設置補助金を新設。目の前にある資源の有効活用を図る。

J-ver による循環型社会の形成を行っている。

エコフェスタにより理念を啓発。

エコライフ推進事業、エコドライブ普及運動、3Rなどの施策を実施している

カーボンオフセット事業において、二酸化炭素の削減を図るとともに、クレジット販売での森林整備の促進により、生物多様性の保全と地域産業である林業の活性化を図る。また、クレジット販売を契機に自然体験による都市との交流を図り、地域活性化につなげていく。

× × 環境プランにおける「市が目指す環境の姿」達成に向けて「自主・協働による取り組みの促進」「自然との共生」「快適な生活環境の創造」「循環型社会の構築」「低炭素社会の構築」の5つの基本目標を定めている。

クリーンセンターにおいて廃棄物発電を実施している。また、浄化センターにおいて消化ガス発電の導入をすすめている。(平成29年度完成予定)
グリーンプラン・パートナーシップ事業補助金を活用して、市役所本庁舎執務室等の照明のLED化を行った。
ごみの固体燃料化を行い、燃料として利用している。 年々、増加している紙オムツの固体燃料化の試験を行っている。
ごみの分別、減量化を推進している。
ごみの分別収集などにより、ごみの減量化や省資源化を促進するなど、市民のリサイクル意識の啓発を図り、将来にわたって環境負荷の少ない持続可能な循環型社会の構築を目指しています。
ごみの分別収集の徹底、電気自動車用急速充電器の設置及び運用、防犯灯のLED化。
ごみ減量化のため資源物回収。
ゴミ処理に対し4R活動を推進。
ゼロ・ウェイストの推進 ごみの焼却・埋め立てにたよらず、ごみの資源化、ごみの発生抑制に軸足をおくことにより温暖化防止、循環型社会の構築を目指している。
ノーマイカーデーの実施。
バイオディーゼル燃料の使用。
バイオマス都市構想に採用されているので、まさにそれが該当するものと思われる。 具体的な内容としては、森林の保全のための間伐を行い、間伐材を原料にペレット又はチップを生産、そのペレット又はチップを利用し、バイオマス発電を行い、その電力を市内で消費するというもの。
当団体の構想において、「スマートエネルギープロジェクト」「もったいないプロジェクト」「グリーンアッププロジェクト」の3本柱を基礎に施策の展開を進めている。
ユネスコエコパークの認定に向けた取り組み。
以前より、水循環の基礎となる森林資源の整備、低炭素化を進めるための廃棄物等の有効利用、水質保全の取組や特定外来生物の除去などを実施してきた。今年度、環境基本計画の見直し作業を行っており、さらにその実施内容を充実させていく。
一般家庭向け再生可能エネルギーの導入促進。
温室効果ガスの削減、新エネルギー導入の促進、分別の徹底及び啓発。
温泉施設に木質バイオマスボイラーを設置し、地元産間伐材等をもとに地元でチップを製造し、燃料として活用。
家庭や事業所から排出されている生ごみを分別回収し、たい肥化を行い循環型社会への施策として実施している。また、ごみ減量化へつながるので、ごみ処理施設からの排出ガス抑制にもつながっている。
家庭や事業所から排出される植物系廃油をバイオ燃料や石鹼に再生することにより、資源の循環と水質の保全を図ることができる。
家庭系ごみに対する二段階有料化制の実施や、事業者に対する分別リサイクルの指導を積極的に

行うことにより、廃棄物由来の温室効果ガスの削減を図っている。老朽化に伴う廃棄物処理施設の更新計画にあたっては、温室効果ガスの削減、より効率的なエネルギー回収について、十分に意を用いている。
各地域団体でびん・缶・牛乳パック・古紙などを集めてもらいリサイクルをし、その後実績に応じて交付金を支払う。
各分野において、地球温暖化対策実行計画、生物多様性戦略、一般廃棄物処理基本計画の三つの実行計画が連携して環境施策を推進している。
当団体の環境基本計画を策定し、当該理念を推進する施策を総合的・横断的に取り組んでいる。
環境学習、環境マネジメントシステムの普及、リサイクル、環境ネットワークの拠点を目指したエコセンターの設置を検討する。また、設置にあたってはZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)モデル施設とし、生物多様性に配慮した空間整備を行う。
環境学習「出前講座」。市内小学校を対象に環境学習の講座を行う。県内のNPO団体を講師に迎え、体験型・講義型の講座を開設。体験型では自転車発電や風力発電工作などを通してエネルギーの大切さやクリーンエネルギーに関する環境教育を行う。講義型は地球温暖化やエネルギーに関する講座などを行っている。
環境学習講座の推進。
環境基本計画のなかで3社会に関わる施策を位置づけており、施策の担当課が事業を実施している。
環境基本計画の策定、見直し、推進。ごみ処理基本計画の策定、推進。
環境基本計画の目標体系の中に、「地球環境(地球環境への負荷の小さいまち)」、「循環(循環を基調とした社会システムのあるまち)」、「自然環境(人と自然が共生するうるおいのあるまち)」として三社会の実現が盛り込まれており、各分野での施策を実施している。
間伐材による木質燃料の利用促進。低炭素…カーボンオフセット。循環型…製材廃棄物(おがくず)の利用。自然共生・森林保全。
基本目標ごとに施策の方向性を定めて、事業内容を明記している。
バイオマстаウン構想:耕作放棄地を活用した油糧作物の栽培をはじめとして、廃食用油、食品廃棄物などバイオマス(生物由来資源)の利活用により、地域循環型社会の構築と地球温暖化防止を目指している。
エコエネルギーセンターでのバイオマスガス発電及びその発電過程で生じるメタン発酵消化液の全量液肥利用による環境保全型農業の実践。
計画上の施策としてはそれぞれの目的に対する施策として掲載していますが、例えば河川愛護活動やヨシ保全活動なども3ついずれもの目標を同時に実現していく活動として考えている。
住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業 町内に住所を有し、住宅に太陽光パネルを設置する方を対象に1kwあたり4万円で補助金を交付している。平成24年度の実施当初から現在までの申請数は140件を超え、再生可能エネルギーの導入促進という目的を達成できていると実感している。
公共施設の省エネ、省資源に関する目標を設定し取り組みを進めるとともに、域内において木質バ

イオマスをはじめとする再生可能エネルギーの導入拡大を図っている。
公共施設へのグリーンカーテン設置。小型家電の回収。3Rの実施。
公共施設への木質チップボイラーの導入
公共施設等に太陽光パネルを設置。バイオマス発電の実施。低速電動コミュニティバスの運用。
更新時期をむかえた公共施設の建替えは、優先順位・統廃合を検討している。
再生可能エネルギーの転換推進、3Rによるゴミの減量・再資源化、里山・里海(アマモ場)再生の取り組みを行っている。
再生可能エネルギーの導入として、役場庁舎に太陽光発電設備を設置。
再生可能エネルギーの導入促進(住宅用太陽光発電設備設置補助、次世代エコハウス認定補助、公共施設の屋根貸しなど)、川の流域の生物多様性エコツアー、グリーン購入法に基づく府内の取り組みなど
再生可能エネルギーの利用促進施策、街灯のLED化による高効率化などにより、温室効果ガスの発生を抑制し、温暖化やそれによる海面上昇等を減少させ、希少生物の生息・生育環境の保全に寄与する。
再生可能エネルギーを利用した発電装置の設置や、資源ごみの再利用を推進し、化石燃料使用量の削減を目指している。
三社会の実現のため、各関係機関と連携を行い、施策を進めている。
山・川・琵琶湖の連関を図り、近畿 1400 万人の生活を支える琵琶湖は山の水一滴から成り立っていることを認識し、琵琶湖に関わる関係者や企業、市民団体等と生産森林組合が協力し、山の植樹や保全活動を実施している。
山林に放置された残材や道路沿いの刈草を利用した木質バイオマス発電や熱利用について、調査研究する予定である。
市の事務事業に伴う省エネ対策を推進し、環境家計簿を普及させることで、家庭・事業所等での省エネを促進している。また、太陽光発電機器等の導入に対する補助を行い、公共交通の利用環境を向上することにより、温室効果ガスの抑制に努めている。
市域からの温室効果ガス排出削減に向けた総合的取組を進めていくために、平成 27 年 3 月に地球温暖化対策推進計画を策定し、その推進を図っています。
市環境基本計画において本市がめざす環境像を掲げており、分野別に5つの環境目標と施策を開いている。そのうち3分野に国の理念が反映されている。(地球環境)地球環境にやさしい持続可能な循環型のまち=低炭素社会。(自然環境)自然と人が共生するうるおいのあるまち=自然共生社会。(生活環境)健康で安心して暮らせる環境負荷の少ないまち=循環型社会。(快適環境)歴史と文化を生かした環境に配慮したまち。(環境教育)ともに学び自ら行動する環境にやさしいまち。
市環境基本計画の分野別の望ましい環境像は、低炭素・循環・自然共生を目指すこととして以下のとおり設定している。生活環境分野:快適な生活環境を確保した循環型社会を目指す。自然環境分野:自然と共生した社会を目指す。地球環境分野:低炭素社会を目指す。環境学習分野:豊かな環境を継承する社会を目指す。(個別の施策の記載はしない)

市内で育成した菜の花の種から搾油した菜種油を、市内の学校給食等で消費するとともに、廃食油からBDFを精製し、公用車等の燃料に使用している。
市民・事業者・市で構成される「××環境市民会議」では、低炭素社会・循環型社会・生物多様性の保全それぞれの確立、実現に向けた取り組みを統括して行っている。
市民および事業者における再生可能エネルギー、省エネルギー設備の普及・啓発、省エネ電球などの環境にやさしい設備の普及および公共施設における再生可能エネルギー利用設備の導入・利用などを施策として実施している。
市有遊休地や公共施設の屋根を活用した太陽光発電設備の導入を進めている。
資源回収、廃食油回収などを行いごみの排出を抑制し、資源を循環させている。
資源循環(資源ごみの分別)の施策を実施。
住宅都市の特性を活かしたエネルギービジョンの平成27年度中に策定すること。
住宅用新・省エネルギー機器設置費補助金(エネルギーロスの少ない高効率給湯器や太陽光発電システムの設置に対する補助金)。市民緑地(雑木林を整備・保全し、市民に開放する制度)。
住宅用太陽光発電施設設置補助を行っている。
重点プロジェクトに掲げた内容を、市民・事業者との協働により取り組みを展開するという横串で統合的に取り組んでいる。
循環型社会の形成には発生抑制、再使用、再生利用の順で優先されるべきであり、出前講座等を通じて、市民への啓発をすすめている。また、粗大ごみの事前予約制、生ごみ処理機の推進、容器包装のリサイクル等を実施している。
循環型社会を実現するため、平成11年3月に循環型社会システム構想を策定した。この構想では、最終的に燃やしたり埋め立てたりするごみを極限まで減らし、残りを徹底的にリサイクルし、その再生品を使用するシステムを構築することによる、脱焼却・脱埋立の循環型社会の実現を目指している。
小型家電の回収を行い、有効な資源活用をしている。
小型家電回収事業、衣類回収事業、資源回収奨励事業等、循環率上昇に向けての取組
環境モデル都市行動計画にて各分野における施策を検討し、実施している。
小水力発電等、地域資源を生かした再生可能エネルギーの普及を支援している。また、未利用材を利用した木質ペレット燃料の製造を支援している。
市役所としてエコアクション21の認証登録をし、事業者向けにも認証登録支援のためセミナーを行っている。環境活動リーダー育成研修会を開催し、様々な事業に環境活動リーダーとなった人を活用している。環境出前講座やアースキッズチャレンジ事業、親子水生生物教室などを開催し、大人から子どもまで、環境学習に参加できるような機会を提供している。
省エネの分野でエネルギーの使用の合理化に関する法律(省エネルギー法)に基づき、市施設の電力使用量を集約している。また、施設ごとの管理標準を作成する必要性から専門業者に委託し、管理標準を作成している。
省エネルギーの実践、地球温暖化対策設備設置費補助金、バイオマスタウン構想。

省エネルギーの推進(公共施設の省エネ化、省エネ家電の奨励):新エネルギーの活用(地域における新エネルギー活用の研究、バイオマス利活用の推進)
浄化槽設置整備事業(個人設置型)。長寿命化総合計画策定支援事業(エコクリーンセンターに係る長寿命化計画策定事業)。ごみ減量化等促進対策事業(ごみの減量化対策及び資源ごみのリサイクル・再生利用等の促進)。
食品リサイクルへの取り組みとして、給食残渣の飼料化を実施している。
新エネルギー機器の導入に対し、補助を行っている。
新たなエネルギー社会づくり事業を実施し、民間活力の導入と県補助事業を活用した再生可能エネルギー利用の推進をしている。
新清掃センター建設に伴う、ごみ発電の活用。
森づくりなどの生物多様性の保全による生態系の保全 太陽光発電システムなどの再生可能エネルギーの普及促進
森林資源の多目的利用として、間伐材などを使った木質ペレットや薪などの活用を促進するため、市民や地域づくり団体、民間企業等と連携し木質バイオマスの普及を行っている。
森林資源の有効活用(木質バイオマス)による低炭素・循環型社会の構築の取り組み
水環境の保全のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への設置替えに補助金を交付。浄化槽の適正な維持管理についても啓発を行っている。
生ごみのたい肥化施設の運用、家庭用生ごみ処理機器への補助、マイバッグ推進啓発、エコドライブ推進啓発、自然エネルギー機器導入や出前講座参加へのポイント交付、環境標語、ポスターの募集・表彰・展示等。
生ごみの各家庭・各事業所での堆肥化。町では、生ごみの回収は実施せず、各家庭等で堆肥化を行っています。生ごみ処理機購入に対する補助金有り。
生ごみの堆肥化の推進、地域団体の資源物回収活動に対する奨励金交付制度。
生ごみモニター回収処理事業を推進している。生ごみの回収及び堆肥化を行い、循環型社会の形成を目指すとともに、生ごみを焼却しないことにより、CO ₂ の発生を抑制し、地球温暖化防止を図っている。
石燃料の代替えとなる木質バイオマスの普及を積極的に支援し低炭素社会の実現に向け、ペレットストーブ設置費の一部を助成している。
積極的な再生可能エネルギーの導入、省エネの取り組み。
全国的に広まる木の駅プロジェクトの展開を図り、低炭素で循環する社会をつくろうと、木に関するプロジェクトを平成24年度から立ち上げました。これは、間伐をチップ化し地産地消することで化石エネルギーの代替えを図る一方、商品券を発行し地域喚起を図る事業です。
総務省の分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスター・プラン策定事業を活用し、バイオマスを資源とした熱供給事業等について現在検討中である。
太陽エネルギー利用機器設置に対する助成金制度、市民協働による再生可能エネルギー発掘事業。

太陽光・太陽熱利用設備導入補助制度。町営小水力発電所建設。風力・太陽光発電所の誘致。資源ゴミ分別徹底による高品質化で収集委託費の逆有償化。ごみ減量のためのごみ処理機器等への補助制度。
太陽光の電力化及び、太陽熱の温水化利用に対し、施設設置費に対し補助金を交付。廃食用油をBDF燃料として再資源化。
太陽光発電、小水力発電など再生可能エネルギーの庁舎内での導入をし、住民に対しても啓発活動を行っている。
太陽光発電システム・雨水貯留槽の補助金。
第2次××市環境基本計画の重点アクションとして、三社会に関連した施策を掲げている。
第四次の理念を具体化する本市基本計画の主な施策について…①太陽陽光発電システムやHEMSの設置補助の実施 ②防災拠点等への太陽光発電設備の導入 ③関係機関と連携した各種法令に基づく監視・指導 ④環境保全協定締結 ⑤大気の常時監視 ⑥環境マネジメントシステムの導入支援⑦放射線測定器の貸出し
環境基本計画・生物多様性の戦略・一般廃棄物処理基本計画を策定し、それぞれの施策を推進中。
環境基本計画に基づき、さまざまな施策や取組を実施している。(具体的な内容については書ききれないため、本市ホームページより本計画を参照されたい)
地域特性を活用した木質バイオマス燃料の促進を図ることで、三社会を構築する。
地球温暖化対策の実行や3R活動を通じたごみの減量化。
地球温暖化対策実行計画の策定、新エネルギー設備設置への補助、省エネルギーの推進、ごみ減量の推進、資源の再利用・リサイクルの推進、土地利用の総合調整、放射能のモニタリングおよび除染など。
地方創生実現プランを策定し、環境基本計画に反映することとしている。
町の温泉施設の管理運営を指定管理者へ委託しており、その施設のボイラーに木質パウダーボイラーを導入している。石油ボイラーに替わり木質パウダーボイラーを導入することにより、低炭素・循環型・自然共生社会の実現に向けた取組をしている
町産材の活用(町産材を利用した住宅建設への補助) 未利用材を活用した経済循環(未利用材の取引の一部を地域通貨で行い、地域商店街の活性化につなげられるよう事業を展開しています。未利用材は町内のペレット製造業者が買い取り、ペレットとして利用されています)
町直営の入浴施設の原燃料へ、木質チップバイオマスボイラーの導入。
町内会に対し、LED防犯灯の設置を推進したり、住宅において使用する照明器具のLED化を推進するための補助事業を実施している。
低炭素:エコドライブ講習 防犯灯などのLED化。 循環:小型家電リサイクルの回収。リユース品譲渡。 自然共生:子ども達への環境学習の提供。
低炭素・循環・自然共生及び安全で安心な社会の達成という理念を4つの柱とし、それらの柱に横断的な5つ目の柱として環境都市に関する理念を掲げている。この横断的な理念の具体的な施策として「地域環境に関する学び」「地域環境の担い手づくり」「地域環境の保全に関する協働の仕組みづ

くり」などを掲げている。事業としては地域活動団体の情報収集・情報提供及び地域活動団体と連携したイベントの実施及び地域活動団体の活動支援などに取り組んでいる。

低炭素社会の実現に向けて、積極的に市内への再生可能エネルギーの導入推進を実施しており、平成23年度に地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び、地球温暖化対策実行計画(事務事業編)を策定し、市内及び市が排出する二酸化炭素量の削減に努めている。また、平成12年度に風力発電施設建設ガイドラインを制定しており、自然環境や景観に配慮した風力発電の導入を推進している。

低炭素社会を、目指し新エネルギー(住宅用太陽光発電システム設置事業)の利用促進を進めます。

当団体の環境基本計画では、生物多様性の保全、循環型社会の実現、低炭素社会の形成を基本目標とし、3つの基本目標に共通する取組みとして、計画の推進方策として、環境イベントの開催など10の事業を位置づけ実施している。

二酸化炭素削減施策として、省エネルギー化事業や町内の外灯をLED電灯化を進めた。

廃棄物処理施設、リサイクル施設及びバイオマス関連施設の集約と緑豊かな環境形成をはかるエコタウンの造成に向けた検討

当団体の環境モデル都市行動計画の中に、「低炭素・循環・自然共生」に関する行動目標を掲げ、コンパクトなまちづくりや廃棄物の有効活用、里山保全や森づくり等の事業を推進している。

当団体の環境基本計画(平成28年度から平成37年度)を策定し、低炭素・循環・自然共生の統合的な達成をするための施策を推進していく。具体的な施策 ①低炭素…自転車・EV等の低炭素モビリティの推進②循環…4Rの推進③自然共生…動植物の生息状況の調査・把握

平成26年11月に当団体のグリーン購入基本方針を策定し、市として環境負荷の少ない物品の購入等を推進している。

平成27年度に改定する環境基本計画の中で、「低炭素・循環・自然共生」の理念を取り入れた基本目標「低炭素なまちをつくる」「暮らしと自然を守るまちをつくる」「資源が循環するまちをつくる」「市民みんなが行動するまちをつくる」を掲げ、それらを統合するまちの将来像を「環境負荷の少ない、人と自然が共生する、良好な環境が持続的に発展するまち」として設定している。

平成27年度環境省事業の「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業に取組み、地域資源を活用すると同時に地域課題の解決を目指す。この事業は、同じ地域課題を持った2市と連携し、家畜排せつ物を活用した低炭素・循環型農畜産業システム、木質バイオマス資源を利用した発電・熱供給システム、再生可能エネルギーを用いた電動アシストレンタサイクルシステムの構築を行う。

平成28年1月現在で、町内に100箇所以上に合計200基以上のリサイクルステーションを設置し14品目の回収を行っている。また、使用済小型家電の回収も行っており、町内3箇所に専用ボックスを設置し、15品目を回収している。

木の駅プロジェクト事業を推進し、木質バイオマスエネルギーの地産地消を図り、低炭素・循環・自然共生の地域社会の実現を目指している。

木質バイオマス系循環資源等への再資源化を促進し、廃棄物発電の有効活用。

(14) 「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」の具体的な内容や効果の把握の状況については、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「〇〇市→市」、「〇〇会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

地元の豊かな自然環境を保全することを目的に、2014年に国立公園が指定され、観光客が増加して、経済に好影響を与えていている。

バイオマスや循環資源の活用、豊富な地下水のアピールによる移住・定住促進、世界遺産登録を目指した草原維持再生。

リサイクル関連事業等の施設整備は、環境保全へ貢献するとともに、雇用の創出により地域経済へ貢献している。

再生可能エネルギーに対する投資効果。

エネルギーの地産地消のモデルをつくるエコタウンプロジェクトでは、既存住宅への太陽光発電設備や省エネ設備の導入を集中的に進めるモデル街区を設け、それら設備の導入促進に当たり、住民と事業者を繋げる様々な取組を行った。その結果、重点実施街区の設備導入の9割以上が県内事業者（県内支店を含む）による施工となり、また、平成24年度からの3年間の県内経済効果は2億円になるなど、地元事業者を活用した地域経済活性化につながる取組となつた。

県内において、自伐林家等が搬出した木材を地域通貨券で買い取り、木材は燃料として利用されている事例が見られる。

事業者による、温室効果ガス排出削減に向けた省エネルギー・環境マネジメント構築等の取組について、コスト削減や経営改善につながる、とする事業者の意見が聞かれること。

事業者を対象に実施した環境意識調査（H27.2）では、環境に配慮した取組を経営の重要な要素として認識している事業者が約90%にのぼり、約6割が、省エネ・省資源対策などの取組を実施しており、経済活動における環境配慮が環境保全のみならず、経済活動自体のためにも重要であることが明確化してきている。また、産学官共同による環境研究や技術開発など、環境と経済の好循環を目指す××独自の取組が進められている。

次の取組みを実施しており、「環境・経済・社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれていることを実感している。環境配慮契約（電力調達環境配慮方針）。グリーン購入（環境物品調達方針、グリーン購入ネットワーク）。金融のグリーン化（環境保全施設等設備資金融資、エネルギー対策特別融資、長期優良住宅推進プロジェクト）。

新たな循環ビジネスの事業化のための調査検討や先導的なリサイクル施設の整備等に対する補助を行っている。これにより、めっき廃液から重金属を回収して再利用するビジネスモデルが構築され、また、食品廃棄物から家畜の飼料や肥料を製造し、再利用するバイオマスの地域内循環の取組が進められている。

当県は県土の8割以上を中山間地域として位置づけられており、農林業を中心とした1次産業の活性化と環境の保全は切り離せない状況にある。
本県には、再生可能エネルギーの一つである木質バイオマスが地域資源として豊富に存在している。平成27年度に、これらを原料とする県内初の木質バイオマス発電所が完成・稼働しており、林業の振興や新たな雇用の創出に寄与している。
本県内において、使用済小型家電のリサイクルなどのよう、循環型社会ビジネスの振興に向けた取組が図られているため。
環境分野における需要の創出を通じたビジネスチャンスの拡大。環境分野における市内企業の技術革新(イノベーション)推進。新興国等での環境対策の支援と環境ビジネスの海外での戦略的展開。
当団体のEV普及施策の基本方針の一つである「需要創出とインセンティブの付与」の一環として、EV、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車等の次世代自動車に対する補助制度を実施することで、市内における次世代自動車の登録台数は着実に増加しており、運輸部門からの二酸化炭素排出量の削減効果が期待される。
本市では、公害問題に取り組んできた結果として、世界に誇れる環境技術やノウハウが多数蓄積され、そこで培われた「環境」と「産業」の高度な調和により、新たな産業の創出など環境先進都市へと変貌を遂げている。(詳細は以下URLを参照。)
本市で実施している太陽光発電等への補助金やその他啓発等施策により、再エネや省エネ機器の導入が促進され、地域への経済効果が想定される。
当団体の将来像を記した計画では、産業連関表と人口推計・生活時間・CO ₂ 排出量などをモデルを使って計算(試算している) また、現在、環境基本計画の改定作業をしており、課題を整理する中において、環境は経済・社会と複合的に関係していることを感じた。
ハイブリッドカー。廃棄物によるバイオマス発電、太陽光発電。木質ペレットストーブ。今後、普及啓発して、環境配慮型契約、グリーン購入を推進を図る。
3Rや地域再生エネなど環境と経済が連携した事業事例など目にする機会が多い。
FITを契機として、再生可能エネルギーに取り組むことが、地球温暖化対策と共に省エネや節約につながり、それが設備価格の下落等にもつながるように促されていること。
LED等の環境負荷が小さい製品への買替え等による好循環。
グリーン購入法が施行された平成13年から現在にかけて、国等においては特定調達品目の調達実績が大幅に増加し、近年は調達率90%以上と非常に高い水準を保っている。そして、それに伴い、環境配慮型物品の市場占有率は順調に拡大していて、このことは環境と経済の好循環が生まれている結果だと考える。
ハイブリッドカーや電気自動車など、モータリゼーションの技術革新。
当団体のプロジェクトでは、里山保全という環境面と木質チップの地域循環(地産地消)、それに商品券による地域経済の喚起という好循環が生まれています。
環境産業の活況。
観光分野において、環境に恵まれていること(景観、パウダースノー、新鮮な水、空気など)が国際リ

ゾート地としての地位を向上させ、さらに多くの観光客が訪れるようになっている。外国人宿泊各数は 10 年前から約 10 倍に達している。

固定価格買取制度により太陽光発電設備の設置が進み、資材の価格が下がることでさらに設置が増加している状況から、好循環が生まれていることを実感する。

固定買取制度による再生可能エネルギーの発電所の増加。時勢に応じた国の補助制度による事業所の環境関連事業への取組、補助事業によって生じた業務による市内業者の業務増加。

高齢化や過疎化が進む地域に植物栽培工場を整備し、農業の6次産業化を推進しており、地域の特産品化や雇用創出を図るとともに、健康長寿都市を目指している。

再生可能エネルギー(太陽光発電)施設整備などは、公共だけでなく、民間事業者、一般住宅へと大きく広がりをみせており、当市においても設置戸数は伸びている。

再生可能エネルギー固定価格買取制度の発展は、「環境と経済の好循環」の象徴だといえる。

市域の地球温暖化対策を推進する地球温暖化対策地域協議会との協働により、再生可能エネルギー施設の普及促進を目的として、市内の住宅に「太陽光発電システム」「エネファーム」「HEMS」を設置または、設置された住宅を購入した人に、地元の農水産物等を取扱う店舗の商品券と交換できるエコポイント券を発行する「よこすかエコポイント事業」を実施した。

市内でも太陽光発電設備が普及し、再生可能エネルギー自給率が上がると共に、市内外の設備事業者の仕事が増えている。また、省エネリフォーム減税においても同様のことと言える。

次世代自動車の普及。電気自動車もかなりの頻度で見かけるようになった、また、急速充電器の整備も進められている。環境配慮型商品の創生による新たな需要の喚起であるを感じている。その他、住宅用太陽光パネルやエネファーム、高効率給湯器も同様。

主に太陽光発電システムの需要の増加とそれに伴う開発の増加

住宅用太陽エネルギー利用機器設置助成金の申請が増加したため

省エネ対策やごみ減量化対策を実施することで、経費削減につながっている。

水質改善の向上、自然再生における住民の理解、地球温暖化対策における太陽光エネルギーの導入。

太陽光発電設備等の低価格化や各種補助金による省エネ設備等への投資がしやすくなっていること。

代表的な取組み例として、再生可能エネルギー導入、ヒートアイランド対策に配慮した建築物の建設、農業分野における地産地消の取組みなど。

地ビールの販売。地域の物を使ってビールを造り、量り売りやリユース瓶で販売。未利用資源の活用や、容器や包装ごみの削減が出来る。

地域資源活用でエネルギー自給 100%を目指すなど、各自治体が独自の取組みを進めている。環境と経済の好循環する活力ある地域づくりの必要性を感じている。

地球温暖化対策機器設置費補助事業(太陽光発電システム、HEMS、燃料電池、リチウムイオン蓄電池、太陽熱利用システム、電気自動車充給電設備)を行なっているが、毎年度申請総額が予算を上回る状態が続いているため。

地元の温泉地にバイナリー発電所が設立され、売電することにより一定の経済活動が新しくスタートできていること。
地方自治体の環境部門と地域金融機関が連携をとっている取組。
定量的に把握しているわけではないが、省エネ家電製品に買い換える者への補助等を実施することで、消費者の購買意欲を促進し、環境と経済との好循環が生まれているように感じる。
平成25年度から本市では環境経済部を組織し、環境と経済の好循環を目指すための取組みが創出されるようになった。
豊かな自然環境を観光資源として活用したエコツーリズムや農産物を活用した6次産業化など、地域独自の資源を発掘、保全、活用を図る声があることから、各地に数多く存在する地域の活性化に繋がる地域資源の活用を進めています。
当団体の低炭素社会システム実証プロジェクトで検証された取組が、民間のスマートタウン開発に実装されつつある。
毎年初夏にイベントを実施している。イベントには市内外から約4万人が訪れ、散策コースにおいて地元のホタルの飛翔を観賞する。ホタルが生息できる良好な河川環境を保全し、本市の魅力を発信し、多くの来訪者を呼び込むことが、自然環境保全の啓発と、地域の活性化に繋がっている。そしてそれらが、良好な河川環境の更なる保全に繋がるという好循環が生まれている。
未利用材を活用した経済循環では、昨年度約500トンの未利用材がペレットとして使われている。その中で利用された地域通貨の約150万円が地域で使われた。また、石油製品の代替であるペレットの活用によって二酸化炭素の排出が抑制されるとともに、石油製品の購入で町外に流れていったがお金が地元企業に落ちている。BDFについても、石油製品の代替であるBDF約15,000リットルの活用によって二酸化炭素の排出が抑制されるとともに、石油製品の購入によって町外に流れていったがお金が地元NPOに流れている。
民間事業所での省エネ等への取組が懸命にされており、その動きが環境向上に結び付いている。
木質バイオマス利用によるCO ₂ 削減と燃料費の節減。
木質ペレットの製造について、市内で生産が行われている。
例えば木についてのプロジェクトによる林地残材等の搬出による地域通貨発行など。

(15)　　国の第四次環境基本計画に掲げられた「持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり、基盤整備の推進」分野に関する、国の支援（補助金）を活用した事業について、実施中又は実施したことのある場合、具体的にどのような事業か、どのような成果かについては、以下のような回答が挙げられた。

※主なご回答をとりまとめたものである。

※基本的に回答の原文をそのまま利用しているが、回答自治体がわかる回答については、一部削除・置き換え（「○○市→市」、「○○会議→会議」など）を行っている他、複数記載されており他との重複がある場合は、意味が変わらない範囲で削除等を行っている。

「合併処理浄化槽設置整備事業」により、公共用水域の水質汚濁防止を図っている。
「循環型社会形成推進交付金」を活用して、市町村の一般廃棄物処理施設を整備している。リサイクルセンター、熱回収施設の整備等により、循環型社会の形成を図っている。
「浄化槽設置整備事業」生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を目的とし、浄化槽を設置するものに対し補助金を交付するものである。生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与する。
「森林・山村多面的機能発揮対策交付金」事業。荒廃が進行している里山林の多面的機能を発揮させるために、地域住民が中心となった民間協働組織(活動組織)が実施する、地域の森林の保全管理・資源利用の取組に対し、一定の費用を国が支援。放置竹林の整備が進み里山景観が向上した。伐採した広葉樹を薪に利用した。森林環境学習を通じて子供たちが自然にふれあう場が増えた。
「地域環境保全対策費補助金」を活用し、①公共施設省エネ改修事業、②事業所省エネ改修等支援事業等を実施した。①については、一般市民の利用が多い保健所などの公共施設について、蛍光灯定期交換や冷暖房機器の取替など複数の省エネ改修を組み合わせて実施し、②については、事業者が行う省エネルギー設備等の導入や省エネルギーのための改修工事を支援した。これらの事業により、温室効果ガスの削減に取り組むとともに、市民や事業者に対して地球温暖化防止に向けた取組みの重要性を啓発した。なお、補助金活用事業全体の経済効果は3年間の合計で約17億円である。
「防災拠点再生エネルギー導入事業」 市の防災上の避難場所に再生可能エネルギーである太陽光発電設備、非常用蓄電設備を設置することで、災害に強く、低炭素な地域づくりを推進している。
【下水道における再生可能エネルギーの導入促進】(国土交通省)平成26年度、国土交通省の社会資本整備総合交付金を活用し、循環型社会の構築及び地球温暖化防止に寄与し、未利用の消化ガスを有効利用するため、××市〇〇下水処理場に汚泥消化ガス発電設備(25kW)を3台導入した。下水処理場では、排出汚泥の量を削減するために、消化設備を導入している。排出汚泥量の削減には貢献しているものの、消化工程で発生する消化ガスの利用は一部に留まっていたため、再生可能エネルギーの有効利用の一環として、消化ガス発電設備の導入に至った。このことにより、年間47万kWhの電力を発生する見込みで、下水処理場の消費電力量の約7分の1を賄える。温室効果ガスの削減効果は年間約350tとなる。また、環境への取り組みを多くの方に知つてもらおうと、消化ガス発電設備の愛称を市内の小学生から募集した。その後、愛称の優秀賞の表彰式を兼ねた発電開始式を大々的に執り行い、多くのメディアに取り上げられた結果、多くの市民の方の環境意識を高めることに貢献できた。平成27年度にはさらに2台の消化ガス発電設備を導入する予定で、年間90万kWhの電力削減、温室効果ガスの削減効果は年間約650tとなる見込みであり、より一層の環境への貢献が見込まれる。
【循環型社会形成推進交付金 浄化槽設置整備事業】 合併処理浄化槽の設置費用の一部を助成することで普及促進を図り、生活雑排水による公共用水域の水質汚濁を防止している。現在、継続中の事業である。
【再生可能エネルギー等導入推進基金事業】災害に強く環境負荷の小さい地域づくりを目的とする

国からの補助金を活用して、避難所や防災拠点への再生可能エネルギー等の導入を推進することができた。(例)県有施設への導入:特別支援学校 2 校に太陽光発電設備及び蓄電池を設置した。

«事業概要»集落活動の担い手が減少している集落を応援するため、生活道の草刈や水路の清掃、運動会等の地域行事の支援を希望する集落と、その集落をボランティアで応援したい企業、大学、NPO等をマッチングさせ、都市と集落の交流を支援する。«事業実績»平成 26 年度:支援集落数 12、参加応援団(延べ)33 平成 27 年度:支援集落数 14、参加応援団(延べ)44 ※H28.2 現在
«事業成果»本事業は、集落環境の維持・保全等が困難な地域に対する直接的な人的支援であり、環境維持の面からも地域への貢献度は高い。また、応援団においてもボランティア活動を通じた集落との交流機運が高まっており、参加数は増加傾向にある。

GND基金を活用して、保健センターに太陽光発電システム、中学校に太陽光発電システムと蓄電池を設置。災害での停電時に救護所として活用する計画になっている。

再生可能エネルギー等導入推進基金事業。地震等による大規模な災害に備え、国の補助制度(グリーンニューディール基金)を活用し、避難所や防災拠点等において、非常時に必要なエネルギーを確保するために、再生可能エネルギーと蓄電池の導入等につなげている。

電気自動車急速充電設備設置費補助事業・次世代自動車充電インフラ整備促進事業。グリーンニューディール基金事業により太陽光発電施設を設置。

二酸化炭素の排出抑制対策事業費等補助金(防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業)を実施した。小学校3校に太陽光発電 10Kw 及び蓄電池 15kw を設置した。これらのことから、災害時のエネルギー確保による市民の安全安心及び、再生可能エネルギーの利用(年間 33, 000kwh 程度予定)による成果が得られた。

本市の環境基本計画において自然環境上重要と位置づけている地域の一部について、社会資本総合交付金を活用し土地の取得を行った。土地を取得することで持続的な保全を図る余地が広がった。

①森林環境保全整備事業【実施中】 森林所有者等が実施する植付け、下刈り、間伐、路網整備等の森林整備に対して、「森林環境保全整備事業」により助成するもの。適切な森林施業の実施により、森林が健全な状態に保たれ、林産物の供給はもとより、水源の涵(かん)養、山地災害の防止等、多面的機能の発揮に貢献している。②農業競争力強化基盤整備事業(農地整備事業)【実施中】(事業主体:県) ほ場整備は、小さな面積で分散した不整形な農地を集め、併せて用水路や排水路、農道などを総合的に整備することにより、大型機械の導入を可能にし、農業の生産性を向上させるもの。また、耕作放棄される農地や無秩序な土地利用を防ぎ、農村の振興や景観の保全などにも貢献している。③多面的機能支払交付金【実施中】(事業主体:活動組織) 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など地域の共同活動を支援することにより、洪水や土砂崩れの防止、自然環境の保全、美しい風景の形成など、農業・農村が有する多面的機能が適切に発揮される。④× × 產品販売促進専門員育成事業【実施中:農産物の地産地消関係】 地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、現在失業状態にある求職者に対し、雇用機会を提供した上で、× × 県產品の幅広い知識や販売手法を、OFF-JT 及びOJTにより習得させことにより、即戦力となる

販売専門員を育成する。
①生活雑排水の適切処理のための合併処理浄化槽設置費用について補助を行う浄化槽普及推進事業。生活雑排水処理については下水道の他いくつかあり、合併処理浄化槽設置を推進したことによる定量的評価はつきないが、周辺環境には良い成果はある。②災害により発生する停電に対し避難所へ必要な電力を供給する目的で設置する太陽光発電施設及び蓄電池へ補助する再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金事業。平時においても当該施設では太陽光発電施設を稼働させており、温室効果ガス削減に貢献している。
GND 基金事業を利用し、避難所や防災拠点として中学校、総合体育館、庁舎を対象に、災害等の非常時に必要なエネルギーを確保するため、再生可能エネルギーの導入をおこなった。
GPP 事業を実施し、市内の木質バイオマスや BDF を活用したボイラの導入可能性調査を行い、木質バイオマスについては、課題はあるものの、導入の可能性があることが分かった。
H25年度、総務省の地域経済循環創造事業交付金を活用し、県内企業が実施するバイオディーゼル燃料製造設備の整備に対する補助を行った。これにより、高品質なバイオディーゼル製造が可能になり、廃食油をエネルギー資源として地域で循環させる取組が進んだ。
グリーンニューディール基金を活用し、公共施設に太陽光発電と蓄電池を設置予定。
グリーンニューディール基金事業を活用し、市内各所に LED 避難誘導灯を設置した。
グリーンプラン・パートナーシップ事業の補助金を利用して、町内の児童館に太陽光発電システムと蓄電池設備を設置した。児童館の建て替えも相俟って利用者は前年度比で大幅に増加した。
グリーンプランパートナーシップ事業(超小型モビリティ関係) 地域の低炭素化だけでなく、活性化にも効果が得られている。
グリーンプランパートナーシップ事業を平成26～28年度にかけて実施中。この事業に伴う社会・経済的效果については、事業途中であるため、具体的には出ていないが、当事業により平成28年度には木質バイオマスボイラーの導入が予定されており、この導入に伴い、町内に木質バイオマスボイラー勉強会を設立。木質ボイラーについてのノウハウの町内での定着に努めている。
再生可能エネルギー設備導入事業として、災害時に防災拠点、避難所として指定されている施設に太陽光発電及び蓄電池等を設置した。災害時だけでなく、通常時でも積極的に発電分を使用してもらうことで、二酸化炭素の排出量の削減につながる。
再生可能エネルギー等導入推進基金(グリーンニューディール基金)を活用し、市内の地域防災拠点施設2か所に太陽光発電と蓄電池を導入した。(H28. 1月設置)災害時のみならず発電した電力は自館で使用するため、節電効果についても期待している。
再生可能エネルギー等導入推進基金を起債。平常時における低炭素化を図るとともに、災害時にも防災拠点として機能しうる電力を確保。
再生可能エネルギー等導入推進基金事業を平成24年度から平成28年度までの予定で実施中であり、災害時の拠点施設等に対して太陽光発電や蓄電池等の設備を設置している。
再生可能エネルギー等導入地方公共団体支援基金を活用し、地域に根ざしたハイブリット防災拠点導入を図った。

<p>バイオマス都市構想。現在様々な意見を取り入れるために分科会等を利用し、意見集約を行っている。知恵を絞って、具体的取り組みに来年度以降取り組む予定になっているので、現段階での成果はない。</p>
<p>プロジェクトについては、その効果として薪という木質バイオマスを活用した温暖化対策効果のほか、エネルギーの生産過程から学ぶことができ、環境教育という観点でのはたらきもある。更にエネルギーの地産地消や過疎地域への若者を中心とする交流人口の増加といった効果も考えられている。市が直接国の支援を受けたわけではないが、NPO 法人とコンソーシアムを結んでいる</p>
<p>マテリアルリサイクル施設を建設。剪定木の再資源化により、焼却ごみの減量が期待される。</p>
<p>汚泥再生処理センター整備事業。クリーンセンター(し尿処理施設)は稼動より26年が経過し、各設備、機器の老朽化が著しい状況にあるが、適正処理を維持するため、脱水方式等の見直しによる設備の更新と汚泥搬出のための施設改造を行い、施設延命化と運転管理の合理化による経費削減を図る。</p>
<p>温泉地域地熱利用理解促進事業。平成 26 年度: 地域住民への地熱開発への理解促進のため有識者による講演会、先進地視察を行った。平成 27 年度: 26 年度の結果、地域住民の地熱開発を利用した集客について機運がたかまつたことから、27 年度は事業可能性の調査を行うとともに地域振興計画の作成を行った(外部委託)</p>
<p>下水道事業、公共施設への太陽光発電の設置、資源ごみの集団回収。下水道事業により、集落の衛生環境は格段に向上了し、河川には螢が戻った箇所が多数ある。</p>
<p>家庭用太陽光発電施設の設置補助。具体的な成果等は不明。</p>
<p>各公共施設に、蓄電池を設置した。</p>
<p>環境と経済の好循環のまちづくり事業によって太陽光市民共同事業が創出された。これにより市民主導の再エネ事業による環境と経済の好循環のモデルを構築できた。</p>
<p>環境のための地球規模の学習及び観測プログラム事業への参加(平成13年度、平成14年度)。</p>
<p>環境学習施設(風力発電施設、太陽光発電施設、環境学習パネル等)を公園に設置し、来園者、近隣在住・在勤者・来街者に対し、再生可能エネルギーを紹介。風力・水力発電施設でつくられた電力は、発電量を環境学習パネルに随時表示するとともに、公園内の照明等で利用することで、公園維持管理費の節減に寄与。</p>
<p>環境省グリーンプランパートナーシップ事業補助金(平成 26 年度～28 年度)実施中 公共施設へ太陽光発電設備の設置や公共施設の省エネ設備等の導入により、年間二酸化炭素削減量 420 トンを想定している。また、木質バイオマスを利用したペレットストーブ増設計画により、新たな産業の創設、雇用促進、市民への省エネ普及に繋げている。</p>
<p>環境省の低炭素都市形成計画策定モデル事業により構想を策定し、同構想に基づいて水素ステーション整備などのモデル事業を実施して、低炭素化に向けた環境産業の振興を推進している。</p>
<p>経済産業省の「H24 年度補正: 次世代自動車充電インフラ整備促進事業」により、電気自動車急速充電器を市役所へ設置した。H26 年度中に工事し、H27.4.1 より使用開始した。使用実績は増加傾向にあり、27 年 12 月は 50 件／月。</p>

公の施設への太陽光発電施設の整備による、持続可能な社会を実現するための基盤整備を行った
公民館と小学校の複合施設で災害時には市庁舎の代替施設及び避難所として活用される施設に太陽光発電システム及び蓄電池を設置し、再生可能エネルギーの導入に加え、環境教育に寄与する。
災害時に拠点となる施設に太陽光発電設備を設置し、災害時の非常用電源の確保のほか、化石燃料による電気使用量を削減及び防災意識の向上に効果があった。
災害時の一時滞在施設及び臨時避難所となる複合施設(公民館、出張所、児童センター等)の建設に当たり、再生可能エネルギー等導入推進基金事業及び再生可能エネルギー熱利用加速化支援対策費補助金を活用し、太陽光発電設備、蓄電池、地中熱利用空調システムの導入を行った。省エネルギーによる温室効果ガス排出量の削減、光熱費削減のほか、災害に備えた施設整備を行うことができた。
三市で協働し、再生可能エネルギーの発掘、計画策定に現在取り組んでいる。
住宅用太陽光発電システムを設置する個人に対して、経費の一部を補助することにより、新エネルギー活用の普及促進を図り、もって地球温暖化防止を推進する。
住宅用太陽光発電導入支援補助事業　日照量の多い地域であるため、多数の家庭に普及し、経済的な効果はあった。また、事業終了後も設置者が多いことから独自で補助事業を行っている。
循環型社会形成推進交付金(浄化槽)
循環型社会形成推進交付金を活用した焼却施設の適切な解体と跡地利用による資源ごみ分別の促進。
小規模地方公共団体におけるLED街路灯等促進事業における補助により、市内の街路灯をリース方式でLED照明に更新した。成果として、街路灯による温室効果ガスの排出量が前年度比177,341.46kg-CO ₂ 削減できた。
消費者庁の消費者行政活性化事業補助金を活用して、食べることの楽しさや、食べ物の大切さを忘れない心を育み、食べ残しによる食品ロスを減らすため、食品ロス削減啓発用紙芝居「みんなでおいしくいただきます！～お皿ピカピカ大作戦！～」を作成した。保育士を中心としたプロジェクトチームが現場での実体験を基に作成し、園児が身近に感じられる内容となっている。作成した紙芝居は、市内の全市立及び私立保育園・幼稚園に配付することで、園での生活の中で日常的に使用してもらうとともに、データをホームページ上に掲載し、全国でも使用できるようにした。本市の各市立保育園で年1回実施している園児を対象とした参加型環境教育により変化した園児の意識を継続させる狙いがあることから、今後紙芝居による効果を検証していきたい。
浄化槽設置整備事業。生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため。
森林整備に関する事業。山林の除間伐や再造林など森林整備を進めることができが国土保全につながっている。
生活排水浄化対策推進事業。事業継続中。
生物多様性保全推進支援事業、里地・里山の生物多様性を保全するため希少生物が生息する保護池を池干しし、ため池の改修工事を実施。また、里地・里山の森林整備をするとともに、生物調査も実施し、水循環系を維持する取組みを行った。またそれらの活動を啓発する環境フェスティバルも

実施した。
総務省の「分散型エネルギーインフラプロジェクト・平成27年度マスター・プラン策定団体」採択され、地域バイオマス資源(間伐材等、家畜排せつ物、下水道汚泥)を活用した地域PPS事業及び小規模エリアにおける熱利用の可能性調査を実施中。
総務省の地域資源・事業化支援アドバイザー事業を活用して、再生可能エネルギーの導入拡大に向けた方策を検討している。
多面的機能支払制度により、農地・農業用水等の良好な保全活動を地域ぐるみで行う集落への支援を実施／中山間地域等直接支払制度により、平坦地との生産条件の格差を補填するため、中山間地域等における農業活動への支援を実施／県内各地における「食と農の見学・体験学習会」の開催(地域の農業生産者、生産グループと連携した農作業体験、地元食材を使用した調理体験等の機会の提供)／県と企業、県の森林組合連合会との林業に関する包括連携協定に基づき、未利用間伐材を木質バイオマスボイラーで発電だけでなく熱源としても利用する取組への支援を実施。間伐材の需要増加による「林業の収益性の向上」、重油利用の大幅な削減による「地球温暖化の防止」、県内の製造業者が開発した木質チップ製造機による「新たな分野での販路拡大」、購入電力量の削減に伴う「エネルギーコストの削減」の効果がもたらされた。
太陽エネルギー利用機器設置助成金制度　太陽光発電の設置による申請があった。
太陽光発電設備の設置に係る補助金を活用し、市民や事業者への啓発につながった。
太陽光発電設備の設置補助。普及拡大の成果があった。
大規模HEMS情報基盤整備事業。経済産業省の大規模HEMS情報基盤整備事業のモニター地域として約2100世帯にシステムを設置し、各家庭の電力データを一元的にクラウド管理する情報基盤のシステムを構築に参加。事業のモニター向けに、HEMSの省エネサービス以外に、各モニターのニーズに応じて、「クーポンやポイントを利用した来店サービス」など、暮らしを便利で豊かにするサービスを提供している。開始間もないため、成果の集計が完了していない。
地球温暖化対策として再生可能エネルギー等導入推進基金事業を利用して町施設に太陽光発電を導入し、当初の想定通りの温室効果ガス削減効果が得られた。
町営の自治体病院の立替えに伴うチップボイラー導入事業(院内暖房設備)　森林組合と連携し町内の未間伐材の有効活用に取り組み、燃料となるチップの購入は森林組合から行うことで、循環資源の地域内での積極的な活用と冬季間の雇用確保につながっている
電気自動車用急速充電器の設置。
当団体が実施している事業は、都市で生活している子供たちに、四季それぞれの季節の中で営まれる農村の生活を農家民泊によりそのまま体験しながら相互交流を行う。東日本大震災時の影響で受入数が激減したが、平成28年度は震災前を超える約4千名を受け入れ予定。
当団体が実施している事業は、単に新エネルギー機器を導入したり、校舎を省エネ化する施設整備に尽きる事業ではありません。学校の校舎、校庭などをエコ改修するのはもちろんのこと、そのプロセスを通じて、民・官・学が一緒になって、学び、考え、協働し、そして地域一丸となって、地球温暖化防止を実践していく事業です。　改修後の学校では、生徒達は環境に配慮した技術の効果を日々

の学校生活を通して学ぶことができると共に、外部からの視察を受入れるなど、環境教育の拠点となっています。

特定地域再生計画策定事業。廃棄物調査やごみの減量に向けて専門家を交えた委員会を開催。また、環境を学べる場の創設に向けた調査を行った。

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(電動式塵芥収集車導入補助事業)H24年度電動式パッカ車1台導入。従来車に比較して燃費約2割の向上となり、収集時の静穏化と排出ガス抑制に大きな効果あり。

農業分野におけるバイオマスの活用(バイオマスボイラー、バイオマス燃料)による低炭素社会の構築と農業生産性向上のための調査事業(事業実施中)

農産物の地産地消を行い地元農家より直接農産物を買取り町の活性化を図っている。

避難所への太陽光発電設備の導入。

文部科学省・国土交通省共同の実証実験事業である、「スーパー エコスクール」に採択され、現在改築中である。新校舎完成後には、琵琶湖の湖陸風等の多様な自然エネルギーを組み合わせた環境配慮型施設である特色を生かした環境学習も計画しており、地域の先駆的モデルとなることも期待されている。

平成25年度に認定を受けた国土交通省の「超小型モビリティ導入促進事業」として、交通の低炭素化、高齢者等の移動支援のため、新たな社会交通システムとしての超小型モビリティの活用方法等を、社会実験を通じて検証を実施しており、超小型モビリティをシェアリングやレンタル等の手法で活用し、地域の公共交通を補完する移動手段とするため、事業としての社会実装を目指している。

平成27年度「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業の地区選定を受け、この事業のメニューとして、地元木材産業研究会を立ち上げ、林業・木材産業の振興と地元木材の需要拡大を図ることにより、低炭素社会の実現に向け取り組んでいる。森林・林業・木材産業は本市の基幹産業であり、この分野の振興を図ることにより、「環境、経済、社会の統合的な向上」や「環境と経済の好循環」が生まれる。

平成27年度は二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(防災拠点等への再生可能エネルギー等導入推進事業)を実施し、市内の公共施設2施設に太陽光発電設備と蓄電池を設置した。

平成27年度環境省事業の「低炭素・循環・自然共生」地域創生実現プラン策定事業に取組み、地域資源を活用すると同時に地域課題の解決を目指す。この事業は、同じ地域課題を持った2市と連携し、家畜排せつ物を活用した低炭素・循環型農畜産業システム、木質バイオマス資源を利用した発電・熱供給システム、再生可能エネルギーを用いた電動アシストレンタサイクルシステムの構築を行う。

平成元年度に造成した環境保全基金を活用し、環境教育・学習に関する情報提供・活動支援の拠点である、環境活動支援コーナーをNPOと協働、連携して運営している。環境アドバイザーによる支援を通じて、地域全体の環境学習、教育を促進している。

本市の小中学校向けの認定制度である市の学校版ISO(PDCAサイクルを用いた環境負荷低減)を市内全校へ導入するため、国の緊急雇用創出事業を活用し環境学習支援室を平成23年度に設置

した。平成 24 年度からは事業を一般化し、学校版 ISO の導入の他、小中学校の環境学習に関する支援を行っている。平成 27 年度においては、市内全小中学校のうち、約 3 分の 1 が認定を受け、児童生徒が節電や節水、ごみの減量化に積極的に取り組んでいる。また、総合学習や社会等の教科教育に対する講師派遣を実施しているが、年々、学校からの派遣依頼も増えてきており、小中学校における環境教育・環境学習の推進に寄与している。

未利用熱の公共施設への有効活用

木質バイオマス(ペレット)製造施設建設事業

有機の里 × × 村推進事業 ・低農薬、低化学肥料実現農家(エコファーマー)を増やすことにより、他地域との差別化を図ることにより、農家の所得向上が図られた。

里山の保全、環境保全型農業の研究